

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案新旧対照条文 目次

第一章 法務省関係

一	外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）	1
二	担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）	2
三	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）	4
四	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）	5
五	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）	6
六	商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）	7
七	民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）	21
八	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）	25
九	会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）	75
十	破産法（平成十六年法律第七十五号）	80
十一	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）	82
十二	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）	83
十三	信託法（平成十八年法律第八号）	110

第二章 内閣官房関係

一	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）	112
二	日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）	118
三	日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）	119

第三章 内閣府関係

第一節 本府関係

一	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）	120
二	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）	125
三	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）	126

第二節 金融庁関係

一	無尽業法（昭和六年法律第四十二号）	129
二	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	130
三	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）	144
四	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）	148
五	船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）	154
六	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）	168
七	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	197
八	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）	221
九	金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）	237
十	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）	241
十一	協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）	243
十二	保険業法（平成七年法律第五十号）	251
十三	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）	373
十四	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十号）	393
十五	保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）	440

第四章 総務省関係

一	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）	445
---	--------------------	-----

二	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）	446
三	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六六号）	449
四	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）	450
第五章 財務省関係		
一	会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）	452
二	企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）	454
三	減額社債に対する措置等に関する法律（昭和二十三年法律第八十号）	456
四	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）	458
五	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）	459
六	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	472
七	電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）	489
八	日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）	491
九	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	493
十	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）	495
十一	株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）	496
十二	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）	498
第六章 文部科学省関係		
一	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	499
二	宗教学法人法（昭和二十六年法律第二百六十六号）	507
第七章 厚生労働省関係		
一	消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）	511
二	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）	528

三	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	538
四	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）	542
五	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）	549
六	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）	551
七	医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十九号）	552

第八章 農林水産省関係

一	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）	554
二	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）	555
三	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	572
四	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	590
五	森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）	594
六	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百十八号）	614
七	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	616
八	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）	629

第九章 経済産業省関係

一	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）	631
二	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）	644
三	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）	645
四	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）	659
五	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）	663
六	技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）	668
七	割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）	681

八	商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百一十一号）	682
九	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）	691
十	中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）	695
十一	日本アルコール産業株式会社法（平成十七年法律第三十二号）	697
十二	株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）	699
十三	有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）	701
十四	株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）	705
十五	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）	706
第十章 国土交通省関係		
一	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）	711
二	内航海運組合法（昭和三十三年法律第六十二号）	715
三	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）	720
四	中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）	722
五	東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第八十八号）	724
六	成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）	726
七	高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）	728
八	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）	730
九	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）	732

第一章 法務省関係

一 外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律(明治三十一年法律第十四号)

改正案	現行
<p>(商業登記法の準用)</p> <p>第四条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十四号及び第十五号を除く。)、第二十六条、第二十七条、第二百二十八条、第二百二十九条、第三百三十条第一項及び第三項、第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条から第四百四十八条までの規定は、日本に事務所を設けた外国法人の登記について準用する。</p>	<p>(商業登記法の準用)</p> <p>第四条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十六条、第二十七条、第二百二十八条、第二百二十九条、第三百三十条第一項及び第三項並びに第三百三十二条から第四百四十八条までの規定は、日本に事務所を設けた外国法人の登記について準用する。</p>

改正案

現行

<p>（社債権者集会の招集等）</p> <p>第三十一条 社債権者集会についての会社法第七百十七条第二項、第七百十八条第一項及び第四項、第七百二十条第一項、第七百二十九条第一項、第七百三十一条第三項並びに第七百三十五条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同法第七百十七條第二項中「社債管理者」とあるのは「担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約（以下単に「信託契約」という。）の受託会社」と、同法第七百十八条第一項及び第四項並びに第七百二十九条第一項本文中、「社債管理者又は社債管理補助者」とあるのは「又は信託契約の受託会社」と、同法第七百二十条第一項及び第七百二十九条第一項ただし書中「社債管理者又は社債管理補助者」とあり、並びに同法第七百三十一条第三項並びに第七百三十五条の二第一項及び第三項中「社債管理者、社債管理補助者」とあるのは「信託契約の受託会社」と、同条第一項中「について（社債管理補助者にあつては、第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意をすることについて）」とあるのは「について」とする。</p>	<p>（社債権者集会の招集等）</p> <p>第三十一条 社債権者集会についての会社法第七百十七条第二項、第七百十八条第一項及び第四項、第七百二十条第一項、第七百二十九条第一項並びに第七百三十一条第三項の規定の適用については、これらの規定中「社債管理者」とあるのは、「担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社」とする。</p>
--	---

(社債権者集会の議事録)

第三十三条 受託会社は、社債権者集会の日から十年間、会社法第七百三十一条第一項の議事録又は同法第七百三十五条の第二項の書面若しくは電磁的記録(次項各号において「議事録等」という。)の写しをその本店に備え置かなければならない。

2 社債権者は、受託会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 議事録等の写しが書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 議事録等の写しが電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(社債権者集会の議事録)

第三十三条 受託会社は、社債権者集会の日から十年間、会社法第七百三十一条第一項の議事録の写しをその本店に備え置かなければならない。

2 社債権者は、受託会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録の写しが書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録の写しが電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

改正案

現行

<p>（弁護士法人の入会及び退会） 第三十六条の二（略）</p> <p>2 弁護士法人は、所属弁護士会の地域外に法律事務所を設け、又は移転したときは、法律事務所の新所在地（従たる法律事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる法律事務所の所在地）においてその旨の登記をした時に、当該法律事務所（従たる法律事務所）を設け、又は移転したときにあつては、当該法律事務所（従たる法律事務所）の所在する地域の弁護士会（二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人が定款に記載した弁護士会）の会員となる。</p> <p>3 弁護士法人は、その法律事務所の移転又は廃止により、所属弁護士会の地域内に法律事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地（従たる法律事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる法律事務所の所在地）においてその旨の登記をした時に、当該弁護士会を退会するものとする。</p> <p>4～7（略）</p>	<p>（弁護士法人の入会及び退会） 第三十六条の二（同上）</p> <p>2 弁護士法人は、所属弁護士会の地域外に法律事務所を設け、又は移転したときは、法律事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会（二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人が定款に記載した弁護士会）の会員となる。</p> <p>3 弁護士法人は、その法律事務所の移転又は廃止により、所属弁護士会の地域内に法律事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該弁護士会を退会するものとする。</p> <p>4～7（同上）</p>
---	---

四 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）

改正案	現行
<p>(司法書士法人の入会及び退会) 第五十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 司法書士法人は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は 地方法務局の管轄区域外に事務所を設け、又は移転したときは 、事務所の新所在地（従たる事務所を設け、又は移転したとき にあつては、主たる事務所の所在地）においてその旨の登記を した時に、当該事務所（従たる事務所を設け、又は移転したと きにあつては、当該従たる事務所）の所在地を管轄する法務局 又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会の会員と なる。</p> <p>5 司法書士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事 務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に 事務所を有しないこととなったときは、旧所在地（従たる事務 所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所 在地）においてその旨の登記をした時に、当該管轄区域内に設 立された司法書士会を退会する。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(司法書士法人の入会及び退会) 第五十八条 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4 司法書士法人は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は 地方法務局の管轄区域外に事務所を設け、又は移転したときは 、事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該事 務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に 設立された司法書士会の会員となる。</p> <p>5 司法書士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事 務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に 事務所を有しないこととなったときは、旧所在地においてその 旨の登記をした時に、当該管轄区域内に設立された司法書士会 を退会する。</p> <p>6・7 (同上)</p>

五 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）

改正案	現行
<p>(調査士法人の入会及び退会) 第五十三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 調査士法人は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地（従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地）においてその旨の登記をした時に、当該事務所（従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる事務所）の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会の会員となる。</p> <p>5 調査士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有しないこととなったときは、旧所在地（従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地）においてその旨の登記をした時に、当該管轄区域内に設立された調査士会を退会する。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(調査士法人の入会及び退会) 第五十三条 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4 調査士法人は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会の会員となる。</p> <p>5 調査士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有しないこととなったときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該管轄区域内に設立された調査士会を退会する。</p> <p>6・7 (同上)</p>

改正案	現行
<p>（登記簿等の持出禁止）</p> <p>第七条の二 登記簿及びその附属書類（<u>第十七条第三項</u>に規定する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）及び第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録（以下「第十九条の二に規定する電磁的記録」という。）を含む。以下この条、第九条、第十一条の二、第四百四十条及び第四百四十一条において同じ。）は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記簿の附属書類については、裁判所の命令又は嘱託があつたときは、この限りでない。</p> <p>（附属書類の閲覧）</p> <p>第十一条の二 登記簿の附属書類の閲覧について利害関係を有する者は、手数料を納付して、その閲覧を請求することができる。この場合において、<u>第十七条第三項</u>に規定する電磁的記録又は第十九条の二に規定する電磁的記録に記録された情報の閲覧</p>	<p>（登記簿等の持出禁止）</p> <p>第七条の二 登記簿及びその附属書類（<u>第十七条第四項</u>に規定する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）及び第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録（以下「第十九条の二に規定する電磁的記録」という。）を含む。以下この条、第九条、第十一条の二、第四百四十条及び第四百四十一条において同じ。）は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記簿の附属書類については、裁判所の命令又は嘱託があつたときは、この限りでない。</p> <p>（附属書類の閲覧）</p> <p>第十一条の二 登記簿の附属書類の閲覧について利害関係を有する者は、手数料を納付して、その閲覧を請求することができる。この場合において、<u>第十七条第四項</u>に規定する電磁的記録又は第十九条の二に規定する電磁的記録に記録された情報の閲覧</p>

は、その情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものを閲覧する方法により行う。

(印鑑証明)

第十二条 次に掲げる者でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。

一 第十七条第二項の規定により登記の申請書に押印すべき者
(委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者)

二 支配人

三 破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により会社につき選任された破産管財人又は保全管理人

四 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定によ

は、その情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものを閲覧する方法により行う。

(印鑑証明)

第十二条 第二十条の規定により印鑑を登記所に提出した者又は支配人、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により会社につき選任された破産管財人若しくは保全管理人、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定により会社につき選任された管財人若しくは保全管理人、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定により選任された管財人若しくは保全管理人若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。

り会社につき選任された管財人又は保全管理人

五 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定により選任された管財人又は保全管理人

六 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）の規定により会社につき選任された承認管財人又は保全管理人

2
（略）

（電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明）

第十二条の二 前条第一項各号に掲げる者（以下この条において「被証明者」という。）は、この条に規定するところにより次の事項（第二号の期間については、法務省令で定めるものに限る。）の証明を請求することができる。ただし、代表権の制限その他の事項でこの項の規定による証明に適しないものとして法務省令で定めるものがあるときは、この限りでない。

一 電磁的記録に記録することができる情報が被証明者の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該情報が他の情報に改変されているかどうかを確認することができる等被証明者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして法務省令で定めるものについて、

2
（同上）

（電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明）

第十二条の二 前条第一項に規定する者（以下この条において「印鑑提出者」という。）は、印鑑を提出した登記所が法務大臣の指定するものであるときは、この条に規定するところにより次の事項（第二号の期間については、法務省令で定めるものに限る。）の証明を請求することができる。ただし、代表権の制限その他の事項でこの項の規定による証明に適しないものとして法務省令で定めるものがあるときは、この限りでない。

一 電磁的記録に記録することができる情報が印鑑提出者の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該情報が他の情報に改変されているかどうかを確認することができる等印鑑提出者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして法務省令で定めるものについて、

当該被証明者が当該措置を講じたものであることを確認するために必要な事項

二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により証明を請求した被証明者は、併せて、自己に係る登記事項であつて法務省令で定めるものの証明を請求することができる。

4 第一項の規定により証明を請求する被証明者は、政令で定める場合を除くほか、手数料を納付しなければならない。

5 第一項及び第三項の規定による証明は、法務大臣の指定する登記所の登記官がする。ただし、これらの規定による証明の請求は、当事者の営業所(会社にあつては、本店)の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

6 前項の指定は、告示してしなければならない。

7 第一項の規定により証明を請求した被証明者は、同項第二号の期間中において同項第一号の事項が当該被証明者が同号の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項でなくなつたときは、第五項本文の登記所に対し、同項ただし書の登記所を経由して、その旨を届け出ることができる。

8・9 (略)

(嘱託による登記)

て、当該印鑑提出者が当該措置を講じたものであることを確認するために必要な事項

二 (同上)

2 (同上)

3 第一項の規定により証明を請求した印鑑提出者は、併せて、自己に係る登記事項であつて法務省令で定めるものの証明を請求することができる。

4 第一項の規定により証明を請求する印鑑提出者は、政令で定める場合を除くほか、手数料を納付しなければならない。

5 第一項及び第三項の規定による証明は、法務大臣の指定する登記所の登記官がする。ただし、これらの規定による証明の請求は、第一項の登記所を経由してしなければならない。

6 第一項及び前項の指定は、告示してなければならない。

7 第一項の規定により証明を請求した印鑑提出者は、同項第二号の期間中において同項第一号の事項が当該印鑑提出者が同号の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項でなくなつたときは、第五項本文の登記所に対し、第一項の登記所を経由して、その旨を届け出ることができる。

8・9 (同上)

(嘱託による登記)

第十五条 第五条、第十七条から第十九条の二まで、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二、第二十四条、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条第二項及び第三項、第八十三条、第八十七条第一項及び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条、第三百三十二条並びに第三百三十四条の規定は、官庁の嘱託による登記の手續について準用する。

(登記申請の方式)

第十七条 (略)

2 (略)

(削る)

3 前項第四号に掲げる事項を記録した電磁的記録が法務省令で定める方法により提供されたときは、同項の規定にかかわらず、申請書には、当該電磁的記録に記録された事項を記載することを要しない。

第十五条 第五条、第十七条から第十九条の二まで、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二、第二十四条、第四十八条から第五十条まで(第九十五条、第一百一十一条及び第一百八条において準用する場合を含む。)、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条第二項及び第三項、第八十三条、第八十七条第一項及び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条、第三百三十二条並びに第三百三十四条の規定は、官庁の嘱託による登記の手續について準用する。

(登記申請の方式)

第十七条 (同上)

2 (同上)

3 会社の支店の所在地においてする登記の申請書には、その支店をも記載しなければならない。

4 第二項第四号に掲げる事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録が法務省令で定める方法により提供されたときは、前二項の規定にかかわらず、申請書には、当該電磁的記録に記録された事項を記載することを要しない。

(申請書の添付書面)

第十八条 代理人によつて登記を申請するには、申請書(前条第三項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。)にその権限を証する書面を添付しなければならない。

第二十条 削除

(申請の却下)

第二十四条 (略)

一～三 (略)

四 申請の権限を有しない者の申請によるとき、又は申請の権限を有する者であることの証明がないとき。

五・六 (略)

(削る)

(申請書の添付書面)

第十八条 代理人によつて登記を申請するには、申請書(前条第四項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。)にその権限を証する書面を添付しなければならない。

(印鑑の提出)

第二十条 登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。

2| 前項の規定は、委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。

3| 前二項の規定は、会社の支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

(申請の却下)

第二十四条 (同上)

一～三 (同上)

四 申請の権限を有しない者の申請によるとき。

五・六 (同上)

七| 第二十条の規定による印鑑の提出がないとき、又は申請書、委任による代理人の権限を証する書面若しくは第三十条第

七〇十五 (略)

(提訴期間経過後の登記)

第二十五条 登記すべき事項につき訴えをもつてのみ主張することができる無効又は取消しの原因がある場合において、その訴えがその提起期間内に提起されなかつたときは、前条第九号の規定は、適用しない。

2・3 (略)

第四十八条から第五十条まで 削除

二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書に押された印鑑が第二十条の規定により提出された印鑑と異なるとき。

八〇十六 (同上)

(提訴期間経過後の登記)

第二十五条 登記すべき事項につき訴えをもつてのみ主張することができる無効又は取消しの原因がある場合において、その訴えがその提起期間内に提起されなかつたときは、前条第十号の規定は、適用しない。

2・3 (同上)

(支店所在地における登記)

第四十八条 本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請書には、本店の所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。

この場合においては、他の書面の添付を要しない。

2 支店の所在地において会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には、会社成立の年月日並びに支店を設置し又は移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

-
- 第四十九条 法務大臣の指定する登記所の管轄区域内に本店を有する会社が本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請は、その支店が法務大臣の指定する他の登記所の管轄区域内にあるときは、本店の所在地を管轄する登記所を経由してすることができる。
- 2| 前項の指定は、告示してしなければならない。
- 3| 第一項の規定による登記の申請と本店の所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。
- 4| 申請書の添付書面に関する規定は、第一項の規定による登記の申請については、適用しない。
- 5| 第一項の規定により登記を申請する者は、手数料を納付しなければならない。
- 6| 前項の手数料の額は、物価の状況、次条第二項及び第三項の規定による通知に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。
- 7| 第十三条第二項の規定は、第五項の規定による手数料の納付に準用する。
- 第五十条 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の登記の申請について第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、その申請を却下しなければならない。前条第五項の手数料を納付しないときも、同様とする。
-

2| 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、本店の所在地において登記すべき事項を登記したときは、遅滞なく、同項の登記の申請があつた旨を支店の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。ただし、前項の規定によりその申請を却下したときは、この限りでない。

3| 前項本文の場合において、前条第一項の登記の申請が設立の登記の申請であるときは、本店の所在地を管轄する登記所においては、会社成立の年月日をも通知しなければならない。

4| 前二項の規定による通知があつたときは、当該支店の所在地を管轄する登記所の登記官が前条第一項の登記の申請書を受け取つたものとみなして、第二十一条の規定を適用する。

(本店移転の登記)

第五十一条 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の
所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経
由してしなければならない。

2・3 (略)

第八十二条 (略)

2 前項の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収合併存

(本店移転の登記)

第五十一条 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の
所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経
由してしなければならない。第二十条第一項又は第二項の規定
により新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出も、同様と
する。

2・3 (同上)

第八十二条 (同上)

2 本店の所在地における前項の登記の申請は、当該登記所の管

続会社又は新設合併設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

3 第一項の登記の申請と第八十条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添付書面に関する規定は、第一項の登記の申請については、適用しない。

第八十七条 吸収分割会社又は新設分割会社がする吸収分割又は新設分割による変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2 前項の登記の申請と第八十五条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

轄区域内に吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

3 本店の所在地における第一項の登記の申請と第八十条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添付書面に関する規定並びに第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の所在地における第一項の登記の申請については、適用しない。

第八十七条 本店の所在地における吸収分割会社又は新設分割会社がする吸収分割又は新設分割による変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2 本店の所在地における前項の登記の申請と第八十五条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、登記所において作成した吸収分割会社又は新設分割会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあっては、代表執行役）の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

(株式交付の登記)

第九十条の二 株式交付による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 株式交付計画書

二 株式の譲渡しの申込み又は会社法第七百七十四条の六の契約を証する書面

三 会社法第八百十六条の四第一項本文に規定する場合には、当該場合に該当することを証する書面（同条第二項の規定により株式交付に反対する旨を通知した株主がある場合にあつては、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならぬ場合に該当しないことを証する書面を含む。）

四 会社法第八百十六条の八第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該株式交付をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五 資本金の額が会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて

(新設)

計上されたことを証する書面

(同時申請)

第九十一条 会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十三条第一項第九号に規定する場合において、株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社がする株式交換又は株式移転による新株予約権の変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に株式交換完全親会社又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式移転設立完全親会社」という。）の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2 会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十三条第一項第九号に規定する場合には、前項の登記の申請と第八十九条又は第九十条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

(準用規定)

(同時申請)

第九十一条 会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十三条第一項第九号に規定する場合において、本店の所在地における株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社がする株式交換又は株式移転による新株予約権の変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に株式交換完全親会社又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式移転設立完全親会社」という。）の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してなければならない。

2 会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十三条第一項第九号に規定する場合には、本店の所在地における前項の登記の申請と第八十九条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、登記所において作成した株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

(準用規定)

第九十五条 第四十七条第一項及び第五十一条から第五十三条までの規定は、合名会社の登記について準用する。

(準用規定)

第一百十一条 第四十七条第一項、第五十一条から第五十三条まで、第九十三条、第九十四条及び第九十六条から第百三条までの規定は、合資会社の登記について準用する。

(準用規定)

第一百八条 第四十七条第一項、第五十一条から第五十三条まで、第九十三条、第九十四条、第九十六条から第百一条まで及び第百三条の規定は、合同会社の登記について準用する。

第百三十八条 削除

第九十五条 第四十七条第一項及び第四十八条から第五十三条までの規定は、合名会社の登記について準用する。

(準用規定)

第一百十一条 第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第九十三条、第九十四条及び第九十六条から第百三条までの規定は、合資会社の登記について準用する。

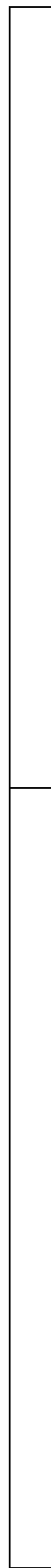
(準用規定)

第一百八条 第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第九十三条、第九十四条、第九十六条から第百一条まで及び第百三条の規定は、合同会社の登記について準用する。

第百三十八条 前三条の規定は、本店及び支店の所在地において登記すべき事項の登記については、本店の所在地においてした登記にのみ適用する。ただし、支店の所在地における登記のみにつき抹消の事由があるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、登記を抹消したときは、登記官は、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、登記を抹消しなければならない。



改正案

現行

<p>（社債管理者等の費用及び報酬）</p> <p>第二百二十条の二 社債管理者又は社債管理補助者が再生債権である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、再生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該社債管理者又は社債管理補助者の再生債務者に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。</p> <p>2 社債管理者又は社債管理補助者が前項の許可を得ないで再生債権である社債の管理に関する事務を行った場合であっても、裁判所は、当該社債管理者又は社債管理補助者が再生債務者の事業の再生に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。</p> <p>3 裁判所は、再生手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理者又は社債管理補助者の報酬の請求権のうち相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ</p>	<p>（社債管理者等の費用及び報酬）</p> <p>第二百二十条の二 社債管理者が再生債権である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、再生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該社債管理者の再生債務者に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。</p> <p>2 社債管理者が前項の許可を得ないで再生債権である社債の管理に関する事務を行った場合であっても、裁判所は、当該社債管理者が再生債務者の事業の再生に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。</p> <p>3 裁判所は、再生手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理者の報酬の請求権のうち相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。</p> <p>4・5 （同上）</p> <p>6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ</p>
---	---

れ当該各号に定める債権で再生債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一 (略)

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十四条の五に規定する社会医療法人債管理者又は同法第五十四条の五の二に規定する社会医療法人債管理補助者 同法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第三百三十九条の八に規定する投資法人債管理者又は同法第三百三十九条の九の二第一項に規定する投資法人債管理補助者 同法第十九項に規定する投資法人債

四 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の六に規定する社債管理者又は同法第六十一条の七の二に規定する社債管理補助者 相互会社（同法第二条第五項に規定する相互会社をいう。）が発行する社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百六条に規定する特定社債管理者又は同法第二百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者 同法第二条第七項に規定する特定社債

れ当該各号に定める債権で再生債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一 (同上)

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十四条の五に規定する社会医療法人債管理者 同法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第三百三十九条の八に規定する投資法人債管理者 同法第十九項に規定する投資法人債

四 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の六に規定する社債管理者 相互会社（同法第二条第五項に規定する相互会社をいう。）が発行する社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百六条に規定する特定社債管理者 同法第二条第七項に規定する特定社債

(社債権者等の議決権の行使に関する制限)

第六十九條の二 再生債権である社債又は第二百十條の二第六項各号に定める債権(以下この条において「社債等」という。)
(を有する者は、当該社債等について社債管理者、社債管理補助者(当該社債等についての再生債権者の議決権を行使することができる権限を有するものに限る。))又は同項各号に掲げる者(以下この条において「社債管理者等」という。))がある場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該社債等について議決権を行使することができる。

一・二 (略)

2 (略)

3 次に掲げる場合には、第一項の社債等を有する者(同項各号のいずれかに該当するものに限る。))は、同項の規定にかかわらず、当該再生計画案の決議において議決権の行使をすることができない。

一 再生債権である社債等につき、再生計画案の決議における議決権の行使についての会社法第七百六條第一項若しくは第七百十四條の四第三項(これらの規定を医療法第五十四條の七において準用する場合を含む。))の社債権者集会の決議若しくは社会医療法人債権者集会の決議、投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九條の九第四項若しくは同法第三百十九條の九の二第二項において読み替えて準用する会社法第

(社債権者等の議決権の行使に関する制限)

第六十九條の二 再生債権である社債又は第二百十條の二第六項各号に定める債権(以下この条において「社債等」という。)
(を有する者は、当該社債等について社債管理者又は同項各号に掲げる者(以下この条において「社債管理者等」という。))がある場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該社債等について議決権を行使することができる。

一・二 (同上)

2 (同上)

3 次に掲げる場合には、第一項の社債等を有する者(同項各号のいずれかに該当するものに限る。))は、同項の規定にかかわらず、当該再生計画案の決議において議決権の行使をすることができない。

一 再生債権である社債等につき、再生計画案の決議における議決権の行使についての会社法第七百六條第一項(医療法第五十四條の七において準用する場合を含む。))の社債権者集会の決議若しくは社会医療法人債権者集会の決議、投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九條の九第四項の投資法人債権者集会の決議、保険業法第六十一條の七第四項の社債権者集会の決議又は資産の流動化に関する法律第二百二十七條

七百十四条の四第三項の投資法人債権者集会の決議、保険業法第六十一条の七第四項若しくは第六十一条の七の三第三項の社債権者集会の決議又は資産の流動化に関する法律第二百二十七条第四項若しくは同法第二百二十七条の二第二項において読み替えて準用する会社法第七百十四条の四第三項の特定社債権者集会の決議が成立したとき。

二
(略)

第四項の特定社債権者集会の決議が成立したとき。

二
(同上)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 会社法の特例（第八十三条―第八十六条の四）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第五章～第十章（略）</p> <p>第十一章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 保険業法による組織変更等に係る振替（第二百六十条―第二百六十九条の二）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第十二章～第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（加入者集会に関する会社法の準用）</p> <p>第三十九条 会社法第三百十条第一項から第四項まで、第三百十条、第三百十五条、第三百十七条、第七百二十九条第二項、</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（同上）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>第一節～第三節（同上）</p> <p>第四節 会社法の特例（第八十三条―第八十六条の三）</p> <p>第五節（同上）</p> <p>第五章～第十章（同上）</p> <p>第十一章（同上）</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第二節 保険業法による組織変更等に係る振替（第二百六十条―第二百六十九条）</p> <p>第三節（同上）</p> <p>第十二章～第十四章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（加入者集会に関する会社法の準用）</p> <p>第三十九条 会社法第三百十条第一項から第四項まで、第三百十条、第三百十五条、第三百十七条、第七百二十九条第二項、</p>

第七百三十一条から第七百三十五条の二まで、第七百四十二条第一項、第八百六十八条第四項、第八百七十条第一項（第七号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条並びに第九百四十条第一項（第一号に掲げる部分に限る。）及び第三項の規定は、加入者集会について準用する。この場合において、これらの規定中「株式会社」とあり、「社債発行会社」とあり、及び「株式会社又は持分会社」とあるのは「振替機関」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百十条第三項中「政令」とあるのは「主務省令」と、同法第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律第三十四条第三項」と、同法第三百十四条中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「振替機関」と、同法第三百七条中「第二百九十八条及び第二百九十九条」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律第三十四条第二項から第四項まで」と、同法第七百二十九条第二項中「社債権者集会又は招集者」とあるのは「加入者集会」と、同法第七百三十一条第三項中「社債管理者、社債管理補助者及び社債権者」とあるのは「加入者」と、同法第七百三十三条第一号中「第六百七十六条の募集のための当該社債発行会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料に記載され、若しくは記録された事項」とあるのは「業務規程」

第七百三十一条から第七百三十五条まで、第七百四十二条第一項、第八百六十八条第四項、第八百七十条第一項（第七号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条並びに第九百四十条第一項（第一号に掲げる部分に限る。）及び第三項の規定は、加入者集会について準用する。この場合において、これらの規定中「株式会社」とあり、「社債発行会社」とあり、及び「株式会社又は持分会社」とあるのは「振替機関」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百十条第三項中「政令」とあるのは「主務省令」と、同法第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律第三十四条第三項」と、同法第三百十四条中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「振替機関」と、同法第三百七条中「第二百九十八条及び第二百九十九条」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律第三十四条第二項から第四項まで」と、同法第七百二十九条第二項中「社債権者集会又は招集者」とあるのは「加入者集会」と、同法第七百三十一条第三項中「社債管理者及び社債権者」とあるのは「加入者」と、同法第七百三十三条第一号中「第六百七十六条の募集のための当該社債発行会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料に記載され、若しくは記録された事項」とあるのは「業務規程」と、同法第八百六十八

と、同法第七百三十五条の二第一項中「、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者」とあるのは「又は加入者」と、「事項について（社債管理補助者にあつては、第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意をすることについて）」とあるのは「事項について」と、同条第三項中「社債管理者、社債管理補助者及び社債権者」とあるのは「加入者」と、同法第八百六十八条第四項中「社債を発行した会社」とあるのは「振替機関」と、同法第九百四十条第一項（第一号に掲げる部分に限る。）中「この法律」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「これらの規定」とあるのは「同項の規定」と、同項第一号及び第三号中「会社」とあるのは「振替機関」と読み替えるものとする。

（権利の帰属）

第六十六条 次に掲げる社債で振替機関が取り扱うもの（以下この章において「振替社債」という。）についての権利（第七十条三条に規定する利息の請求権を除く。）の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

- 一 次に掲げる要件の全てに該当する社債（以下この章において「短期社債」という。）

イ〜ニ （略）

条第四項中「社債を発行した会社」とあるのは「振替機関」と、同法第九百四十条第一項（第一号に掲げる部分に限る。）中「この法律」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「これらの規定」とあるのは「同項の規定」と、同項第一号及び第三号中「会社」とあるのは「振替機関」と読み替えるものとする。

（権利の帰属）

第六十六条 次に掲げる社債で振替機関が取り扱うもの（以下この章において「振替社債」という。）についての権利（第七十条三条に規定する利息の請求権を除く。）の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

- 一 次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条において「短期社債」という。）

イ〜ニ （同上）

二 (略)

(抹消手続)

第七十一条 (略)

256 (略)

7 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理者、社債管理補助者(社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。)又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社(次項において「社債管理者等」という。)に対して振替社債の償還をする場合を除くほか、社債権者又は質権者に対し、振替社債の償還をするのと引換えにその口座における当該振替社債の銘柄についての当該償還に係る振替社債の金額と同額の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

8 (略)

(証明書の提示)

第八十六条 振替社債の社債権者が、会社法第七百十八条第一項の規定による社債権者集会の招集の請求、同条第三項の規定による社債権者集会の招集、社債権者集会における議決権の行使又は担保付社債信託法第四十九条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査をするには、第三項本文の規定により書面の

二 (同上)

(抹消手続)

第七十一条 (同上)

256 (同上)

7 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社(次項において「社債管理者等」という。)に対して振替社債の償還をする場合を除くほか、社債権者又は質権者に対し、振替社債の償還をするのと引換えにその口座における当該振替社債の銘柄についての当該償還に係る振替社債の金額と同額の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

8 (同上)

(証明書の提示)

第八十六条 振替社債の社債権者が、会社法第七百十八条第一項の規定による社債権者集会の招集の請求、同条第三項の規定による社債権者集会の招集、社債権者集会における議決権の行使又は担保付社債信託法第四十九条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査をするには、第三項本文の規定により書面の

交付を受けた上、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該書面を提示しなければならない。

- 一 (略)
 - 二 社債管理補助者がある場合 当該社債管理補助者
 - 三 (略)
 - 四 前三号に掲げる場合以外の場合 発行者
- 2 3 4 (略)

(株式交付に関する会社法の特例)

第八十六条の三 会社法第七百七十四条の三第一項第五号イ又は第八号ロの社債が振替社債である場合には、株式会社交付親会社(同項第一号に規定する株式会社交付親会社をいう。以下この条、第六十条の二、第八十九条の二及び第二百二十三条の二において同じ。)は、同法第七百七十四条の四第一項(同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。)の規定による通知において、当該振替社債についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。ただし、短期社債については、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、会社法第七百七十四条の四第二項(同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の申込みをする者(同法第七百七十四条の三第一項第六号又は第九号に掲げる事項についての定め

交付を受けた上、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該書面を提示しなければならない。

- 一 (同上)
 - 二 (新設)
 - 三 (同上)
 - 四 前二号に掲げる場合以外の場合 発行者
- 2 3 4 (同上)

(新設)

従い株式会社交付親会社が発行する振替社債の社債権者にならないものを除く。)は、自己のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座(特別口座を除く。)を同法第七百七十四条の四第二項の書面に記載し、又は同法第七百七十四条の六(同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。)の契約を締結する際に当該口座を当該振替社債の発行者に示さなければならぬ。

3| 株式会社交付親会社が株式会社交付に際して振替社債を移転しようとする場合には、当該株式会社交付親会社は、当該株式会社交付がその効力を生ずる日以後遅滞なく、当該振替社債について振替の申請をしなければならぬ。

(適用除外)

第八十六条の四 (略)

(地方債に関する社債に係る規定の準用)

第百十三条 第四章の規定(第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三並びに第四節の規定を除く。)は、地方債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的

(適用除外)

第八十六条の三 (同上)

(地方債に関する社債に係る規定の準用)

第百十三条 第四章の規定(第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三並びに第四節の規定を除く。)は、地方債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的

読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
(略)	第七十一条 第七項 社債管理者、社債 管理補助者（社債 権者又は質権者の ために振替社債の 償還を受ける権限 を有するものに限 る。）又は担保付 社債信託法第二条 第一項に規定する 信託契約の受託会 社 社債管理者等	(略) 地方財政法第五条の六に おいて読み替えて準用す る会社法第七百五条第一 項に規定する地方債の募 集又は管理の委託を受け た者 募集等受託者

（投資法人債に関する社債に係る規定の準用）

第百十五条 第四章の規定（第六十六条第一号イからニまで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三、第八十三条、第八十四条第四項並びに第八十六条の二から第八十六条の四までの規定を除く。）は、投資法人債（投資信託及び投資法人

読替えは、政令で定める。

(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	第七十一条 第七項 社債管理者又は担 保付社債信託法第 二条第一項に規定 する信託契約の受 託会社 社債管理者等	(同上) 地方財政法第五条の六に おいて読み替えて準用す る会社法第七百五条第一 項に規定する地方債の募 集又は管理の委託を受け た者 募集等受託者

（投資法人債に関する社債に係る規定の準用）

第百十五条 第四章の規定（第六十六条第一号イからニまで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三、第八十三条、第八十四条第四項、第八十六条の二並びに第八十六条の三の規定を除く。）は、投資法人債（投資信託及び投資法人に

に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人債をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条 第一号	次に掲げる要件の <u>全て</u> に該当する社債(以下この章において「短期社債」という。)	投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
(略)	(略)	(略)
第七十一条 第七項	社債管理者、社債管理補助者(社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る)	投資法人債管理者(投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の八に規定する投資法人債管理者をいう。以下同じ。)、投資法人債管理補助者(投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の九の二第一項に規定する投資法人債管理補

る法律第二条第十九項に規定する投資法人債をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条 第一号	次に掲げる要件の <u>すべて</u> に該当する社債(第八十三条において「短期社債」という。)	投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
(同上)	(同上)	(同上)
第七十一条 第七項	社債管理者又は	投資法人債管理者(投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の八に規定する投資法人債管理者をいう。以下同じ。) 又は

(略)	(略)	(略)	社債管理者等	助者をいい、投資法人債権者又は質権者のために振替投資法人債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ
第八十六条第一項第一号	社債管理者	投資法人債管理者	社債管理者	投資法人債管理者等
第八十六条第一項第二号	社債管理補助者	投資法人債管理補助者	投資法人債管理補助者	投資法人債管理補助者

(相互会社の社債に関する社債に係る規定の準用)

第一百七十七条 第四章の規定（第六十六条第一号イからニまで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三、第八十三条、第八十四条第四項並びに第八十六条の二から第八十六条の四までの規定を除く。）は、相互会社の社債（保険業法第六十一

(同上)	(同上)	(同上)	社債管理者等	投資法人債管理者等
第八十六条第一項第一号	社債管理者	投資法人債管理者	社債管理者	投資法人債管理者
(新設)	(新設)	(新設)	(同上)	(同上)

(相互会社の社債に関する社債に係る規定の準用)

第一百七十七条 第四章の規定（第六十六条第一号イからニまで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三、第八十三条、第八十四条第四項、第八十六条の二並びに第八十六条の三の規定を除く。）は、相互会社の社債（保険業法第六十一条に規

条に規定する社債をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条 第一号	次に掲げる要件の 全てに該当する社 債(以下この章に おいて「短期社債 」という。)	保険業法第六十一条の十 第一項に規定する短期社 債
(略)	(略)	(略)
第七十一条 第七項	社債管理者、社債 管理補助者(社債 権者又は質権者の ために振替社債の 償還を受ける権限 を有するものに限 る)	社債管理者(保険業法第 六十一条の六に規定する 社債管理者をいう。以下 同じ。)、社債管理補助 者(保険業法第六十一条 の七の二に規定する社債 管理補助者をいい、社債 権者又は質権者のために 振替社債の償還を受ける 権限を有するものに限る 。以下同じ)

定する社債をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条 第一号	次に掲げる要件の すべてに該当する 社債(第八十三条 において「短期社 債」という。)	保険業法第六十一条の十 第一項に規定する短期社 債
(同上)	(同上)	(同上)
第七十一条 第七項	社債管理者又は	社債管理者(保険業法第 六十一条の六に規定する 社債管理者をいう。以下 同じ。)又は

(略) (略) (略)

(特定社債に関する社債に係る規定の準用)

第百十八条 第四章の規定(第六十六条第一号イからニまで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三、第八十三条、第八十四条第四項並びに第八十六条の二から第八十六条の四までの規定を除く。)は、特定社債(資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債をいい、転換特定社債(同法第三十一条第一項に規定する転換特定社債をいう。以下同じ。)及び新優先出資引受権付特定社債(同法第三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条 第一号	次に掲げる要件の 全てに該当する社 債(以下この章に おいて「短期社債 」という。)	資産の流動化に関する法 律第二条第八項に規定す る特定短期社債
--------------	--	---------------------------------------

(同上) (同上) (同上)

(特定社債に関する社債に係る規定の準用)

第百十八条 第四章の規定(第六十六条第一号イからニまで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三、第八十三条、第八十四条第四項、第八十六条の二並びに第八十六条の三の規定を除く。)は、特定社債(資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債をいい、転換特定社債(同法第三十一条第一項に規定する転換特定社債をいう。以下同じ。)及び新優先出資引受権付特定社債(同法第三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条 第一号	次に掲げる要件の すべてに該当する 社債(第八十三条 において「短期社 債」という。)	資産の流動化に関する法 律第二条第八項に規定す る特定短期社債
--------------	---	---------------------------------------

第一項第二 号		
(略)	(略)	(略)

第二百二十条 第四章の規定（第六十六条第一号イからニまで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三並びに第四節の規定を除く。）及び第百十四条の規定は、特別法人債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条 第一号	次に掲げる要件の 全てに該当する社 債（以下この章に おいて「短期社債 」という。）	信用金庫法（昭和二十六 年法律第二百三十八号） 第五十四条の四第一項に 規定する短期債又は農林 中央金庫法（平成十三年 法律第九十三号）第六十 二条の二第一項に規定す る短期農林債に表示され
--------------	--	--

(同上)	(同上)	(同上)
------	------	------

第二百二十条 第四章の規定（第六十六条第一号イからニまで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三並びに第四節の規定を除く。）及び第百十四条の規定は、特別法人債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条 第一号	次に掲げる要件の すべてに該当する 社債（第八十三条 において「短期社 債」という。）	信用金庫法（昭和二十六 年法律第二百三十八号） 第五十四条の四第一項に 規定する短期債又は農林 中央金庫法（平成十三年 法律第九十三号）第六十 二条の二第一項に規定す る短期農林債に表示され
--------------	---	--

(略)	(略)	(略)	るべき権利
第七十一条 第七項	社債管理者、社債 管理補助者（社債 権者又は質権者の ために振替社債の 償還を受ける権限 を有するものに限 る。）又は担保付 社債信託法第二条 第一項に規定する 信託契約の受託会 社	特別の法律により法人の 発行する債券に表示され るべき権利の管理の委託 を受けた者	
(略)	社債管理者等	特別法人債管理者	

（投資信託受益権に関する社債等に係る規定の準用）

第二百一十一条 第四章の規定（第六十六条第一号、第七十一条第八項及び第四節（第八十四条第二項、第八十五条第一項及び第八十六条の二第一項を除く。）の規定を除く。）、第百十四条第二項及び第百五十五条第八項の規定は、投資信託受益権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第七項に規定する受益

(同上)	(同上)	(同上)	るべき権利
第七十一条 第七項	社債管理者又は担 保付社債信託法第 二条第一項に規定 する信託契約の受 託会社	特別の法律により法人の 発行する債券に表示され るべき権利の管理の委託 を受けた者	
(同上)	社債管理者等	特別法人債管理者	

（投資信託受益権に関する社債等に係る規定の準用）

第二百一十一条 第四章の規定（第六十六条第一号、第七十一条第八項及び第四節（第八十四条第二項、第八十五条第一項及び第八十六条の二第一項を除く。）の規定を除く。）、第百十四条第二項及び第百五十五条第八項の規定は、投資信託受益権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第七項に規定する受益

権をいい、外国投資信託に係る信託契約に基づく受益権を含む。
 。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第七十一条 第七項	発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理者等」という。）に	発行者は

権をいい、外国投資信託に係る信託契約に基づく受益権を含む。
 。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(同上)	(同上)	(同上)
第七十一条 第七項	発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理者等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか	発行者は

(略)	対して振替社債の償還をする場合を除くほか		
	償還をするのと	償還又は解約をするのと	
(略)	金額と同額	当該償還又は解約	口数と同口数

(貸付信託受益権に関する社債等に係る規定の準用)

第二百二十二条 第四章の規定（第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三、第七十一条第八項並びに第四節（第八十四条第二項を除く。）の規定を除く。）、第一百十四条第二項及び第一百五十五条第八項の規定は、貸付信託受益権（貸付信託法第二条第二項に規定する受益権をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十一条	(略)	発行者は、社債権	(略)	発行者は
-------	-----	----------	-----	------

(同上)	償還をするのと		
	償還をするのと	償還又は解約をするのと	
(同上)	金額と同額	当該償還	口数と同口数

(貸付信託受益権に関する社債等に係る規定の準用)

第二百二十二条 第四章の規定（第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三、第七十一条第八項並びに第四節（第八十四条第二項を除く。）の規定を除く。）、第一百十四条第二項及び第一百五十五条第八項の規定は、貸付信託受益権（貸付信託法第二条第二項に規定する受益権をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十一条	(同上)	発行者は、社債権	(同上)	発行者は
-------	------	----------	------	------

第七項		
(略)	(略)	<p>者又は質権者のために社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理者等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか</p>
(略)	(略)	元本の償還をするのと

（特定目的信託受益権に関する社債等に係る規定の準用）
 第二百二十四条 第四章の規定（第六十六条第一号、第六十九条第

第七項		
(同上)	(同上)	<p>者又は質権者のために社債管理者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理者等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか</p>
(同上)	(同上)	元本の償還をするのと

（特定目的信託受益権に関する社債等に係る規定の準用）
 第二百二十四条 第四章の規定（第六十六条第一号、第六十九条第

一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及びハ、第六十九
 条の二、第七十条の二、第七十条の三、第七十一条第八項、第
 八十三条、第八十四条第一項、第三項及び第四項、第八十六条
 第一項第二号及び第三号並びに第八十六条の二から第八十六条
 の四までの規定を除く。）、第百十四条第二項及び第百五十五
 条第八項の規定は、特定目的信託受益権（資産の流動化に関す
 る法律第二条第十五項に規定する受益権をいう。以下同じ。）
 について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる
 規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字
 句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令
 で定める。

(略)	(略)	(略)
第七十一条	発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）又は担	発行者は

一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及びハ、第六十九
 条の二、第七十条の二、第七十条の三、第七十一条第八項、第
 八十三条、第八十四条第一項、第三項及び第四項、第八十六条
 第一項第二号、第八十六条の二並びに第八十六条の三の規定を
 除く。）、第百十四条第二項及び第百五十五条第八項の規定は
 、特定目的信託受益権（資産の流動化に関する法律第二条第十
 五項に規定する受益権をいう。以下同じ。）について準用する
 。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に
 掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるも
 のとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(同上)	(同上)	(同上)
第七十一条	発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理者等」という。	発行者は

(略)	第八十六条 第一項第四 号	(略)	金額と同額 除くほか	保付社債信託法第 二条第一項に規定 する信託契約の受 託会社（次項にお いて「社債管理者 等」という。）に 対して振替社債の 償還をする場合を 除くほか	
(略)	前三号	(略)	持分の数と同数の持分の 数		
(略)	第一号	(略)			

第二百二十七条 第四章の規定（第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三並びに第四節の規定を除く。）及び第百十四条の規定は、外債（外国又は外国法人の発

(同上)	第八十六条 第一項第三 号	(同上)	金額と同額	（）に対して振替社 債の償還をする場 合を除くほか	
(同上)	前二号	(同上)	持分の数と同数の持分の 数		
(同上)	第一号	(同上)			

第二百二十七条 第四章の規定（第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三並びに第四節の規定を除く。）及び第百十四条の規定は、外債（外国又は外国法人の発

行する債券に表示されるべき権利をいう。)について準用する。
 この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第七十一条 第七項	社債管理者、社債管理補助者(社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。)又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する社債管理者等	外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者又は当該権利の担保に係る 管理者等

(総株主通知)

第百五十一条 (略)

2 前項の場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を株主として通知し

行する債券に表示されるべき権利をいう。)について準用する。
 この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(同上)	(同上)	(同上)
第七十一条 第七項	社債管理者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する社債管理者等	外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者又は当該権利の担保に係る 管理者等

(総株主通知)

第百五十一条 (同上)

2 前項の場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を株主として通知し

なければならない。

一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座（顧客口座及び第五十五条第一項に規定する買取口座を除く。）の保有欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合 当該口座の加入者（主務省令で定めるところにより、当該加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替株式につき他の加入者を株主として前項の通知をすることを求める旨の申出をしたときは、当該振替株式に係る他の加入者（第一百五十四条第三項第二号及び第五十九条の二第二項第二号において「特別株主」という。））

二・三（略）

3～8（略）

（株式買取請求に関する会社法の特例）

第一百五十五条 振替株式の発行者が会社法第一百六条第一項各号の行為、同法第八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約、株式移転又は株式交付をしようとする場合には、当該発行者は、振替機関等に対し、株式買取請求（同法第一百六条第一項、第八十二条の四第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項、第

なければならない。

一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座（顧客口座及び第五十五条第一項に規定する買取口座を除く。）の保有欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合 当該口座の加入者（主務省令で定めるところにより、当該加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替株式につき他の加入者を株主として前項の通知をすることを求める旨の申出をしたときは、当該振替株式に係る他の加入者（第一百五十四条において「特別株主」という。））

二・三（同上）

3～8（同上）

（株式買取請求に関する会社法の特例）

第一百五十五条 振替株式の発行者が会社法第一百六条第一項各号の行為、同法第八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約又は株式移転をしようとする場合には、当該発行者は、振替機関等に対し、株式買取請求（同法第一百六条第一項、第八十二条の四第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条

八百六条第一項又は第八百六条の六第一項の規定による請求をいう。以下この条において同じ。）に係る振替株式の振替を行うための口座（以下この条及び第五十九条の二第二項第四号において「買取口座」という。）の開設の申出をしなければならぬ。ただし、当該発行者が開設の申出をした買取口座があるとき、又はこれらの行為に係る株式買取請求をすることができる振替株式の株主が存しないときは、この限りでない。

2 前項の発行者は、第六十一条第二項の規定により、会社法第一百六条第三項、第八十一条第一項（同法第八十二条の四第三項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）、第四百六十九条第三項、第七百八十五条第三項、第七百九十七条第三項、第八百六条第三項又は第八百六条の六第三項の規定による通知に代えて当該通知をすべき事項を公告する場合には、併せて、買取口座を公告しなければならない。

3 (略)

4 第一項の発行者は、会社法第一百六条第一項各号の行為、同法第八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸収合併、吸収分割、株式交換若しくは株式交付がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日までは、買取口座に記載され、又は記録された振替株式（当該行為に係る株式買取請求に係るものに限る。）について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申

第一項の規定による請求をいう。以下この条において同じ。）に係る振替株式の振替を行うための口座（以下この条において「買取口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該発行者が開設の申出をした買取口座があるとき、又はこれらの行為に係る株式買取請求をすることができる振替株式の株主が存しないときは、この限りでない。

2 前項の発行者は、第六十一条第二項の規定により、会社法第一百六条第三項、第八十一条第一項（同法第八十二条の四第三項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）、第四百六十九条第三項、第七百八十五条第三項、第七百九十七条第三項又は第八百六条第三項の規定による通知に代えて当該通知をすべき事項を公告する場合には、併せて、買取口座を公告しなければならない。

3 (同上)

4 第一項の発行者は、会社法第一百六条第一項各号の行為、同法第八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸収合併、吸収分割若しくは株式交換がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日までは、買取口座に記載され、又は記録された振替株式（当該行為に係る株式買取請求に係るものに限る。）について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をするこ

請をすることができない。

5
8 (略)

(電子提供措置に関する会社法の特例)

第二百五十九条の二 振替株式を発行する会社は、電子提供措置(会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。)をとる旨を定款で定めなければならない。

2| 加入者は、次に掲げる振替株式の発行者に対する書面交付請求(会社法第三百二十五条の五第二項に規定する書面交付請求をいう。以下この項において同じ。)を、その直近上位機関を経由してすることができる。この場合においては、同法第三百十条第一項の規定にかかわらず、書面交付請求をする権利は、当該発行者に対抗することができる。

一| 当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式(当該加入者が第二百五十一条第二項第一号の申出をしたものを除く。)

二| 当該加入者が他の加入者の口座における特別株主である場合には、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該特別株主についてのもの

三| 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録がされた者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの

とができない。

5
8 (同上)

(新設)

四 当該加入者が第百五十五条第三項の申請をした振替株式の株主である場合には、買取口座に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの

(株式交付に関する会社法の特例)

第百六十条の二 会社法第七百七十四条の三第一項第三号又は第八号イの株式交付親会社の株式が振替株式である場合には、株式交付親会社は、同法第七百七十四条の四第一項(同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。)の規定による通知において、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

2) 前項に規定する場合には、会社法第七百七十四条の四第二項(同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の申込みをする者(同法第七百七十四条の三第一項第四号又は第九号に掲げる事項についての定めに従い株式交付親会社が発行する振替株式の株主にならないものを除く。)は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(特別口座を除く。)を同法第七百七十四条の四第二項の書面に記載し、又は同法第七百七十四条の六(同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。)の契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。

(新設)

3 | 会社法第七百七十四条の三第一項第五号ロ又は第八号ハの新株予約権の目的である株式が振替株式である場合には、株式交付親会社は、同法第七百七十四条の四第一項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による通知において、当該新株予約権の目的である振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

4 | 株式交付親会社が株式交付に際して振替株式を移転しようとする場合には、当該株式交付親会社は、当該株式交付がその効力を生ずる日以後遅滞なく、当該振替株式について振替の申請をしなければならない。

（適用除外等）

第百六十一条（略）

2 会社法第百十六條第三項、第百五十八條第一項、第百六十八條第二項、第百六十九條第三項、第百七十條第三項、第百七十二條第二項、第百七十九條の四第一項、第百七十九條の六第四項、第百八十一條第一項、第百九十五條第二項、第二百一條第三項、第二百六條の二第一項、第二百四十條第二項、第二百四十四條の二第一項、第四百六十九條第三項、第七百七十六條第二項、第七百八十三條第五項、第七百八十五條第三項、第七百九十七條第三項、第八百四條第四項、第八百六條第三項及び第八百十六條の六第三項の規定にかかわらず、振替株式を發行し

（適用除外等）

第百六十一条（同上）

2 会社法第百十六條第三項、第百五十八條第一項、第百六十八條第二項、第百六十九條第三項、第百七十條第三項、第百七十二條第二項、第百七十九條の四第一項、第百七十九條の六第四項、第百八十一條第一項、第百九十五條第二項、第二百一條第三項、第二百六條の二第一項、第二百四十條第二項、第二百四十四條の二第一項、第四百六十九條第三項、第七百七十六條第二項、第七百八十三條第五項、第七百八十五條第三項、第七百九十七條第三項、第八百四條第四項及び第八百六條第三項の規定にかかわらず、振替株式を發行している会社は、これらの規

ている会社は、これらの規定による通知（当該振替株式の株主又はその登録株式質権者に対してするものに限る。）に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

3
（略）

（株式会社交付に関する会社法の特例）

第百八十九条の二 会社法第七百七十四条の三第一項第五号又は第八号ハの新株予約権が振替新株予約権である場合には、株式交付親会社は、同法第七百七十四条の四第一項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による通知において、当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

2 前項に規定する場合には、会社法第七百七十四条の四第二項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の申込みをする者（同法第七百七十四条の三第一項第六号又は第九号に掲げる事項についての定めに従い株式交付親会社が発行する振替新株予約権の新株予約権者にならないものを除く。）は、自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を同法第七百七十四条の四第二項の書面に記載し、又は同法第七百七十四条の六（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予

定による通知（当該振替株式の株主又はその登録株式質権者に対してするものに限る。）に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

3
（同上）

（新設）

約権の発行者に示さなければならない。

3| 株式交付親会社が株式交付に際して振替新株予約権を移転しようとする場合には、当該株式交付親会社は、当該株式交付がその効力を生ずる日以後遅滞なく、当該振替新株予約権について振替の申請をしなければならない。

(証明書の提示)

第二百二十二条 振替新株予約権付社債権者が、会社法第七百十八条第一項の規定による社債権者集会の招集の請求、同条第三項の規定による社債権者集会の招集、社債権者集会における議決権の行使又は担保付社債信託法第四十九条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査をするには、第三項本文又は第五項本文の規定により書面の交付を受けた上、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該書面を提示しなければならない。

一 (略)

二 社債管理補助者がある場合 当該社債管理補助者

三 (略)

四 前三号に掲げる場合以外の場合 発行者

2 6 (略)

(株式交付に関する会社法の特例)

(証明書の提示)

第二百二十二条 振替新株予約権付社債権者が、会社法第七百十八条第一項の規定による社債権者集会の招集の請求、同条第三項の規定による社債権者集会の招集、社債権者集会における議決権の行使又は担保付社債信託法第四十九条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査をするには、第三項本文又は第五項本文の規定により書面の交付を受けた上、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該書面を提示しなければならない。

一 (同上)

(新設)

二 (同上)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 発行者

2 6 (同上)

第二百二十三条の二 会社法第七百七十四条の三第一項第五号ハ

(新設)

又は第八号二の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合には、株式交付親会社は、同法第七百七十四条の四第一項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による通知において、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

2| 前項に規定する場合には、会社法第七百七十四条の四第二項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の申込みをする者（同法第七百七十四条の三第一項第六号又は第九号に掲げる事項についての定めに従い株式交付親会社が発行する振替新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者にならないものを除く。）は、自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を同法第七百七十四条の四第二項の書面に記載し、又は同法第七百七十四条の六（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならない。

3| 株式交付親会社が株式交付に際して振替新株予約権付社債を移転しようとする場合には、当該株式交付親会社は、当該株式交付がその効力を生ずる日以後遅滞なく、当該振替新株予約権

付社債について振替の申請をしなければならない。

(投資口に関する株式に係る規定の準用)

第二百二十八条 第七章の規定(第二百二十八条、第三百三十八条第六項、第四百四十五条第六項、第四百四十六条第六項、第四百四十七条第三項第三号、第五百五十条第五項、第五百五十五条第八項、第五百五十六条、第五百五十七条、第六十条第二項、第四項及び第五項、第六十条の二並びに第六十一条の規定を除く。次項において同じ。)は、投資口について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
2 第七章の規定を投資口について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	(略)	(略)
第二百五十五条第一項	会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条	投資信託及び投資法人に関する法律第百四十条の規定による規約の変更の

(投資口に関する株式に係る規定の準用)

第二百二十八条 第七章の規定(第二百二十八条、第三百三十八条第六項、第四百四十五条第六項、第四百四十六条第六項、第四百四十七条第三項第三号、第五百五十条第五項、第五百五十五条第八項、第五百五十六条、第五百五十七条、第六十条第二項、第四項及び第五項並びに第六十一条の規定を除く。次項において同じ。)は、投資口について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(同上)	(同上)	(同上)
2 第七章の規定を投資口について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	(同上)	(同上)
第二百五十五条第一項	会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条	投資信託及び投資法人に関する法律第百四十条の規定による規約の変更の

<p>条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約、株式移転又は株式交付</p>	<p>第百十六條第一項、第百八十二條の四第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項、第八百六條第一項又は第八百十六條の六</p>	<p>うち投資口の払戻しの請求に応じないこととする規約の変更又は合併</p>
<p>第百四十一條第一項、第四百四十九條の三第一項、第四百四十九條の八第一項又は第四百四十九條の十三第一項</p>		

<p>条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約又は株式移転</p>	<p>第百十六條第一項、第百八十二條の四第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項又は第八百六條第一項</p>	<p>うち投資口の払戻しの請求に応じないこととする規約の変更又は合併</p>
<p>第百四十一條第一項、第四百四十九條の三第一項、第四百四十九條の八第一項又は第四百四十九條の十三第一項</p>		

<p>第百五十五 条第四項</p>	<p>第百五十五 条第二項</p>	<p>第百六十一条第二 項の規定により、 会社法第百十六 条第三項、第百八 十一条第一項（同 法第百八十二条の 四 第三項の規定に よ り読み替えて適用 する 場合に限る。 ）、第百六十九 条第三項、第七 百八十五 条第三項、第七 百九十七 条第三項、第 八百六 十三項、第 八百六 十三項又は第 八百 十六 条の六第三 項</p>	<p>第一項</p>	<p>会社法第百十六 条第一項各号の 行為 、同法第百八 十二 条の二第一項に 規</p>	<p>第二百三十三 条第二項の 規定により、投 資信託及 び投資法人に 関する法律 第百四十一 条第二項、第 百四十九 条の三第二 項、第 百四十九 条の八第二 項 又は第百四 十九条の十三 第二 項</p>
-----------------------	-----------------------	--	------------	---	--

<p>第百五十五 条第四項</p>	<p>第百五十五 条第二項</p>	<p>第百六十一条第二 項の規定により、 会社法第百十六 条第三項、第百八 十一条第一項（同 法第百八十二条の 四 第三項の規定に よ り読み替えて適用 する 場合に限る。 ）、第百六十九 条第三項、第七 百八十五 条第三項、第七 百九十七 条第三項、第 八百六 十三項又は第 八百 十六 条第三 項</p>	<p>第百六十一条第二 項の規定により、 会社法第百十六 条第三項、第百八 十一条第一項（同 法第百八十二条の 四 第三項の規定に よ り読み替えて適用 する 場合に限る。 ）、第百六十九 条第三項、第七 百八十五 条第三項、第七 百九十七 条第三項、第 八百六 十三項又は第 八百 十六 条第三 項</p>	<p>会社法第百十六 条第一項各号の 行為 、同法第百八 十二 条の二第一項に 規</p>	<p>第二百三十三 条第二項の 規定により、投 資信託及 び投資法人に 関する法律 第百四十一 条第二項、第 百四十九 条の三第二 項、第 百四十九 条の八第二 項 又は第百四 十九条の十三 第二 項</p>
-----------------------	-----------------------	--	--	---	--

(略)	第百五十九 条の二第二 項	第百五十九 条の二第一 項	第百五十九 条第三項第 一号	(略)	
(略)	一項	同法第百三十条第 一項	定款	名義人等	定する株式の併合 、事業譲渡等、吸 収合併、吸収分割 、株式交換若しく は株式交付がその 効力を生ずる日又 は新設合併、新設 分割若しくは株式 移転により設立す る会社の成立の日
(略)	一項	投資信託及び投資法人に 関する法律第七十九条第 一項	規約	請求者	求に応じないこととする 規約の変更がその効力を 生ずる日又は合併の効力 発生日

(同上)	(新設)	(新設)	(新設)	(同上)	
(同上)	(新設)	(新設)	(新設)	名義人等	定する株式の併合 、事業譲渡等、吸 収合併、吸収分割 若しくは株式交換 がその効力を生ず る日又は新設合併 、新設分割若しく は株式移転により 設立する会社の成 立の日
(同上)	(新設)	(新設)	(新設)	請求者	求に応じないこととする 規約の変更がその効力を 生ずる日又は合併の効力 発生日

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第二百三十五条 第七章の規定(第二百二十八条、第三百三十六条、第四百四十五条第六項、第四百四十六条第六項、第四百四十七条第三項第三号、第五百五十条第一項、第五項及び第六項、第五百五十一条第一項第二号及び第二項第三号、第五百五十四条第三項第四号、第五百五十五条から第五十七号まで、第一百五十九条の二第二項第四号、第一百六十条第四項及び第五項、第一百六十条の二並びに第一百六十一条の規定を除く。次項において同じ。)は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略) (略)

2 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第一百五十九条第一項	株券喪失登録	優先出資証券喪失登録(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第二百三十五条 第七章の規定(第二百二十八条、第三百三十六条、第四百四十五条第六項、第四百四十六条第六項、第四百四十七条第三項第三号、第五百五十条第一項、第五項及び第六項、第五百五十一条第一項第二号及び第二項第三号、第五百五十四条第三項第四号、第五百五十五条から第五十七号まで、第一百六十条第四項及び第五項並びに第一百六十一条の規定を除く。次項において同じ。)は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(同上) (同上)

2 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(同上)	(同上)	(同上)
第一百五十九条第一項	株券喪失登録	優先出資証券喪失登録(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十

第百五十九 条の二第一 項	会社法第三百二十 五条の二	協同組織金融機関の優先 出資に関する法律第四十 条第四項	一条第二項において読み 替えて準用する会社法第 二百二十三条の優先出資 証券喪失登録をいう。）
第百五十九 条の二第二 項	同法第三百三十条第 一項	協同組織金融機関の優先 出資に関する法律第二十 四条第一項	
(略)	(略)	(略)	(略)

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第二百三十九条 第七章の規定（第二百二十八条、第三百三十一条第
二項、第三百三十四条、第三百三十五条、第三百三十七条、第三百三十
八条、第四百四十五条第六項、第四百四十六条第六項、第四百四十七
条第三項第三号、第五百十条第一項、第五百十一条第一項第三
号、第五百十五条第八項、第五百五十六条から第五十八条まで
、第六十条から第六十一条まで及び第六十二条第一項第
二号の規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資につい
て準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、こ

(新設)	(新設)	(新設)	一条第二項において読み 替えて準用する会社法第 二百二十三条の優先出資 証券喪失登録をいう。）
(新設)	(新設)	(新設)	
(同上)	(同上)	(同上)	

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第二百三十九条 第七章の規定（第二百二十八条、第三百三十一条第
二項、第三百三十四条、第三百三十五条、第三百三十七条、第三百三十
八条、第四百四十五条第六項、第四百四十六条第六項、第四百四十七
条第三項第三号、第五百十条第一項、第五百十一条第一項第三
号、第五百十五条第八項、第五百五十六条から第五十八条まで
、第六十条、第六十一条及び第六十二条第一項第二号の
規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資について準用
する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの

これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)

(略)

2 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
<p>第五百五十五条第一項</p>	<p>会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換</p>	<p>優先出資の併合又は資産流動化計画（資産の流動化に関する法律第二条第四項に規定する資産流動化計画をいう。第四項において同じ。）の変更</p>

規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(同上)

(同上)

2 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(同上)	(同上)	(同上)
<p>第五百五十五条第一項</p>	<p>会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換</p>	<p>優先出資の併合又は資産流動化計画（資産の流動化に関する法律第二条第四項に規定する資産流動化計画をいう。第四項において同じ。）の変更</p>

<p>第百五十五 条第二項</p>	
<p>第百六十一条第二項の規定により、会社法第百十六條第三項、第百八十一条第一項（同法第百八十二条の四第三項の規定により読み替えて適用する場合に限る。</p>	<p>契約、株式移転又は株式交付 第百十六條第一項、第百八十二条の四第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項、第八百六條第一項又は第八百十六條の六第一項</p>
<p>第百四十六條第一項の規定により公告するとき、又は第百四十七條第二項の規定により資産の流動化に関する法律第百五十三條第四項において準用する会社法第百十六條第三項</p>	<p>第五十條第一項において準用する会社法第百八十二条の四第一項又は資産の流動化に関する法律第百五十三條第一項</p>

<p>第百五十五 条第二項</p>	
<p>第百六十一条第二項の規定により、会社法第百十六條第三項、第百八十一条第一項（同法第百八十二条の四第三項の規定により読み替えて適用する場合に限る。</p>	<p>契約又は株式移転 第百十六條第一項、第百八十二条の四第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項又は第八百六條第一項</p>
<p>第百四十六條第一項の規定により公告するとき、又は第百四十七條第二項の規定により資産の流動化に関する法律第百五十三條第四項において準用する会社法第百十六條第三項</p>	<p>第五十條第一項において準用する会社法第百八十二条の四第一項又は資産の流動化に関する法律第百五十三條第一項</p>

<p>第百五十五 条第四項</p>	
<p>会社法第百十六 条第一項各号の 行為、同法第百 八十二條の二第 一項に規定する 株式の併合、事 業譲渡等、吸 収合併、吸収分 割、株式交換若 しくは株式交付 がその効力を生 ずる日又は新設 合併、新設分割 若しくは株式移 転により設立す る会社の成立の日</p>	<p>）、第四百六十九 条第三項、第七 百八十五條第三 項、第七百九十七 條第三項、第八 百六十六條第三 項又は第八百 六十六條の六第 三項</p>
<p>優先出資の併合又は資産 流動化計画の変更がその 効力を生ずる日</p>	

<p>第百五十五 条第四項</p>	
<p>会社法第百十六 条第一項各号の 行為、同法第百 八十二條の二第 一項に規定する 株式の併合、事 業譲渡等、吸 収合併、吸収分 割若しくは株式 交換がその効力 を生ずる日又は 新設合併、新設 分割若しくは株 式移転により設 立する会社の成 立の日</p>	<p>）、第四百六十九 条第三項、第七 百八十五條第三 項、第七百九十七 條第三項又は第 八百六十六條第 三項</p>
<p>優先出資の併合又は資産 流動化計画の変更がその 効力を生ずる日</p>	

項	第百五十九 条の二第二 一項	同法第百三十条第 一項	資産の流動化に関する法 律第四十五条第一項
	(略)	(略)	(略)

(新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用)

第二百四十七条の三 第八章の規定(第百六十三条、第百六十七
条第二項、第百八十四条(第二項を除く。)、第百八十九条(第
三項を除く。))、第百八十九条の二及び第百九十条の規定を
除く。次項において同じ。)は、新投資口予約権について準用
する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの
規定中「新株予約権証券」とあるのは「新投資口予約権証券」
と、「取得条項付新株予約権」とあるのは「取得条項付新投資
口予約権」と、「新株予約権買取請求」とあるのは「新投資口
予約権買取請求」と読み替えるものとする。

2 (略)

(新優先出資の引受権に関する新株予約権に係る規定の準用)

第二百四十九条 第八章の規定(第百六十三条、第百六十四条第
三項、第百六十六条第一項第五号から第七号まで及び第二項第
一号口から二まで、第百六十七条、第百六十八条第三項第三号

(新設)	(新設)	(新設)
(同上)	(同上)	(同上)

(新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用)

第二百四十七条の三 第八章の規定(第百六十三条、第百六十七
条第二項、第百八十四条(第二項を除く。))、第百八十九条(第
三項を除く。))及び第百九十条の規定を除く。次項において
同じ。)は、新投資口予約権について準用する。この場合にお
いて、次項に定める場合を除き、これらの規定中「新株予約権
証券」とあるのは「新投資口予約権証券」と、「取得条項付新
株予約権」とあるのは「取得条項付新投資口予約権」と、「新
株予約権買取請求」とあるのは「新投資口予約権買取請求」と
読み替えるものとする。

2 (同上)

(新優先出資の引受権に関する新株予約権に係る規定の準用)

第二百四十九条 第八章の規定(第百六十三条、第百六十四条第
三項、第百六十六条第一項第五号から第七号まで及び第二項第
一号口から二まで、第百六十七条、第百六十八条第三項第三号

及び第六号、第四項第一号口及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第六十九号、第六十九号の二、第七十一条、第八十三条、第八十四条第二項及び第四項、第八十五号から第八十七条まで並びに第八十九条から第九十条までの規定を除く。次項において同じ。）は、新優先出資の引受権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)

(略)

2 (略)

(轉換特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用)

第二百五十一条 前章の規定（第九十二条、第九十五条第一項第五号から第七号まで及び第二項第一号口から二まで、第九十六条、第九十七条第三項第三号及び第六号、第四項第一号口及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第九十八条、第九十八条の二、第二百条から第二百三条まで、第二百条第二項、第二百五十五条、第二百六条第二項及び第五項、第二百七条から第二百九条まで、第二百二十二条第五項及び第六項、第二百二十三号から第二百二十四条まで並びに第二百二十五条第一項第二号及び第三号の規定を除く。次項にお

及び第六号、第四項第一号口及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第六十九号、第六十九号の二、第七十一条、第八十三条、第八十四条第二項及び第四項、第八十五号から第八十七条まで、第八十九条並びに第九十条の規定を除く。次項において同じ。）は、新優先出資の引受権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(同上)

(同上)

2 (同上)

(轉換特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用)

第二百五十一条 前章の規定（第九十二条、第九十五条第一項第五号から第七号まで及び第二項第一号口から二まで、第九十六条、第九十七条第三項第三号及び第六号、第四項第一号口及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第九十八条、第九十八条の二、第二百条から第二百三条まで、第二百条第二項、第二百五十五条、第二百六条第二項及び第五項、第二百七条から第二百九条まで、第二百二十二条第五項及び第六項、第二百二十三号、第二百二十四条並びに第二百五十五条第一項第二号及び第三号の規定を除く。次項において同

いて同じ。)は、転換特定社債について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)
社債管理補助者	特定社債管理補助者

2 前章の規定を転換特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第九十九条第七項	社債管理者等(第七十一条第七項に規定する社債管理者等をいう。次項において同じ)	特定社債管理者(資産の流動化に関する法律第二百六条に規定する特定社債管理者をいう。以下同じ。)、特定社債管理補助者(同法第二百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者をいい、特定社債権者又は質権者のために振替特定社

じ。)は、転換特定社債について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(同上)	(同上)
(新設)	(新設)

2 前章の規定を転換特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(同上)	(同上)	(同上)
第九十九条第七項	社債管理者等(第七十一条第七項に規定する社債管理者等をいう。次項において同じ)	特定社債管理者(資産の流動化に関する法律第二百六条に規定する特定社債管理者をいう。以下同じ。)、又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社(次項において「特定社債管理者等」という

(略)		
(略)	債の数	債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ。又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「特定社債管理者等」という
(略)		の金額と同額

(新優先出資引受権付特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用)

第二百五十四条 前章の規定（第九十二条、第九十五条第一項第五号から第七号まで及び第二項第一号から二まで、第九十六条、第九十七条第三項第三号及び第六号、第四項第一号口及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第九十八条、第九十八条の二、第二百条、第二百五十五条、第二百十六条第二項及び第五項、第二百七条から第二百十九条まで、

(同上)		
(同上)	債の数	の金額と同額
(同上)		

(新優先出資引受権付特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用)

第二百五十四条 前章の規定（第九十二条、第九十五条第一項第五号から第七号まで及び第二項第一号から二まで、第九十六条、第九十七条第三項第三号及び第六号、第四項第一号口及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第九十八条、第九十八条の二、第二百条、第二百五十五条、第二百十六条第二項及び第五項、第二百七条から第二百十九条まで、

第二百二十二条第五項及び第六項並びに第二百二十三条から第二百二十四条までの規定を除く。次項において同じ。）は、新優先出資引受権付特定社債について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)
社債管理補助者	特定社債管理補助者

2 前章の規定を新優先出資引受権付特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第九十九条第七項	社債管理者等（第七十一条第七項に規定する社債管理者等をいう。次項において同じ）	特定社債管理者（資産の流動化に関する法律第二百六条に規定する特定社債管理者をいう。以下同じ。）
		特定社債管理補助者（同法第二百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者をいう）

第二百二十二条第五項及び第六項、第二百二十三条並びに第二百二十四条の規定を除く。次項において同じ。）は、新優先出資引受権付特定社債について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(同上)	(同上)
(新設)	(新設)

2 前章の規定を新優先出資引受権付特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(同上)	(同上)	(同上)
第九十九条第七項	社債管理者等（第七十一条第七項に規定する社債管理者等をいう。次項において同じ）	特定社債管理者（資産の流動化に関する法律第二百六条に規定する特定社債管理者をいう。以下同じ。）
		又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「特定

(略)			
(略)	債の数	債の数	
(略)		の金額と同額	い、特定社債権者又は質権者のために振替特定社債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ。又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「特定社債管理者等」という

(保険会社の組織変更株式交換又は組織変更株式移転に関する記載又は記録手続)

第二百六十九条 第六十条第一項の規定は組織変更株式交換完全親会社（保険業法第九十六条の五第二項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。以下この条において同じ。）又は

(同上)			
(同上)	債の数	債の数	
(同上)		の金額と同額	社債管理者等」という

(保険会社の組織変更株式交換又は組織変更株式移転に関する記載又は記録手続)

第二百六十九条 第六十条第一項の規定は組織変更株式交換完全親会社（保険業法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。以下この条において同じ。）又は

組織変更株式移転設立完全親会社（同法第九十六条の九第一項第一号に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。）が組織変更（同法第八十六条第一項に規定する組織変更をいう。以下この条において同じ。）をする相互会社の社員に対して組織変更株式交換（同法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。以下この条において同じ。）又は組織変更株式移転（同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。）に際して振替株式を交付しようとする場合について、第六十条第二項の規定は組織変更株式交換完全親会社が組織変更をする相互会社の社員に対して組織変更株式交換に際して振替株式を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（保険業法第八十六条第四項第十号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は組織変更株式移転設立完全親会社（同法第九十六条の九第一項第一号に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。）の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとする。

（保険会社の組織変更株式交付に関する保険業法の特例）

第二百六十九条の二 第八十六条の三の規定は組織変更後株式会社（保険業法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株

組織変更株式移転設立完全親会社（同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。）が組織変更（同法第六十八条第二項に規定する組織変更をいう。以下この条において同じ。）をする相互会社の社員に対して組織変更株式交換（同法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。以下この条において同じ。）又は組織変更株式移転（同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。）に際して振替株式を交付しようとする場合について、第六十条第二項の規定は組織変更株式交換完全親会社が組織変更をする相互会社の社員に対して組織変更株式交換に際して振替株式を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（保険業法第六十九条第四項第五号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は組織変更株式移転設立完全親会社（同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。）の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとする。

（新設）

株式会社をいう。以下この条において同じ。)が組織変更株式交付(同法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をいう。以下この条において同じ。)に際して振替社債を交付しようとする場合について、第六十条の二の規定は組織変更株式会社(組織変更株式交付に際して振替株式を交付しようとする場合について、第八十九条の二の規定は組織変更株式会社(組織変更株式交付に際して振替新株予約権を交付しようとする場合について、第二百二十三条の二の規定は組織変更株式会社(組織変更株式交付に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする)のほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十六条の三第一項	会社法第七百七十四條の三第一項第五号イ	保険業法第九十六条の九の三第一項第五号イ
株式交付親会社(同項第一号に規定する株式交付親会社)	組織変更後株式会社(同法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社)	組織変更後株式会社(同法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社)
第七百七十四條の	第九十六條の九の四第一	第九十六條の九の四第一

<p>第八十六条 の三第三項</p>	<p>日 その効力を生ずる</p>	<p>効力発生日（保険業法第 八十六条第四項第十二号 に規定する効力発生日を いう。第六十条の二第 四項、第八十九条の二 第三項及び第二百二十三 条の二第三項において同 じ。）</p>
<p>第八十六条 の三第二項</p>	<p>九 第七百七十四条の 九 第七百七十四条の 九 第七百七十四条の 三第一項第六号 同法第七百七十四 条の四第二項 第六 第七百七十四条の 六</p>	<p>項 第九十六条の九の九 第九十六条の九の九 第九十六条の九の九 第九十六條の九の九 第九十六條の九の九 第九十六條の九の三第一 項第六号 同法第九十六條の九の四 第二項 第九十六條の九の六</p>
<p>第八十六条 の三第二項</p>	<p>九 第七百七十四条の 九 第七百七十四条の 九 第七百七十四条の 三第一項第六号 同法第七百七十四 条の四第二項 第六 第七百七十四条の 六</p>	<p>項 第九十六条の九の九 第九十六条の九の九 第九十六条の九の九 第九十六條の九の九 第九十六條の九の九 第九十六條の九の三第一 項第六号 同法第九十六條の九の四 第二項 第九十六條の九の六</p>

第百六十条 の二第一項	会社法第七百七十 四條の三第一項第 三號	第九十六條の九の四第一 項	第九十六條の九の九	九	第七百七十四條の 九	第九十六條の九の九	第九十六條の九の三第一 項第四號	同法第九十六條の九の四 第二項	第九十六條の九の六	第六	会社法第七百七十 四條の三第一項第 五號ロ	第百六十条 の二第二項	会社法第七百七十 四條の四第二項	第九十六條の九の九	第九十六條の九の三第一 項第四號	同法第九十六條の九の四 第二項	第九十六條の九の六	第六	会社法第七百七十 四條の三第一項第 五號ロ	第百六十条 の二第三項

三項	第二百二十 三条の二第	
目	その効力を生ずる	六
	効力発生日	

改正案	現行
<p>（更生手続開始の公告等）</p> <p>第四十三条 裁判所は、更生手続開始の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、第五号に規定する社債管理者等がないときは、同号に掲げる事項については、公告することを要しない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 更生会社が発行した社債について社債管理者等（社債管理者、社債管理補助者（当該社債についての更生債権者等の議決権を行使することができる権限を有するものに限る。）又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二條第一項に規定する信託契約の受託会社をいう。）がある場合における当該社債についての更生債権者等の議決権は、第九十條第一項各号のいずれかに該当する場合（同条第三項の場合を除く。）でなければ行使することができない旨</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止）</p> <p>第四十五条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生</p>	<p>（更生手続開始の公告等）</p> <p>第四十三条 裁判所は、更生手続開始の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、第五号に規定する社債管理者等がないときは、同号に掲げる事項については、公告することを要しない。</p> <p>一～四 （同上）</p> <p>五 更生会社が発行した社債について社債管理者等（社債管理者又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二條第一項に規定する信託契約の受託会社をいう。）がある場合における当該社債についての更生債権者等の議決権は、第九十條第一項各号のいずれかに該当する場合（同条第三項の場合を除く。）でなければ行使することができない旨</p> <p>2～5 （同上）</p> <p>（更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止）</p> <p>第四十五条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生</p>

計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げる行為を行うことができない。

一〇六 (略)

七 持分会社への組織変更又は合併、会社分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付

2 (略)

(社債管理者等の費用及び報酬)

第三百三十一条 社債管理者、社債管理補助者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社(以下この項から第三項までにおいて「社債管理者等」という。)が更生債権等である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、社債管理者等の更生会社に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

2 社債管理者等が前項の許可を得ないで更生債権等である社債の管理に関する事務を行った場合であっても、裁判所は、社債管理者等が更生会社の事業の更生に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げる行為を行うことができない。

一〇六 (同上)

七 持分会社への組織変更又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転

2 (同上)

(社債管理者等の費用及び報酬)

第三百三十一条 第四十三条第一項第五号に規定する社債管理者等が更生債権等である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該社債管理者等の更生会社に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

2 前項の社債管理者等が同項の許可を得ないで更生債権等である社債の管理に関する事務を行った場合であっても、裁判所は、当該社債管理者等が更生会社の事業の更生に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

3 裁判所は、更生手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理者等の報酬の請求権のうち相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

4・5 (略)

(更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換えにする株式等の発行)

第百七十七条の二 (略)

2 (略)

3 更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部の消滅と引換えにする社債（新株予約権付社債についてのものを除く。以下この条、第百八十三条第十三号及び第二百二十五条第五項において同じ。）の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～四 (略)

五 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

六・七 (略)

(株式交付)

第百八十二条の五 株式交付に関する条項においては、株式交付計画において定めるべき事項を定めなければならない。

3 裁判所は、更生手続開始後の原因に基づいて生じた第一項の社債管理者等の報酬の請求権のうち相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

4・5 (同上)

(更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換えにする株式等の発行)

第百七十七条の二 (同上)

2 (同上)

3 更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部の消滅と引換えにする社債（新株予約権付社債についてのものを除く。以下この条、第百八十三条第十三号及び第二百二十五条第五項において同じ。）の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～四 (同上)

五 会社法第六百七十六条第五号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項

六・七 (同上)

(新設)

(社債権者の議決権の行使に関する制限)

第九十条 (略)

2 (略)

3 更生債権等である社債につき、更生計画案の決議における議決権の行使についての会社法第七百六条第一項若しくは第七百十四条の四第三項の社債権者集会の決議が成立したとき、又は同法第七百六条第一項ただし書の定めがあるときは、第一項の社債権者(同項各号のいずれかに該当するものに限る。)は、同項の規定にかかわらず、当該更生計画案の決議において議決権の行使をすることができない。

(株式交付に関する特例)

第二百二十四条の三 第八十二条の五の規定により更生計画において更生会社が株式交付をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条、第八百十六條の二、第八百十六條の五及び第八百十六條の八の規定は、更生会社については、適用しない。

(更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等)

第二百六十一条 第二百五十八條第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に更生会社又は更生計画の定めにより設立される会社について登記すべき事項が

(社債権者の議決権の行使に関する制限)

第九十条 (同上)

2 (同上)

3 更生債権等である社債につき、更生計画案の決議における議決権の行使についての会社法第七百六条第一項の社債権者集会の決議が成立したとき又は同項ただし書の定めがあるときは、第一項の社債権者(同項各号のいずれかに該当するものに限る。)は、同項の規定にかかわらず、当該更生計画案の決議において議決権の行使をすることができない。

(新設)

(更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等)

第二百六十一条 第二百五十八條第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に更生会社又は更生計画の定めにより設立される会社について登記すべき事項が

生じた場合について準用する。

2
6
(略)

生じた場合について準用する。この場合において、会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、第二百五十八条第一項中「の本店」とあるのは、「の本店及び支店」と読み替えるものとする。

2
6
(同上)

改正案

現行

<p>（社債管理者等の費用及び報酬）</p> <p>第五十条 社債管理者又は社債管理補助者が破産債権である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、破産手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、当該社債管理者又は社債管理補助者の当該事務の処理に要する費用の請求権を財団債権とする旨の許可をすることができる。</p> <p>2 社債管理者又は社債管理補助者が前項の許可を得ないで破産債権である社債の管理に関する事務を行った場合であっても、裁判所は、当該社債管理者又は社債管理補助者が破産手続の円滑な進行に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を財団債権とする旨の許可をすることができる。</p> <p>3 裁判所は、破産手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理者又は社債管理補助者の報酬の請求権のうち相当と認める額を財団債権とする旨の許可をすることができる。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で破産債権であるものの管理に関する</p>	<p>（社債管理者等の費用及び報酬）</p> <p>第五十条 社債管理者が破産債権である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、破産手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、当該社債管理者の当該事務の処理に要する費用の請求権を財団債権とする旨の許可をすることができる。</p> <p>2 社債管理者が前項の許可を得ないで破産債権である社債の管理に関する事務を行った場合であっても、裁判所は、当該社債管理者が破産手続の円滑な進行に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を財団債権とする旨の許可をすることができる。</p> <p>3 裁判所は、破産手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理者の報酬の請求権のうち相当と認める額を財団債権とする旨の許可をすることができる。</p> <p>4・5 （同上）</p> <p>6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で破産債権であるものの管理に関する</p>
---	---

事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一 (略)

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十四条の五に規定する社会医療法人債管理者又は同法第五十四条の五の二に規定する社会医療法人債管理補助者 同法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第三百三十九条の八に規定する投資法人債管理者又は同法第三百三十九条の九の二第一項に規定する投資法人債管理補助者 同法第十九項に規定する投資法人債

四 保険業法第六十一条の六に規定する社債管理者又は同法第六十一条の七の二に規定する社債管理補助者 相互会社が発行する社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百六条に規定する特定社債管理者又は同法第二百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者 同法第二条第七項に規定する特定社債

事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一 (同上)

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十四条の五に規定する社会医療法人債管理者 同法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第三百三十九条の八に規定する投資法人債管理者 同法第十九項に規定する投資法人債

四 保険業法第六十一条の六に規定する社債管理者 相互会社が発行する社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百六条に規定する特定社債管理者 同法第二条第七項に規定する特定社債

改正案	現行
<p>（株式交換、株式移転及び株式交付に関する規定の適用除外）</p> <p>第三十八条 特例有限会社については、会社法第五編第四章及び第四章の二並びに同編第五章中株式交換、株式移転及び株式交付の手續に係る部分の規定は、適用しない。</p> <p>（特例有限会社の通常の株式会社への移行の登記）</p> <p>第四十六条 特例有限会社が前条第一項の規定による定款の変更をする株主総会の決議をしたときは、二週間以内に、その本店の所在地において、当該特例有限会社については解散の登記をし、同項の商号の変更後の株式会社については設立の登記をしなければならぬ。この場合においては、会社法第九百十五条第一項の規定は、適用しない。</p>	<p>（株式交換及び株式移転に関する規定の適用除外）</p> <p>第三十八条 特例有限会社については、会社法第五編第四章並びに第五章中株式交換及び株式移転の手續に係る部分の規定は、適用しない。</p> <p>（特例有限会社の通常の株式会社への移行の登記）</p> <p>第四十六条 特例有限会社が前条第一項の規定による定款の変更をする株主総会の決議をしたときは、その本店の所在地においては二週間以内に、その支店の所在地においては三週間以内に、当該特例有限会社については解散の登記をし、同項の商号の変更後の株式会社については設立の登記をしなければならぬ。この場合においては、会社法第九百十五条第一項の規定は、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第一款～第七款（略）</p> <p>第八款 役員等の損害賠償責任（第百十一条―第百十八条）</p> <p>第九款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約（第百十八条の二・第百十八条の三）</p> <p>第四節～第八節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第一款～第四款（略）</p> <p>第五款 役員等の損害賠償責任（第百九十八条）</p> <p>第六款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約（第百九十八条の二）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第二章（同上）</p> <p>第一節・第二節（同上）</p> <p>第三節（同上）</p> <p>第一款～第七款（同上）</p> <p>第八款 役員等の損害賠償責任（第百十一条―第百十八条）</p> <p>（新設）</p> <p>第四節～第八節（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第二節（同上）</p> <p>第一款～第四款（同上）</p> <p>第五款 役員等の損害賠償責任（第百九十八条）</p> <p>（新設）</p>

第三節～第六節 (略)

第四章・第五章 (略)

第六章 (略)

第一節～第三節 (略)

第四節 (略)

第一款・第二款 (略)

第三款 削除

第四款・第五款 (略)

第五節 (略)

第七章 (略)

附則

第十六条 (略)

2 (略)

3 第六十五条の二の規定は、設立時理事及び設立時監事について準用する。

第四十四条 社員は、社員総会において、社員総会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該議案が法令又は定款に違反する場合

第三節～第六節 (同上)

第四章・第五章 (同上)

第六章 (同上)

第一節～第三節 (同上)

第四節 (同上)

第一款・第二款 (同上)

第三款 従たる事務所の所在地における登記(第三百十二

条―第三百十四条)

第四款・第五款 (同上)

第五節 (同上)

第七章 (同上)

附則

第十六条 (同上)

2 (同上)

(新設)

第四十四条 社員は、社員総会において、社員総会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一(これを下回る

二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合

三 当該議案の提出により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第四十五条 （略）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 前項の議案が法令又は定款に違反する場合

二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、前項の規定による請求をする場合

三 前項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつ

割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

第四十五条 （同上）

2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合には、適用しない。

ては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

（電子提供措置をとる旨の定め）

第四十七条の二 一般社団法人は、理事が社員総会の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料（第四十七条の四第三項において「社員総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により社員が情報の提供を受け、電子提供措置に置く措置であつて、法務省令で定めるものをいう。以下この款、第三百一条第二項第四号の二及び第三百四十二条第十号の二において同じ。）をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

- 一 社員総会参考書類
- 二 議決権行使書面
- 三 第二百二十五条の計算書類及び事業報告並びに監査報告

（電子提供措置）

第四十七条の三 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人の理事は、第三十九条第二項各号に掲げる場合には、社員総会の日の三週間前の日又は同条第一項の通知を発した日のいずれか早い日（第四十七条の六第三号において「電子提供

（新設）

（新設）

措置開始日」という。) から社員総会の日後三箇月を経過する日までの間(第四十七条の六において「電子提供措置期間」という。)、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

一 第三十八条第一項各号に掲げる事項

二 第四十一条第一項に規定する場合には、社員総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

三 第四十二条第一項に規定する場合には、社員総会参考書類に記載すべき事項

四 第四十五条第一項の規定による請求があつた場合には、同項の議案の要領

五 一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合において、理事が定時社員総会を招集するときは、第二百二十五条の計算書類及び事業報告並びに監査報告に記載され、又は記録された事項

六 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

2) 前項の規定にかかわらず、理事が第三十九条第一項の通知に際して社員に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

(社員総会の招集の通知等の特則)

第四十七条の四 前条第一項の規定により電子提供措置をとる場

合における第三十九条第一項の規定の適用については、同項中

「社員総会の日の一週間(理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までに、社員に対してその通知を発しな
ければならない。ただし、前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の日」とあるのは、「社員総会の日」とする。

2| 第三十九条第四項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第三十九条第二項又は第三項の通知には、第三十八条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、電子提供措置をとっている旨その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

3| 第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第二百二十五条の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人においては、理事は、第三十九条第一項の通知に際して、社員に対し、社員総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

4| 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人にお

(新設)

ける第四十五条第一項の規定の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録する」とあるのは、「当該議案の要領について第四十七条の二に規定する電子提供措置をとる」とする。

(書面交付請求)

第四十七条の五 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人の社員(第三十九条第三項の承諾をした社員を除く。)
()は、一般社団法人に対し、第四十七条の三第一項各号に掲げる事項(次項において「電子提供措置事項」という。)を記載した書面の交付を請求することができる。

2| 理事は、第四十七条の三第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第三十九条第一項の通知に際して、前項の規定による請求(以下この条において「書面交付請求」という。)
()をした社員に対し、当該社員総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

3| 書面交付請求をした社員がある場合において、その書面交付請求の日(当該社員が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日)から一年を経過したときは、一般社団法人は、当該社員に対し、前項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間(以下この条において「催告期間」という。)

(新設)

内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一箇月を下ることができない。

- 4 前項の規定による通知及び催告を受けた社員がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該社員が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

(電子提供措置の中断)

第四十七条の六 第四十七条の三第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断（社員が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこととなったこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと（同項第六号の規定により修正されたことを除く。）をいう。以下この条において同じ。）が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

一 電子提供措置の中断が生ずることにつき一般社団法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は一般社団法人に正当な事由があること。

二 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。

三 電子提供措置開始日から社員総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置

(新設)

の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

四 一般社団法人が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとったこと。

(議決権の代理行使)

第五十条 (略)

25 (略)

6 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一・二 (略)

7 一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前

(議決権の代理行使)

第五十条 (同上)

25 (同上)

6 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一・二 (同上)

(新設)

項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき

四 請求者が、過去二年以内において、代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(書面による議決権の行使)

第五十一条 (略)

2・3 (略)

4 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

5 一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

(書面による議決権の行使)

第五十一条 (同上)

2・3 (同上)

4 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(新設)

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員
の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の
閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通
報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提
出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事
実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき
。

(電磁的方法による議決権の行使)

第五十二条 (略)

254 (略)

5 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、前項の電
磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示
したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合
においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない
。

6 一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれか
に該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員(以下この項において「請求者」とい
う。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で

(電磁的方法による議決権の行使)

第五十二条 (同上)

254 (同上)

5 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、前項の電
磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示
したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(新設)

請求を行ったとき。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員
の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で
定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り
得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったと
き。

四 請求者が、過去二年以内において、前項の電磁的記録に記
録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの
閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通
報したことがあるものであるとき。

(役員の資格等)

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 (略)

二 削除

三 (略)

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁
錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行
を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除
く。)

(役員の資格等)

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 (同上)

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと
同様に取り扱われている者

三 (同上)

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁
錮^上以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行
を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除
く。)

2・3 (略)

第六十五条の二 成年被後見人が役員に就任するには、その成年被後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。

2| 被保佐人が役員に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。

3| 第一項の規定は、保佐人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。

4| 成年被後見人又は被保佐人がした役員の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。

（競業及び利益相反取引の制限）

第八十四条 (略)

2 民法第八十条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号又は第三号の取引については、適用しない。

2・3 (同上)

(新設)

（競業及び利益相反取引の制限）

第八十四条 (同上)

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号又は第三号の取引については、適

(役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任)

第百十一条 理事、監事又は会計監査人（以下この節及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2・3 (略)

第九款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約

(補償契約)

第百十八条の二 一般社団法人が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該一般社団法人が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）の決議によらなければならない。

一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損

用しない。

(役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任)

第百十一条 理事、監事又は会計監査人（以下この款及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2・3 (同上)

(新設)

(新設)

害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2

一般社団法人は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該一般社団法人が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該一般社団法人に対して第百十一条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3

補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した一般社団法人が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該一般社団法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4| 理事会設置一般社団法人においては、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5| 第八十四条第一項、第九十二条第二項、第一百十一条第三項及び第一百十六条第一項の規定は、一般社団法人と理事との間の補償契約については、適用しない。

6| 民法第八十条の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員等のために締結される保険契約）

第一百八条の三 一般社団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）の決議によらなければならない。

2| 第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第一百十一条第三項の規定は、一般社団法人が保険者との間で締結する保険契約の

（新設）

うち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに限る。

第百六十条 (略)

2 (略)

3 第六十五条の二の規定は、設立時評議員、設立時理事及び設立時監事について準用する。

(評議員の資格等)

第百七十三条 第六十五条第一項及び第六十五条の二の規定は、評議員について準用する。

2・3 (略)

第百九十八条 前章第三節第八款(第百七十七条第二項第一号ロを除く。)の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人並びに評議員の損害賠償責任について準用する。この場合にお

第百六十条 (同上)

2 (同上)

(新設)

第百七十三条 第六十五条第一項の規定は、評議員について準用する。

2・3 (同上)

第百九十八条 前章第三節第八款(第百七十七条第二項第一号ロを除く。)の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人並びに評議員の損害賠償責任について準用する。この場合にお

いて、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第百十一条第一項中「理事、監事又は会計監査人（以下この節及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）及び第三百二条第二項第九号において「役員等」という。）又は第三百二条第二項第九号において「役員等」という。）又は評議員」と、同条第二項中「第八十四条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する第八十四条第一項」と、同条第三項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第百九十七条において準用する第八十四条第一項第二号」と、同項第一号中「第八十四条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する第八十四条第一項」と、第百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、第百十四条第二項中「についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案」とあるのは「に関する議案」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員が同項」とあるのは「総評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員が前項」と、第百十五条第一項中「第三百一条第二項第十二号」とあるのは「第三百二条第二項第十号」と、第百十六条第一項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第百九十七条に

いて、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第百十一条第一項中「理事、監事又は会計監査人（以下この節及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）及び第三百二条第二項第九号において「役員等」という。）又は第三百二条第二項第九号において「役員等」という。）又は評議員」と、同条第二項中「第八十四条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する第八十四条第一項第二号」とあるのは「第百九十七条において準用する第八十四条第一項第二号」と、同項第一号中「第八十四条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する第八十四条第一項」と、第百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、第百十四条第二項中「についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案」とあるのは「に関する議案」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員が同項」とあるのは「総評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員が前項」と、第百十五条第一項中「第三百一条第二項第十二号」とあるのは「第三百二条第二項第十号」と、第百十六条第一項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第百九十七条に

において準用する第八十四条第一項第二号」と、第一百七十七条第一項及び第一百八条中「役員等」とあるのは「役員等又は評議員」と、第一百七十七条第二項第一号二中「第二百二十八条第三項」とあるのは「第九十九条において準用する第二百二十八条第三項」と読み替えるものとする。

第六款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約

第九十八条の二 前章第三節第九款の規定は、一般財団法人に
ついて準用する。この場合において、これらの規定中「社員総
会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）」とあるの
は「理事会」と、第一百八条の二第一項中「役員等に」とある
のは「理事、監事又は会計監査人（以下この款において「役員
等」という。）に」と、同条第二項第二号中「第一百一十一条第
一項」とあるのは「第九十八条において準用する第一百一十一条第
一項」と、同条第四項中「理事会設置一般社団法人」とあるの
は「一般財団法人」と、同条第五項中「第八十四条第一項、第
九十二条第二項、第一百一十一条第三項」とあり、及び第一百八条
の三第二項中「第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第百
十一条第三項」とあるのは「第九十七条において準用する第
八十四条第一項及び第九十二条第二項並びに第九十八条にお

において準用する第八十四条第一項第二号」と、第一百七十七条第一
項及び第一百八条中「役員等」とあるのは「役員等又は評議員
」と、第一百七十七条第二項第一号二中「第二百二十八条第三項」と
あるのは「第九十九条において準用する第二百二十八条第三項
」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

いて準用する第百十一条第三項」と読み替えるものとする。

(清算人の就任)

第二百九条 (略)

2 3 4 (略)

5 第六十四条、第六十五条第一項及び第六十五条の二の規定は清算人について、第六十五条第三項の規定は清算人会設置法人(清算人会を置く清算法人をいう。以下同じ。)について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「理事は」とあるのは、「清算人は」と読み替えるものとする。

(和解)

第二百八十条の二 監事設置一般社団法人が、当該監事設置一般社団法人の理事及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追究する訴えに係る訴訟における和解をするには、監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)の同意を得なければならぬ。

(削る)

第二百八十一条 (略)

2 3 4 (略)

(清算人の就任)

第二百九条 (同上)

2 3 4 (同上)

5 第六十四条及び第六十五条第一項の規定は清算人について、同条第三項の規定は清算人会設置法人(清算人会を置く清算法人をいう。以下同じ。)について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「理事は」とあるのは、「清算人は」と読み替えるものとする。

(新設)

(和解)

第二百八十一条 (同上)

2 3 4 (同上)

(一般社団法人の設立の登記)

第三百一条 (略)

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 四 (略)

四の二 第四十七条の二の規定による電子提供措置をとる旨の

定款の定めがあるときは、その定め

五 十五 (略)

第三款 削除

第三百十二条から第三百十四条まで 削除

(一般社団法人の設立の登記)

第三百一条 (同上)

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 四 (同上)

(新設)

五 十五 (同上)

第三款 従たる事務所の所在地における登記

(従たる事務所の所在地における登記)

第三百十二条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 一般社団法人等の設立に際して従たる事務所を設けた場合

(次号に掲げる場合を除く。) 主たる事務所の所在地にお

ける設立の登記をした日から二週間以内

二 新設合併設立法人が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合 第三百七条第一項各号に掲げる日のいずれか遅い日

から三週間以内

三 一般社団法人等の成立後に従たる事務所を設けた場合、従たる事務所を設けた日から三週間以内

2| 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3| 従たる事務所の所在地において前二項の規定により前項各号に掲げる事項を登記する場合には、一般社団法人等の成立の年月日並びに従たる事務所を設置した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

4| 第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならぬ。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第三百十三条 一般社団法人等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所

第三百十五條 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、

在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この項において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

2 従たる事務所の所在地において前項の規定により前条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には、一般社団法人等の成立の年月日並びに従たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

（従たる事務所における変更の登記等）

第三百十四條 第三百六条第一項、第三百七条第一項及び第三百十一條に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第三百六条第一項に規定する変更の登記は、第三百十二条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第三百十五條 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、

遅滞なく、一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一〜三 (略)

2 (略)

(削る)

第三百二十九条 削除

(商業登記法の準用)

第三百三十条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第

遅滞なく、一般社団法人等の主たる事務所(第一号口に規定する場合であつて当該決議によつて第三百十二条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所)の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一〜三 (同上)

2 (同上)

3| 前項に規定する場合において、同項各号に掲げる訴えに係る請求の目的に係る合併により第三百十二条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各一般社団法人等の従たる事務所の所在地を管轄する登記所にも前項各号に定める登記を嘱託しなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記の申請)

第三百二十九条 主たる事務所及び従たる事務所の所在地において登記すべき事項について従たる事務所の所在地においてする登記の申請書には、主たる事務所の所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。この場合においては、他の書面の添付を要しない。

(商業登記法の準用)

第三百三十条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第

一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで（第十二条第一項第二号及び第五号を除く。）、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十三条、第五十一条、第五十二条、第七十二条、第八十二条、第八十三条、第一百三十二条から第一百三十七条まで及び第一百三十九条から第一百四十八条までの規定は、一般社団法人等に関する登記について準用する。この場合において、これらの規定（同法第二十七条及び第三十三条第一項中「本店」とある部分を除く。）中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第二十七条及び第三十三条第一項中「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の」とあり、並びに同法第二十七条並びに第三十三条第一項第四号及び第二項中「営業所の」とあるのは「主たる事務所の」と、同法第一項第四号中「営業所を」とあるのは「主たる事務所を」と、同法第七十二条中「会社法第四百七十二條第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四百九条第一項本文又は第二百三條第一項本文」と、同法第四百六條の二中「商業登記法」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十條において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百十五條」とあるの

一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十七条まで、第三十三条、第四十九条から第五十二条まで、第七十二条、第八十二条、第八十三条及び第一百三十二条から第一百四十八条までの規定は、一般社団法人等に関する登記について準用する。この場合において、これらの規定（同法第二十七条及び第三十三条第一項中「本店」とある部分を除く。）中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第二十七条及び第三十三条第一項中「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の」とあり、並びに同法第二十七条並びに第三十三条第一項第四号及び第二項中「営業所の」とあるのは「主たる事務所の」と、同法第一項第四号中「営業所を」とあるのは「主たる事務所を」と、同法第七十二条中「会社法第四百七十二條第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四百九条第一項本文又は第二百三條第一項本文」と読み替えるものとする。

は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十条において準用する商業登記法第四百四十五条」と読み替えるものとする。

(過料に処すべき行為)

第三百四十二条 設立時社員、設立者、設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事、評議員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事、評議員若しくは清算人の職務を代行する者、第三百三十四条第一項第六号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百三十七条第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者又は検査役は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十 (略)

十の二 第四十七条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

十一〇十三 (略)

十四 第九十二条第二項(第九百九十七条及び第二百二十条第十

(過料に処すべき行為)

第三百四十二条 設立時社員、設立者、設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事、評議員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事、評議員若しくは清算人の職務を代行する者、第三百三十四条第一項第六号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百三十七条第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者又は検査役は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十 (同上)

(新設)

十一〇十三 (同上)

十四 第九十二条第二項(第九百九十七条及び第二百二十条第十

項において準用する場合を含む。)又は第百十八条の二第四項(第百九十八条の二において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十五ノ二十二 (略)

項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十五ノ二十二 (同上)

改正案	現行
<p>（商業登記法及び民事保全法の準用） 第二百四十七条 限定責任信託の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条から第四百八条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「事務処理地（信託法（平成十八年法律第八〇号）第二百六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。以下同じ。）」と、「移転した」とあるのは「変更した」と、同項並びに同法第五十二条第二項、第三項及び第五項中「新所在地」とあるのは「新事務処理地」と、同法第五十一条第一項及び第二項並びに第五十二条中「旧所在地」とあるのは「旧事務処理地」と、同法第七十一条第一項中「解散」とあるのは「限定責任信託の終了」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と</p>	<p>（商業登記法及び民事保全法の準用） 第二百四十七条 限定責任信託の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条（第三項を除く。）、第十八条から第十九条の三まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条から第四百八条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「事務処理地（信託法（平成十八年法律第八〇号）第二百六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。以下同じ。）」と、「移転した」とあるのは「変更した」と、同項並びに同法第五十二条第二項、第三項及び第五項中「新所在地」とあるのは「新事務処理地」と、同法第五十一条第一項及び第二項並びに第五十二条中「旧所在地」とあるのは「旧事務処理地」と、同法第七十一条第一項中「解散」とあるのは「限定責任信託の終了」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役</p>

、「法人の本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあつては、各事務所の所在地）」とあるのは「限定責任信託の事務処理地（信託法（平成十八年法律第百八号）第二百十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。）」と読み替えるものとする。

員」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、「法人の本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあつては、各事務所の所在地）」とあるのは「限定責任信託の事務処理地（信託法（平成十八年法律第百八号）第二百十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。）」と読み替えるものとする。

第二章 内閣官房関係

一 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）

改正案

現行

目次

第一章・第二章（略）

第三章（略）

第一節 登記（第四十五条―第五十五条）

第二節 法人である認証職員団体等から法人である登録職員

団体への移行（第五十六条）

第四章 罰則（第五十七条）

附則

（削る）

目次

第一章・第二章（同上）

第三章（同上）

第一節 登記（第四十五条―第五十八条）

第二節 法人である認証職員団体等から法人である登録職員

団体への移行（第五十九条）

第四章 罰則（第六十条）

附則

（従たる事務所の所在地における登記）

第五十一条 次各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 法人である職員団体等の設立に際して従たる事務所を設けた場合 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日

(削る)

から三週間以内

二 法人である職員団体等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 従たる事務所の所在地において前二項の規定により前項各号に掲げる事項を登記する場合には、法人である職員団体等の成立の年月日並びに従たる事務所を設置した旨及びその年月日も登記しなければならない。

4 第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第五十二条 法人である職員団体等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所

(職員団体等登記簿)

第五十一条 (略)

(設立の登記の申請)

第五十二条 (略)

2 (略)

(変更の登記の申請)

第五十三条 (略)

の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)において三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この項において同じ。)においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

2 従たる事務所の所在地において前項の規定により前条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には、法人である職員団体等の成立の年月日並びに従たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

(職員団体等登記簿)

第五十三条 (同上)

(設立の登記の申請)

第五十四条 (同上)

2 (同上)

(変更の登記の申請)

第五十五条 (同上)

(解散の登記の申請)

第五十四条 (略)

(削る)

(商業登記法の準用)

第五十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十四号及び第十五号を除く。)、第二十六条、第二十七条、第五十一条、第五十二条、第十九条第一項、第一百条第三項、第一百三十二条から第三十七條まで及び第三百三十九條から第四百八十八條までの規定は、法人である職員団体等の登記について準用する。この場合において、これらの規定中「商号」とあるのは「名称」と、「定款」とあるのは「規約」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「

(解散の登記の申請)

第五十六条 (同上)

(従たる事務所の所在地における登記の申請)

第五十七条 主たる事務所及び従たる事務所の所在地において登記すべき事項について従たる事務所の所在地においてする登記の申請書には、主たる事務所の所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。この場合においては、他の書面の添付を要しない。

(商業登記法の準用)

第五十八条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十六条、第二十七条、第四十九条から第五十二条まで、第九十九条第一項、第一百条第三項及び第三百三十二條から第四百八十八條までの規定は、法人である職員団体等の登記について準用する。この場合において、これらの規定(同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、

「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第十二条の二第五項中「営業所（会社にあつては、本店）」とあり、並びに同法第七十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第二十七条中「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）」とあり、及び「営業所」とあるのは「主たる事務所の」と、同法第九十九条第一項第一号中「会社法第六百四十七条第一項第一号に掲げる者」とあるのは「理事（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）」と、同項第二号中「会社法第六百四十七条第一項第二号に掲げる者」とあるのは「規約で定める者」と、同項第三号中「会社法第六百四十七条第一項第三号に掲げる者」とあるのは「総会において選任された者」と、同法第四百六十六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第五十五条において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第四百四十五条」と読み替えるものとする。

第五十六条 （略）

2 前項の規定に基づく法人である登録職員団体に関する第四十七條第一項及び第五十二条第二項の規定の適用については、第

「定款」とあるのは「規約」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第二十七条中「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）」とあり、及び「営業所」とあるのは「主たる事務所の」と、同法第九十九条第一項第一号中「会社法第六百四十七条第一項第一号に掲げる者」とあるのは「理事（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）」と、同項第二号中「会社法第六百四十七条第一項第二号に掲げる者」とあるのは「規約で定める者」と、同項第三号中「会社法第六百四十七条第一項第三号に掲げる者」とあるのは「総会において選任された者」と読み替えるものとする。

第五十九条 （同上）

2 前項の規定に基づく法人である登録職員団体に関する第四十七條第一項第四号及び第五十四条第二項第二号の規定の適用に

四十七條第一項第四号及び第五十二條第二項第二号中「第三條第一項の規定による申出」とあるのは、「国家公務員法第百八條の三（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員法第五十三條の規定による登録」とする。

3・4 (略)

第五十七條 法人である職員団体等の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一 五 (略)

六 官庁又は總會に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠蔽したとき。

については、これらの規定中「第三條第一項の規定による申出」とあるのは、「国家公務員法第百八條の三（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員法第五十三條の規定による登録」とする。

3・4 (同上)

第六十條 法人である職員団体等の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一 五 (同上)

六 官庁又は總會に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠蔽したとき。

改正案	現行
<p>(株式)</p> <p>第八条 会社は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式（第二十一条第三号において「募集株式」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第八条第一項の規定に違反して、募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。</p> <p>四〇八 (略)</p>	<p>(株式)</p> <p>第八条 会社は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式（第二十一条第三号において「募集株式」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 (同上)</p> <p>第二十一条 (同上)</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>三 第八条第一項の規定に違反して、募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。</p> <p>四〇八 (同上)</p>

改正案

現行

<p>(株式)</p> <p>第九条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十条第一項に規定するその発行する株式（第二十三条第四号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 第九条第一項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。</p> <p>五 十一 (略)</p>	<p>(株式)</p> <p>第九条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十条第一項に規定するその発行する株式（第二十三条第四号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 (同上)</p> <p>第二十三条 (同上)</p> <p>一 三 (同上)</p> <p>四 第九条第一項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。</p> <p>五 十一 (同上)</p>
--	--

第三章 内閣府関係

第一節 本府関係

一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）

改正案	現行
<p>（株式、社債及び借入金の認可等）</p> <p>第三十四条 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定する募集株式（第九十三条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（以下「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（株式等の譲渡その他の処分等）</p> <p>第五十六条 （略）</p> <p>2 機構は、特定選定事業の実施状況、特定選定事業に係る資金の調達状況その他の特定選定事業を取り巻く状況を考慮しつつ</p>	<p>（株式、社債及び借入金 of 認可等）</p> <p>第三十四条 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定する募集株式（第九十三条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（以下「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（株式等の譲渡その他の処分等）</p> <p>第五十六条 （同上）</p> <p>2 機構は、特定選定事業の実施状況、特定選定事業に係る資金の調達状況その他の特定選定事業を取り巻く状況を考慮しつつ</p>

、令和十年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

(財務大臣との協議)

第六十四条 内閣総理大臣は、第三十四条第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第三十九条第二項、第五十一条、第五十二条第二項、第五十八条第一項、第五十九条又は第六十七条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十四条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二 八 (略)

附則

、平成四十年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

(財務大臣との協議)

第六十四条 内閣総理大臣は、第三十四条第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第三十九条第二項、第五十一条、第五十二条第二項、第五十八条第一項、第五十九条又は第六十七条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十四条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二 八 (同上)

附則

(水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置)

第四条 政府は、平成三十年年度から令和五年度までの間に、次の各号に掲げる地方公共団体から、平成九年一月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金(資金運用部資金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十九号)第一条の規定による改正前の資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第六条第一項に規定する資金運用部資金をいう。以下この項において同じ。))又は平成九年三月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧公営企業金融公庫資金(地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)附則第九条第一項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下この項において同じ。))であつて、年利三パーセント以上のものうち、水道事業等(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)による水道事業若しくは水道用水供給事業又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道若しくは流域下水道の用に供する施設に関する事業をいう。以下この項において同じ。))に係る公共施設等(次の各号に規定する水道事業等公共施設等運営権条例に基づいて設定された公共施設等運営権に係るものに限る。))の建設、改修、維持管理又は運営(以下この項において「建設等」という。))に充てられた金額(当該金額が明らかでないときは、当該

(水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置)

第四条 政府は、平成三十年年度から平成三十五年度までの間に、次の各号に掲げる地方公共団体から、平成九年一月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金(資金運用部資金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十九号)第一条の規定による改正前の資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第六条第一項に規定する資金運用部資金をいう。以下この項において同じ。))又は平成九年三月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧公営企業金融公庫資金(地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)附則第九条第一項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下この項において同じ。))であつて、年利三パーセント以上のものうち、水道事業等(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)による水道事業若しくは水道用水供給事業又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道若しくは流域下水道の用に供する施設に関する事業をいう。以下この項において同じ。))に係る公共施設等(次の各号に規定する水道事業等公共施設等運営権条例に基づいて設定された公共施設等運営権に係るものに限る。))の建設、改修、維持管理又は運営(以下この項において「建設等」という。))に充てられた金額(当該金額が明らかでないときは、当該

公共施設等の建設等に要した費用その他の事情を考慮して内閣府令・総務省令・財務省令で定める基準により算定した金額)に相当するもの(以下この条において「対象貸付金」という。

。)について繰上償還を行うとする旨の申出があった場合において、当該地方公共団体の水道事業等の経営の健全化が特に必要であり、かつ、当該地方公共団体から水道事業等に係る公共施設等運営事業に関し政令で定める事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の水道事業等の健全かつ効率的な運営に相当程度資するものであると認めるときは、政令で定めるところにより、当該申出に係る対象貸付金が旧資金運用部資金であるときは限度額を限度として繰上償還に応ずるものとし、当該申出に係る対象貸付金が旧公営企業金融公庫資金であるときは地方公共団体金融機構に対して限度額を限度として繰上償還に応ずるよう要請するものとする。

一 平成二十九年まで水道事業等に係る公共施設等運営権に関する第十八条第一項の条例(次号及び次項第一号において「水道事業等公共施設等運営権条例」という。)を定めており、これに基づいて平成三十年から令和二年度までの間に水道事業等に係る公共施設等運営事業が開始された地方公共団体

二 平成三十年から令和三年度までの間に水道事業等公共施設等運営権条例を定めた地方公共団体

当該公共施設等の建設等に要した費用その他の事情を考慮して内閣府令・総務省令・財務省令で定める基準により算定した金額)に相当するもの(以下この条において「対象貸付金」という。)について繰上償還を行うとする旨の申出があった場合において、当該地方公共団体の水道事業等の経営の健全化が特に必要であり、かつ、当該地方公共団体から水道事業等に係る公共施設等運営事業に関し政令で定める事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の水道事業等の健全かつ効率的な運営に相当程度資するものであると認めるときは、政令で定めるところにより、当該申出に係る対象貸付金が旧資金運用部資金であるときは限度額を限度として繰上償還に応ずるものとし、当該申出に係る対象貸付金が旧公営企業金融公庫資金であるときは地方公共団体金融機構に対して限度額を限度として繰上償還に応ずるよう要請するものとする。

一 平成二十九年まで水道事業等に係る公共施設等運営権に関する第十八条第一項の条例(次号及び次項第一号において「水道事業等公共施設等運営権条例」という。)を定めており、これに基づいて平成三十年から平成三十二年までの間に水道事業等に係る公共施設等運営事業が開始された地方公共団体

二 平成三十年から平成三十三年までの間に水道事業等公共施設等運営権条例を定めた地方公共団体

<p>2 前項に規定する「限度額」とは、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をいう。</p> <p>一 前項第一号に掲げる地方公共団体又は同項第二号に掲げる地方公共団体（平成三十年年度又は令和元年度に水道事業等公共施設等運営権条例を定めたものに限る。） 対象貸付金の残高又は当該公共施設等運営権の設定の対価として当該地方公共団体が収受した金銭（第二十条の規定により徴収した金銭を含み、定期に又は分割して収受すべきときは、その最初に収受した分に限る。）の額のいずれか少ない額</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>2 前項に規定する「限度額」とは、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をいう。</p> <p>一 前項第一号に掲げる地方公共団体又は同項第二号に掲げる地方公共団体（平成三十年年度又は平成三十一年度）に水道事業等公共施設等運営権条例を定めたものに限る。） 対象貸付金の残高又は当該公共施設等運営権の設定の対価として当該地方公共団体が収受した金銭（第二十条の規定により徴収した金銭を含み、定期に又は分割して収受すべきときは、その最初に収受した分に限る。）の額のいずれか少ない額</p> <p>二 (同上)</p> <p>3・4 (同上)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（公益認定の取消し） 第二十九条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 行政庁は、第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該公益法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。</p> <p>7（略）</p>	<p>（公益認定の取消し） 第二十九条（同上）</p> <p>2～5（同上）</p> <p>6 行政庁は、第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該公益法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該公益法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。</p> <p>7（同上）</p>

三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）

改正案	現行
<p>(移行の登記)</p> <p>第六六条 特例民法法人が第四十四条の認定を受けたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、当該特例民法法人については解散の登記をし、名称の変更後の公益法人（公益法人認定法第二条第三号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。）については設立の登記をしなければならない。この場合においては、一般社団・財団法人法第三百三条の規定は、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二百一条 前条の規定による改正前の国家公務員法（次項において「旧国家公務員法」という。）第百八条の四（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。同項において同じ。）の規定に基づく法人である職員団体であつてこの法律の施行の際現に存するものは、</p>	<p>(移行の登記)</p> <p>第六六条 特例民法法人が第四十四条の認定を受けたときは、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、当該特例民法法人については解散の登記をし、名称の変更後の公益法人（公益法人認定法第二条第三号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。）については設立の登記をしなければならない。この場合においては、一般社団・財団法人法第三百三条の規定は、適用しない。</p> <p>2 (同上)</p> <p>(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二百一条 前条の規定による改正前の国家公務員法（次項において「旧国家公務員法」という。）第百八条の四（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。同項において同じ。）の規定に基づく法人である職員団体であつてこの法律の施行の際現に存するものは、</p>

施行日以後は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号。同項、第二百八条及び第二百九条において「法人格付与法」という。）第二条第五項に規定する法人である登録職員団体として存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に登記所に備えられている旧国家公務員法第百八条の四において準用する旧非訟事件手続法第百十九条に規定する法人登記簿は、法人格付与法第五十一条に規定する職員団体等登記簿とみなす。

（地方公務員法の一部改正に伴う経過措置）

第二百八条 前条の規定による改正前の地方公務員法（次項において「旧地方公務員法」という。）第五十四条の規定に基づく法人である職員団体であつてこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後は、法人格付与法第二条第五項に規定する法人である登録職員団体として存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に登記所に備えられている旧地方公務員法第五十四条において準用する旧非訟事件手続法第百十九条に規定する法人登記簿は、法人格付与法第五十一条に規定する職員団体等登記簿とみなす。

（法人格付与法の一部改正に伴う経過措置）

施行日以後は、第二百八条の規定による改正後の職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号。同項、第二百八条及び第二百九条において「新法人格付与法」という。）第二条第五項に規定する法人である登録職員団体として存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に登記所に備えられている旧国家公務員法第百八条の四において準用する旧非訟事件手続法第百十九条に規定する法人登記簿は、新法人格付与法第五十三条に規定する職員団体等登記簿とみなす。

（地方公務員法の一部改正に伴う経過措置）

第二百八条 前条の規定による改正前の地方公務員法（次項において「旧地方公務員法」という。）第五十四条の規定に基づく法人である職員団体であつてこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後は、新法人格付与法第二条第五項に規定する法人である登録職員団体として存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に登記所に備えられている旧地方公務員法第五十四条において準用する旧非訟事件手続法第百十九条に規定する法人登記簿は、新法人格付与法第五十三条に規定する職員団体等登記簿とみなす。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正に

第二百十九条 この法律の施行の際現に登記所に備えられている前条の規定による改正前の法人格付与法第十一条において準用する旧非訟事件手続法第二百十九条に規定する法人登記簿は、法人格付与法第五十一条に規定する職員団体等登記簿とみなす。

（伴う経過措置）

第二百十九条 この法律の施行の際現に登記所に備えられている前条の規定による改正前の職員団体等に対する法人格の付与に關する法律第十一条において準用する旧非訟事件手続法第二百九条に規定する法人登記簿は、新法人格付与法第五十三条に規定する職員団体等登記簿とみなす。

第二節 金融庁関係

一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）

改正案	現行
<p>（清算人の任免等） 第三十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次に掲げる者は、清算をする無尽会社（次項並びに次条第三項、第五項、第七項及び第八項において「清算無尽会社」という。）の清算人となることができない。</p> <p>一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>5（略）</p>	<p>（清算人の任免等） 第三十条（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者は、清算をする無尽会社（次項並びに次条第三項、第五項、第七項及び第八項において「清算無尽会社」という。）の清算人となることができない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>5（同上）</p>

改正案	現行
<p>（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）</p> <p>第三十五条 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この条において同じ。）は、金融商品取引業のほか、次に掲げる行為を業として行うことその他の金融商品取引業に付随する業務を行うことができる。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>十一 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。</p> <p>十二〇十六 （略）</p> <p>二〇七 （略）</p> <p>（社債の管理の禁止等）</p> <p>第三十六条の四 金融商品取引業者（有価証券関連業を行う者に限る。次項において同じ。）は、会社法第七百二条に規定する社債管理者、同法第七百十四条の二に規定する社債管理補助者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託</p>	<p>（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）</p> <p>第三十五条 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この条において同じ。）は、金融商品取引業のほか、次に掲げる行為を業として行うことその他の金融商品取引業に付随する業務を行うことができる。</p> <p>一〇十 （同上）</p> <p>十一 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。</p> <p>十二〇十六 （同上）</p> <p>二〇七 （同上）</p> <p>（社債の管理の禁止等）</p> <p>第三十六条の四 金融商品取引業者（有価証券関連業を行う者に限る。次項において同じ。）は、会社法第七百二条に規定する社債管理者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社となることができない。</p>

会社となることができない。

2 (略)

第八十九条の三 削除

2 (同上)

(従たる事務所の所在地における登記)

第八十九条の三 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 金融商品会員制法人の設立に際して従たる事務所を設けた場合 主たる事務所の設立の登記をした日から二週間以内

二 金融商品会員制法人の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2| 従たる事務所の所在地における登記については、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。)の所在場所

3| 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に

(事務所の移転の登記)

第八十九条の四 (略)

(削る)

(商業登記法の準用)

第九十条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十四号及び第十五号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第五十一条から第五十三条まで

、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならぬ。

(事務所の移転の登記)

第八十九条の四 (同上)

2) 金融商品会員制法人がその従たる事務所を他の登記所の管轄

区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。)においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(商業登記法の準用)

第九十条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで及び第三百三十二条から第四百八条

、第三百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三十九条から第三百四十八条までの規定は、金融商品会員制法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第十七条第二項第一号中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第二十五条第三項、第五十一条第一項及び第五十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第四百六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第四百五条」とあるのは「金融商品取引法第九十条において準用する商業登記法第四百五条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算結了の登記）

第百条の四 金融商品会員制法人の清算が結了したときは、第百条の十七第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認があつた後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

までの規定は、金融商品会員制法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第十七条第二項第一号中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第四十八条、第四十九条第一項、第五十条第二項及び第四項並びに第三百三十八条第一項及び第二項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第十七条第三項及び第二十条第三項中「会社の支店」とあるのは「金融商品会員制法人の従たる事務所」と、同法第二十五条第三項、第四十八条第一項、第四十九条第一項及び第三項、第五十条第一項から第三項まで、第五十一条第一項、第五十三条並びに第三百三十八条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「金融商品取引法第八十九条の二第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算結了の登記）

第百条の四 金融商品会員制法人の清算が結了したときは、第百条の十七第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(登記)

第一百条の二十 会員金融商品取引所が組織変更を行ったときは、効力発生日から二週間以内に、主たる事務所及び本店の所在地において、組織変更をする会員金融商品取引所については解散の登記を、組織変更後株式会社金融商品取引所については設立の登記をしなければならない。

2・3 (略)

(組織変更の無効の訴え)

第一百二条 会社法第八百二十八条第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五(第一項、第八百三十六(第八百三十九(第九百三十七(第一号に係る部分に限る。)の規定は、会員金融商品取引所の組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第六号中「組織変更をする会社の株主等若しくは社員等」とあるのは「組織変更をする会員金融商品取引所の会員等(会員、理事長、理事、監事又は清算人をいう。)」と、「組織変更後の会社の

(登記)

第一百条の二十 会員金融商品取引所が組織変更を行ったときは、効力発生日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更をする会員金融商品取引所については解散の登記を、組織変更後株式会社金融商品取引所の本店については設立の登記を、組織変更後株式会社金融商品取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

2・3 (同上)

(組織変更の無効の訴え)

第一百二条 会社法第八百二十八条第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五(第一項、第八百三十六(第八百三十九(第九百三十七(第一号に係る部分に限る。)の規定は、会員金融商品取引所の組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第六号中「組織変更をする会社の株主等若しくは社員等」とあるのは「組織変更をする会員金融商品取引所の会員等(会員、理事長、理事、監事又は清算人をいう。)」と、「組織変更後の会社の

株主等、社員等」とあるのは「組織変更後株式会社金融商品取引所の株主等（株主、取締役又は清算人（監査役会設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。）と、同法第九百三十七条第三項中「各会社の本店」とあるのは「金融商品取引所の本店及び主たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(登記手続に関する規定の準用)

第二百二条の十 第八十九条の四から第八十九条の八までの規定は、自主規制法人について準用する。この場合において、第八十九条の四及び第八十九条の五中「第八十九条の二第二項」とあるのは、「第二百二条の九第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商業登記法の準用)

第二百二条の十一 商業登記法第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十四号及び第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項

株主等、社員等」とあるのは「組織変更後株式会社金融商品取引所の株主等（株主、取締役又は清算人（監査役会設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。）と、同法第九百三十七条第三項中「各会社の本店」とあるのは「金融商品取引所の本店及び支店並びに主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (同上)

(登記手続に関する規定の準用)

第二百二条の十 第八十九条の三から第八十九条の八までの規定は、自主規制法人について準用する。この場合において、第八十九条の四第一項及び第八十九条の五中「第八十九条の二第二項」とあるのは、「第二百二条の九第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商業登記法の準用)

第二百二条の十一 商業登記法第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで及

、第五十一条から第五十三条まで、第三百二十二条から第三百三十七条まで及び第三百三十九条から第四百八条までの規定は、自主規制法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第十七条第二項第一号中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第二十五条第三項、第五十一条第一項及び第五十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第四百六条の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百二条の十一において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第二百二条の十一において準用する商業登記法第四百四十五条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(債権者の異議)

第三百三十九条の十二 (略)

2 吸収合併存続株式会社金融商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者（会社法第七百二条に規定する社債管理者（第八項において単に「社債管理者」という。）又は同法第七百十四条の二に規定する社債管理補助者がある場合にあつては、当該社債管理者又は社債管理補助者を含む

び第三百二十二条から第四百八条までの規定は、自主規制法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第七十七条第二項第一号中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第四十八条、第四十九条第一項、第五十条第二項及び第四項並びに第三百三十八条第一項及び第二項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第十七条第三項及び第二十条第三項中「会社の支店」とあるのは「自主規制法人の従たる事務所」と、同法第二十五条第三項、第四十八条第一項、第四十九条第一項及び第三項、第五十条第一項から第三項まで、第五十一条第一項、第五十三条並びに第三百三十八条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「金融商品取引法第二百二条の九第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(債権者の異議)

第三百三十九条の十二 (同上)

2 吸収合併存続株式会社金融商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者（会社法第七百二条に規定する社債管理者（第八項において単に「社債管理者」という。）がある場合にあつては、当該社債管理者を含む。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期

む。)には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一〇四 (略)

3〇9 (略)

(商業登記法の準用)

第四百四十五条 商業登記法第七十九条、第八十条(第二号、第六号、第九号及び第十号を除く。)、第八十一条(第三号、第六号、第九号及び第十号を除く。)、第八十二条及び第八十三条の規定は、第三百三十六条第二項第一号に掲げる場合における合併による会員金融商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第八十条第三号及び第八号並びに第八十一条第八号中「日刊新聞紙又は電子公告」とあるのは「日刊新聞紙」と、同法第八十条第四号中「資本金の額」とあるのは「出資の総額」と、同条第五号及び同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同法第八十条第七号中「吸収合併消滅会社」が持分会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併をする会員金融商品取引所の合併総会の議事録」と、同条第八号及び同法第八十一条第八号中「株式会社又は合同会社」とあるのは

間は、一月を下ることができない。

一〇四 (同上)

3〇9 (同上)

(商業登記法の準用)

第四百四十五条 商業登記法第七十九条、第八十条(第二号、第六号、第九号及び第十号を除く。)、第八十一条(第三号、第六号、第九号及び第十号を除く。)、第八十二条及び第八十三条の規定は、第三百三十六条第二項第一号に掲げる場合における合併による会員金融商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第八十条第三号及び第八号並びに第八十一条第八号中「日刊新聞紙又は電子公告」とあるのは「日刊新聞紙」と、同法第八十条第四号中「資本金の額」とあるのは「出資の総額」と、同条第五号及び同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同法第八十条第七号中「吸収合併消滅会社」が持分会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併をする会員金融商品取引所の合併総会の議事録」と、同条第八号及び同法第八十一条第八号中「株式会社又は合同会社」とあるのは

「会員金融商品取引所」と、同条中「次の書面」とあるのは「次の書面及び代表権を有する者の資格を証する書面」と、同条第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあっては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員金融商品取引所の合併総会の議事録」と、同法第八十二条第二項及び第八十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(合併の無効の訴え)

第四百四十六条 会社法第八十二条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は第八百三十六号第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八号第六項、第八百七十条第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百

「会員金融商品取引所」と、同条中「次の書面」とあるのは「次の書面及び代表権を有する者の資格を証する書面」と、同条第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあっては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員金融商品取引所の合併総会の議事録」と、同法第八十二条第二項から第四項まで及び第八十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (同上)

(合併の無効の訴え)

第四百四十六条 会社法第八十二条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は第八百三十六号第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八号第六項、第八百七十条第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本

七十二條（第五号に係る部分に限る。）、「第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第七号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員等（会員、理事長、理事、監事又は清算人をいう。以下この号において同じ。）」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員等、株主等（株主、取締役又は清算人（監査役会設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。）」と、同項第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員等（会員、理事長、理事、監事又は清算人をいう。以下この号において同じ。）」若しくは株主等（株主、取締役又は清算人（監査役会設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この号において同じ。）」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員等、株主等」と、同法第九百三十七條第三項中「本店」とあるのは「本店（会員金融商品取引所にあつては、主たる事務所）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、「第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第七号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員等（会員、理事長、理事、監事又は清算人をいう。以下この号において同じ。）」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員等、株主等（株主、取締役又は清算人（監査役会設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。）」と、同項第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員等（会員、理事長、理事、監事又は清算人をいう。以下この号において同じ。）」若しくは株主等（株主、取締役又は清算人（監査役会設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この号において同じ。）」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員等、株主等」と、同法第九百三十七條第三項中「本店」とあるのは「本店（会員金融商品取引所にあつては、主たる事務所及び従たる事務所）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社関係者の禁止行為)

第百六十六条 (略)

2 前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実(第一号、第二号、第五号、第六号、第九号、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。)をいう。

一 当該上場会社等(上場投資法人等を除く。以下この号から第八号までにおいて同じ。)の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定(公表がされたものに限る。)に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 〱リ (略)

ロ 株式交付

ハ 〱ヨ (略)

タ 業務上の提携その他のイからヨまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

二〱四 (略)

五 当該上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関が当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定(公表がされたものに限る。)に係る事項を行わないことを決定したこと。

(会社関係者の禁止行為)

第百六十六条 (同上)

2 前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実(第一号、第二号、第五号、第六号、第九号、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。)をいう。

一 当該上場会社等(上場投資法人等を除く。以下この号から第八号までにおいて同じ。)の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定(公表がされたものに限る。)に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 〱リ (同上)

(新設)

ロ 〱カ (同上)

ヨ 業務上の提携その他のイからカまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

二〱四 (同上)

五 当該上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関が当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定(公表がされたものに限る。)に係る事項を行わないことを決定したこと。

-
- イ・ロ (略)
- ハ 株式交付
- ニク 升 (略)
- 川 業務上の提携その他のイからクまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項
- 六ク十一 (略)
- 十二 当該上場会社等の資産運用会社の業務執行を決定する機関が当該資産運用会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したと。
- イクニ (略)
- ホ 株式交付
- ヘ・ト (略)
- ク イからトまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項
- 十三・十四 (略)
- 三ク五 (略)
- 6 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- 一ク二の二 (略)
- 三 会社法第百十六条第一項、第百八十二条の四第一項、第四
-

- イ・ロ (同上)
- (新設)
- ハ・ト (同上)
- ク 業務上の提携その他のイからトまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項
- 六ク十一 (同上)
- 十二 当該上場会社等の資産運用会社の業務執行を決定する機関が当該資産運用会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したと。
- イクニ (同上)
- (新設)
- ホ・ヘ (同上)
- ト イからヘまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項
- 十三・十四 (同上)
- 三ク五 (同上)
- 6 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- 一ク二の二 (同上)
- 三 会社法第百十六条第一項、第百八十二条の四第一項、第四
-

百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項、第八百六條第一項若しくは第八百十六條の六第一項の規定による株式の買取りの請求若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第四百十一條第一項、第四百十九條の三第一項、第四百十九條の八第一項若しくは第四百十九條の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求又は法令上の義務に基づき売買等をする場合

四〇十 (略)

十一 合併等、株式交換又は株式交付に際して当該合併等、株式交換又は株式交付の当事者である上場会社等有する当該上場会社等の特定有価証券等を交付し、又は当該特定有価証券等の交付を受ける場合

十二 (略)

(公開買付者等関係者の禁止行為)

第六十七條 (略)

二〇四 (略)

五 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一〇二の二 (略)

三 会社法第十六條第一項、第八十二條の四第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條

百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項若しくは第八百六條第一項の規定による株式の買取りの請求若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第四百十一條第一項、第四百十九條の三第一項、第四百十九條の八第一項若しくは第四百十九條の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求又は法令上の義務に基づき売買等をする場合

四〇十 (同上)

十一 合併等又は株式交換に際して当該合併等又は株式交換の当事者である上場会社等有する当該上場会社等の特定有価証券等を交付し、又は当該特定有価証券等の交付を受ける場合

十二 (同上)

(公開買付者等関係者の禁止行為)

第六十七條 (同上)

二〇四 (同上)

五 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一〇二の二 (同上)

三 会社法第十六條第一項、第八十二條の四第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條

第一項、第八百六条第一項若しくは第八百六条の六第一項の規定による株式の買取りの請求（これらに相当する他の法令の規定による請求として政令で定めるものを含む。）又は法令上の義務に基づき株券等に係る買付け等又は売付け等をする場合

四〇十二（略）

十三 合併等、株式交換又は株式交付に際して当該合併等、株式交換又は株式交付の当事者であつて公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社が有する当該会社の株券等の交付を受け、又は当該株券等を交付する場合

十四（略）

第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求（これらに相当する他の法令の規定による請求として政令で定めるものを含む。）又は法令上の義務に基づき株券等に係る買付け等又は売付け等をする場合

四〇十二（同上）

十三 合併等又は株式交換に際して当該合併等又は株式交換の当事者であつて公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社が有する当該会社の株券等の交付を受け、又は当該株券等を交付する場合

十四（同上）

第二十三条から第二十四条の二まで 削除

（従たる事務所の所在地における登記）

第二十三条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 料率団体の設立に際して従たる事務所を設けた場合 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 料率団体の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から二週間以内

2| 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内

にあるものに限る。)の所在場所

- 3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第二十四条 料率団体がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。)においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(従たる事務所における清算結了の登記)

第二十四条の二 第二十二条に規定する場合には、同条に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、清算結了の登記をしなければならない。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第一条の三から第五条まで(登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥)、第七条から第十五条まで(会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等)、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記)、第十七条から第十九条の三まで(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十一条から第二十四条(第十四号を除く。)まで(受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下)、第二十六条(行政区画等の変更)、第二十七条(同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第五十一条から第五十三条まで(本店移転の登記)、第三百三十二条から第三百三十七条まで(更正、抹消の申請、職権抹消)及び第三百三十九条から第四百八条まで(行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任)の規定は、この法律の規定による登記について準用する。この場合において、同法第四百四十六条の二中「

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第一条の三、第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十六条、第二十七条、第四十八条から第五十三条まで及び第三百三十二条から第四百八条までの規定は、この法律の規定による登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

商業登記法（ ）とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）第二十五条において準用する商業登記法（ ）と、「商業登記法第四十五条」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律第二十五条において準用する商業登記法第四十五条」と、同法第四十八条中「この法律に」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律に」と、「この法律の施行」とあるのは「損害保険料率算出団体（同法第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体という。）に関する登記」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>（理事についての会社法の準用）</p> <p>第五条の五 理事については、会社法第三百十四條（取締役等の説明義務）、第三百五十七條第一項（取締役の報告義務）並びに第三百六十一條第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第四項（取締役の報酬等）の規定を準用する。この場合において、同法第三百十四條中「取締役、會計参与、監査役及び執行役」とあるのは「理事」と、同法第三百五十七條第一項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは「監事」と、同法第三百六十一條第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同法第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第三号から第五号までを除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>（監事についての会社法の準用）</p> <p>第五条の六 監事については、会社法第三百十四條（取締役等の説明義務）、第三百四十五條第一項から第三項まで（會計参与</p>	<p>（理事についての会社法の準用）</p> <p>第五条の五 理事については、会社法第三百五十七條第一項（取締役の報告義務）並びに第三百六十一條第一項及び第四項（取締役の報酬等）の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十七條第一項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは、「監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>（監事についての会社法の準用）</p> <p>第五条の六 監事については、会社法第三百四十五條第一項から第三項まで（會計参与等の選任等についての意見の陳述）、第</p>

第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三條及び第三百六十四條の規定にかかわらず」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六條の八第二項の規定にかかわらず」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六條の八第二項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十九条において準用する第八百四十七条第一項」と、同項第二号中「第八百四十九条第四項」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十九条において準用する第八百四十九条第四項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「同法第三十九条において準用する第八百五十条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(信用協同組合等の解散及び清算についての会社法等の準用)

第六條の二 (略)

2 信用協同組合等の清算人については、第五條の四及び第五條の七第十二項の規定並びに会社法第三百十四條(取締役等の説明義務)、第三百五十七條第一項(取締役の報告義務)、第三百六十一條第一項(第三号から第五号までを除く。)、及び第四百六十一條第一項(取締役の報酬等)、第三百八十一條第一項前段及び第二項(取締役の報酬等)、第三百八十二條(取締役への報告義務)、(監査役の権限)、第三百八十三條(取締役への報告義務)、第三百八十三條第一項本文、第二項及び第三項(取締役会への

と、同項第二号中「第八百四十九条第四項」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十九条において準用する第八百四十九条第四項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「同法第三十九条において準用する第八百五十条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(信用協同組合等の解散及び清算についての会社法等の準用)

第六條の二 (同上)

2 信用協同組合等の清算人については、第五條の四及び第五條の七第十二項の規定並びに会社法第三百十四條(取締役等の説明義務)、第三百五十七條第一項(取締役の報告義務)、第三百六十一條第一項及び第四項(取締役の報酬等)、第三百八十一條第一項前段及び第二項(監査役の権限)、第三百八十三條第一項本文、第二項及び第三項(取締役会への出席義務等)、第三百八十四條(株主総会に対する報告義務)、第三百八十五

出席義務等)、第三百八十四条(株主総会に対する報告義務)、第三百八十五条(監査役による取締役の行為の差止め)、第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)、及び第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)(監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等)並びに第四百三十条(役員等の連帯責任)の規定を準用する。この場合において、これらの規定(同法第三百六十一条第一項第六号の規定を除く。中「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「清算をする信用協同組合等」と、同法第三百十四条中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「清算人」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第三号から第五号までを除く。)」と、同法第三百八十一条第一項中「取締役(会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与)」とあるのは「清算人」と、同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十三条第二項中「取締役(第三百六十六条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者)」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十六条第一項中「第三

条(監査役による取締役の行為の差止め)、第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)、及び第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)(監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等)並びに第四百三十条(役員等の連帯責任)の規定を準用する。この場合において、同法第三百八十一条第一項中「取締役(会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与)」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六条の八第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六条の八第二項」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条において準用する同法第三十六条の八第二項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条において準用する第八百四十七条第一項」と、同項第二号中「第八百四十九条第四項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条において準用する第八百四十九条第四項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「同法第六十九条において準用する第八百五十条第二項」と、「同法第四百三十条中「役員等」とあるのは「清算人又は監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事若しくは清算人、第五条の八第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務

第十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事若しくは清算人、第五条の八第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務

<p>を執行する社員又は清算人）又は認定信用協同組合電子決済等 代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の 過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは 、この限りでない。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>四の二 第五条の五、第五条の六又は第六条の二第二項におい て準用する会社法第三百十四条の規定に違反して正当な理由 がないのに説明をしなかつたとき。</p> <p>五〇六の二 (略)</p> <p>七〇十二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>十三〇十九 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>を執行する社員又は清算人）又は認定信用協同組合電子決済等 代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の 過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは 、この限りでない。</p> <p>一〇四 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>五〇六の二 (同上)</p> <p>六〇三〇十一 (同上)</p> <p>十二 第六条の二第二項において準用する会社法第三百十四条 の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたと き。</p> <p>十三〇十九 (同上)</p> <p>2 (同上)</p>
---	--

改正案

（発起人の責任等）

第二十条 会社法第五十三条から第五十六条まで（発起人等の損害賠償責任、発起人等の連帯責任、責任の免除、株式会社不成立の場合の責任）の規定は組合の発起人について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項各号及び第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二各号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項各号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は組合の発起人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項を除く。）中「株主等」とあるのは「組合員」と、これらの規定（同法第八百四十八条、第八百四十九条第三項、第八百四十九条の二及び第八百五十三条第一項を除く。）中「株式会社等」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）」と、同法第五十五条中「第五十二条第一項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務、第五十二条の二第一項の規定により発起人の負う義務、同条第二項の規定により発起人

現行

（発起人の責任等）

第二十条 会社法第五十三条から第五十六条まで（発起人等の損害賠償責任、発起人等の連帯責任、責任の免除、株式会社不成立の場合の責任）の規定は組合の発起人について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は組合の発起人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項を除く。）中「株主等」とあるのは「組合員」と、「株式会社等」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）」と、同法第五十三条及び第五十四条中「発起人、設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは「発起人」と、同法第五十五条中「第五十二条第一項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務、第五十二条の二第一項の規定により発起人の負う義務、同

又は設立時取締役の負う義務及び第五十三条第一項の規定により発起人、設立時取締役又は設立時監査役の負う責任」とあるのは「第五十三条第一項の規定により発起人の負う責任」と、「総株主」とあるのは「総組合員」と、同法第八百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）中「株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「組合員である者」と、同法第五項ただし書中「同項ただし書」とあるのは「第一項ただし書」と、同法第八百四十七条の四第一項（責
任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項」とあるのは「又は第五項」と、同法第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「組合員」と、「当該株主等」とあるのは「当該組合員」と、同法第八百四十八条（訴えの管轄）中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）」と、同法第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「（適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るもの）に限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任

条第二項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務及び第五十三条第一項の規定により発起人、設立時取締役又は設立時監査役の負う責任」とあるのは「船主相互保険組合法第二十条において準用する第五十三条第一項の規定により発起人の負う責任」と、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「組合員である者」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「組合員」と、「当該株主等」とあるのは「当該組合員」と、同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）」と、同法第八百四十九条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）」、執行役」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）が、理事」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第三百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六

追及の訴えに限る。)に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役」とあるのは「組合(船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。)」が、理事」と、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)」と、同法第八百四十九条の二(和解)中「株式会社等が、当該株式会社等の取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役」とあるのは「組合(船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。)」が、理事」と、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)」と、同法第八百五十三條第四項中「第五十五条、第二百二條の二第二項、第二百三條第三項、第二百十條第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條(第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二條第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは「第五十五条」と、同法第八百五十三

條の二第二項、第四百二十四條(第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二條第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは「船主相互保険組合法第二十条において準用する第五十五条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

条第一項（再審の訴え）中「株式会社等」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。以下この項において同じ。）」と、「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める訴え」とあるのは「組合員又は組合は、組合の発起人の責任を追及する訴え」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（議決権の代理行使）

第三十三条（略）

255（略）

6 会社法第三百十条第四項から第八項まで（議決権の代理行使）の規定は、代理人による代理権の行使について準用する。この場合において、同条第四項中「株主が第二百九十九条第三項の承諾をした者である場合には、株式会社」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）」と、「前項」とあるのは「同法第三十三条第五項」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「同法第三十三条第五項」と、「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（同法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第七項中「株主（前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。）」とあ

（議決権の代理行使）

第三十三条（同上）

255（同上）

6 会社法第三百十条第四項から第七項まで（議決権の代理行使）の規定は、代理人による代理権の行使について準用する。この場合において、同条第四項中「株主が第二百九十九条第三項の承諾をした者である場合には、株式会社」とあるのは「組合」と、「前項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十三条第五項」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十三条第五項」と、同条第七項中「株主（前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。）」とあるのは「組合員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

るのは「組合員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的
読替えは、政令で定める。

(役員の責任)

第三十八条の二 (略)

2～5 (略)

6 理事は、第一項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に
関する議案を総会に提出するには、監事(監事が二人以上あ
る場合にあつては、各監事)の同意を得なければならない。

7～9 (略)

(会社法の準用)

第四十条 会社法第三百六十一条第一項(第三号から第五号まで
を除く。)及び第四項(取締役の報酬等)並びに同法第二編第
四章第十二節(第四百三十条の二第四項及び第五項を除く。)

(補償契約及び役員等のために締結される保険契約)の規定は
役員について、同法第三百六十条第一項(株主による取締役の
行為の差止め)の規定は理事について、同法第三百八十九条第
二項から第五項まで(定款の定めによる監査範囲の限定)の規
定は監事について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七
条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百
四十九条第二項、第三項各号及び第六項から第十一項まで、第八

(役員の責任)

第三十八条の二 (同上)

2～5 (同上)

6 理事は、第一項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に
関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なけれ
ばならない。

7～9 (同上)

(会社法の準用)

第四十条 会社法第三百六十一条第一項及び第四項(取締役の報
酬等)の規定は役員について、同法第三百六十条第一項(株主
による取締役の行為の差止め)の規定は理事について、同法第
三百八十九条第二項から第五項まで(定款の定めによる監査範
囲の限定)の規定は監事について、同法第七編第二章第二節(第
八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七
条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに
第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三
条第一項第二号及び第三号を除く。)(株式会社における責任
追及等の訴え)の規定は役員の責任を追及する訴えについて、

百四十九条の二各号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項各号を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定は役員の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定(同法第八百四十七条の四第二項を除く。)中「株主等」とあるのは「組合員」と、これらの規定(同法第八百四十八条、第八百四十九条第三項、第八百四十九条の二及び第八百五十三条第一項を除く。)中「株式会社等」とあるのは「組合(船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。)」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「組合員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百六十一条第一項中「取締役」とあるのは「役員(船主相互保険組合法第三十五条第一項に規定する役員をいう。)」と、同項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「取締役」とあるのは「役員(同法第三十五条第一項に規定する役員をいう。)」と、同法第三百八十九条第二項中「前項の規定による定款の定めがある株式会社」とあるのは「組合(船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。)」と、同条第四項中「取締役及び会計参与並びに支配人」とあるのは「理事及び参事」と、同項第二号中「電磁的記録を」とあるのは「電磁的記録(船主相互保険組合法第十

それぞれ準用する。この場合において、これらの規定(同法第八百四十七条の四第二項、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項を除く。)中「株主等」とあるのは「組合員」と、「株式会社等」とあるのは「組合(船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。)」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「組合員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百八十九条第四項中「取締役及び会計参与並びに支配人」とあるのは「理事及び参事」と、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主(第八百九十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「組合員である者」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等(株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「組合員」と、「当該株主等」とあるのは「当該組合員」と、同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社(以下この節において「株式会社等」という。)」とあるのは「組合(船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。)」と、同法第八百四十九条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役(監査等委員及

三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)を」と、同条第五項中「子会社に」とあるのは「子会社(同法第三十一条第五号に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)に」と、同法第四百三十条の二第一項(補償契約)中「役員等に」とあるのは「役員(同法第三十五条第一項に規定する役員をいう。以下同じ。)」に」と、「株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「総会(同法第十三条第三項第十号に規定する総会をいう。次条第一項において同じ。)」と、「同項各号及び同条第二項第二号中「役員等」とあるのは「役員」と、同号中「第四百二十三条第一項」とあるのは「同法第三十八条の二第一項」と、同項第三号及び同条第三項中「役員等」とあるのは「役員」と、同条第六項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項(これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四百二十三条第三項並びに第四百二十八条第一項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十七条第一項前段並びに第三十八条の二第二項及び第八項」と、「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、同法第四百三十条の三第一項(役員等のために締結される保険契約(中「役員等」とあるのは「役員」と、「役員等賠償責任保険契約」とあるのは「役員賠償責任保険契約」と、「株主総会(取締役会設置会社)にあっては、取締役会)」とあるのは「総会」と、同条第二項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五

び監査委員を除く。)、執行役」とあるのは「組合(船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。)」が、理事」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十八条の二第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

条第二項（これらの規定を第四百十九條第二項において準用する場合を含む。）並びに第四百二十三條第三項」とあるのは「船主相互保險組合法第三十七條第一項前段及び第三十八條の第二項」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、同條第三項ただし書中「役員等賠償責任保險契約」とあるのは「役員賠償責任保險契約」と、同法第八百四十七條第一項（株主による責任追及等の訴え）中「株式を有する株主（第八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未滿株主を除く。）」とあるのは「組合員である者」と、同條第五項ただし書中「同項ただし書」とあるのは「第一項ただし書」と、同法第八百四十七條の四第一項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「若しくは第五項、第八百四十七條の二第六項若しくは第八項又は前條第七項若しくは第九項」とあるのは「又は第五項」と、同條第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「組合員」と、「当該株主等」とあるのは「当該組合員」と、同法第八百四十八條（訴えの管轄）中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「組合（船主相互保險組合法第二條第一項に規定する組合をいう。）」と、同法第八百四十九條第一項（訴訟参加）中「（適格旧株主にあつては第八百四十七條の二第一項各

号に掲げる行為の効力が生じた時まで、その原因となった事実が生じた責任又は義務に係るもの限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。」に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）が、理事」と、「次の各号に掲げる株式会社」の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事は、各監事）」と、同法第八百四十九条の二（和解）中「株式会社等が、当該株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）が、理事」と、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事あるのは「監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事）」と、同法第八百五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三十三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えな

い部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十八条の二第三項」と、同法第八百五十三条第一項（再審の訴え）中「株式会社等」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。以下この項において同じ。）」と、「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める訴え」とあるのは「組合員又は組合は、役員を責任を追及する訴え」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法等の準用）

第四十八条（略）

2 第三十条、第三十五条第三項及び第七項、第三十五条の二から第三十七条まで、第三十八条第一項、第三十八条の二、第三十八条の三（第二項第二号を除く。）並びに第三十八条の四の規定並びに会社法第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第四項（取締役の報酬等）並びに第三百八十九条第三項から第五項まで（定款の定めによる監査範囲の限定）の規定は清算人について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項各号及び第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二各号、第八百五十一条並びに第八百五

（会社法等の準用）

第四十八条（同上）

2 第三十条、第三十五条第三項及び第七項、第三十五条の二から第三十七条まで、第三十八条第一項、第三十八条の二、第三十八条の三（第二項第二号を除く。）並びに第三十八条の四の規定並びに会社法第三百六十一条第一項及び第四項（取締役の報酬等）並びに第三百八十九条第三項から第五項まで（定款の定めによる監査範囲の限定）の規定は清算人について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株

十三条第一項各号を除く。) (株式会社における責任追及等の訴え)の規定は清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定(同法第八百四十七條の四第二項を除く。)中「株主等」とあるのは「組合員」と、これらの規定(同法第八百四十八條、第八百四十九條第三項、第八百四十九條の二及び第八百五十三條第一項を除く。)

〔中「株式会社等」とあるのは「組合(船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。)」と、第三十八條の第二項第三号中「理事又は監事」とあるのは「清算人」と、第三十八條の四中「役員」とあるのは「清算人又は監事」と、同法第三百六十一條第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」とあるのは「金銭でないもの」と、同法第三百八十九條第三項中「前項の監査役は、取締役」とあるのは「監事は、清算人」と、同条第四項中「第二項の監査役」とあるのは「監事」と、「取締役及び会計参与並びに支配人」とあるのは「清算人」と、同項第二号中「電磁的記録を」とあるのは「電磁的記録(船主相互保険組合法第十三條第二項に規定する電磁的記録をいう。)」を」と、同条第五項中「第二項の監査役」とあるのは「監事」と、「子会社」とあるのは「子会社(同法第三十一條第五号に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)」に」と、同法第八百四十七條第一項(株主による責任追及等の訴え)中「株式を

式会社における責任追及等の訴え)の規定は清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定(同法第八百四十七條の四第二項、第八百四十八條及び第八百四十九條第三項を除く。)中「株主等」とあるのは「組合員」と、「株式会社等」とあるのは「組合(船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。)」と、第三十八條の四中「役員」とあるのは「清算人又は監事」と、同法第三百八十九條第四項中「取締役及び会計参与並びに支配人」とあるのは「清算人」と、同法第八百四十七條第一項中「株式を有する株主(第八百九十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「組合員である者」と、同法第八百四十七條の四第二項中「株主等(株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「組合員」と、「当該株主等」とあるのは「当該組合員」と、同法第八百四十八條中「株式会社又は株式交換等完全子会社(以下この節において「株式会社等」という。)」とあるのは「組合(船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。)」と、同法第八百四十九條第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社」の取締役(監査等委員及び監査委

有する株主（第八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）とあるのは「組合員である者」と、同条第五項ただし書中「同項ただし書」とあるのは「第一項ただし書」と、同法第八百四十七条の第四第一項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項」とあるのは「又は第五項」と、同条第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「組合員」と、「当該株主等」とあるのは「当該組合員」と、同法第八百四十八条（訴えの管轄）中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）」と、同法第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「（適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限る、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。）に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社」の取締役（監査等委員及び監査委員

員を除く。）、執行役」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）が、理事」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百零二条の二第二項、第一百三十三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十八条の二第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

を除く。）、執行役」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）が、理事」と、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事）」と、同法第八百四十九条の二（和解）中「株式会社等が、当該株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、「執行役」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）が、理事」と、「次の各号に掲げる株式会社区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事）」と、同法第八百五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十八条の二第三項」と、同法第八百五十三条第一項（再審の訴え）中「株式会社等」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。以下この項において同じ。）」と、「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める訴え」とあるのは「組合員又は組合は、清算人の責任を追及する訴

え」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

六 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編・第二編（略）</p> <p>第三編（略）</p> <p>第一章（略）</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第一款～第七款（略）</p> <p>第八款 役員等の損害賠償責任（第百十五条の六―第百十六條）</p> <p>第九款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約（第百十六條の二・第百十六條の三）</p> <p>第五節～第十四節（略）</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>第四編～第六編（略）</p> <p>附則</p> <p>（会社法の準用等）</p> <p>第七十五条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一編・第二編（同上）</p> <p>第三編（同上）</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第一節～第三節（同上）</p> <p>第四節（同上）</p> <p>第一款～第七款（同上）</p> <p>第八款 役員等の損害賠償責任（第百十五条の六―第百十六條）</p> <p>（新設）</p> <p>第五節～第十四節（同上）</p> <p>第二章・第三章（同上）</p> <p>第四編～第六編（同上）</p> <p>附則</p> <p>（会社法の準用等）</p> <p>第七十五条（同上）</p>

256 (略)

7 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役員の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資主の権利の行使に関する利益の供与）
第七十七条の二 (略)

255 (略)

6 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条第四項、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、第三項の利益の返還を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

256 (同上)

7 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役員の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資主の権利の行使に関する利益の供与）
第七十七条の二 (同上)

255 (同上)

6 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、第三項の利益の返還を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第八十四条 会社法第二百八条(第二項を除く。)、第二百九条第一項から第三項まで、第二百十条、第二百十一条、第二百十二条第一項(第二号を除く。)、第二百十三条の二(第一項第二号を除く。)及び第二百十三条の三の規定は、募集投資口について準用する。この場合において、同法第二百八条第一項中「第九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間内」とあるのは「投資法人法第八十二条第一項第三号の期日又は同号の期間内(同条第二項の場合にあつては、同条第三項第二号に掲げる方法により確定した同号の期日)」と、同法第二百九条第一項第一号中「第九十九条第一項第四号の期日」とあるのは「投資法人法第八十二条第一項第三号の期日(同条第二項の場合にあつては、同条第三項第二号に掲げる方法により確定した同号の期日)」と、同項第二号中「第九十九条第一項第四号」とあるのは「投資法人法第八十二条第一項第三号」と、同法第二百十条中「第九十九条第一項」とあるのは「投資法人法第八十二条第一項」と、「発行又は自己株式の処分」とあるのは「発行」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2・3 (略)

4 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、

(会社法の準用)

第八十四条 会社法第二百八条(第二項を除く。)、第二百九条第一項から第三項まで、第二百十二条第一項(第二号を除く。)、第二百十三条の二(第一項第二号を除く。)及び第二百十三条の三の規定は、募集投資口について準用する。この場合において、同法第二百八条第一項中「第九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間内」とあるのは「投資法人法第八十二条第一項第三号の期日又は同号の期間内(同条第二項の場合にあつては、同条第三項第二号に掲げる方法により確定した同号の期日)」と、同法第二百九条第一項第一号中「第九十九条第一項第四号の期日」とあるのは「投資法人法第八十二条第一項第三号の期日(同条第二項の場合にあつては、同条第三項第二号に掲げる方法により確定した同号の期日)」と、同項第二号中「第九十九条第一項第四号」とあるのは「投資法人法第八十二条第一項第三号」と、同法第二百十条中「第九十九条第一項」とあるのは「投資法人法第八十二条第一項」と、「発行又は自己株式の処分」とあるのは「発行」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2・3 (同上)

4 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、

第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、第一項において準用する同法第二百十二条第一項（第二号を除く。）及び第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新投資口予約権の行使に際しての払込み等）

第八十八条の十七（略）

2（略）

3 会社法第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）及び第二百八十六条の三の規定は、新投資口予約権者又は執行役員の責任について準用する。この場合において、同法第二百八十六条の二第一項第二号中「第二百八十一条第一項又は第二項後段」とあるのは、「投資法人法第八十八条の十七第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並び

第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、第一項において準用する同法第二百十二条第一項（第二号を除く。）及び第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新投資口予約権の行使に際しての払込み等）

第八十八条の十七（同上）

2（同上）

3 会社法第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）及び第二百八十六条の三の規定は、新投資口予約権者又は執行役員の責任について準用する。この場合において、同法第二百八十六条の二第一項第二号中「第二百八十一条第一項又は第二項後段」とあるのは、「投資法人法第八十八条の十七第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一

に第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は、前項において準用する同法第二百八十六条の二(第一項第一号及び第三号を除く。)の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(書面による議決権の行使)

第九十二条 (略)

2・3 (略)

4 投資主は、投資法人の営業時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

5 会社法第三百十一条第五項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同法第五項第三号及び第四号中「第一項」とあるのは、「投資法人法第九十二条第一項」と読み替えるものとする。

(電磁的方法による議決権の行使)

第九十二条の二 (略)

2・4 (略)

5 投資主は、投資法人の営業時間内は、いつでも、前項の電磁

項第二号及び第三号を除く。)の規定は、前項において準用する同法第二百八十六条の二(第一項第一号及び第三号を除く。)の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(書面による議決権の行使)

第九十二条 (同上)

2・3 (同上)

4 投資主は、投資法人の営業時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(新設)

(電磁的方法による議決権の行使)

第九十二条の二 (同上)

2・4 (同上)

5 投資主は、投資法人の営業時間内は、いつでも、前項の電磁

的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合において、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

6 会社法第三百二十二条第六項の規定は、前項の請求について準用する。

(会社法の準用)

第九十四条 会社法第三百条本文、第三百三条第二項、第三百四六条、第三百五条第一項本文及び第四項から第六項まで、第三百六条(第二項及び第四項を除く。)、第三百七条、第三百八条(第一項ただし書を除く。)、第三百十條、第三百十三條から第三百十八條(第三項を除く。)、第三百二十五條の二(第三号及び第四号を除く。)、第三百二十五條の三(第一項第三号、第五号及び第六号を除く。)、第三百二十五條の四(第二項から第四項まで、第三百二十五條の五並びに第三百二十五條の六の規定は、投資主總會について準用する。この場合において、同法第三百条本文中「前条」とあるのは「投資法人法第九十一条第一項から第三項まで」と、同法第三百三条第二項中「前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、総株主の議決権」とあるのは「発行済投資口」と、「議決権又は三百個(これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その個

的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(新設)

(会社法の準用)

第九十四条 会社法第三百条本文、第三百三条第二項、第三百四六条、第三百五条第一項本文及び第四項、第三百六条(第二項及び第四項を除く。)、第三百七条、第三百八条(第一項ただし書を除く。)、第三百十條並びに第三百十三條から第三百十八條(第三項を除く。)、第三百二十五條の規定は、投資主總會について準用する。この場合において、同法第三百条本文中「前条」とあるのは「投資法人法第九十一条第一項から第三項まで」と、同法第三百三条第二項中「前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、総株主の議決権」とあるのは「発行済投資口」と、「議決権又は三百個(これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その個数)以上の議決権」とあるのは「口数の投資口」と、「株主に限り」とあるのは「投資主は」と、同法第三百五条第一項本文中「株主は」とあるのは「発行済投資口の百分の一(これを下回る割合を規約で定めた場合にあつては

条及び第二百九十九条」とあるのは「投資法人法第九十条の二第一項及び第九十一条第一項から第三項まで」と、同法第三百二十五条の三第一項中「株式会社取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には」とあるのは「投資法人の執行役員は」と、「同条第一項」とあるのは「投資法人法第九十一条第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「投資法人法第九十条の二第一項各号」と、同条第二項中「第二百九十九条第一項」とあるのは「投資法人法第九十一条第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「投資法人法第九十一条第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項」とあるのは「投資法人法第九十一条第一項又は第二項」と、「第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「投資法人法第九十条の二第一項第四号」と「第四号」とあるのは「第三号」と、同条第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「投資法人法第九十一条第四項」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「同条第一項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「投資法人法第九十一条第二項」と、同条第二項中「第二百九十九条第一項」とあるのは「投資法人法第九十一条第一項」と、「第二百二十四条第一項」とあるのは「投資法人法第七十七条の三

第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(役員等の投資法人に対する損害賠償責任)

第一百五十六条の六 執行役員、監督役員又は会計監査人（以下この節において「役員等」という。）は、その任務を怠つたときは、投資法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 12 (略)

(役員等の責任を追及する訴え)

第一百六十六条 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一项まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は役員等の責任を追及する訴えについて、同法第八百四十九条の二（第二号及び第三号を除く。）の規定は執行役員及び執行役員であつた者の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百五十三条第四項中「

2 (同上)

(役員等の投資法人に対する損害賠償責任)

第一百五十六条の六 執行役員、監督役員又は会計監査人（以下この節において「役員等」という。）は、その任務を怠つたときは、投資法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 12 (同上)

(役員等の責任を追及する訴え)

第一百六十六条 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一项まで、第八百五十一条第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、役員等の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十一条第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは「投資法人法第七十七條の二第五項、第一百五條の六第二項、第二百二十六條の二第三項及び第三百三十八條第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約

（補償契約）

第一百六條の二 投資法人が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該投資法人が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、役員会の決議によらなければならない。

一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

（新設）

（新設）

-
- 二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
- イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失
- ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失
- 2| 投資法人は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。
- 一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分
- 二 当該投資法人が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該投資法人に対して第一百五十六条の六第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
- 三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部
- 3| 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した投資法人が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該投資法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相
-

当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした執行役員及び当該補償を受けた執行役員は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を役員会に報告しなければならない。

5 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた投資法人と執行役員との間の補償契約の締結については、適用しない。

（役員等のために締結される保険契約）

第十六条の三 投資法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。次項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、役員会の決議によらなければならない。

2 民法第八十八条の規定は、投資法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、

（新設）

執行役員を被保険者とするものの締結については、適用しない。
ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、前項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

(一般事務受託者の責任)

第一百十九条 (略)

2 (略)

3 第一百十五条の六第二項の規定は第一項の責任について、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九條の二、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は一般事務受託者の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。

この場合において、同法第八百五十條第四項中「第五十五條、第一百二條の二第二項、第一百三條第三項、第二百十條第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條(第四百八十六條第四項において準用する場合を含む)。

〔、第四百六十二條第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項〕とあるのは「投資法人法第一百九條第三項において準用する投資法人法第百

(一般事務受託者の責任)

第一百十九条 (同上)

2 (同上)

3 第一百十五条の六第二項の規定は第一項の責任について、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は一般事務受託者の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

「十五條の六第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(違法に払戻しを受けた者の責任)

第二百二十七条 (略)

2 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九條の二、第八百五十條第四項、第八百五十一條第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三條第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は、前項の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(募集投資法人債に関する事項の決定)

第三百三十九條の三 投資法人は、その発行する投資法人債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集投資法人債(当該募集に応じて当該投資法人債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資法人債をいう。以下この節において同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。

一〇七 (略)

七の二 投資法人債管理者を定めないこととするときは、その

(違法に払戻しを受けた者の責任)

第二百二十七条 (同上)

2 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一條第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三條第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は、前項の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(募集投資法人債に関する事項の決定)

第三百三十九條の三 投資法人は、その発行する投資法人債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集投資法人債(当該募集に応じて当該投資法人債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資法人債をいう。以下この節において同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。

一〇七 (同上)

(新設)

旨

八 (略)

八の二 投資法人債管理補助者を定めることとするときは、その旨

九十三 (略)

2・3 (略)

(会社法の準用)

第三百三十九条の七 会社法第六百八十条から第七百一条までの規定は、投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債原簿又は投資法人債券について準用する。この場合において、同法第六百八十条第二号中「前条」とあるのは「投資法人法第三十九条の六」と、同法第六百八十一条第一号中「第六百七十六条第三号から第八号の二まで」とあるのは「投資法人法第三百三十九条の三第一項第三号から第八号の二まで」と、同法第六百八十四条第一項中「その本店（社債原簿管理人がある場合にあつては、その営業所）」とあるのは「投資法人法第六十六条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人の営業所」と、同法第四項及び第五項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第六百九十八条中「第六百七十六条第七号」とあるのは「投資法人法第三百三十九条の三第一項第七号」と読み替えるものとするほか、必要な

八 (同上)

(新設)

九十三 (同上)

2・3 (同上)

(会社法の準用)

第三百三十九条の七 会社法第六百八十条から第七百一条までの規定は、投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債原簿又は投資法人債券について準用する。この場合において、同法第六百八十条第二号中「前条」とあるのは「投資法人法第三十九条の六」と、同法第六百八十一条第一号中「第六百七十六条第三号から第八号まで」とあるのは「投資法人法第三百三十九条の三第一項第三号から第八号まで」と、同法第六百八十四条第一項中「その本店（社債原簿管理人がある場合にあつては、その営業所）」とあるのは「投資法人法第六十六条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人の営業所」と、同法第四項及び第五項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第六百九十八条中「第六百七十六条第七号」とあるのは「投資法人法第三百三十九条の三第一項第七号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読

技術的読替えは、政令で定める。

(投資法人債管理者の権限等)

第百三十九条の九 (略)

2・3 (略)

4 投資法人債管理者は、投資法人債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第百三十九条の三第一項第八号に掲げる事項についての定めがあるときは、この限りでない。

一 当該投資法人債の全部についてその支払の猶予、その債務若しくはその債務の不履行によつて生じた責任の免除又は和解(次号に掲げる行為を除く。)

二 (略)

5〜7 (略)

8 会社法第七百三条、第七百四条、第七百七条から第七百十四条まで、第八百六十八条第四項、第八百六十九条、第八百七十条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、投資法人債管理者について準用する。この場合において、同法第七百九条第二項中「第七百五条第一項」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九第一項」と

替えは、政令で定める。

(投資法人債管理者の権限等)

第百三十九条の九 (同上)

2・3 (同上)

4 投資法人債管理者は、投資法人債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第百三十九条の三第一項第八号に掲げる事項についての定めがあるときは、この限りでない。

一 当該投資法人債の全部についてその支払の猶予、その債務の不履行によつて生じた責任の免除又は和解(次号に掲げる行為を除く。)

二 (同上)

5〜7 (同上)

8 会社法第七百三条、第七百四条、第七百七条から第七百十四条まで、第八百六十八条第四項、第八百六十九条、第八百七十条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、投資法人債管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「社債」、「社債権者」及び「社債権者集会」とあるのはそれぞれ「投資法人債」、「

、同法第七百十條第一項中「この法律」とあるのは「投資法人法」と、同法第七百十一條第二項中「第七百二條」とあるのは「投資法人法第三百二十九條の八」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔投資法人債管理補助者〕

第三百二十九條の九の二 投資法人は、第三百二十九條の八ただし書に規定する場合には、投資法人債管理補助者を定め、投資法人債権者のために、投資法人債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該投資法人債が担保付社債である場合は、この限りでない。

2 会社法第七百十四條の三から第七百十四條の七まで、第八百六十八條第四項、第八百六十九條、第八百七十條第一項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、投資法人債管理補助者について準用する。この場合において、同法第七百十四條の四第一項第三号中「第四百九十九條第一項」とあるのは「投資法人法第五百七十七條第一項」

〔投資法人債権者〕及び「投資法人債権者集会」と、同法第七百九條第二項中「第七百五條第一項」とあるのは「投資法人法第三百二十九條の九第一項」と、同法第七百十條第一項中「この法律」とあるのは「投資法人法」と、同法第七百十一條第二項中「第七百二條」とあるのは「投資法人法第三百二十九條の八」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

と、同条第二項及び第四項中「第七百十四条の二」とあるのは「投資法人法第三十九条の九の二第一項」と、同条第二項第二号中「第七百五条第一項」とあるのは「投資法人法第三百三十九条の九第一項」と、同項第三号中「第七百六条第一項各号」とあるのは「投資法人法第三百三十九条の九第四項各号」と、同条第三項中「社債権者集会」とあるのは「投資法人債権者集会」と、同条第五項中「第七百五条第二項及び第三項」とあるのは「投資法人法第三百三十九条の九第二項及び第三項」と、同法第七百十四条の六中「第七百二条」とあるのは「投資法人法第七百三十九条の八」と、「第七百十四条の二」とあるのは「投資法人法第七百三十九条の九の二第一項」と、同法第七百十四条の七中「第七百四条中」とあるのは「これらの規定（同項を除く。）中「社債権者」とあるのは「投資法人債権者」と、これらの規定中「社債権者集会」とあるのは「投資法人債権者集会」と、第七百四条中」と、「社債の管理の補助」とあるのは「投資法人債の管理の補助」と、「同項中」とあるのは「同項中「この法律」とあるのは「投資法人法」と、」と、「社債権者に対し」とあるのは「投資法人債権者に対し」と、「第七百十四条の二」とあるのは「投資法人法第三百三十九条の九の二第一項」と、「又は解散した」と」とあるのは「又は解散した」と、同条第二項中「社債」とあるのは「投資法人債」と」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定め

る。

(投資法人債権者集会)

第三百三十九条の十 (略)

2 会社法第七百十六條から第七百四十二條まで、第七編第二章第七節、第八百六十八條第四項、第八百六十九條、第八百七十条第一項（第七号から第九号までに係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條、第八百七十四條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、投資法人が投資法人債を發行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者、投資法人債管理補助者又は投資法人債権者集会について準用する。この場合において、同法第七百十六條中「この法律」とあるのは「投資法人法」と、同法第七百二十四條第二項第一号中「第七百六條第一項各号」とあるのは「投資法人法第三百三十九條の九第四項各号」と、同項第二号中「第七百六條第一項」とあるのは「投資法人法第三百三十九條の九第四項の規定」と、同法第七百三十三條第一号中「第六百七十六條」とあるのは「投資法人法第三百三十九條の三第一項」と、同法第七百三十七條第二項及び第七百四十一条第三項中「第七百五條第一項」とあるのは「投資法人法第三百三十九條の九第一項」と、同法第七百四十條第一項中「第四百

(投資法人債権者集会)

第三百三十九条の十 (同上)

2 会社法第七百十六條から第七百四十二條まで、第七編第二章第七節、第八百六十八條第四項、第八百六十九條、第八百七十条第一項（第七号から第九号までに係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條、第八百七十四條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、投資法人が投資法人債を發行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者又は投資法人債権者集会について準用する。この場合において、同法第七百十六條中「この法律」とあるのは「投資法人法」と、同法第七百二十四條第二項第一号中「第七百六條第一項各号」とあるのは「投資法人法第三百三十九條の九第四項各号」と、同項第二号中「第七百六條第一項」とあるのは「投資法人法第三百三十九條の九第四項の規定並びに」と、同法第七百三十三條第一号中「第六百七十六條」とあるのは「投資法人法第三百三十九條の三第一項」と、同法第七百三十七條第二項及び第七百四十一条第三項中「第七百五條第一項」とあるのは「投資法人法第三百三十九條の九第一項」と、同法第七百四十條第一項中「第四百四十九條、第六

四十九条、第六百二十七条、第六百三十五条、第六百七十条、第七百七十九条（第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九条（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九条（第八百二条第二項において準用する場合を含む。）、第八百十条（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第八百十六條の八」とあるのは「投資法人法第四百十二条第一項から第五項まで又は第四百九条の四（投資法人法第四百九条の九又は第四百九条の十四において準用する場合を含む。）」と、同条第二項中「第七百二条」とあるのは「投資法人法第三百九条の八」と、同条第三項中「第四百四十九条第二項、第六百二十七条第二項、第六百三十五条第二項、第六百七十条第二項、第七百七十九条第二項（第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七百八十九条第二項（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七百九十九条第二項（第八百二条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八百十条第二項（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」及び第八百十六條の八第二項」とあるのは「投資法人法第四百十二条第二項及び第四百九条の四第二項（投資法人法第四百九条の九及び第四百九条の十四において準用する場合を含む。以下この項に

百二十七条、第六百三十五条、第六百七十条、第七百七十九条（第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九条（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九条（第八百二条第二項において準用する場合を含む。）又は第八百十条（第八百十三条第二項」とあるのは「投資法人法第四百十二条第一項から第五項まで又は第四百九条の四（投資法人法第四百九条の九又は第四百九条の十四」と、同条第二項中「第七百二条」とあるのは「投資法人法第三百九条の八」と、同条第三項中「第四百四十九条第二項、第六百二十七条第二項、第六百三十五条第二項、第六百七十条第二項、第七百七十九条第二項（第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七百八十九条第二項（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七百九十九条第二項（第八百二条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」及び第八百十条第二項（第八百十三条第二項」とあるのは「投資法人法第四百十二条第二項及び第四百九条の四」と、同条第二項、第六百三十五条第二項、第六百七十条第二項、第七百七十九条第二項及び第七百九十九条第二項」とあるのは「投資法人法第四百十二条第二項及び第四百九条の四第二項」と

において同じ。）」と、「第四百四十九条第二項、第六百二十七条第二項、第六百三十五条第二項、第六百七十条第二項、第七百七十九条第二項、第七百九十九条第二項及び第八百十六條の八第二項」とあるのは「投資法人法第四百二十二条第二項及び第四百四十九条の四第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算執行人等の責任を追及する訴え）

第五百五十四条の七 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は清算執行人又は清算監督人の責任を追及する訴えについて、同法第八百四十九条の二（第二号及び第三号を除く。）の規定は清算執行人及び清算執行人であつた者の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百五十一条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分

読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算執行人等の責任を追及する訴え）

第五百五十四条の七 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、清算執行人又は清算監督人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「投資法人法第一百五十四条の四第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六百六十四条（略）

2・3（略）

4 会社法第五百十二条から第五百十八条の二まで、第二編第九章第二節第二款から第十款まで（第五百二十二条第三項並びに第五百三十六条第一項第三号及び第三項を除く。）、第七編第二章第四節並びに第三章第一節（第八百六十八条第二項から第六項まで及び第八百七十条から第八百七十四条までを除く。）及び第三節（第八百七十九条、第八百八十条、第八百八十二条第二項及び第八百九十六条第二項を除く。）並びに第九百三十八条（第六項を除く。）の規定は、清算投資法人の特別清算について準用する。この場合において、同法第五百二十一条中「第四百九十二条第三項」とあるのは「投資法人法第五十五条第三項」と、同法第五百二十二条第一項中「総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合に

第六百六十四条（同上）

2・3（同上）

4 会社法第五百十二条から第五百十八条の二まで、第二編第九章第二節第二款から第十款まで（第五百二十二条第三項並びに第五百三十六条第一項第三号及び第三項を除く。）、第七編第二章第四節並びに第三章第一節（第八百六十八条第二項から第六項まで及び第八百七十条から第八百七十四条までを除く。）及び第三節（第八百七十九条、第八百八十条、第八百八十二条第二項及び第八百九十六条第二項を除く。）並びに第九百三十八条（第六項を除く。）の規定は、清算投資法人の特別清算について準用する。この場合において、同法第五百二十一条中「第四百九十二条第三項」とあるのは「投資法人法第五十五条第三項」と、同法第五百二十二条第一項中「総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合に

あつては、その期間）前から引き続き有する株主若しくは発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の数の株式を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主」とあるのは「発行済投資口の百分の三（これを下回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の投資口を六箇月（これを下回る期間を規約で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する投資主」と、同法第五百二十三條及び第五百二十六條第一項中「清算人」とあるのは「清算執行人及び清算監督人」と、同法第五百二十四條、第八百九十三條第一項及び第九百三十八條第二項第四号中「清算人」とあるのは「清算執行人又は清算監督人」と、同法第五百二十五條第一項中「清算人は」とあるのは「清算執行人は」と、「清算人代理」とあるのは「清算執行人代理」と、同法第五百三十條第一項中「清算人及び監査役並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算執行人及び清算監督人並びに一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社」と、同法第五百四十二條第一項中「設立時取締役、設立時監査役、第四百二十三條第一項に規定する役員等又は清算人」とあるのは「設立時執行役員、設立時監督役員、投資法人法第百十五條の六第一項に規定する役員等、清算執行人又は清算監督人」と、同法第五百六十二條中「第四百九十二條第一項に規

あつては、その期間）前から引き続き有する株主若しくは発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の数の株式を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主」とあるのは「発行済投資口の百分の三（これを下回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の投資口を六箇月（これを下回る期間を規約で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する投資主」と、同法第五百二十三條及び第五百二十六條第一項中「清算人」とあるのは「清算執行人及び清算監督人」と、同法第五百二十四條中「清算人」とあるのは「清算執行人又は清算監督人」と、同法第五百二十五條第一項中「清算人は」とあるのは「清算執行人は」と、「清算人代理」とあるのは「清算執行人代理」と、同法第五百三十條第一項中「清算人及び監査役並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算執行人及び清算監督人並びに一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社」と、同法第五百四十二條第一項中「設立時取締役、設立時監査役、第四百二十三條第一項に規定する役員等又は清算人」とあるのは「設立時執行役員、設立時監督役員、投資法人法第百十五條の六第一項に規定する役員等、清算執行人又は清算監督人」と、同法第五百六十二條中「第四百九十二條第一項に規定する清算人」とあるのは「清算執行人」と、「同項」と

定する清算人」とあるのは「清算執行人」と、「同項」とあるのは「投資法人法第五十五条第一項」と、同法第八百八十六条中「第二編第九章第二節若しくはこの節」とあるのは「投資法人法第三編第一章第十二節第二款」と、「同章第一節若しくは第二節若しくは第一節（同章第一節の規定による申立てに係る事件に係る部分に限る。）若しくはこの節」とあるのは「同節第一款若しくは第二款」と、同法第八百九十六条第一項中「清算人」とあるのは「清算執行人」と、同法第九百三十八条第二項第一号中「第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項又は第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項」とあるのは「投資法人法第五十三条第二項において読み替えて準用する投資法人法第八十二条」と、「一時清算人又は代表清算人」とあるのは「一時清算執行人又は一時清算監督人」と、同項第三号中「清算人又は代表清算人の選任又は選定」とあるのは「清算執行人又は清算監督人の選任」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（設立の登記）

第六百六十六条（略）

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

あるのは「投資法人法第五十五条第一項」と、同法第九百三十八条第一項中「本店（第三号に掲げる場合であつて特別清算の結了により特別清算終結の決定がされたときにあつては、本店及び支店）」とあるのは「本店」と、同条第二項第一号中「第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項又は第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項」とあるのは「投資法人法第五十三条第二項において読み替えて準用する投資法人法第八十二条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（設立の登記）

第六百六十六条（同上）

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一〇八 (略)

八の二 第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置(同条に規定する電子提供措置をいう。第二百四十九条第十九号の二において同じ。)

をとる旨の規約の定めがあるときは、その定め

九〇七 (略)

(商業登記法の準用)

第一百七十七条 商業登記法第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十三条、第三十四条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第一項及び第三項、第五十一条から第五十五条まで、第六十四条、第七十条、第七十一条、第七十五条、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第三十二条から第三十七条まで並びに第三十九条から第四十八条までの規定は、投資法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第十五条中「第二十四条、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条第二項及び第三項、第八十三条、第八十七条第一項及び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条」とあるのは「第二十四条」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同法第四十六条第一項中「株主全員若しくは種類株主

一〇八 (同上)

(新設)

九〇七 (同上)

(商業登記法の準用)

第一百七十七条 商業登記法第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条第一項、第二項及び第四項、第十八条から第十九条の三まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十七条まで、第三十三条、第三十四条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第一項及び第三項、第五十一条から第五十五条まで、第六十四条、第七十条、第七十一条、第七十五条、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第三十二条から第三十七条まで並びに第三十九条から第四十八条までの規定は、投資法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第十五条中「第十七条」とあるのは「第十七条第一項、第二項及び第四項、第十八条」と、「第二十四条、第四十八条から第五十条まで(第九十五条、第一百一十一条及び第一百八条において準用する場合を含む。)、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項及び第三項、

全員」とあるのは「投資主全員」と、「取締役若しくは清算人」とあるのは「執行役員若しくは清算執行人」と、同条第二項中「株主総会若しくは種類株主総会、取締役会」とあるのは「投資主総会、役員会」と、同法第五十四条第一項中「取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役、代表取締役又は特別取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）、執行役又は代表執行役）」とあるのは「執行役員又は監督役員」と、同条第二項及び第三項中「会計参与又は会計監査人」とあるのは「会計監査人」と、同条第二項第三号中「同法第三百三十七条第一項」とあるのは「投資法人法第二百二条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「投資法人法第八十三条」と、同法第六十四条中「株主名簿管理人」とあるのは「投資主名簿等管理人（投資法人法第六十六条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人をいう。）」と、「定款及びその者」とあるのは「その者」と、同法第七十条中「資本金の額」とあるのは「最低純資産額」と、「会社法第四百四十九条第二項」とあるのは「投資法人法第四百二十二条第二項」と、同法第七十一条第三項中「会社法第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「投資法人法第五百一十一条第一項第一号」と、同法第七十五条中「会社

第八十二条第二項及び第三項、第八十三条、第八十七条第一項及び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条」とあるのは「第二十四条」と、同法第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と、同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」と、同法第四十六条第一項中「株主全員若しくは種類株主全員」とあるのは「投資主全員」と、「取締役若しくは清算人」とあるのは「執行役員若しくは清算執行人」と、同条第二項中「株主総会若しくは種類株主総会、取締役会」とあるのは「投資主総会、役員会」と、同法第五十四条第一項中「取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役、代表取締役又は特別取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）、執行役又は代表執行役）」とあるのは「執行役員又は監督役員」と、同条第二項及び第三項中「会計参与又は会計監査人」とあるのは「会計監査人」と、同条第二項第三号中「同法第三百三十七条第一項」とあるのは「投資法人法第二百二条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「投資法人法第八十三条」と、同法第六十四条中「株主名簿管理人」とあるのは「投資

法第五百七条第三項」とあるのは「投資法人法第五十九条第三項」と、「承認」とあるのは「承認（同条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定による投資主総会の承認）」と、同法第八十二条第三項中「第八十条又は前条」とあるのは「投資法人法第七十四条又は第七十五条」と、同法第四百六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第七十七条において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第四百五十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十四条において準用する商業登記法第四百五十五条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（資産運用会社の責任）

第二百四条 （略）

2 （略）

3 会社法第四百二十九条第一項の規定は資産運用会社について、同法第四百二十四条の規定は第一項の責任について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条

主名簿等管理人（投資法人法第六十六条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人をいう。）」と、「定款及びその者」とあるのは「その者」と、同法第七十条中「資本金の額」とあるのは「最低純資産額」と、「会社法第四百四十九条第二項」とあるのは「投資法人法第四十二条第二項」と、同法第七十一条第三項中「会社法第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「投資法人法第五十一条第一項第一号」と、同法第七十五条中「会社法第五百七条第三項」とあるのは「投資法人法第五十九条第三項」と、「承認」とあるのは「承認（同条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定による投資主総会の承認）」と、同法第八十二条第三項中「第八十条又は前条」とあるのは「投資法人法第七十四条又は第七十五条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（資産運用会社の責任）

第二百四条 （同上）

2 （同上）

3 会社法第四百二十九条第一項の規定は資産運用会社について、同法第四百二十四条の規定は第一項の責任について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条

の二、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。の規定は資産運用会社の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百四十九条 投資信託委託会社若しくは投資信託委託会社であつた者、信託会社等、受益権原簿管理人、外国投資信託の受益証券の発行者、投資法人の設立企画人、設立時執行役員、設立時監督役員、執行役員、監督役員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算執行人、清算監督人、清算執行人代理、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人の職務を代行する者、第二百二十八条第一項第五号に規定する一時役員、同条第二項第三号に規定する一時清算執行人若しくは清算監督人の職務を行うべき者、第二百三十三条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、投資法人債管理者、事務を承継する投資法人債管理者、投資法人債管理補助者、事務を承継する投資法人債管理補助者、代表投資法人債権者若しくは決議執行者、一般事務受託者、資産運用会社又は資産保管会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、こ

第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。の規定は資産運用会社の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百四十九条 投資信託委託会社若しくは投資信託委託会社であつた者、信託会社等、受益権原簿管理人、外国投資信託の受益証券の発行者、投資法人の設立企画人、設立時執行役員、設立時監督役員、執行役員、監督役員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算執行人、清算監督人、清算執行人代理、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人の職務を代行する者、第二百二十八条第一項第五号に規定する一時役員、同条第二項第三号に規定する一時清算執行人若しくは清算監督人の職務を行うべき者、第二百三十三条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、投資法人債管理者、事務を承継する投資法人債管理者、代表投資法人債権者若しくは決議執行者、一般事務受託者、資産運用会社又は資産保管会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

の限りでない。

一〇十九 (略)

十九の二 第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

二十・二十一 (略)

二十一の二 第一百六条の二第四項の規定に違反して、役員会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十二・二十三 (略)

二十四 第三百三十九条の二若しくは第三百三十九条の八の規定に違反して投資法人債を発行し、又は第三百三十九条の九第八項の規定若しくは第三百三十九条の九の二第二項において準用する会社法第七百十四条の七の規定において準用する同法第七百十四条第一項の規定に違反して事務を承継する投資法人債管理者若しくは投資法人債管理補助者を定めなかつたとき。

二十五〇三十三 (略)

一〇十九 (同上)

(新設)

二十・二十一 (同上)

(新設)

二十二・二十三 (同上)

二十四 第三百三十九条の二若しくは第三百三十九条の八の規定に違反して投資法人債を発行し、又は第三百三十九条の九第八項において準用する会社法第七百十四条第一項の規定に違反して事務を承継する投資法人債管理者を定めなかつたとき。

二十五〇三十三 (同上)

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 役員等の責任（第三十九条―第三十九条の六）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第七節 総会等（第四十二条―第四十八条の十三）</p> <p>第八節・第九節（略）</p> <p>第五章～第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（議決権）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 会員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第六十五条第</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（同上）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>第一節～第四節（同上）</p> <p>第五節 役員等の責任（第三十九条―第三十九条の四）</p> <p>第六節（同上）</p> <p>第七節 総会等（第四十二条―第四十八条の八）</p> <p>第八節・第九節（同上）</p> <p>第五章～第十二章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（議決権）</p> <p>第十二条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 会員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第六十五条第</p>
---	--

二項第十号を除き、以下同じ。)により行使することができる。

4～6 (略)

7 代理人による代理権の行使については会社法第三百十條第四項から第八項まで(議決権の代理行使)の規定を、書面による議決権の行使については同法第三百十一條(第二項を除く。)

(書面による議決権の行使)の規定を、電磁的方法による議決権の行使については同法第三百十二條(電磁的方法による議決権の行使)の規定を準用する。この場合において、同法第三百十條第四項及び第三百十二條第二項中「第二百九十九條第三項」とあるのは「信用金庫法第四十五條第四項」と、同法第三百十條第四項中「前項」とあるのは「同法第十二條第六項」と、同法第六項中「第三項」とあるのは「信用金庫法第十二條第六項」と、同法第七項中「株主(前項の株主總會において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次條第四項及び第三百十二條第五項において同じ。)」とあるのは「会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事についての会社法の準用)

第三十五條の六 理事については、会社法第三百五十七條第一項(取締役の報告義務)、第三百六十條第一項(株主による取締

二項第九号を除き、以下同じ。)により行使することができる。

4～6 (同上)

7 代理人による代理権の行使については会社法第三百十條第四項から第七項まで(議決権の代理行使)の規定を、書面による議決権の行使については同法第三百十一條(第二項を除く。)

(書面による議決権の行使)の規定を、電磁的方法による議決権の行使については同法第三百十二條(電磁的方法による議決権の行使)の規定を準用する。この場合において、同法第三百十條第四項及び第三百十二條第二項中「第二百九十九條第三項」とあるのは「信用金庫法第四十五條第四項」と、同法第三百十條第四項中「前項」とあるのは「同法第十二條第六項」と、同法第六項中「第三項」とあるのは「信用金庫法第十二條第六項」と、同法第七項中「株主(前項の株主總會において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次條第四項及び第三百十二條第五項において同じ。)」とあるのは「会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事についての会社法の準用)

第三十五條の六 理事については、会社法第三百五十七條第一項(取締役の報告義務)、第三百六十條第一項(株主による取締

役の行為の差止め)並びに第三百六十一条第一項(第三号から第五号までを除く。)及び第四項(取締役の報酬等)の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十七条第一項中「株主(監査役設置会社にあつては、監査役)」とあるのは「監事」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第三号から第五号までを除く。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(監事についての会社法の準用)

第三十五条の七 監事については、会社法第三百四十五条第一項から第三項まで(会計参与等の選任等についての意見の陳述)、第三百八十一条(監査役の権限)、第三百八十二条(取締役への報告義務)、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項(取締役会への出席義務等)、第三百八十四条(株主総会に対する報告義務)、第三百八十五条(監査役による取締役の行為の差止め)、第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)(

役の行為の差止め)並びに第三百六十一条第一項及び第四項(取締役の報酬等)の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十七条第一項中「株主(監査役設置会社にあつては、監査役)」とあるのは「監事」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(監事についての会社法の準用)

第三十五条の七 監事については、会社法第三百四十五条第一項から第三項まで(会計参与等の選任等についての意見の陳述)、第三百八十一条(監査役の権限)、第三百八十二条(取締役への報告義務)、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項(取締役会への出席義務等)、第三百八十四条(株主総会に対する報告義務)、第三百八十五条(監査役による取締役の行為の差止め)、第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)(

監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等)、第三百八十七条(監査役の報酬等)並びに第三百八十八条(費用等の請求)の規定を準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項中「会計参与の」とあるのは「監事の」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「監事を辞任した者」と、同条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「信用金庫法第四十五条第一項第一号」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず」とあるのは「信用金庫法第三十五条の九第一項の規定にかかわらず」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「信用金庫法第三十五条の九第一項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十九条の六において準用する第八百四十七条第一項」と、同項第二号中「第八百四十九条第四項」とあるのは「信用金庫法第三十九条の六において準用する第八百四十九条第四項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「同法第三十九条の六において準用する第八百五十条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定金庫の監査)

監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等)、第三百八十七条(監査役の報酬等)並びに第三百八十八条(費用等の請求)の規定を準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項中「会計参与の」とあるのは「監事の」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「監事を辞任した者」と、同条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「信用金庫法第四十五条第一項第一号」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず」とあるのは「信用金庫法第三十五条の九第一項の規定にかかわらず」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「信用金庫法第三十五条の九第一項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十九条の四において準用する第八百四十七条第一項」と、同項第二号中「第八百四十九条第四項」とあるのは「信用金庫法第三十九条の四において準用する第八百四十九条第四項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「同法第三十九条の四において準用する第八百五十条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定金庫の監査)

第三十八条の二 (略)

2 (略)

3 特定金庫(第一項に規定する信用金庫及び信用金庫連合会並びに前項の規定により会計監査人を置く信用金庫をいう。以下同じ。)は、前条第一項の計算書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

4 13 (略)

(補償契約)

第三十九条の四 金庫が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該金庫が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支

第三十八条の二 (同上)

2 (同上)

3 特定金庫(第一項に規定する信用金庫及び信用金庫連合会並びに前項の規定により会計監査人を置く信用金庫をいう。以下この条及び第六十一条第三号において同じ。)は、前条第一項の計算書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

4 13 (同上)

(新設)

払うことにより生ずる損失

- 2| 金庫は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。
 - 一| 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分
 - 二| 当該金庫が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該金庫に対して第三十九条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
 - 三| 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部
- 3| 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した金庫が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該金庫に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。
- 4| 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
- 5| 第三十五条の五第一項及び第三項並びに第三十九条第二項及び第八項の規定は、金庫と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第百八条（自己契約及び双方代理等）の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員等のために締結される保険契約）

第三十九条の五 金庫が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第三十五条の五第一項及び第三項並びに第三十九条第二項の規定は、金庫が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第百八条（自己契約及び双方代理等）の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が

（新設）

役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

(役員等の責任を追及する訴え)

第三十九条の六 役員等の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を準用する。この場合において、これらの規定(同法第八百四十七条の四第二項、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項の規定を除く。)中「株主等」とあるのは「会員」と、「株式会社等」とあるのは「金庫(信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。)」と、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主(第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「会員である者」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等(株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「会員」と、「当該株主等」とあるのは「当該会員」と、同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社(以下こ

(役員等の責任を追及する訴え)

第三十九条の四 役員等の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を準用する。この場合において、これらの規定(同法第八百四十七条の四第二項、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項の規定を除く。)中「株主等」とあるのは「会員」と、「株式会社等」とあるのは「金庫(信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。)」と、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主(第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「会員である者」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等(株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「会員」と、「当該株主等」とあるのは「当該会員」と、同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社(以下この節において「株式会社等」という。)

の節において「株式会社等」という。）とあるのは「金庫（信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。）」と、同法第八百四十九条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社」の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役員及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「金庫（信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。）が、理事及び監査委員を除く。）、執行役員及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「理事及び監査委員」と、同法第八百四十九條の二中「取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役員及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「理事及び監査委員」と、同法第八百五十五條、第二百二條の二第二項、第二百三條第三項、第二百二十條第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは「信用金庫法第三十九條第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）

第四十六條 理事は、前条第一項第三号に掲げる事項を定めた場

「とあるのは「金庫（信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。）」と、同法第八百四十九條第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社」とあるのは「金庫（信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。）が、」と、同法第八百五十五條第四項中「第五十五條、第二百二條の二第二項、第二百三條第三項、第二百二十條第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは「信用金庫法第三十九條第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）

第四十六條 理事は、前条第一項第三号に掲げる事項を定めた場

合には、同項の通知に際して、内閣府令で定めるところにより、会員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「総会参考書類」という。）及び会員が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

2 (略)

(電子提供措置をとる旨の定款の定め)

第四十八条の九 金庫は、理事が総会の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料（第四十八条の十一第二項において「総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により会員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

- 一 総会参考書類
- 二 議決権行使書面
- 三 第三十八条第五項の計算書類及び業務報告
- 四 第三十八条の二第五項の計算書類及び業務報告

(電子提供措置)

合には、同項の通知に際して、内閣府令で定めるところにより、会員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この条及び次条において「総会参考書類」という。）及び議決権行使書面を交付しなければならない。

2 (同上)

(新設)

第四十八条の十 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫

の理事は、総会の日の二週間前の日又は第四十五条第一項の通知を發した日のいずれか早い日（第四十八条の十三第三号において「電子提供措置開始日」という。）から総会の日後三月を経過する日までの間（第四十八条の十三において「電子提供措置期間」という。）、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

一 第四十五条第一項各号に掲げる事項

二 第四十六条第一項に規定する場合には、総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

三 第四十七条第一項に規定する場合には、総会参考書類に記載すべき事項

四 理事が通常総会を招集するときは、第三十八条第五項の計算書類及び業務報告に記載され、又は記録された事項

五 特定金庫である場合において、理事が通常総会を招集するときは、第三十八条の二第五項の計算書類及び業務報告に記載され、又は記録された事項（前号に掲げるものを除く。）

六 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

2| 前項の規定にかかわらず、理事が第四十五条第一項の通知に際して会員に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定に

（新設）

より電子提供措置をとることを要しない。

(総会の招集の通知等の特則)

第四十八条の十一 第四十五条第一項及び第五項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第四十五条第一項又は第四項の通知には、同条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 電子提供措置をとっている旨

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 第三十八条第五項、第三十八条の二第五項、第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫においては、理事は、第四十五条第一項の通知に際して、会員に対し、総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

(書面交付請求)

第四十八条の十二 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫の会員(第四十五条第四項の承諾をした会員を除く。)は、金庫に対し、第四十八条の十第一項各号に掲げる事項(次項及

(新設)

(新設)

-
- び第三項において「電子提供措置事項」という。）を記載した書面の交付を請求することができる。
- 2| 理事は、第四十八条の十第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第四十五条第一項の通知に際して、前項の規定による請求（第四項及び第五項において「書面交付請求」という。）をした会員に対し、当該総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。
- 3| 金庫は、電子提供措置事項のうち内閣府令で定めるものの全部又は一部については、前項の規定により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる。
- 4| 書面交付請求をした会員がある場合において、その書面交付請求の日（当該会員が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日）から一年を経過したときは、金庫は、当該会員に対し、第二項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間（以下この項及び次項において「催告期間」という。）内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一月を下ることができない。
- 5| 前項の規定による通知及び催告を受けた会員がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該会員が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。
-

(電子提供措置の中断)

第四十八条の十三 第四十八条の十第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断（会員が提供を受けることができず状態に置かれた情報がその状態に置かれず状態となつたこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと（同項第六号の規定により修正されたことを除く。）をいう。以下この条において同じ。）が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

- 一 電子提供措置の中断が生ずることにつき金庫が善意でかつ重大な過失がないこと又は金庫に正当な事由があること。
- 二 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。
- 三 電子提供措置開始日から総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。
- 四 金庫が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとつたこと。

(新設)

第六十四条 金庫の清算人については第三十三条、第三十四条、第三十五条第三項、第三十五条の三から第三十五条の五まで、第三十五条の九、第三十九条及び第三十九条の二の規定並びに会社法第三百五十七条第一項（取締役の報告義務）、第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）、第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第四項（取締役の報酬等）、第三百八十一条第一項前段及び第二項（監査役の権限）、第三百八十二条（取締役への報告義務）、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項（取締役会への出席義務等）、第三百八十四条（株主総会に対する報告義務）、第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等）並びに第四百三十条（役員等の連帯責任）の規定を、金庫の清算人の責任を追及する訴えについては同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第三百五十七条第一項、第三百

第六十四条 金庫の清算人については第三十三条、第三十四条、第三十五条第三項、第三十五条の三から第三十五条の五まで、第三十五条の九、第三十九条及び第三十九条の二の規定並びに会社法第三百五十七条第一項（取締役の報告義務）、第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）、第三百六十一条第一項及び第四項（取締役の報酬等）、第三百八十一条第一項前段及び第二項（監査役の権限）、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項（取締役会への出席義務等）、第三百八十四条（株主総会に対する報告義務）、第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等）並びに第四百三十条（役員等の連帯責任）の規定を、金庫の清算人の責任を追及する訴えについては同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を準用する。この場合において、同法第三百八十一条第一項中「取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条

六十一条第一項第六号、第八百四十八条、第八百四十九条第三項各号列記以外の部分及び第八百四十九条の二各号列記以外の部分の規定を除く。)中「株式会社」とあり、「監査役設置会社」とあり、及び「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、第三十五条第三項中「理事又は支配人その他の職員」とあるのは「清算人」と、同法第三百五十七条第一項中「株式会社」とあるのは「清算金庫」と、「株主(監査役設置会社にあつては「監査役」とあるのは「監事」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第三号から第五号までを除く。)」と、同法第三百八十一条第一項中「取締役(会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与)」とあるのは「清算人」と、同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十三条第二項中「取締役(第三百六十六条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者)」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは「

第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは「信用金庫法第三十五条の九第一項」と、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主(第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「会員である者」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等(株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「会員」と、「当該株主等」とあるのは「当該会員」と、同法第八百四十九条第一項及び第四項並びに第八百五十条第三項中「株主等」とあるのは「会員」と、同条第四項中「第五十五条、第二十条の二第二項、第三百三条第三項、第二百二十条第五項、第二十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「信用金庫法第三十九条第三項」と、同法第八百五十二条中「株主等」とあるのは「会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

信用金庫法第三十五条の九第一項」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「信用金庫法第三十五条の九第一項」と、同法第四百三十条中「役員等」とあるのは「清算人又は監事」と、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「会員である者」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「会員」と、「当該株主等」とあるのは「当該会員」と、同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「清算金庫」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「会員」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「清算金庫が、清算人及び清算人」と、「株式会社等の区分」とあるのは「清算金庫の区分」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「会員」と、同法第八百四十九条の二中「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、「取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び

清算人並びにこれらの者」とあるのは「清算人及び清算人」と、「株式会社」とあるのは「清算金庫」と、同法第八百五十条第三項中「株主等」とあるのは「会員」と、同条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百十條第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは「信用金庫法第三十九條第三項」と、同法第八百五十二條中「株主等」とあるのは「会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（設立の登記）

第六十五条 （略）

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 一六 （略）

七 第四十八條の九の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

八 一十 （略）

（設立の登記）

第六十五条 （同上）

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 一六 （同上）

（新設）

七 一九 （同上）

(従たる事務所の所在地における登記)

第七十四条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 金庫の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に規定する場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する金庫が合併に際して従たる事務所を設けた場合 第七十一条に規定する日から三週間以内

三 金庫の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2| 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3| 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に

、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならぬ。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第七十五条 金庫がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(従たる事務所における変更の登記等)

第七十六条 第七十条、第七十一条及び第七十三条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第七十条に規定する変更の登記は、第七十四条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(登記の嘱託)

第七十七条 (略)

2・3 (略)

4 金庫の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商業登記法の準用)

第八十五条 金庫の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで(事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥)、第七条から第十五条まで(会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記)、第十七条から第十九条の三まで(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十五号を除く。)(受付、受領証、登

(登記の嘱託)

第七十七条 (同上)

2・3 (同上)

4 金庫の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(及び第四項(裁判による登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商業登記法の準用)

第八十五条 金庫の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで(事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥)、第七条から第十五条まで(会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記)、第十七条から第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。)(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による

記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第五十一条から第五十三条まで（本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条、第八十二条、第八十三条（合併の登記）、第三百三十二条から第三百三十七条まで（更正、抹消の申請、職権抹消）並びに第三百三十九条から第四百四十八条まで（行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（公告）

第八十七条の四 （略）

2・3 （略）

4 金庫が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公

本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条、第八十二条、第八十三条（合併の登記）並びに第三百三十二条から第四百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「信用金庫法第七十条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（公告）

第八十七条の四 （同上）

2・3 （同上）

4 金庫が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公

告をする場合については、会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）及び第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「電子公告」とあるのは「電子公告（信用金庫法第六十五条第二項第十号に規定する電子公告をいう。）」と、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「信用金庫法第八十七条の四第三項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「信用金庫法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人若しくは清算人、第三十八条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、信用金庫代理業者、信用金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（信用金庫代理業者、信用金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定信用金庫電子決済等代行業者協会の理事、

告をする場合については、会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）及び第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「電子公告」とあるのは「電子公告（信用金庫法第六十五条第二項第九号に規定する電子公告をいう。）」と、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「信用金庫法第八十七条の四第三項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「信用金庫法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人若しくは清算人、第三十八条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、信用金庫代理業者、信用金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（信用金庫代理業者、信用金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定信用金庫電子決済等代行業者協会の理事、

<p>監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 第三十五条の五第三項(第六十四条において準用する場合を含む。)又は第三十九条の四第四項の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>十〇十二 (略)</p> <p>十二の二 第四十八条の十第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。</p> <p>十三〇二十八 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</p> <p>一〇八 (同上)</p> <p>九 第三十五条の五第三項(第六十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>十〇十二 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>十三〇二十八 (同上)</p> <p>2 (同上)</p>
---	---

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 管理</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 役員等の責任（第四十二条―第四十二条の六）</p> <p>第六節～第九節（略）</p> <p>第五章～第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（理事についての会社法の準用）</p> <p>第三十七条の四 理事については、会社法第三百五十七条第一項（取締役の報告義務）、第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）並びに第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第四項（取締役の報酬等）の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十七条第一項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは「監事」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（同上）</p> <p>第四章 管理</p> <p>第一節～第四節（同上）</p> <p>第五節 役員等の責任（第四十二条―第四十二条の四）</p> <p>第六節～第九節（同上）</p> <p>第五章～第十二章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（理事についての会社法の準用）</p> <p>第三十七条の四 理事については、会社法第三百五十七条第一項（取締役の報告義務）、第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）並びに第三百六十一条第一項及び第四項（取締役の報酬等）の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十七条第一項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは「監事」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と読み替</p>
---	---

することができない損害」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第三号から第五号までを除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（監事についての会社法の準用）

第三十七条の五 監事については、会社法第三百四十五条第一項から第三項まで（会計参与等の選任等についての意見の陳述）、第三百八十一条（監査役の権限）、第三百八十二条（取締役への報告義務）、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項（取締役会への出席義務等）、第三百八十四条（株主総会に対する報告義務）、第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等）、第三百八十七条（監査役の報酬等）並びに第三百八十八条（費用等の請求）の規定を準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項中「会計参与の」とあるのは「監事の」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「監事を辞任した者」と、同条第三項中「第二百九十八条第一項第一号

えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（監事についての会社法の準用）

第三十七条の五 監事については、会社法第三百四十五条第一項から第三項まで（会計参与等の選任等についての意見の陳述）、第三百八十一条（監査役の権限）、第三百八十二条（取締役への報告義務）、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項（取締役会への出席義務等）、第三百八十四条（株主総会に対する報告義務）、第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等）、第三百八十七条（監査役の報酬等）並びに第三百八十八条（費用等の請求）の規定を準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項中「会計参与の」とあるのは「監事の」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「監事を辞任した者」と、同条第三項中「第二百九十八条第一項第一号

「とあるのは「労働金庫法第四十九条第一項第一号」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項の規定にかかわらず」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項」とあるのは「労働金庫法第四十二条の六において準用する第八百四十七条第一項」と、同項第二号中「第八百四十九条第四項」とあるのは「労働金庫法第四十二条の六において準用する第八百四十九条第四項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「同法第四十二条の六において準用する第八百五十条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（補償契約）

第四十二条の四 金庫が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該金庫が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたこと

「とあるのは「労働金庫法第四十九条第一項第一号」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項の規定にかかわらず」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項」とあるのは「労働金庫法第四十二条の四において準用する第八百四十七条第一項」と、同項第二号中「第八百四十九条第四項」とあるのは「労働金庫法第四十二条の四において準用する第八百四十九条第四項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「同法第四十二条の四において準用する第八百五十条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

に対処するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2| 金庫は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該金庫が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該金庫に対して第四十二条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3| 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した金庫が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該金庫に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4| 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5| 第三十七条の三第一項及び第三項並びに第四十二条第二項及び第八項の規定は、金庫と理事との間の補償契約については、適用しない。

6| 民法第百八条（自己契約及び双方代理等）の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員等のために締結される保険契約）

第四十二条の五 金庫が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2| 第三十七条の三第一項及び第三項並びに第四十二条第二項の

（新設）

規定は、金庫が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等
がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に
係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者
が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とする
ものの締結については、適用しない。

3) 民法第百八条（自己契約及び双方代理等）の規定は、前項の
保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が
役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつ
てその内容が定められたときに限る。

（役員等の責任を追及する訴え）

第四十二条の六 役員等の責任を追及する訴えについては、会社
法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七
条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項
第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十
九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十
三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責
任追及等の訴え）の規定を準用する。この場合において、これ
らの規定（同法第八百四十七条の四第二項、第八百四十八条及
び第八百四十九条第三項の規定を除く。）中「株主等」とある
のは「会員」と、「株式会社等」とあるのは「金庫（労働金庫
法第三条に規定する金庫をいう。）」と、同法第八百四十七条

（役員等の責任を追及する訴え）

第四十二条の四 役員等の責任を追及する訴えについては、会社
法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七
条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項
第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十
一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）
（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を準用する。こ
の場合において、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二
項、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項の規定を除く。）
中「株主等」とあるのは「会員」と、「株式会社等」とある
のは「金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。）」と
、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主（第百八十

第一項中「株式を有する株主（第八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「会員である者」と、同法第八四七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「会員」と、「当該株主等」とあるのは「当該会員」と、同法第八四八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。）」と、同法第八四九条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）」、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。）」が、理事及び「理事」と、同法第八四九条の二中「取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）」、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「理事及び理事」と、同法第八五〇条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）」、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定

九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「会員である者」と、同法第八四七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「会員」と、「当該株主等」とあるのは「当該会員」と、同法第八四八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。）」と、同法第八四九条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の」とあるのは「金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。）」が、「と、同法第八五〇条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百十三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）」、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）」、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「労働金庫法第四十二条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「労働金庫法第四十二条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十八条 金庫の清算人については第三十三条、第三十四条、第三十五条第三項、第三十七条から第三十七条の三まで、第三十七条の七、第四十二条及び第四十二条の二の規定並びに会社法第三百五十七条第一項（取締役の報告義務）、第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）、第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）、及び第四項（取締役の報酬等）、第三百八十一条第一項前段及び第二項（監査役の権限）、第三百八十二条（取締役への報告義務）、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項（取締役会への出席義務等）、第三百八十四条（株主総会に対する報告義務）、第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等）並びに第四百三十条（役員等の連帯責任）の規定を、金庫の清算人の責任を追及する訴えについては同法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二

第六十八条 金庫の清算人については第三十三条、第三十四条、第三十五条第三項、第三十七条から第三十七条の三まで、第三十七条の七、第四十二条及び第四十二条の二の規定並びに会社法第三百五十七条第一項（取締役の報告義務）、第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）、第三百六十一条第一項及び第四項（取締役の報酬等）、第三百八十一条第一項前段及び第二項（監査役の権限）、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項（取締役会への出席義務等）、第三百八十四条（株主総会に対する報告義務）、第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等）並びに第四百三十条（役員等の連帯責任）の規定を、金庫の清算人の責任を追及する訴えについては同法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条

項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を準用する。この場合において、これらの規定(同法第三百五十七条第一項、第三百六十一条第一項第六号、第八百四十八条、第八百四十九条第三項各号列記以外の部分及び第八百四十九条の二各号列記以外の部分の規定を除く。)中「株式会社」とあり、「監査役設置会社」とあり、及び「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、第三十五条第三項中「理事又は参事その他の職員」とあるのは「清算人」と、第四十二条第四項第三号中「理事、監事又は会計監査人」とあるのは「清算人」と、同法第三百五十七条第一項中「株式会社」とあるのは「清算金庫」と、「株主(監査役設置会社)にあつては、監査役」とあるのは「監事」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、同法第三百六十一条第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第三号から第五号までを除く。)」と、同法第三百八十一条第一項中「取締役(会計参与設置会社)にあつては、取締役及び会計参与」とあるのは「清算人」と、同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の

並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を準用する。この場合において、同法第三百八十一条第一項中「取締役(会計参与設置会社)にあつては、取締役及び会計参与」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項」と、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主(第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「会員である者」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等(株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「会員」と、「当該株主等」とあるのは「当該会員」と、同法第八百四十九条第一項及び第四項並びに第八百五十条第三項中「株主等」とあるのは「会員」と、同条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三十三項、第二百二十条第五項、第二百三十四條の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四條第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「労働金庫法第四十二条第三項」と、同法第八百五十二条中「株主等」と

「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十三条第二項中「取締役（第三百六十六条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者）」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項」と、同法第三二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項」と、同法第四百三十条中「役員等」とあるのは「清算人又は監事」と、同法第四百四十七条第一項中「株式を有する株主（第八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「会員である者」と、同法第四百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「会員」と、「当該株主等」とあるのは「当該会員」と、同法第四百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「清算金庫」と、同法第四百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「会員」と、同法第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等

あるのは「会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

である株式会社を取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）
、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「清算金庫
が、清算人及び清算人」と、「株式会社の区分」とあるのは「
清算金庫の区分」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「会
員」と、同法第八百四十九条の二中「株式会社等」とあるのは
「清算金庫」と、「取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）
及び清算人」と、「株式会社」とあるのは「清算金庫の」と
、同法第八百五十条第三項中「株主等」とあるのは「会員」と
、同条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三
条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二
百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項
において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同
項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う
義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百
六十五条第二項」とあるのは「労働金庫法第四十二条第三項」
と、同法第八百五十二条中「株主等」とあるのは「会員」と読
み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定め
る。

第七十八条から第八十条まで 削除

（従たる事務所の所在地における登記）

第七十八条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる

事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 金庫の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に規定する場合を除く。）主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する金庫が合併に際して従たる事務所を設けた場合 第七十五条に規定する日から三週間以内

三 金庫の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2| 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3| 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

〔他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記〕

第七十九条 金庫がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

〔従たる事務所における変更の登記〕

第八十条 第七十四条、第七十五条及び第七十七条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第七十四条に規定する変更の登記は、第七十八条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（登記の嘱託）

（登記の嘱託）

第八十一条 (略)

2・3 (略)

4 金庫の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商業登記法の準用)

第八十九条 金庫の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第二条から第五条まで(事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥)、第七条から第十五条まで(会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記)、第十七条から第十九条の三まで(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十五号を除く。)(受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の

第八十一条 (同上)

2・3 (同上)

4 金庫の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四項(裁判による登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商業登記法の準用)

第八十九条 金庫の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第二条から第五条まで(事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥)、第七条から第十五条まで(会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記)、第十七条から第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。)(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第

商号の登記の禁止)、第四十五条(会社の支配人の登記)、第五十一条から第五十三条まで(本店移転の登記)、第七十一条第一項及び第三項(解散の登記)、第七十九条、第八十二条、第八十三条(合併の登記)、第三百三十二条から第三百三十七条まで(更正、抹消の申請、職権抹消)並びに第三百三十九条から第三百四十八条まで(行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任)の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、参事若しくは清算人、第四十一条の第二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者(労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、そ

第四十五条(会社の支配人の登記)、第四十八条から第五十三条まで(支店所在地における登記、本店移転の登記)、第七十一条第一項及び第三項(解散の登記)、第七十九条、第八十二条、第八十三条(合併の登記)並びに第三百三十二条から第三百四十八条まで(更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任)の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法(平成十四年法律第五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「労働金庫法第七十八条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、参事若しくは清算人、第四十一条の第二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者(労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、そ

の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇八の二（略）

九 第三十七条の三第三項（第六十八条において準用する場合を含む。）又は第四十二条の四第四項の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

九の二〇二十七（略）

2 会社法第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六条に規定する者が、第三十七条の五において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第四十一条の三において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇八の二（同上）

九 第三十七条の三第三項（第六十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

九の二〇二十七（同上）

2 会社法第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六条に規定する者が、第三十七条の五において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第四十一条の三において準用する会社法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

改正案	現行
<p>(株式買取請求) 第二十四条 (略)</p> <p>2 会社法第七百八十五条第五項から第九項まで（反対株主の株式買取請求）、第七百八十六条（株式の価格の決定等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第八百七十条第二号中「第一百七十九条第二項、第一百九十九条第二項、第八百八十二条の五第二項、第九十三条第二項（第九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項、第八百九条第二項又は第八百十六</p>	<p>(株式買取請求) 第二十四条 (同上)</p> <p>2 会社法第七百八十五条第五項から第九項まで（反対株主の株式買取請求）、第七百八十六条（株式の価格の決定等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第八百七十条第二号中「第一百七十九条第二項、第一百九十九条第二項、第八百八十二条の五第二項、第九十三条第二項（第九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項又は第八百九条第二項の規定による株</p>

の七第二項の規定による株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。）とあるのは、「第七百八十六条第二項の規定による株式」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新株予約権買取請求）

第二十五条 （略）

2 会社法第七百八十七条第五項から第十項まで（新株予約権買取請求）、第七百八十八条（新株予約権の価格の決定等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第八百七十条第二項第二号中「第七百七十条第二項、第七百九十九条第二項、第八百八十二条の五第二項、第九百九十三条第二項（第九百九十四条第四項において準用する場合

式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。）とあるのは、「第七百八十六条第二項の規定による株式」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新株予約権買取請求）

第二十五条 （同上）

2 会社法第七百八十七条第五項から第十項まで（新株予約権買取請求）、第七百八十八条（新株予約権の価格の決定等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第八百七十条第二項第二号中「第七百七十条第二項、第七百九十九条第二項、第八百八十二条の五第二項、第九百九十三条第二項（第九百九十四条第四項において準用する場合

を含む。)、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項、第八百九条第二項又は第八百六条の七第二項の規定による株式又は新株予約権」とあるのは、「第七百八十八条第二項の規定による新株予約権」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(債権者の異議)

第二十六条 (略)

2 消滅銀行は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者、掛金者、金銭信託の受益者、社債権者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者(社債管理者又は社債管理補助者がある場合にあつては、当該社債管理者又は社債管理補助者を含む。)には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一〇四 (略)

三〇六 (略)

7 前項の規定にかかわらず、社債管理者又は社債管理補助者は、社債権者のために異議を述べることができる。ただし、会社法第七百二条(社債管理者の設置)又は第七百十四条の二(社債管理補助者の設置)の規定による委託に係る契約に別段の定

を含む。)、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項又は第八百九条第二項の規定による株式又は新株予約権」とあるのは、「第七百八十八条第二項の規定による新株予約権」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(債権者の異議)

第二十六条 (同上)

2 消滅銀行は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者、掛金者、金銭信託の受益者、社債権者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者(社債管理者がある場合にあつては、当該社債管理者を含む。)には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一〇四 (同上)

三〇六 (同上)

7 前項の規定にかかわらず、社債管理者は、社債権者のために異議を述べることができる。ただし、会社法第七百二条(社債管理者の設置)の規定による委託に係る契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

<p>8 (略)</p> <p>めがある場合は、この限りでない。</p> <p>(轉換の登記)</p> <p>第六十四条 金融機関が轉換をしたときは、轉換の日から二週間以内に、本店又は主たる事務所の所在地において、轉換前の金融機関については解散の登記を、轉換後の金融機関については当該金融機関の設立の登記に関する規定に定める登記をしなければならぬ。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>8 (同上)</p> <p>(轉換の登記)</p> <p>第六十四条 金融機関が轉換をしたときは、轉換の日から本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内に、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内に、轉換前の金融機関については解散の登記を、轉換後の金融機関については当該金融機関の設立の登記に関する規定に定める登記をしなければならぬ。</p> <p>2・3 (同上)</p>
---	---

改正案	現行
<p>(取締役等の適格性等) 第七条の二 (略)</p> <p>2 次に掲げる者は、銀行の取締役、執行役又は監査役となること とができない。</p> <p>一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者 として内閣府令で定める者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法 令上これと同様に扱われている者</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(清算人の任免等) 第四十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者は、清算をする銀行（次項並びに次条第三項、 第五項、第七項及び第八項において「清算銀行」という。）の 清算人となることができない。</p>	<p>(取締役等の適格性等) 第七条の二 (同上)</p> <p>2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令 上これと同様に扱われている者は、銀行の取締役、執行役 又は監査役となることができない。</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>3・4 (同上)</p> <p>(清算人の任免等) 第四十四条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令 上これと同様に扱われている者は、清算をする銀行（次項 並びに次条第三項、第五項、第七項及び第八項において「清算 銀行」という。）の清算人となることができない。</p>

<p>4 ・ 5 (略)</p>	<p>一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者</p> <p>一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者</p>
<p>4 ・ 5 (同上)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 (同上)</p> <p>(銀行持株会社の取締役の兼職の制限等) 第五十二条の十九 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>（優先出資の発行等についての会社法の準用）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 会社法第二百十二条第一項（第二号を除く。以下この項において同じ。）（不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）の規定は募集優先出資の引受人が理事又は経営管理委員と通じて著しく不公正な払込金額で募集優先出資を引き受けた場合について、同法第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）（出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任）及び第二百十三条の三（出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任）の規定は募集優先出資の引受人が第十二条第一項の規定による払込みを仮装した場合について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定はこの項において準用する同法第二百十二条第一項又は第二百十三条の二第一項第一号の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する</p>	<p>（優先出資の発行等についての会社法の準用）</p> <p>第十四条（同上）</p> <p>2 会社法第二百十二条第一項（第二号を除く。以下この項において同じ。）（不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）の規定は募集優先出資の引受人が理事又は経営管理委員と通じて著しく不公正な払込金額で募集優先出資を引き受けた場合について、同法第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）（出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任）及び第二百十三条の三（出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任）の規定は募集優先出資の引受人が第十二条第一項の規定による払込みを仮装した場合について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定はこの項において準用する同法第二百十二条第一項又は第二百十三条の二第一項第一号の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、</p>

。この場合において、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項及び第八百四十九条第一項の規定を除く。）中「株主等」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、これらの規定（同法第八百四十八条及び第八百四十九条第三項の規定を除く。）中「株式会社等」とあるのは「協同組織金融機関」と、同法第二百十三条の二第二項中「総株主」とあるのは「総普通出資者及び総優先出資者」と、同法第二百十三条の三第一項中「取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。）」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同法第八百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）中「株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「普通出資者又は優先出資者である者」と、同項ただし書中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同条第三項及び第五項中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者又は理事若しくは経営管理委員」と、同法第八百四十七条の四第二項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、「当該株主等」とあるのは「当該普通出資者又は優先出資者」と、同法第八百四十八条

これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項及び第八百四十九条第一項の規定を除く。）中「株主等」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、これらの規定（同法第八百四十八条及び第八百四十九条第三項の規定を除く。）中「株式会社等」とあるのは「協同組織金融機関」と、同法第二百十三条の二第二項中「総株主」とあるのは「総普通出資者及び総優先出資者」と、同法第二百十三条の三第一項中「取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。）」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同法第八百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）中「株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「普通出資者又は優先出資者である者」と、同項ただし書中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同条第三項及び第五項中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者又は理事若しくは経営管理委員」と、同法第八百四十七条の四第二項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、「当該株主等」とあるのは「当該普通出資者又は優先出資者」と、同法第八百四十八条（訴えの管轄）中「株

(訴えの管轄) 中「株式会社又は株式交換等完全子会社(以下この節において「株式会社等」という。)」とあるのは「協同組織金融機関」と、同法第八百四十九条第一項(訴訟参加)中「株主等」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の出縮役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人」とあるのは「協同組織金融機関が、理事及び経営管理委員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同法第八百五十条第四項(和解)中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三十三項、第二百二十四条第五項、第二百三十三條の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第三十四条第三項、中小企業等協同組合法第三十八条の二第四項、信用金庫法第三十九条第三項、労働金庫法第四十二条第三項、農業協同組合法第三十五条の六第三項及び水産業協同組合法第三十九条の六第三項(同法第八十六条第二項、第九十六条第三項及び第百条第

式会社又は株式交換等完全子会社(以下この節において「株式会社等」という。)」とあるのは「協同組織金融機関」と、同法第八百四十九条第一項(訴訟参加)中「株主等」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人」とあるのは「協同組織金融機関が、理事及び経営管理委員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同法第八百五十条第四項(和解)中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三十三項、第二百二十四条第五項、第二百三十三條の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第三十四条第三項、中小企業等協同組合法第三十八条の二第四項、信用金庫法第三十九条第三項、労働金庫法第四十二条第三項、農業協同組合法第三十五条の六第三項及び水産業協同組合法第三十九条の六第三項(同法第八十六条第二項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する

三項において準用する場合を含む。」と、同法第八百五十三条第一項第一号（再審の訴え）中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3・4 (略)

(優先出資者のその他の権利)

第二十二條 (略)

2・4 (略)

5 次に掲げる訴えは、農林中央金庫又は連合会等の発行する優先出資の優先出資者も、提起することができる。

一・二 (略)

三 農林中央金庫又は連合会等の役員等の責任を追及する訴え
(農林中央金庫法第四十條の二、中小企業等協同組合法第三十九條、協同組合による金融事業に関する法律第五條の九第三項、信用金庫法第三十九條の六、労働金庫法第四十二條の六、農業協同組合法第四十一條及び水産業協同組合法第四十條に規定する役員等の責任を追及する訴えをいう。)

6 (略)

(優先出資者総会等についての会社法の準用)

第四十條 (略)

場合を含む。」と、同法第八百五十三条第一項第一号（再審の訴え）中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3・4 (同上)

(優先出資者のその他の権利)

第二十二條 (同上)

2・4 (同上)

5 次に掲げる訴えは、農林中央金庫又は連合会等の発行する優先出資の優先出資者も、提起することができる。

一・二 (同上)

三 農林中央金庫又は連合会等の役員等の責任を追及する訴え
(農林中央金庫法第四十條の二、中小企業等協同組合法第三十九條、協同組合による金融事業に関する法律第五條の九第三項、信用金庫法第三十九條の四、労働金庫法第四十二條の四、農業協同組合法第四十一條及び水産業協同組合法第四十條に規定する役員等の責任を追及する訴えをいう。)

6 (同上)

(優先出資者総会等についての会社法の準用)

第四十條 (同上)

4 会社法第二編第四章第一節第三款(第三百二十五条の二第三号及び第四号、第三百二十五条の三第一号及び第四号から第六号まで並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。)(電子提供措置)の規定は、第一項において読み替えて準用する同法第三百一条第一項に規定する優先出資者総会参考書類及び同項に規定する議決権行使書面の内容である情報についての電子提供措置(電磁的方法により優先出資者が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、主務省令で定めるものをいう。第四十五条第一項第六号及び第六十一条第一項第十五号において同じ。)(について準用する。この場合において、同法第三百二十五条の二中「株主総会参考書類等」とあるのは「優先出資者総会参考書類等」と、「電磁的方法により株主(種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。)(が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの」とあるのは「優先出資法第四十条第四項に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五条の三第一項中「第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項の通知を發した日のいづれか早い日」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項の通知を發した日」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とある

のは「優先出資法第四十条第一項において準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「優先出資法第四十条第一項において準用する第三百二条第一項」と、同条第二項中「第二百九十九条第一項」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項の規定にかかわらず、前条第一項」とあるのは「前条第一項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項の通知には、同項に規定する定款で定める」と、同項第一号中「とつているときは、その旨」とあるのは「とつている旨」と、同条第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「優先出資法第四十条第一項において準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「優先出資者総会参考書類等」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「書面による招集通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することについて」と、「（第三百二十五条の

七において準用する場合を含む。)に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、同条第二項中「第二百九十九条第一項」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項」と、「株主(当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日(第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。))を定めた場合にあつては、当該基準日まで書面交付請求をした者に限る。)」とあるのは「優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5| (略)

(登記)

第四十五条 協同組織金融機関は、優先出資を発行するときは、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を登記しなければならない。これらの事項に変更を生じたときも、同様とする。

一 五 (略)

六 第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の

二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

2 (略)

3 この法律に基づく訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、協同組織金融機関の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託

4| (同上)

(登記)

第四十五条 協同組織金融機関は、優先出資を発行するときは、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を登記しなければならない。これらの事項に変更を生じたときも、同様とする。

一 五 (同上)

(新設)

2 (同上)

3 この法律に基づく訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、協同組織金融機関の主たる事務所(当該判決に係る事項について従たる事務所

しななければならない。この場合においては、嘱託書に裁判書の謄本を添付しなければならない。

第六十一条 協同組織金融機関の理事、経営管理委員、監事、支配人、参事、優先出資者名簿管理人又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十四 (略)

十五 第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の三第一項(第一号及び第四号から第六号までを除く。)の規定に違反して、電子提供措置をとらなかったとき。

十六 優先出資者総会に対し虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十七〇十九 (略)

2 (略)

に登記がされているときにあっては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所)の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。この場合においては、嘱託書に裁判書の謄本を添付しなければならない。

第六十一条 協同組織金融機関の理事、経営管理委員、監事、支配人、参事、優先出資者名簿管理人又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十四 (同上)
(新設)

十五 優先出資者総会に対し虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十六〇十八 (同上)

2 (同上)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編 (略)</p> <p>第二編 (略)</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第一款～第三款 (略)</p> <p>第四款 (略)</p> <p>第一目～第九目 (略)</p> <p>第十目 役員等の損害賠償責任（第五十三條の三十三 —第五十三條の三十八）</p> <p>第五款～第十款 (略)</p> <p>第三節 (略)</p> <p>第三章～第十三章 (略)</p> <p>第三編～第七編 (略)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一編 (同上)</p> <p>第二編 (同上)</p> <p>第一章 (同上)</p> <p>第二章 (同上)</p> <p>第一節 (同上)</p> <p>第二節 (同上)</p> <p>第一款～第三款 (同上)</p> <p>第四款 (同上)</p> <p>第一目～第九目 (同上)</p> <p>第十目 役員等の損害賠償責任（第五十三條の三十三 —第五十三條の三十七）</p> <p>第五款～第十款 (同上)</p> <p>第三節 (同上)</p> <p>第三章～第十三章 (同上)</p> <p>第三編～第七編 (同上)</p> <p>附則</p>

(免許申請手続)

第四条 前条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社（監査等委員会を置く株式会社又は相互会社をいう。第八条の二第一項第二号、第二百四十九条の二第三項、第二百七十二條の二第一項第三号及び第三百三十三條第一項第十七号において同じ。）にあつては取締役）、指名委員会等設置会社（指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「指名委員会等」という。）を置く株式会社又は相互会社をいう。第八条第一項、第八条の二第一項第一号、第三十六條の二第一項、第二百七十二條の二第一項第三号及び第二百七十二條の十第一項において同じ。）にあつては取締役及び執行役）の氏名

四・五 (略)

2～4 (略)

(取締役等の適格性)

第八条の二 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

(免許申請手続)

第四条 前条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (同上)

三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社（監査等委員会を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）にあつては取締役）、指名委員会等設置会社（指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「指名委員会等」という。）を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）にあつては取締役及び執行役）の氏名

四・五 (同上)

2～4 (同上)

(取締役等の適格性)

第八条の二 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

一 (略)

二 保険会社の監査役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員） 保険会社の取締役（会計参与設置会社（会計参与を置く株式会社又は相互会社をいう。次号及び第二百七十二条の二第一項第四号において同じ。）にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

三 (略)

2 (略)

(取締役等の資格等)

第十二条 株式会社に対する会社法第三百三十一条第一項第三号〔取締役の資格等〕（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）及び第四百二条第四項（執行役の選任等）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「保険業法、この法律」とする。

2

心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者は、株式会社の取締役、執行役又は監

一 (同上)

二 保険会社の監査役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員） 保険会社の取締役（会計参与設置会社（会計参与を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

三 (同上)

2 (同上)

(取締役等の資格等)

第十二条 株式会社に対する会社法第三百三十一条第一項〔取締役の資格等〕（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）及び第四百二条第四項（執行役の選任等）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第三百三十一条第一項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者」と、同項第三号中「この法律」とあるのは「保険業法、この法律」とする。

(新設)

査役となることができない。

3| (略)

(適用除外等)

第十七条の五 (略)

2 株式会社に対する会社法第七百四十条第一項（債権者の異議
手続の特則）の規定の適用については、同項中「又は第八百十
六条の八」とあるのは、「若しくは第八百十六条の八の規定又は
保険業法第十七条、第七十条、第六百六十五条の七（同法第百
六十五条の十二において準用する場合を含む。）、第六十五
条の二十四若しくは第七百七十三条の四」とする。

(創立総会)

第三十条の八 (略)

2~5 (略)

6 会社法第六十七条（創立総会の招集の決定）、第六十八条（
第二項各号を除く。）（創立総会の招集の通知）、第七十条、
第七十一条（創立総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）
、第七十三条第四項（創立総会の決議）、第七十四条から第七
十六条まで（議決権の代理行使、書面による議決権の行使、電
磁的方法による議決権の行使）、第七十八条から第八十条まで

2| (同上)

(適用除外等)

第十七条の五 (同上)

2 株式会社に対する会社法第七百四十条第一項（債権者の異議
手続の特則）の規定の適用については、同項中「又は第八百十
六条」とあるのは「若しくは第八百十條」と、「の規定」とある
のは「又は保険業法第十七条、第七十条、第六百六十五条の七（
同法第六百六十五条の十二において準用する場合を含む。）、第
百六十五条の二十四若しくは第七百七十三条の四の規定」とする
。

(創立総会)

第三十条の八 (同上)

2~5 (同上)

6 会社法第六十七条（創立総会の招集の決定）、第六十八条（
第二項各号を除く。）（創立総会の招集の通知）、第七十条、
第七十一条（創立総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）
、第七十三条第四項（創立総会の決議）、第七十四条から第七
十六条まで（議決権の代理行使、書面による議決権の行使、電
磁的方法による議決権の行使）、第七十八条から第八十条まで

(発起人の説明義務、議長の権限、延期又は続行の決議)及び第八十一条(第四項を除く。)(議事録)の規定は相互会社の創立総会について、同法第八十三条(株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)、第八百三十一条(株主総会等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条(弁論等の必要的併合)、第八百三十八条(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は相互会社の創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定(同法第六十七条第二項及び第八百三十一条第一項を除く。)(中「設立時株主」とあり、及び同法第六十七条第二項中「設立時株主(創立総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない設立時株主を除く。次条から第七十一条までにおいて同じ。)」とあるのは「社員になろうとする者」と、同法第六十八条第一項中「二週間(前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めるときを除き、設立しようとする株式会社が開会会社でない場合にあっては、一週間(当該設立しようとする株式会社が取締

(発起人の説明義務、議長の権限、延期又は続行の決議)及び第八十一条(第四項を除く。)(議事録)の規定は相互会社の創立総会について、同法第八十三条(株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)、第八百三十一条(株主総会等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条(弁論等の必要的併合)、第八百三十八条(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は相互会社の創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定(同法第六十七条第二項及び第八百三十一条第一項を除く。)(中「設立時株主」とあり、及び同法第六十七条第二項中「設立時株主(創立総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない設立時株主を除く。次条から第七十一条までにおいて同じ。)」とあるのは「社員になろうとする者」と、同法第六十八条第一項中「二週間(前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めるときを除き、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合にあっては、一週間(当該設立しようとする株式会社が取締

役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)」とあるのは「二週間」と、同条第二項中「次に掲げる場合には、前項」とあるのは「前項」と、同条第五項中「第二十七条第五号又は第五十九条第三項第一号」とあるのは「保険業法第三十条の七第二項第一号」と、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役若しくは清算人（監査等委員会設置会社）（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下この項において同じ。）」にあつては社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社（同条第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。）にあつては社員、取締役、執行役又は清算人）又は社員にならうとする者、設立時取締役（同条第一項に規定する設立時取締役をいう。以下この項及び第八百三十六條第一項において同じ。）若しくは設立時監査役（同法第三十条の十第一項に規定する設立時監査役をいう。以下この項及び第八百三十六條第一項において同じ。）と、「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあつては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）」、監査役若しくは清

役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)」とあるのは「二週間」と、同条第二項中「次に掲げる場合には、前項」とあるのは「前項」と、同条第五項中「第二十七条第五号又は第五十九条第三項第一号」とあるのは「保険業法第三十条の七第二項第一号」と、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役若しくは清算人（監査等委員会設置会社にあつては社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては社員、取締役、執行役又は清算人）又は社員にならうとする者、設立時取締役（保険業法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。以下この項において同じ。）」若しくは設立時監査役（同条第一項に規定する設立時監査役をいう。以下この項において同じ。）と、「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあつては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）」、監査役若しくは清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六條第一項（第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義

算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立總會又は種類創立總會の決議である場合にあっては設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役を含む。）とあるのは「取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員）（同法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。）である取締役又はそれ以外の取締役）、監査役若しくは清算人又は社員になろうとする者、設立時取締役（設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員（同法第三十条の十第二項に規定する設立時監査等委員をいう。）である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）若しくは設立時監査役」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（設立時取締役等の選任等）

第三十条の十（略）

2 設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社（監査等委員会を置く相互会社をいう。以下この節、第七十六条第二項

務を有する者を含み、当該決議が創立總會又は種類創立總會の決議である場合にあっては設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役を含む。）とあるのは「取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、監査役若しくは清算人又は社員になろうとする者、設立時取締役（設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員（保険業法第三十条の十第二項に規定する設立時監査等委員をいう。）である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）若しくは設立時監査役」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（設立時取締役等の選任等）

第三十条の十（同上）

2 設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項の規定による設立時取締役の選任は、設立時監査

、第八十四条第二項第九号、第六十一条第二項、第六十三
条第二項、第八十条の三第四項、第八十条の四第二項及び
第四項並びに第三百二十二条第一項第六号において同じ。）で
ある場合には、前項の規定による設立時取締役の選任は、設立
時監査等委員（相互会社の設立に際して監査等委員となる者を
いう。以下同じ。）である設立時取締役とそれ以外の設立時取
締役とを区別してしなければならない。

3
(略)

4 設立しようとする相互会社が監査役会設置会社（監査役会を
置く相互会社をいう。以下この節及び第八十条の四第四項に
おいて同じ。）である場合には、設立時監査役は、三人以上で
なければならない。

5
(略)

6 第八条の二第二項、第五十三条の二第一項（第五十三条の五
第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準
用する会社法第三百三十一条第一項、第五十三条の二第二項（
第五十三条の五第一項において準用する場合を含む。）、第五
十三条の四において準用する同法第三百三十三条第一項若しく
は第三項又は第五十三条の七において準用する同法第三百三十
七条第一項若しくは第五十三条の七において読み替えて準用す
る同法第三百三十七条第三項の規定により成立後の相互会社の
取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である

等委員（相互会社の設立に際して監査等委員となる者をいう。
以下同じ。）である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役と
を区別してしなければならない。

3
(同上)

4 設立しようとする相互会社が監査役会設置会社（監査役会を
置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）である場合に
は、設立時監査役は、三人以上でなければならない。

5
(同上)

6 第八条の二第二項、第五十三条の二第一項（第五十三条の五
第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条の四にお
いて準用する会社法第三百三十三条第一項若しくは第三項又は
第五十三条の七において準用する同法第三百三十七条第一項若
しくは第三項の規定により成立後の相互会社の取締役（監査等
委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ
以外の取締役）、会計参与、監査役又は会計監査人となること
ができない者は、それぞれ設立時取締役（成立後の相互会社が
監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委

取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は会計監査人となることができない者は、それぞれ設立時取締役（成立後の相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人となることができない。

7| 第五十三条の二第一項（第五十三条の五第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百三十一条の二の規定は、設立時取締役及び設立時監査役について準用する。

8| （略）

9| 会社法第四十七条（設立時代代表取締役の選定等）の規定は相互会社（指名委員会等設置会社（指名委員会等を置く相互会社をいう。以下この節、第九十六条の四の三第一項、第八十条の三第五項並びに第八十条の四第三項及び第四項において同じ。）を除く。）の設立時代代表取締役（相互会社の設立に際して代表取締役となる者をいう。以下同じ。）の選定及び解職について、同法第四十八条（設立時委員の選定等）の規定は相互会社（指名委員会等設置会社に限る。）の設立時委員（相互会社の設立に際して指名委員会等の委員となる者をいう。以下同じ。）の選定、設立時執行役（相互会社の設立に際して執行役となる者をいう。以下同じ。）の選任及び設立時代代表執行役（

員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人となることができない。

（新設）

7| （同上）

8| 会社法第四十七条（設立時代代表取締役の選定等）の規定は相互会社（指名委員会等設置会社を除く。）の設立時代代表取締役（相互会社の設立に際して代表取締役となる者をいう。以下同じ。）の選定及び解職について、同法第四十八条（設立時委員の選定等）の規定は相互会社（指名委員会等設置会社に限る。）の設立時委員（相互会社の設立に際して指名委員会等の委員となる者をいう。以下同じ。）の選定、設立時執行役（相互会社の設立に際して執行役となる者をいう。以下同じ。）の選任及び設立時代代表執行役（相互会社の設立に際して代表執行役となる者をいう。以下同じ。）の選定並びにこれらの者の解職及び解任について、それぞれ準用する。この場合において、必要

相互会社の設立に際して代表執行役となる者をいう。以下同じ。
（）の選定並びにこれらの者の解職及び解任について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四十七条第一項中「設立時取締役は」とあるのは「設立時取締役（保険業法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。以下この条及び次条において同じ。）は」と、「取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合には」とあるのは「指名委員会等設置会社（同法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。次条第一項において同じ。）である場合を除き」と、「監査等委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社（同法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。）」と、「設立時監査等委員」とあるのは「設立時監査等委員（同項に規定する設立時監査等委員をいう。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（設立時取締役等による調査）

第三十条の十一 設立時取締役（設立しようとする相互会社が監査役設置会社（監査役を置く相互会社をいう。以下この節、第七十六条第三項第二号、第七十九条第二項、第八十四条第二項第九号、第六六十一条第一項第五号口及び第六六十三条第一項第五号口において同じ。）である場合にあつては、設立時取締

な技術的読替えは、政令で定める。

（設立時取締役等による調査）

第三十条の十一 設立時取締役（設立しようとする相互会社が監査役設置会社（監査役を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）である場合にあつては、設立時取締役及び設立時監査役）は、その選任後遅滞なく、次に掲げる事項を調査しなければならない。

役及び設立時監査役)は、その選任後遅滞なく、次に掲げる事項を調査しなければならない。

一 第二十四条第二項において読み替えて準用する会社法第三十三条第十項第一号又は第二号に掲げる場合における現物出資財産等(第二十四条第二項において読み替えて準用する同法第三十三条第十項第二号に掲げる場合にあつては、同号の有価証券に限る。)について定款に記載され、又は記録された価額が相当であること。

二 第二十四条第二項において読み替えて準用する会社法第三十三条第十項第三号に規定する証明が相当であること。

三 三六 (略)

2 会社法第九十三条第二項及び第三項(設立時取締役等による調査)並びに第九十四条(設立時取締役等が発起人である場合の特則)の規定は、前項の規定による調査について準用する。

この場合において、同法第九十三条第二項中「設立時取締役」とあるのは「設立時取締役(保険業法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。次項及び次条第一項において同じ。)」と、「創立総会」とあるのは「創立総会(同法第三十条の八第一項に規定する創立総会をいう。次項及び次条において同じ。)」と、同法第九十四条第一項中「監査役設置会社」とあるのは「監査役設置会社(保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。)」と、「設立時監査役」と

一 第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第十項第一号又は第二号に掲げる場合における現物出資財産等(第二十四条第二項において準用する同法第三十三条第十項第二号に掲げる場合にあつては、同号の有価証券に限る。)について定款に記載され、又は記録された価額が相当であること。

二 第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第十項第三号に規定する証明が相当であること。

三 三六 (同上)

2 会社法第九十三条第二項及び第三項(設立時取締役等による調査)並びに第九十四条(設立時取締役等が発起人である場合の特則)の規定は、前項の規定による調査について準用する。

この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

あるのは「設立時監査役（同法第三十条の十第一項に規定する設立時監査役をいう。）」と、「前条第一項各号」とあるのは「同法第三十条の十一第一項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（社員又は総代の権利の行使に関する利益の供与）

第三十三条の二（略）

2 会社法第二百二十条第二項から第五項まで（株主等の権利の行使に関する利益の供与）の規定は前項の場合について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項及び第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定はこの項において準用する同法第二百二十条第三項の利益の返還を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項を除く。）中「株主等」とあるのは「社員」と、「株式会社等」とあるのは「相互会社」と、同法第二百二十条第二項中「株主」とあるのは「社員又は総代」と、同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「保険業法第三十三条の二第一項」と、同項中「指名委員会等設置会社」と

（社員又は総代の権利の行使に関する利益の供与）

第三十三条の二（同上）

2 会社法第二百二十条第二項から第五項まで（株主等の権利の行使に関する利益の供与）の規定は前項の場合について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定はこの項において準用する同法第二百二十条第三項の利益の返還を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項を除く。）中「株主等」とあるのは「社員」と、「株式会社等」とあるのは「相互会社」と、同法第二百二十条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「保険業法第三十三条の二第一項」と、同条第五項中「総株主」とあるのは「総社員」と、同法第八百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）中

あるのは「指名委員会等設置会社（同法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。第八百四十九条第三項第三号において同じ。）」と、同条第五項中「総株主」とあるのは「総社員」と、同法第八百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）中「株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「社員である者」と、同法第八百四十七条の四第一項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項」とあるのは「又は第五項」と、同条第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該社員」と、同法第八百四十八条（訴えの管轄）中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「相互会社」と、同法第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「（適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限る、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。）に係る」とあるのは「に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株

「株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「社員である者」と、同法第八百四十七条の四第二項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該社員」と、同法第八百四十八条（訴えの管轄）中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「相互会社」と、同法第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「（適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るもの限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。）に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社」とあるのは「相互会社が、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社」とあるのは「相互会社が」と、「監査等委員及び監査委員」とあるのは「監査等委員（保険業法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。第二号において同じ。）及び監査委員（同項に規定する監査委員をいう。第三号において同じ。）」と、同項第一号中「監査役設置会社」とあるのは「監査役設置会社（保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。）」と、同項第二号中「監査等委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。）」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「第二百二十条第五項」と、同法第八百五十一条第一項第二号中「若しくはその完全親会社の株式を取得した」とあるのは「の社員となった」と、同条第三項中「株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社の株式」とあるのは「相互会社又は合併後存続する相互会社」と、「株式会社又

は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社」とあるのは「相互会社又は合併後存続する相互会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(提案権)

第三十九条 (略)

2 社員は、社員総会において、社員総会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該議案が法令又は定款に違反する場合

二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合

三 当該議案の提出により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合)にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を

(提案権)

第三十九条 (同上)

2 社員は、社員総会において、社員総会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合)にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

経過していない場合

3 社員総数の千分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員又は千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き社員である者は、取締役に対し、社員総会の日の八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、社員総会の目的である事項につき当該社員が提出しようとする議案の要領を社員に通知すること（第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十九条第二項（各号を除く。）又は第三項の通知をする場合にあつては、その通知に記載し、又は記録すること）を請求することができる。

4 社員が前項の規定による請求をする場合において、当該社員が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、同項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該社員が提出しようとする

3 社員総数の千分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員又は千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き社員である者は、取締役に対し、社員総会の日の八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、社員総会の目的である事項につき当該社員が提出しようとする議案の要領を通知すること（第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十九条第二項（各号を除く。）又は第三項の通知をする場合にあつては、その通知に記載し、又は記録すること）を請求することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

（新設）

次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

- 一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（次号において「役員等」という。）の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
- 二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
- 三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
- 四 定款の変更に関する二以上の議案 当該二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。
- 5 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第三項の規定による請求をした社員が当該請求と併せて当該社員が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。
- 6 第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 一 第三項の議案が法令又は定款に違反する場合
 - 二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で

（新設）

（新設）

、第三項の規定による請求をする場合

三 第三項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

（会社法の準用）

第四十一条 会社法第二百九十六条（株主総会の招集）、第二百九十八条（第二項ただし書及び第三項を除く。）、（株主総会の招集の決定）、第二百九十九条（第二項各号を除く。）、（株主総会の招集の通知）、第三百条から第三百二条まで（招集手続の省略、株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第三百十条から第三百十二条まで（議決権の代理行使、書面による議決権の行使、電磁的方法による議決権の行使）、第三百十四条から第三百十七条まで（取締役等の説明義務、議長の権限、株主総会に提出された資料等の調査、延期又は続行の決議）、第三百十八条（第五項を除く。）、（議事録）、第三百十九条（第四項を除く。）、（株主総会の決議の省略）、第三百二十条（株主総会への報告の省略）及び第二編第四章第一節第三款

（会社法の準用）

第四十一条 会社法第二百九十六条（株主総会の招集）、第二百九十八条（第二項ただし書及び第三項を除く。）、（株主総会の招集の決定）、第二百九十九条（第二項各号を除く。）、（株主総会の招集の通知）、第三百条から第三百二条まで（招集手続の省略、株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第三百十条から第三百十二条まで（議決権の代理行使、書面による議決権の行使、電磁的方法による議決権の行使）、第三百十四条から第三百十七条まで（取締役等の説明義務、議長の権限、株主総会に提出された資料等の調査、延期又は続行の決議）、第三百十八条（第五項を除く。）、（議事録）、第三百十九条（第四項を除く。）、（株主総会の決議の省略）及び第三百二十条（株主総会への報告の省略）の規定は、相互会社の社員総会

第三百二十五条の三第三項、第三百二十五条の四第一項及び第二項第二号並びに第三百二十五条の七を除く。) (電子提供措置)の規定は、相互会社の社員総会について準用する。この場合において、これらの規定(同法第二百九十八条第二項、第三百十条第七項及び第三百二十五条の二を除く。)中「株主」とあるのは「社員」と、これらの規定(同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。)中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、これらの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「営業時間」とあるのは「事業時間」と、同法第二百九十六条第一項中「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第三項中「次条第四項」とあり、及び同法第二百九十八条第一項中「前条第四項」とあるのは「保険業法第三十八条第二項又は第五十条第二項」と、同条第二項中「株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条から第三百二条までにおいて同じ。)」とあるのは「社員」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「前条第四項」とあるのは「保険業法第三十八条第二項又は第五十条第二項」と、同法第二百九十九条第一項中「二週間(前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間(当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、

について準用する。この場合において、これらの規定中「株式会社」とあり、及び「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「株主」とあるのは「社員」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「営業時間」とあるのは「事業時間」と、同法第二百九十六条第一項中「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第三項中「次条第四項」とあり、並びに同法第二百九十八条第一項及び第四項中「前条第四項」とあるのは「保険業法第三十八条第二項又は第五十条第二項」と、同条第二項中「(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条から第三百二条までにおいて同じ。)」の数」とあるのは「の数」と、同法第二百九十九条第一項中「二週間(前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間(当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)」とあるのは「二週間」と、同条第二項中「次に掲げる場合には、前項」とあるのは「前項」と、同法第三百一条及び第三百二条中「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類」と、同法第三百十条第七項中「株主(前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。)」とある

これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間（）」とあるのは「二週間」と、同条第二項中「次に掲げる場合には、前項」とあるのは「前項」と、同法第三百一条並びに第三百二条第一項及び第二項中「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類」と、同法第三百十條第七項中「株主（前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。）」とあるのは「社員」と、同法第三百十六條第二項中「第二百九十七條」とあるのは「保険業法第三十八條」と、同法第三百十八條第三項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第三百十九條第一項中「（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員」とあるのは「の全員」と、同条第五項中「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第三百二十五條の二（電子提供措置をとる旨の定款の定め）中「株主総会（種類株主総会を含む。）」とあるのは「社員総会」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「社員総会参考書類等」と、「株主（種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。）」とあるのは「社員」と、同条第一号中「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類」と、同条第三号中「第四百三十七條」とあるのは「保険業法第五十四條の五」と、同条第四号中「第四百四十四條第六項」とあるのは「保険業法第五十四條

のは「社員」と、同法第三百十六條第二項中「第二百九十七條」とあるのは「保険業法第三十八條」と、同法第三百十八條第三項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第三百十九條第一項中「株主（当該事項について議決権を行使することができないものに限る。）の全員」とあるのは「社員の全員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

の十第六項において準用する同法第五十四条の五」と、同法第三百二十五条の三第一項（電子提供措置）中「第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会」とあるのは「社員総会」と、「同条第一項」とあるのは「第二百九十九条第一項」と、同項第二号及び第三号中「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類」と、同項第四号中「第三百五条第一項」とあるのは「保険業法第三十九条第三項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「取締役」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、「第四百三十七条」とあるのは「保険業法第五十条の五」と、同項第六号中「取締役会設置会社に限り」とあるのは「保険業法第五十三条の二十二第三項に規定する会計監査人設置会社をいう」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、「第四百四十四条第六項」とあるのは「同法第五十四条の十第六項において準用する同法第五十四条の五」と、「同法第三百二十五条の四第二項第一号（株主総会の招集の通知等の特則）中」とついているときは、その旨」とあるのは「とついている旨」と、同項第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と、同条第三項中「第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「及び保険業法第五十四条の五（同法第五十四条の十第六項において準用する場合を含む。）」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「社員総会参考書類等」と、同条

第四項中「第三百五条第一項」とあるのは「保険業法第三十九条第三項」と、「第三百二十五条の二」とあるのは「第四十一条第一項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の二」と、同法第三百二十五条の五第一項（書面交付請求）中「第三百二十五条において準用する場合を含む。」の承諾」とあり、同法第三百二十五条の七において準用する場合は「の承諾」と、「第三百二十五条の七において準用する第二項中「第二百二十四条第一項に規定する基準日」とあるのは「保険業法第三十三条第一項に規定する一定の日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）、（裁判による登記の嘱託）の規定は、相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類

2 会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）、（裁判による登記の嘱託）の規定は、相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類

創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役又は清算人（監査等委員会設置会社）（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下この項において同じ。）」にあっては社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社（同条第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。）にあっては社員、取締役又は清算人」と、「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）」、監査役若しくは清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役（設立しようとする株式会社）が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役を含む。」とあるのは「社員又は取締役（監査等委員会設置会社）にあっては、監査等委員（同法第二十九条第十九項に規定する監査等委員をいう。）である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）」、監査役若し

創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役又は清算人（監査等委員会設置会社）にあっては社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社）にあっては社員、取締役又は清算人」と、「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社）にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）」、監査役若しくは清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役（設立しようとする株式会社）が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役を含む。」とあるのは「社員又は取締役（監査等委員会設置会社）にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）」、監査役若しくは清算人（保険業法第五十三条の十二第一項（同法第八十条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）」と読み替えるものとする

くは清算人（同法第五十三条の十二第一項（同法第八十条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）と、同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「社員」と、同項ただし書中「株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは「社員が取締役、監査役、執行役又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（議決権の代理行使）

第四十四条の二（略）

2（略）

3 会社法第三百十条（第一項及び第五項を除く。）（議決権の代理行使）の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「保険業法第四十四条の二第一項」と、同項中「株主」とあるのは「総代」と、「株式会社」とあるのは「相互会社」と、同条第四項中「株主」とあるのは「総代」と、「第二百九十九条第三項」とあるのは「保険業法第四十九条第一項において読み替えて準用する第二百九十九条第三項」と、同項及び同条第六項中「株式会社」とあるのは「相互会社

ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（議決権の代理行使）

第四十四条の二（同上）

2（同上）

3 会社法第三百十条（第一項及び第五項を除く。）（議決権の代理行使）の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「保険業法第四十四条の二第一項」と、同条第三項、第四項、第六項及び第七項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「保険業法第四十九条第一項において準用する第二百九十九条第三項」と、同条第七項中「株主（前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することが

「と、同条第七項中「株主（前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。）」とあるのは「社員」と、同項及び同条第八項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、同項第一号及び第二号中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（提案権）

第四十六条 （略）

2 総代は、総代会において、総代会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該議案が法令又は定款に違反する場合

二 総代が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合

三 当該議案の提出により総代会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる

できない株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。）」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（提案権）

第四十六条 （同上）

2 総代は、総代会において、総代会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

場合

四 実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

3 社員総数の千分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員若しくは千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、第三十九条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き社員である者又は三名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の総代は、取締役に対し、総代会の日の八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、総代会の目的である事項につき当該社員又は総代が提出しようとする議案の要領を総代に通知すること（第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十九条第二項（各号を除く。）又は第三項の通知をする場合にあつては、その通知に記載し、又は記録すること）を請求することができる。

3 社員総数の千分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員若しくは千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、第三十九条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き社員である者又は三名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の総代は、取締役に対し、総代会の日の八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、総代会の目的である事項につき議案の要領を通知すること（第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第二項（各号を除く。）又は第三項の通知をする場合にあつては、その通知に記載し、又は記録すること）を請求することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から

4| 社員又は総代が前項の規定による請求をする場合において、当該社員又は総代が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、同項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該社員又は総代が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

一| 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（次号において「役員等」という。）の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

二| 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三| 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

四| 定款の変更に関する二以上の議案 当該二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

5| 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第三項の規定による請求をした社員又は総代が当該請求と併せて当該社員又は総代が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い

三年を経過していない場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

、これを定めるものとする。

6| 第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一| 第三項の議案が法令又は定款に違反する場合

二| 社員又は総代が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第三項の規定による請求をする場合

三| 第三項の規定による請求により総代会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四| 実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

（会社法の準用）

第四十九条 会社法第二百九十六条（株主総会の招集）、第二百九十八条（第二項及び第三項を除く。）（株主総会の招集の決定）、第二百九十九条（第二項各号を除く。）（株主総会の招集の通知）、第三百条（招集手続の省略）、第三百十一条（書面による議決権の行使）、第三百十二条（電磁的方法による議決権の行使）、第三百十四条から第三十七条まで（取締役等の説明義務、議長の権限、株主総会に提出された資料等の調査

（新設）

（会社法の準用）

第四十九条 会社法第二百九十六条（株主総会の招集）、第二百九十八条（第二項及び第三項を除く。）（株主総会の招集の決定）、第二百九十九条（第二項各号を除く。）（株主総会の招集の通知）、第三百条（招集手続の省略）、第三百十一条（書面による議決権の行使）、第三百十二条（電磁的方法による議決権の行使）、第三百十四条から第三十七条まで（取締役等の説明義務、議長の権限、株主総会に提出された資料等の調査

、延期又は続行の決議)、第三百十八条(第五項を除く。)(議事録)及び第二編第四章第一節第三款(第三百二十五条の三第三項、第三百二十五条の四第一項及び第二項第二号並びに第三百二十五条の七を除く。)(電子提供措置)の規定は、相互会社の総代会について準用する。この場合において、これらの規定(同法第二百九十八条(第一項第三号及び第四号を除く。)、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百十四条、第三百十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百二十五条の五第二項を除く。)中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定(同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。)中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、これらの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「営業時間」とあるのは「事業時間」と、同法第二百九十六条第一項中「定時株主総会」とあるのは「定時総代会」と、同条第三項中「次条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、同法第二百九十八条第一項(第三号及び第四号を除く。)中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条

、延期又は続行の決議)及び第三百十八条(第五項を除く。)(議事録)の規定は、相互会社の総代会について準用する。この場合において、これらの規定中「株式会社」とあり、及び「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「営業時間」とあるのは「事業時間」と、これらの規定(同法第二百九十八条第一項(各号を除く。))及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百十四条並びに第三百十八条第四項を除く。)中「株主」とあるのは「総代」と、同法第二百九十六条第一項中「定時株主総会」とあるのは「定時総代会」と、同条第三項中「次条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、同法第二百九十八条第一項(各号を除く。))及び第四項中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、同法第二百九十九条第一項中「二週間(前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間(当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)）」とあるのは「二週間」と、同条第二項中「次に掲げる場合には、前項」とあるのは「前項」と、同法第三百十一条第四項及び第三百十二条第五項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百十四条中「株主から」とあるのは「総代から」と

第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、同法第二百九十九条第一項中「二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間））」とあるのは「二週間」と、同条第二項中「次に掲げる場合には、前項」とあるのは「前項」と、同法第三百十一条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号中「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百十四条中「株主から」とあるのは「総代から」と、「株主の」とあるのは「社員の」と、同法第三百十六条第二項中「第二百九十七条」とあるのは「保険業法第四十五条」と、同法第三百十八条第三項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同条第四項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百二十五条の二（電子提供措置をとる旨の定款の定め）中「株主総会（種類株主総会を含む。）」とあるのは「総代会」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「総代会参考書類等」と、「株主（種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。）」とあるのは「総代」と、同条第一号中「株主総

、「株主の共同」とあるのは「社員の共同」と、同法第三百十条第二項中「第二百九十七条」とあるのは「保険業法第四十五条」と、同法第三百十八条第三項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同条第四項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

会参考書類」とあるのは「総代会参考書類（保険業法第四十八
条第一項に規定する書類をいう。次条第一項第二号において同
じ。）」と、同条第三号中「第四百三十七条」とあるのは「保
険業法第五十四条の五」と、同条第四号中「第四百四十四条第
六項」とあるのは「保険業法第五十四条の十第六項において準
用する同法第五十四条の五」と、同法第三百二十五条の三第一
項（電子提供措置）中「第二百九十九条第二項各号に掲げる場
合には、株主総会」とあるのは「総代会」と、「同条第一項」
とあるのは「第二百九十九条第一項」と、同項第二号中「第三
百一条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決
権行使書面」とあるのは「総代会参考書類」と、同項第三号中
「第三百二条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類」
とあるのは「保険業法第四十八条第三項に規定する場合には、
議決権行使書面」と、同項第四号中「第三百五条第一項」とあ
るのは「保険業法第四十六条第三項」と、同項第五号中「株式
会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とある
のは「取締役」と、「定時株主総会」とあるのは「定時総代会
」と、「第四百三十七条」とあるのは「保険業法第五十四条の
五」と、同項第六号中「取締役会設置会社に限る」とあるのは
「保険業法第五十三条の二十二第三項に規定する会計監査人設
置会社をいう」と、「定時株主総会」とあるのは「定時総代会
」と、「第四百四十四条第六項」とあるのは「同法第五十四条

の十第六項において準用する同法第五十四条の五」と、同法第三百二十五条の四第二項第一号（株主総会の招集の通知等の特則）中「とつているときは、その旨」とあるのは「とつている旨」と、同項第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と、同条第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「保険業法第四十八条第一項及び第三項並びに第五十四条の五（同法第五十四条の十第六項において準用する場合を含む。）」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「総代会参考書類等」と、同条第四項中「第三百五条第一項」とあるのは「保険業法第四十六条第三項」と、「第三百二十五条の二」とあるのは「第四十九条第一項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の二」と、同法第三百二十五条の五第一項（書面交付請求）中「（第三百二十五条において準用する場合を含む。）の承諾」とあるのは「の承諾」と、「（第三百二十五条の七において準用する場合を含む。）に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、同条第二項中「株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあつては、当該基準日まで）に書面交付請求をした者に限る。」とあるのは「総代」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役又は清算人（監査等委員会設置会社）（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下この項において同じ。）」にあつては社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社（同条第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。）にあつては社員、取締役、執行役又は清算人（「と、株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあつては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下こ

2 会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては社員、取締役、執行役又は清算人（「と、株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあつては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）」、監査役若しくは清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四

の項において同じ。）、監査役若しくは清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六條第一項（第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役（設立しようとする株式会社）が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役（又は設立時監査役を含む。）とあるのは「社員又は取締役（監査等委員会設置会社）にあっては、監査等委員（同法第二條第十九項に規定する監査等委員をいう。）である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは清算人（同法第五十三條の十二第一項（同法第八十條の五第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）と、同法第八百三十六條第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「社員」と、同項ただし書中「株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは「社員が取締役、監査役、執行役又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役（設立しようとする株式会社）が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役（又は設立時監査役を含む。）とあるのは「社員又は取締役（監査等委員会設置会社）にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは清算人（保険業法第五十三條の十二第一項（同法第八十條の五第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(社外取締役の設置義務)

第五十一条の二 監査役会設置会社は、社外取締役(相互会社の取締役であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、最終事業年度(各事業年度に係る第五十四条の三第二項に規定する計算書類につき第五十四条の六第二項の承認(同条第四項に規定する場合には、第五十四条の四第三項の承認)を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。)に係る貸借対照表(第五十四条の六第四項に規定する場合には、同項の規定により読み替えて適用する同条第三項の規定により定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会。以下この款において同じ。)に報告された貸借対照表をいい、相互会社の成立後最初の定時社員総会までの間においては、第五十四条の三第一項の貸借対照表をいう。以下この条において同じ。)に基金(第五十六条の基金償却積立金を含む。)として計上した額が五億円未満であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円未満であるものは、この限りでない。

一 当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等(業務執行取締役(相互会社にあつては第五十三条の十三第一項各号に掲げる取締役及び当該相互会社の業務を執行したその他の取締役をいい、株式会社にあつては会社法第三百六十三

(新設)

条第一項各号（取締役会設置会社の取締役の権限）に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人をいう。以下同じ。）でなく、かつ、その就任の前十年間当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等であつたことがないこと。

二 その就任の前十年内のいずれかの時において当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であつたことがある者（業務執行取締役等であつたことがあるものを除く。）にあつては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等であつたことがないこと。

三 当該相互会社の取締役若しくは執行役又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

（取締役の資格等）

第五十三条の二 会社法第三百三十一条第一項及び第三百三十一条の二（取締役の資格等）の規定は、相互会社の取締役に就いて準用する。この場合において、同項第三号中「この法律」とあるのは「保険業法、この法律」と、「第二十号の罪」とあるのは「第二十号の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する

（取締役の資格等）

第五十三条の二 第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一条第一項の規定は、相互会社の取締役に就いて準用する。この場合において、同項第三号中「第二十号の罪」とあるのは「第二十号の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条

法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条、第五百五十
条、第五百五十二条から第五百五十五条まで若しくは第五百五
十七条の罪」と、「第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年
法律第五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二
百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪
」とあるのは「第六十九条の罪」と読み替えるものとする。

2| 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者と
して内閣府令で定める者は、相互会社の取締役となることがで
きない。

3| 監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社若しくは
その実質子会社の業務執行取締役若しくは支配人その他の使用
人又は当該実質子会社の会計参与（会計参与が法人であるとき
は、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることが
できない。

4| 5| (略)

6| 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役
は、三人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならな
い。

、第五百五十条、第五百五十二条から第五百五十五条まで若し
くは第五百五十七条の罪」と、「第六十九条の罪、会社更生法
（平成十四年法律第五十四号）第二百六十六条、第二百六十
七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二十
七十三条の罪」とあるのは「第六十九条の罪」と読み替えるも
のとする。

(新設)

2| 監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社若しくは
その実質子会社の業務執行取締役（相互会社にあつては第五十
三条の十三第一項各号に掲げる取締役及び当該相互会社の業務
を執行したその他の取締役をいい、株式会社にあつては会社法
第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の
業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは
支配人その他の使用人又は当該実質子会社の会計参与（会計参
与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執
行役を兼ねることができない。

3| 4| (同上)

5| 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役
は、三人以上で、その過半数は、社外取締役（相互会社の取締
役であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう

(削る)

(削る)

(削る)

(取締役の任期)

第五十三条の三 取締役の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

以下同じ。)でなければならない。

一 当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等(業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人をいう。以下同じ。)でなく、かつ、その就任の前十年間当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

二 その就任の前十年内のいずれかの時において当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)又は監査役であったことがある者(業務執行取締役等であったことがあるものを除く。)にあつては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

三 当該相互会社の取締役若しくは執行役又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

(取締役の任期)

第五十三条の三 取締役の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会。以下この款において同じ。)の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

255 (略)

6 会社法第三百三十二条第七項(第三号を除く。)(取締役の任期)の規定は、相互会社の取締役の任期について準用する。この場合において、同項中「前各項」とあるのは「保険業法第五十三条の三第一項から第五項まで」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(監査役の資格等)

第五十三条の五 第五十三条の二第一項及び第二項の規定は、相互会社の監査役について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

3 監査役会設置会社においては、監査役は、三人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役(相互会社の監査役であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下同じ。)でなければならぬ。

一5三 (略)

(会社法の準用)

第五十三条の十五 会社法第三百四十八条の二(業務の執行の社外取締役への委託)、第三百五十条(代表者の行為についての損害賠償責任)、第三百五十二条(取締役の職務を代行する者

255 (同上)

6 会社法第三百三十二条第七項(第三号を除く。)(取締役の任期)の規定は、相互会社の取締役の任期について準用する。この場合において、同項中「前各項」とあるのは、「保険業法第五十三条の三第一項から第五項まで」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(監査役の資格等)

第五十三条の五 第五十三条の二第一項の規定は、相互会社の監査役について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (同上)

3 監査役会設置会社においては、監査役は、三人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役(相互会社の監査役であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下同じ。)でなければならぬ。

一5三 (同上)

(会社法の準用)

第五十三条の十五 会社法第三百五十条(代表者の行為についての損害賠償責任)、第三百五十二条(取締役の職務を代行する者の権限)、第三百五十四条から第三百五十七条まで(表見代

の権限)、第三百五十四条から第三百五十七条まで(表見代表取締役、忠実義務、競業及び利益相反取引の制限、取締役の報告義務)、第三百五十八条(第一項第二号を除く。)(業務の執行に関する検査役の選任)、第三百五十九条(裁判所による株主総会招集等の決定)、第三百六十条第一項(株主による取締役の行為の差止め)、第三百六十一条(第一項第三号から第五号までを除く。)(取締役の報酬等)及び第三百六十五条第二項(競業及び取締役会設置会社との取引等の制限)の規定は相互会社の取締役について、同法第三百四十九条第四項及び第五項(株式会社の代表)並びに第三百五十一条(代表取締役に欠員を生じた場合の措置)の規定は相互会社の代表取締役に、同法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は相互会社の取締役又は代表取締役に、同法第九百三十七条第一項(第二号イ及びハに係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は相互会社の代表取締役に、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十八条の二第一項中

表取締役、忠実義務、競業及び利益相反取引の制限、取締役の報告義務)、第三百五十八条(第一項第二号を除く。)(業務の執行に関する検査役の選任)、第三百五十九条(裁判所による株主総会招集等の決定)、第三百六十条第一項(株主による取締役の行為の差止め)、第三百六十一条(取締役の報酬等)及び第三百六十五条第二項(競業及び取締役会設置会社との取引等の制限)の規定は相互会社の取締役について、同法第三百四十九条第四項及び第五項(株式会社代表)並びに第三百五十一条(代表取締役に欠員を生じた場合の措置)の規定は相互会社の代表取締役について、同法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は相互会社の取締役又は代表取締役に、同法第九百三十七条第一項(第二号イ及びハに係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は相互会社の代表取締役に、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百五十六条第一項中「株主総会」とあるのは「取締役会」と、同法第三百五十八条第一項中「株主は」とあるのは「社員又は総

「指名委員会等設置会社」とあるのは「指名委員会等設置会社（保険業法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下この条において同じ。）」と、「取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）」とあるのは「取締役会の決議」と、同条第三項中「第二条第十五号イ」とあるのは「保険業法第五十一条の二第一号」と、同法第三百五十六条第一項中「株主総会」とあるのは「取締役会」と、同法第三百五十七条中「監査役設置会社」とあるのは「監査役設置会社（保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。第三百五十九条第三項において同じ。）」と、同条第二項中「監査役会設置会社」とあるのは「監査役会設置会社（保険業法第三十条の十第四項に規定する監査役会設置会社をいう。第三百六十一条第七項第一号において同じ。）」と、同条第三項中「監査等委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）」と、同法第三百五十八条第一項中「株主は」とあるのは「社員又は総代は」と、同項第一号中「総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主」とあるのは「社員総数の千分の三（これを下回る割合を定款で定めた

代は」と、同項第一号中「総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主」とあるのは「社員総数の千分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員又は三千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、保険業法第三十八条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続いて社員である者（総代会を設けているときは、これらの者又は九名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の総代）」と、同条第七項中「株主」とあるのは「社員又は総代」と、同法第三百五十九条第一項第二号中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「社員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員又は三千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、保険業法第三十八条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き社員である者（総代会を設けているときは、これらの者又は九名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の総代）」と、同条第七項中「株主」とあるのは「社員又は総代」と、同法第三百五十九条第一項第二号中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「社員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第二項中「監査等委員」とあるのは「監査等委員（保険業法第二十九条第十九項に規定する監査等委員をいう。以下同じ。）」と、同条第七項第一号中「公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。」であつて、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの」とあるのは「保険業法第五十一条の二ただし書に規定するものを除く。」と読み替える

ものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(監査役の権限)

第五十三条の十八 監査役は、取締役(会計参与設置会社(会計参与を置く相互会社をいう。以下この節、第七十六条第三項第一号、第六十一条第一項第五号イ及び第六十三条第一項第五号イにおいて同じ。))にあつては、取締役及び会計参与の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、内閣府令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 4 (略)

(会計監査人の権限等)

第五十三条の二十二 (略)

2 (略)

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置会社(会計監査人を置く相互会社をいう。以下この節、第七十六条第三項第三号、第六十一条第一項第五号イ及び第六十三条第一項第五号ハにおいて同じ。)の実質子会社若しくはその実質子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監査役の権限)

第五十三条の十八 監査役は、取締役(会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与)の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、内閣府令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 4 (同上)

(会計監査人の権限等)

第五十三条の二十二 (同上)

2 (同上)

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置会社(会計監査人を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。)の実質子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会計監査人設置会社若しくはその実質子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 (略)

5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第五十三条の七において読み替えて準用する会社法第三百三十七条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二・三 (略)

6 (略)

(監査等委員会設置会社の取締役会の権限)

第五十三条の二十三の三 (略)

2～4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一 第四十一条第一項又は第四十九条第一項においてそれぞれ読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項各号に掲げる事項の決定

二 (略)

三 第五十三条の十五において読み替えて準用する会社法第三百四十八条の二第一項の規定による委託

4 (同上)

5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第五十三条の七において準用する会社法第三百三十七条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二・三 (同上)

6 (同上)

(監査等委員会設置会社の取締役会の権限)

第五十三条の二十三の三 (同上)

2～4 (同上)

5 前項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一 第四十一条第一項又は第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項各号に掲げる事項の決定

二 (同上)

(新設)

<p>四 第五十三条の十五において読み替えて準用する会社法第三百五十六条第一項の承認</p>	<p>三 第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十六条第一項の承認 (新設)</p>
<p>五 第五十三条の十五において読み替えて準用する会社法第三百六十一条第七項の規定による同項の事項の決定</p>	<p>四 (同上)</p>
<p>六 (略)</p> <p>七 前条第五項において読み替えて準用する会社法第三百九十条の七第一項第一号の規定による監査等委員会設置会社を代表する者の決定</p>	<p>五 前条第五項において準用する会社法第三百九十条の七第一項第一号の規定による監査等委員会設置会社を代表する者の決定 六・七 (同上)</p>
<p>八・九 (略)</p> <p>十 補償契約(第五十三条の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。第五十三条の三十第四項第十一号において同じ。)の内容の決定</p>	<p>(新設)</p>
<p>十一 役員等賠償責任保険契約(第五十三条の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。第五十三条の三十第四項第十二号において同じ。)の内容の決定</p>	<p>(新設)</p>
<p>十二 十四 (略)</p>	<p>八 十 (同上)</p>
<p>6 (略)</p> <p>7 会社法第三百九十九条の十四(監査等委員会による取締役会の招集)の規定は、監査等委員会設置会社の取締役会の招集について準用する。この場合において、同条中「監査等委員会設</p>	<p>6 (同上)</p> <p>7 会社法第三百九十九条の十四(監査等委員会による取締役会の招集)の規定は、監査等委員会設置会社の取締役会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、</p>

置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（執行役の選任等）

第五十三条の二十六（略）

2・3（略）

4 第五十三条の二第一項及び第二項の規定は、執行役について準用する。

5・6（略）

7 会社法第四百二条第八項（執行役の選任等）の規定は、相互会社の執行役の任期について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「保険業法第五十三条の二十六第六項」と、「が指名委員会等」とあるのは「（同法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。）が指名委員会等（同法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等をいう。）と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指名委員会等の権限等）

第五十三条の二十八（略）

政令で定める。

（執行役の選任等）

第五十三条の二十六（同上）

2・3（同上）

4 第五十三条の二第一項の規定は、執行役について準用する。

5・6（同上）

7 会社法第四百二条第八項（執行役の選任等）の規定は、相互会社の執行役の任期について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「保険業法第五十三条の二十六第六項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指名委員会等の権限等）

第五十三条の二十八（同上）

2 (略)

3 報酬委員会は、第五十三条の十五において読み替えて準用する会社法第三百六十一条第一項(第三号から第五号までを除く。)
の規定並びに第五十三条の十七において準用する同法第三百七十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、執行役等の個人別の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として相互会社から受ける財産上の利益をいう。以下この項において同じ。)の内容を決定する。執行役が指名委員会等設置会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等の内容についても、同様とする。

4 (略)

5 会社法第四百五条から第四百七条まで(監査委員会による調査、取締役会への報告義務、監査委員による執行役等の行為の差止め)、第四百八条(第三項、第四項並びに第五項第三号及び第四号を除く。)(指名委員会等設置会社と執行役又は取締役との間の訴えにおける会社の代表等)及び第四百九条(第三項第三号から第五号までを除く。)(報酬委員会による報酬の決定の方法等)の規定は、指名委員会等設置会社の指名委員会等又は委員について準用する。この場合において、同法第四百五条第一項中「指名委員会等設置会社」とあるのは「指名委員会等設置会社(保険業法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。)」と、同法第四百八条第

2 (同上)

3 報酬委員会は、第五十三条の十五において準用する会社法第三百六十一条第一項の規定並びに第五十三条の十七において準用する同法第三百七十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、執行役等の個人別の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として相互会社から受ける財産上の利益をいう。以下この項において同じ。)の内容を決定する。執行役が指名委員会等設置会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等の内容についても、同様とする。

4 (同上)

5 会社法第四百五条から第四百七条まで(監査委員会による調査、取締役会への報告義務、監査委員による執行役等の行為の差止め)、第四百八条(第三項、第四項並びに第五項第三号及び第四号を除く。)(指名委員会等設置会社と執行役又は取締役との間の訴えにおける会社の代表等)及び第四百九条(報酬委員会による報酬の決定の方法等)の規定は、指名委員会等設置会社の指名委員会等又は委員について準用する。この場合において、同法第四百八条第一項中「第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定並びに第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは「保険業法第五十三条の三十二において準用する第四百二十条第三項において準用する第三

一項中「第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定並びに第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは「保険業法第五十三条の三十二において読み替えて準用する第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項」と、同条第五項中「第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十二において読み替えて準用する第四百二十条第三項において準用する第四百四十七条の二第一項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第四百四十七条の三第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十七において読み替えて準用する第八百四十七条第一項」と、同項第二号中「第八百四十九条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十七において読み替えて準用する第八百四十九条第四項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「同法第五十三条の三十七において読み替えて準用する第八百五十条第二項」と、同法第四百九条第二項中「第四百四條第三項」とあるのは「保険業法第五十三条の二十八第三項」と、同条第三項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6
(略)

第四百九条第四項」と、同条第五項中「第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十二において準用する第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項、第八百四十七条の二第一項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七条の三第一項の規定による請求」とあるのは「保険業法第五十三条の三十七において準用する第八百四十七条第一項の規定による請求」と、同項第二号中「第八百四十九条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十七において準用する第八百四十九条第四項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「同法第五十三条の三十七において準用する第八百五十条第二項」と、同法第四百九条第二項中「第四百四條第三項」とあるのは「保険業法第五十三条の二十八第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6
(同上)

(指名委員会等設置会社の取締役会の権限)

第五十三条の三十 指名委員会等設置会社の取締役会は、第五十三条の十四の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項その他指名委員会等設置会社の業務執行の決定

イ〜ハ (略)

ニ 第五項において読み替えて準用する会社法第四百十七條第二項の規定による取締役会の招集の請求を受ける取締役

ホ (略)

二 (略)

2・3 (略)

4 指名委員会等設置会社の取締役会は、その決議によって、指名委員会等設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一 第四十一条第一項又は第四十九条第一項においてそれぞれ読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項各号に掲げる事項の決定

二 (略)

三 第五十三条の十五において読み替えて準用する会社法第三百四十八條の二第二項の規定による委託

(指名委員会等設置会社の取締役会の権限)

第五十三条の三十 指名委員会等設置会社の取締役会は、第五十三条の十四の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項その他指名委員会等設置会社の業務執行の決定

イ〜ハ (同上)

ニ 第五項において準用する会社法第四百十七條第二項の規定による取締役会の招集の請求を受ける取締役

ホ (同上)

二 (同上)

2・3 (同上)

4 指名委員会等設置会社の取締役会は、その決議によって、指名委員会等設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一 第四十一条第一項又は第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項各号に掲げる事項の決定

二 (同上)

(新設)

四 第五十三条の十五において読み替えて準用する会社法第三百五十六条第一項（第五十三条の三十二において読み替えて準用する同法第四百十九条第二項前段において読み替えて準用する場合を含む。）の承認

五〇十（略）

六一 補償契約の内容の決定

六二 役員等賠償責任保険契約の内容の決定

六三〇十六（略）

5 会社法第四百七条（指名委員会等設置会社の取締役会の運営）の規定は、指名委員会等設置会社の取締役会の運営について準用する。この場合において、同条第一項中「指名委員会等設置会社」とあるのは「指名委員会等設置会社（保険業法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。）」と、「指名委員会等」とあるのは「指名委員会等（同法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等をいう。第三項において同じ。）」と、同条第二項中「前条第一項第一号二」とあるのは「保険業法第五十三条の三十第一項第一号二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（補償契約及び役員等のために締結される保険契約）

第五十三条の三十八 会社法第二編第四章第十二節（第四百三十条の二第五項後段を除く。）（補償契約及び役員等のために締

三 第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十六条第一項（第五十三条の三十二において準用する同法第四百九条第二項前段において準用する場合を含む。）の承認

四〇九（同上）

（新設）

（新設）

六三〇十三（同上）

5 会社法第四百七条（指名委員会等設置会社の取締役会の運営）の規定は、指名委員会等設置会社の取締役会の運営について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項第一号二」とあるのは「保険業法第五十三条の三十第一項第一号二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（新設）

結される保険契約)の規定は、相互会社の役員等について準用する。この場合において、同法第四百三十条の二第一項(補償契約)中「役員等に」とあるのは「役員等(保険業法第五十三条の三十三第一項に規定する役員等をいう。以下同じ。)」に」と、「株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「取締役会」と、同条第二項第二号中「第四百二十三条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十三第一項」と、同条第四項中「取締役会設置会社においては、補償契約」とあるのは「補償契約」と、同条第六項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項(これらの規定を第四百十九條第二項において準用する場合を含む。)、第四百二十三條第三項並びに」とあるのは「保険業法第五十三条の十五において読み替えて準用する第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項(これらの規定を同法第五十三条の三十二において読み替えて準用する第四百十九條第二項前段において準用する場合を含む。)、同法第五十三条の三十三第三項並びに同法第五十三条の三十六において読み替えて準用する」と、同法第四百三十條の三第一項(役員等のために締結される保険契約)中「株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「取締役会」と、同条第二項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項(これらの規定を第四百十九條第二項において準用する場合を含む。)」並びに第四百二十三條第三項

とあるのは「保険業法第五十三条の十五において読み替えて準用する第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を同法第五十三条の三十二において読み替えて準用する第四百十九条第二項前段において準用する場合を含む。）並びに同法第五十三条の三十三第三項」と読み替えるものとする⁹

（募集社債に関する事項の決定）

第六十一条 相互会社は、その発行する社債（この法律の規定により相互会社が行う割当てにより発生する当該相互会社を債務者とする金銭債権であつて次に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。以下この款において同じ。）を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社債（当該募集に応じて当該社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社債をいう。以下この款において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一～六 （略）

七 社債権者が第六十一条の五において読み替えて準用する会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

七の二 社債管理者を定めないこととするときは、その旨

八 （略）

（募集社債に関する事項の決定）

第六十一条 相互会社は、その発行する社債（この法律の規定により相互会社が行う割当てにより発生する当該相互会社を債務者とする金銭債権であつて次に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。以下この款において同じ。）を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社債（当該募集に応じて当該社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社債をいう。以下この款において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一～六 （同上）

七 社債権者が第六十一条の五において準用する会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

（新設）

八 （同上）

八の二 社債管理補助者を定めることとするときは、その旨
九〇十二 (略)

(会社法の準用)

第六十一条の五 会社法第六百八十条から第六百八十三条まで（募集社債の社債権者、社債原簿、社債原簿記載事項を記載した書面の交付等、社債原簿管理人）、第六百八十四条（第四項及び第五項を除く。）（社債原簿の備置き及び閲覧等）及び第六百八十五条から第七百一条まで（社債権者に対する通知等、共有者による権利の行使、社債券を発行する場合の社債の譲渡、社債の譲渡の對抗要件、権利の推定等、社債権者の請求によらない社債原簿記載事項の記載又は記録、社債権者の請求による社債原簿記載事項の記載又は記録、社債券を発行する場合の社債の質入れ、社債の質入れの對抗要件、質権に関する社債原簿の記載等、質権に関する社債原簿の記載事項を記載した書面の交付等、信託財産に属する社債についての對抗要件等、社債券の発行、社債券の記載事項、記名式と無記名式との間の転換、社債券の喪失、利札が欠けている場合における社債の償還、社債の償還請求権等の消滅時効）の規定は、相互会社が社債を発行する場合について準用する。この場合において、これらの規定（同法第六百八十二条第一項を除く。）中「社債発行会社」とあるのは「社債を発行した相互会社」と、同法第六百八十条

(新設)
九〇十二 (同上)

(会社法の準用)

第六十一条の五 会社法第六百八十条から第六百八十三条まで（募集社債の社債権者、社債原簿、社債原簿記載事項を記載した書面の交付等、社債原簿管理人）、第六百八十四条（第四項及び第五項を除く。）（社債原簿の備置き及び閲覧等）及び第六百八十五条から第七百一条まで（社債権者に対する通知等、共有者による権利の行使、社債券を発行する場合の社債の譲渡、社債の譲渡の對抗要件、権利の推定等、社債権者の請求によらない社債原簿記載事項の記載又は記録、社債権者の請求による社債原簿記載事項の記載又は記録、社債券を発行する場合の社債の質入れ、社債の質入れの對抗要件、質権に関する社債原簿の記載等、質権に関する社債原簿の記載事項を記載した書面の交付等、信託財産に属する社債についての對抗要件等、社債券の発行、社債券の記載事項、記名式と無記名式との間の転換、社債券の喪失、利札が欠けている場合における社債の償還、社債の償還請求権等の消滅時効）の規定は、相互会社が社債を発行する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「社債発行会社」とあるのは「社債を発行した相互会社」と、同法第六百八十条第二号中「前条」とあるのは「保険業法

第二号中「前条」とあるのは「保険業法第六十一条の四」と、同法第六百八十一条第一号中「第六百七十六条第三号から第八号の二まで」とあるのは「保険業法第六十一条第三号から第八号の二まで」と、同法第六百八十二条第一項中「会社（以下この編において「社債発行会社」という。）」とあるのは「相互会社」と、同法第六百八十五条第五項中「第七百二十条第一項」とあるのは「保険業法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する第七百二十条第一項」と、同法第六百九十八条中「第六百七十六条第七号」とあるのは「保険業法第六十一条第七号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（社債管理者の権限等）

第六十一条の七 （略）

2・3 （略）

4 社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第六十一条第八号に掲げる事項についての定めがあるときは、この限りでない。

一 当該社債の全部についてその支払の猶予、その債務若しくはその債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解（次号に掲げる行為を除く。）

第六十一条の四」と、同法第六百八十一条第一号中「第六百七十六条第三号から第八号まで」とあるのは「保険業法第六十一条第三号から第八号まで」と、同法第六百八十五条第五項中「第七百二十条第一項」とあるのは「保険業法第六十一条の八第二項において準用する第七百二十条第一項」と、同法第六百九十八条中「第六百七十六条第七号」とあるのは「保険業法第六十一条第七号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（社債管理者の権限等）

第六十一条の七 （同上）

2・3 （同上）

4 社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第六十一条第八号に掲げる事項についての定めがあるときは、この限りでない。

一 当該社債の全部についてその支払の猶予、その債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解（次号に掲げる行為を除く。）

二 (略)

5 57 (略)

8 会社法第七百三条（社債管理者の資格）、第七百四条（社債管理者の義務）、第七百七条から第七百十四条まで（特別代理人の選任、社債管理者等の行為の方式、二以上の社債管理者がある場合の特則、社債管理者の責任、社債管理者の辞任、社債管理者が辞任した場合の責任、社債管理者の解任、社債管理者の事務の承継）、第八百六十八条第四項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条第一項（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、社債管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「社債発行会社」とあるのは「社債を発行した相互会社」と、同法第七百九条第二項中「第七百五条第一項」とあるのは「保険業法第六十一条の七第一項」と、同法第七百十條第一項中「この法律」とあるのは「保険業法」と、同法第七百十條第二項中「第七百二条」とあるのは「保険業法第六十一条の六」と、同法第八百六十八条第四項中「第七百五条第四項及び第七百六条第四項の規定」とあるのは「保険業法第六十一

二 (同上)

5 57 (同上)

8 会社法第七百三条（社債管理者の資格）、第七百四条（社債管理者の義務）、第七百七条から第七百十四条まで（特別代理人の選任、社債管理者等の行為の方式、二以上の社債管理者がある場合の特則、社債管理者の責任、社債管理者の辞任、社債管理者が辞任した場合の責任、社債管理者の解任、社債管理者の事務の承継）、第八百六十八条第四項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条第一項（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、社債管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「社債発行会社」とあるのは「社債を発行した相互会社」と、同法第七百十條第一項中「この法律」とあるのは「保険業法」と、同法第七百十條第二項中「第七百二条」とあるのは「保険業法第六十一条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

条の七第七項の規定並びに」と、「会社」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(社債管理補助者の設置)

第六十一条の七の二 相互会社は、第六十一条の六ただし書に規定する場合には、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該社債が担保付社債である場合は、この限りでない。

(社債管理補助者の権限等)

第六十一条の七の三 社債管理補助者は、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

- 一 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加
 - 二 強制執行又は担保権の実行の手続における配当要求
 - 三 第八十一条の二において読み替えて準用する会社法第四百九十九条第一項の期間内に債権の申出をすること。
- 2 社債管理補助者は、前条の規定による委託に係る契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。
- 一 社債に係る債権の弁済を受けること。
 - 二 第六十一条の七第一項の行為（前項各号及び前号に掲げる

(新設)

(新設)

-
- 行為を除く。)
- 三 第六十一条の七第四項各号に掲げる行為
 - 四 社債を発行した相互会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為
- 3 前項の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 前項第二号に掲げる行為であつて、次に掲げるもの
 - イ 当該社債の全部についてその支払の請求
 - ロ 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分
 - ハ 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（イ及びロに掲げる行為を除く。）
 - 二 前項第三号及び第四号に掲げる行為
- 4 社債管理補助者は、前条の規定による委託に係る契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならない。
- 5 第六十一条の七第二項及び第三項の規定は、第二項第一号に掲げる行為をする権限を有する社債管理補助者について準用する。
- 6 会社法第七百十四条の三（社債管理補助者の資格）、第七百
-

十四条の五から第七百十四条の七まで（二以上の社債管理補助者がある場合の特則、社債管理者等との関係、社債管理者に関する規定の準用）、第八百六十八条第四項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条第一項（第二号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、社債管理補助者について準用する。この場合において、同法第七百十四条の六中「第七百二条」とあるのは「保険業法第六十一条の六」と、「第七百十四条の二」とあるのは「保険業法第六十一条の七の二」と、同法第七百十四条の七中「第七百四条、第七百七条」とあるのは「保険業法第六十一条の七、第八項において準用する第七百四条、第七百七条及び」と、「第七百十條第一項」とあるのは「並びに同項において読み替えて準用する第七百十條第一項」と、「第七百四條中」とあるのは「同法第六十一条の七第八項において準用する第七百四條中」と、「同項」とあるのは「同項において読み替えて準用する第七百十條第一項」と、「第七百十一條第一項」とあるのは「同法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する第七百十一條第一項」と、「第七百二條」とあるのは「保険業法第

六十一条の六」と、「第七百十四条の二」とあるのは「保険業法第六十一条の七の二」と、「第七百十四条第一項」とあるのは「同法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する第七百十四条第一項」と、「第七百十四条の三」とあるのは「保険業法第六十一条の七の三第六項において準用する第七百十四条の三」と、同法第八百六十八条第四項中「会社」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

(社債権者集会)

第六十一条の八 社債権者は、社債の種類（第六十一条の五において読み替えて準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。）ごとに社債権者集会を組織する。

2 会社法第四編第三章（第七百十五条及び第七百四十条第三項を除く。）（社債権者集会）、第七編第二章第七節（社債発行会社の弁済等の取消しの訴え）、第八百六十八条第四項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条第一項（第七号から第九号までに係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条（原裁判の執行停止）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は

(社債権者集会)

第六十一条の八 社債権者は、社債の種類（第六十一条の五において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。）ごとに社債権者集会を組織する。

2 会社法第四編第三章（第七百十五条及び第七百四十条第三項を除く。）（社債権者集会）、第七編第二章第七節（社債発行会社の弁済等の取消しの訴え）、第八百六十八条第四項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条第一項（第七号から第九号までに係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条（原裁判の執行停止）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は

、相互会社が社債を発行する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「社債発行会社」とあるのは「社債を発行した相互会社」と、同法第七百六十六条（社債権者集会の権限）中「この法律」とあるのは「保険業法」と、同法第七百七十七条第三項第二号（社債権者集会の招集）中「第七百七十四条の七」とあるのは「保険業法第六十一条の七の三第六項において読み替えて準用する第七百七十四条の七」と、同法第七百二十四条第二項第一号（社債権者集会の決議）中「第七百六十六条第一項各号」とあるのは「保険業法第六十一条の七第四項各号」と、同項第二号中「第七百六十六条第一項、第七百七十四条の四第三項」（同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。）、第七百三十六条第一項、第七百三十七条第一項ただし書及び第七百三十八条」とあるのは「第七百三十六条第一項、第七百三十七条第一項ただし書、第七百三十八条並びに保険業法第六十一条の七第四項及び第六十一条の七の三第三項（同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。）」と、同法第七百二十九条第一項ただし書（社債発行会社の代表者の出席等）中「第七百七条（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第六十一条の七第八項において準用する第七百七条（同法第六十一条の七の三第六項において読み替えて準用する第七百十四条の七において準用する場合を含む。）」と、同法第七百三十三条第一号（社債権者集会の決議の不認可

、相互会社が社債を発行する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「社債発行会社」とあるのは「社債を発行した相互会社」と、同法第七百三十七条第二項（社債権者集会の決議の執行）中「第七百五十五条第一項から第三項まで、第七百八条及び第七百九条」とあるのは「保険業法第六十一条の七第一項から第三項までの規定並びに同法第六十一条の七第八項において準用する第七百八条及び第七百九条」と、同法第七百四十条第一項（債権者の異議手続の特則）中「第四百四十九条、第六百二十七条、第六百三十五条、第六百七十条、第七百七十九条（第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九条（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九条（第八百二条第二項において準用する場合を含む。）」又は第八百十条（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第五十七条第四項において準用する同法第十七条（第一項ただし書を除く。）」の規定並びに同法第八十八条及び第六十五条の十七（同法第六十五条の二十において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔中「第六百七十六条」とあるのは「保険業法第六十一条」と
同法第七百三十五条の二第一項（社債権者集会の決議の省略
）中「第七百十四条の七」とあるのは「保険業法第六十一条の
七の三第六項において読み替えて準用する第七百十四条の七」
と、同法第七百三十七条第二項（社債権者集会の決議の執行）
中「第七百五条第一項から第三項まで、第七百八条及び第七百
九条」とあるのは「保険業法第六十一条の七第一項から第三項
までの規定並びに同条第八項において準用する第七百八条及び
同項において読み替えて準用する第七百九条」と、同法第七百
四十条第一項（債権者の異議手続の特則）中「第四百四十九条
、第六百二十七条、第六百三十五条、第六百七十条、第七百七
十九条（第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。
）、第七百八十九条（第七百九十三条第二項において準用する
場合を含む。）、第七百九十九条（第八百二条第二項において
準用する場合を含む。）、第八百十条（第八百十三条第二項に
おいて準用する場合を含む。）又は第八百十六条の八」とある
のは「保険業法第五十七条第四項において読み替えて準用する
同法第十七条（第一項ただし書を除く。）の規定並びに同法第
八十八条及び第六百六十五条の十七（同法第六百六十五条の二十に
おいて準用する場合を含む。）」と、同条第二項ただし書中「
第七百二条」とあるのは「保険業法第六十一条の六」と、同法
第七百四十一条第三項（社債管理者等の報酬等）中「第七百五

条第一項」とあるのは「保険業法第六十一条の七第一項」と、
「第七百二十四条の四第二項第一号」とあるのは「同法第六十一
条の七の三第二項第一号」と、同法第八百六十五条第一項（社
債発行会社の弁済等の取消しの訴え）中「会社」とあるのは「
相互会社」と、同条第四項中「会社法」とあるのは「保険業法
第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法」と
、同法第八百六十七条（訴えの管轄）、第八百六十八条第四項
並びに第八百七十条第一項第八号及び第九号中「会社」とある
のは「相互会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的
読替えは、政令で定める。

（設立の登記）

第六十四条 （略）

- 2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。
 - 一・二 （略）
 - 三 第四十一条第一項又は第四十九条第一項においてそれぞれ読み替えて準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め
 - 四 （略）
 - 五 代表取締役の氏名及び住所（第十三号に規定する場合を除く。）

（設立の登記）

第六十四条 （同上）

- 2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。
 - 一・二 （同上）
 - 三 （新設）
 - 四 代表取締役の氏名及び住所（第十二号に規定する場合を除く。）

六〇十 (略)

十一 第五十三条の十六において読み替えて準用する会社法第三百七十三条第一項の規定による特別取締役(同項に規定する特別取締役をいう。以下同じ。)による議決の定めがあるときは、次に掲げる事項

イ 第五十三条の十六において読み替えて準用する会社法第三百七十三条第一項の規定による特別取締役による議決の定めがある旨

ロ・ハ (略)

十二・十三 (略)

十四 第五十三条の三十六において読み替えて準用する会社法第四百二十六条第一項の規定による取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め

十五 第五十三条の三十六において読み替えて準用する会社法第四百二十七条第一項の規定による取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)、会計参与、監査役又は会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

十六〇十九 (略)

3 会社法第九百十五条第一項(変更の登記)、第九百十六条(第一号に係る部分に限る。)(他の登記所の管轄区域内への本

五〇九 (同上)

十一 第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十三条第一項の規定による特別取締役(同項に規定する特別取締役をいう。以下同じ。)による議決の定めがあるときは、次に掲げる事項

イ 第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十三条第一項の規定による特別取締役による議決の定めがある旨

ロ・ハ (同上)

十二・十三 (同上)

十四 第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十六条第一項の規定による取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め

十五 第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十七条第一項の規定による取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)、会計参与、監査役又は会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

十五〇十八 (同上)

3 会社法第九百十五条第一項(変更の登記)、第九百十六条(第一号に係る部分に限る。)(他の登記所の管轄区域内への本

店の移転の登記）及び第九百十八条（支配人の登記）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）（職務執行停止の仮処分等の登記）の規定は相互会社の取締役、執行役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会の委員又は代表執行役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百十五条第一項中「第九百十一条第三項各号又は前三条各号」とあるのは「保険業法第六十四条第二項各号」と、同法第九百十六条第一号中「第九百十一条第三項各号」とあるのは「保険業法第六十四条第二項各号」と、同法第九百十七条第一号中「監査等委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。）」と、「監査等委員」とあるのは「監査等委員（同法第二十九条第十九項に規定する監査等委員をいう。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（相互会社の登記についての会社法及び商業登記法の準用）

第六十七条 会社法第七編第四章第一節（第九百七条を除く。）

（総則）の規定並びに商業登記法第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明

店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第二款（第九百三十二条を除く。）（支店の所在地における登記）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）（職務執行停止の仮処分等の登記）の規定は相互会社の取締役、執行役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会の委員又は代表執行役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百十五条第一項中「第九百十一条第三項各号又は前三条各号」とあるのは「保険業法第六十四条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（相互会社の登記についての会社法及び商業登記法の準用）

第六十七条 会社法第七編第四章第一節（第九百七条を除く。）

（総則）の規定並びに商業登記法第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明

書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記（第十七条から第十九条の三まで）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）（第二十一条から第二十七条まで）（受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十一条（営業又は事業の譲渡の際の免責の登記）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第四十四条（第三項を除く。）（第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十六条（添付書面の通則）、第四十七条第一項及び第三項（設立の登記）、第五十一条から第五十五条まで（本店移転の登記、取締役等の変更の登記、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記）、第三百三十二条から第三百三十七条まで（更正、抹消の申請、職権抹消）並びに第三百三十九条から第四百四十八条までの申請）（行政手続法の適用除外、行政機関の保有する個人情報に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、相互会社に関する登記について準用する。この場合において、会社法第七編第四章第一節（第九百七条を除く。）の規定中「この法律」と

書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記（第十七条から第二十七条まで）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出）（受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十一条（営業又は事業の譲渡の際の免責の登記）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第四十四条から第四十六条まで（会社の支配人の登記、添付書面の通則）、第四十七条第一項及び第三項（設立の登記）、第四十八条から第五十五条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記、取締役等の変更の登記、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記）並びに第三百三十二条から第四百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する個人情報に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第二十七条中「商号」とあるのは「商号又は名称」と、「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）」とあるのは「主

あるのは「保険業法」と、商業登記法第十二条第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と、同法第十九条の三中「この法律」とあるのは「保険業法」と、同法第四十六条第二項中「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）」と、同条第三項中「会社法第三百十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）」又は第三百七十条（同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十九条第一項又は保険業法第五十三条の十六若しくは第八十条の十五において準用する会社法第三百七十条」と、「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第四項中「会社法第三百九十九条の十三第五項」とあるのは「保険業法第五十三条の二十三の三第五項」と、同条第五項中「会社法第四百十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十第四項」と、同法第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第四百四十六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「保険業法（平成七年法律第百五号）第六十条七条において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第四百四

たる事務所」と、「係る営業所」とあるのは「係る主たる事務所」と、同法第四十六条第二項中「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）」と、同条第三項中「会社法第三百十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）」又は第三百七十条（同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十九条第一項又は保険業法第五十三条の十六若しくは第八十条の十五において準用する会社法第三百七十条」と、「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第四項中「会社法第四百十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十第四項」と、同法第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

十五条」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第四百十五条」と、同法第四百八条中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(保険契約者総代会)

第七十七条 (略)

25 (略)

6 第四十四条の二(第三項後段を除く。)及び第七十三条から前条までの規定は、保険契約者総代会について準用する。この場合において、第四十四条の二第三項前段において準用する会社法第三百十条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「保険業法第四十四条の二第一項」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「保険業法第七十四条第三項において読み替えて準用する第六十八条第三項」と、同条第七項中「株主(前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。)」とあり、並びに同条第八項第一号及び第二号中「株主」とあるのは「保険契約者又は社員」と、第七十四条第三項中「第七十四条から第七十六条まで(議決権の代理行使、書面による議決権

(保険契約者総代会)

第七十七条 (同上)

25 (同上)

6 第四十四条の二(第三項後段を除く。)及び第七十三条から前条までの規定は、保険契約者総代会について準用する。この場合において、第四十四条の二第三項前段において準用する会社法第三百十条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「保険業法第四十四条の二第一項」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「保険業法第七十四条第三項において準用する第六十八条第三項」と、同条第七項中「株主(前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。)」とあるのは「保険契約者又は社員」と、第七十四条第三項中「第七十四条から第七十六条まで」とあるのは「第七十五条及び第七十六条」と、同項及び同条第四項中「保険契約者」とあるのは「総代

の行使、」とあるのは「第七十五条（書面による議決権の行使）」、第七十六条（「と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登記）

第八十四条 株式会社組織変更をしたときは、組織変更の日から二週間以内に、その本店又は主たる事務所の所在地において、組織変更をする株式会社については解散の登記を、組織変更後相互会社については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定による設立の登記の申請書には、第六十七条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条並びに第六十七条において読み替えて準用する同法第四十六条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 （略）

（削る）

三 （略）

四 第七十条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

五 十 （略）

十一 基金の募集をしたときは、基金の拋出の申込み又は第七十八条第三項において読み替えて準用する第三十条の契約を証する書面

と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登記）

第八十四条 株式会社組織変更をしたときは、組織変更の日から本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内に、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内に、組織変更前の株式会社については解散の登記を、組織変更後の相互会社については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定による相互会社の設立の登記の申請書には、第六十七条において準用する商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 （同上）

三 第七十条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

四 （同上）

（新設）

五 十 （同上）

十一 基金の募集をしたときは、基金の拋出の申込み又は第七十八条第三項において準用する第三十条の契約を証する書面

十二 基金の募集をしたときは、第七十八条第三項において読み替えて準用する第三十条の三第一項の基金の払込みがあったことを証する書面

3 (略)

(組織変更無効の訴え)

第八十四条の二 (略)

2 組織変更の無効の訴えは、効力発生日において組織変更をする株式会社の株主等（株主、取締役、監査役又は清算人（監査等委員会設置会社（監査等委員会を置く株式会社をいう。）にあつては株主、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社（指名委員会等設置会社（指名委員会等を置く株式会社をいう。）にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）であつた者又は組織変更後相互会社の社員等（社員、取締役、監査役又は清算人（監査等委員会設置会社（監査等委員会を置く相互会社をいう。）にあつては社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社（指名委員会等を置く相互会社をいう。）にあつては社員、取締役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。））、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかつた債権者に限り、提起することができる。

3・4 (略)

十二 基金の募集をしたときは、第七十八条第三項において準用する第三十条の三第一項の基金の払込みがあつたことを証する書面

3 (同上)

(組織変更無効の訴え)

第八十四条の二 (同上)

2 組織変更の無効の訴えは、効力発生日において組織変更をする株式会社の株主等（株主、取締役、監査役又は清算人（監査等委員会設置会社にあつては株主、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）であつた者又は組織変更後相互会社の社員等（社員、取締役、監査役又は清算人（監査等委員会設置会社にあつては社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては社員、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。））、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかつた債権者に限り、提起することができる。

3・4 (同上)

(組織変更計画の承認)

第八十六条 (略)

2 (略)

3 相互会社は、第一項の決議をする場合には、第四十一条第一項又は第四十九条第一項においてそれぞれ読み替えて準用する会社法第二百九十九条第一項の通知において、組織変更計画の要領を示さなければならない。

4 相互会社は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 三 (略)

四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社(会計参与を置く株式会社をいう。第九十六条の九第一項第四号イ及び第九百六十五条第一項第五号イにおいて同じ。)である場合

組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社(監査役を置く株式会社をいう。第九十六条の九第一項第四号ロ、第九十六条の十四第三項第四号及び第九百六十五条第一項第五号ロにおいて同じ。)である場合 組織変更後株式会社の監査役の氏名

ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社(会計監査人を置く株式会社をいう。第九十六条の九第一項第四号ハ及

(組織変更計画の承認)

第八十六条 (同上)

2 (同上)

3 相互会社は、第一項の決議をする場合には、第四十一条第一項又は第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項の通知において、組織変更計画の要領を示さなければならない。

4 相互会社は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 三 (同上)

四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社である場合 組織変更後株式会社の監査役の氏名

ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称

び第百六十五条第一項第五号ハにおいて同じ。）である場合
合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称

五〇十二 (略)

5 (略)

6 組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社（監査等委員会を置く株式会社をいう。第九十六条の九第二項、第九十六条の十四第三項第四号、第百六十五条第二項、第二百七十二條の三十六第一項第四号、第三百二十四条第四項及び第三百二十五条第四項において同じ。）である場合には、第四項第三号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを區別して定めなければならない。

(組織変更時発行株式の申込み等)

第九十三条 (略)

2・3 (略)

4 組織変更をする相互会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（次項、次条及び第九十五条において「申込者」という。）に通知しなければならない。

5〇七 (略)

(金銭以外の財産の出資)

五〇十二 (同上)

5 (同上)

6 組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、第四項第三号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを區別して定めなければならない。

(組織変更時発行株式の申込み等)

第九十三条 (同上)

2・3 (同上)

4 組織変更をする相互会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この款において「申込者」という。）に通知しなければならない。

5〇七 (同上)

(金銭以外の財産の出資)

第九十六条の四 会社法第二百七条（金銭以外の財産の出資）、第二百十二条（第一項第一号を除く。）（不正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）、第二百十三条（第一項第一号及び第三号を除く。）（出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第一項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は第九十二条第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条の二第九項、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項第二号、第七項及び第十項第二号、第八百四十九条の二、第八百五十条第四項並びに第八百五十三条第一項第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定はこの条において準用する同法第二百十二条（第一項第一号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七条第十項第一号中「取締役」とあるのは「保険業法第八十六条第一項に規定する組織変更をする相互会社の取締役」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条第一項」とあるのは「保険業法第九十六条

第九十六条の四 会社法第二百七条（金銭以外の財産の出資）、第二百十二条（第一項第一号を除く。）（不正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）、第二百十三条（第一項第一号及び第三号を除く。）（出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第一項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は第九十二条第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条の二第九項、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項第二号、第七項及び第十項第二号、第八百五十条第四項並びに第八百五十三条第一項第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定はこの条において準用する同法第二百十二条（第一項第一号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七条第十項第一号中「取締役」とあるのは「保険業法第八十六条第一項に規定する組織変更をする相互会社の取締役」と、同法第二百十二条第二号中「第二百九条第一項」とあるのは「保険業法第九十六条の二第一項」と、「第

の二第一項」と、「第九十九条第一項第三号」とあるのは「同法第九十二条第三号」と、「同条第二項中「第九十九条第一項第三号」とあるのは「保険業法第九十二条第三号」と、「申込み又は第二百五条第一項の契約」とあるのは「申込み」と、「同法第八百四十七条第一項及び第二項（株主による責任追及等の訴え）中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主（組織変更の効力発生日から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、六箇月前から当該組織変更の効力発生日まで引き続いて社員であった者であつて、当該組織変更の効力発生日から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、当該日の六箇月前から当該組織変更の効力発生日まで引き続いて社員であった者であつて、当該組織変更の効力発生日から引き続き株式を有する株主とし、」と、「同条第二項中「引き続き」とあるのは「引き続き組織変更後株式会社株主であった者（当該日が組織変更の効力発生日から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間。以下この

百九十九条第一項第三号」とあるのは「同法第九十二条第三号」と、「同条第二項中「第九十九条第一項第三号」とあるのは「保険業法第九十二条第三号」と、「申込み又は第二百五条第一項の契約」とあるのは「申込み」と、「同法第八百四十七条第一項及び第二項（株主による責任追及等の訴え）中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主（組織変更の効力発生日から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、六箇月前から当該組織変更の効力発生日まで引き続いて社員であった者であつて、当該組織変更の効力発生日から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、当該日の六箇月前から当該組織変更の効力発生日まで引き続いて社員であった者であつて、当該組織変更の効力発生日から引き続き株式を有する株主とし、」と、「同条第二項中「引き続き」とあるのは「引き続き組織変更後株式会社株主であった者（当該日が組織変更の効力発生日から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、当該日の六箇月前から当該組織変更の効力発生日まで引き続いて社員であった者であつて、当該組織変更の効力発生日から引き続き株式を有する株主とし、）」を

項において同じ。)を経過していないときは、当該日の六箇月前から当該組織変更の効力発生日まで引き続いて社員であった者であつて、当該組織変更の効力発生日から引き続いて株式を有する株主とし、」と、「効力が生じた日において」とあるのは「効力が生じた日において組織変更後株式会社の株主であつた者(」と、同法第八百四十七条の四第二項(責任追及等の訴えに係る訴訟費用等)中「、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主」とあるのは「又は適格旧株主(保険業法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条の二第一項本文又は保険業法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条の二第三項本文の規定によれば同条第六項に規定する提訴請求をすることができることとなる同条第一項に規定する旧株主をいう。以下この節において同じ。)」と、同法第八百四十九条第一項(訴訟参加)中「責任追及等の訴え(適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時まで)にその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限る、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。)」とあるのは「保険業法第九十六条の四において読み替えて準用する第二百十二条(第一項第一号を除く。)の規定による支払を求める訴え(適格旧株主にあつては、同法第九十六条の四において準用する第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時まで)にその原

経過していないときは、当該日の六箇月前から当該組織変更の効力発生日まで引き続いて社員であつた者であつて、当該組織変更の効力発生日から引き続いて株式を有する株主とし、」と、「効力が生じた日において」とあるのは「効力が生じた日において組織変更後株式会社の株主であつた者(」と、同法第八百四十七条の四第二項(責任追及等の訴えに係る訴訟費用等)中「、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主」とあるのは「又は適格旧株主(保険業法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条の二第一項本文又は第三項本文の規定によれば同条第六項に規定する提訴請求をすることができることとなる同条第一項に規定する旧株主をいう。以下この節において同じ。)」と、同法第八百四十九条第一項(訴訟参加)中「責任追及等の訴え(適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時まで)にその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限る、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。)」とあるのは「保険業法第九十六条の四において準用する第二百十二条(第一項第一号を除く。)の規定による支払を求める訴え(適格旧株主にあつては、同法第九十六条の四において準用する第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時まで)にその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限る。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替え

因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限る。」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（出資の履行を仮装した組織変更時発行株式の引受人の責任）
第九十六条の四の二 会社法第二百十三条の二（出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任）の規定は組織変更時発行株式の引受人について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項第二号、第七項及び第十項第二号、第八百四十九条の二並びに第八百五十三条第一項第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定はこの条において準用する同法第二百十三条の二第一項の支払又は給付を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「株式会社」とあるのは「保険業法第八十六条第一項に規定する組織変更をする相互会社」と、同項第一号中「第二百八条第一項」とあるのは「保険業法第九十六条第一項」と、同項第二号中「第二百八条第二項」とあるのは「保険業法第九十六条第二項」と、同条第二項中「総株主」とあるのは「総社員（組織変更後にあつては、総株主）」と、同法第八百四十七条第一項及び第二項（株主による責任追及等の訴え）中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主（組織変更の効力発生日から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合に

は、政令で定める。

（出資の履行を仮装した組織変更時発行株式の引受人の責任）
第九十六条の四の二 会社法第二百十三条の二（出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任）の規定は組織変更時発行株式の引受人について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項第二号、第七項及び第十項第二号並びに第八百五十三条第一項第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定はこの条において準用する同法第二百十三条の二第一項の支払又は給付を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「株式会社」とあるのは「保険業法第八十六条第一項に規定する組織変更をする相互会社」と、同項第一号中「第二百八条第一項」とあるのは「保険業法第九十六条第一項」と、同項第二号中「第二百八条第二項」とあるのは「保険業法第九十六条第二項」と、同条第二項中「総株主」とあるのは「総社員（組織変更後にあつては、総株主）」と、同法第八百四十七条第一項及び第二項（株主による責任追及等の訴え）中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主（組織変更の効力発生日から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間。

あつては、その期間。以下この項において同じ。）を経過して
いないときは、六箇月前から当該組織変更の効力発生日まで引
き続いて社員であつた者であつて、当該組織変更の効力発生日
から引き続き株式を有する株主」と、同法第八百四十七条
の二第一項（旧株主による責任追及等の訴え）中「株式会社の
株主であつた者（）」とあるのは「組織変更後株式会社の株主で
あつた者（当該日が組織変更の効力発生日から六箇月（これ
を下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間。以下こ
の項において同じ。）を経過していないときは、当該日の六箇
月前から当該組織変更の効力発生日まで引き続き社員であつ
た者であつて、当該組織変更の効力発生日から引き続き株式
を有する株主とし、」と、同条第二項中「引き続き」とあるの
は「引き続き組織変更後株式会社の株主であつた者（当該日が
組織変更の効力発生日から六箇月（これを下回る期間を定款で
定めた場合にあつては、その期間。以下この項において同じ。
）を経過していないときは、当該日の六箇月前から当該組織変
更の効力発生日まで引き続き社員であつた者であつて、当該
組織変更の効力発生日から引き続き株式を有する株主とし、
」と、「効力が生じた日において」とあるのは「効力が生じた
日において組織変更後株式会社の株主であつた者（）」と、同条
第九項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三十三項
、第二百二十条第五項、第二百三十三条の二第二項、第二百八十六

以下この項において同じ。）を経過していないときは、六箇月
前から当該組織変更の効力発生日まで引き続き社員であつた
者であつて、当該組織変更の効力発生日から引き続き株式を
有する株主」と、同法第八百四十七条の二第一項（旧株主に
よる責任追及等の訴え）中「株式会社の株主であつた者（）」と
あるのは「組織変更後株式会社の株主であつた者（当該日が組
織変更の効力発生日から六箇月（これを下回る期間を定款で定
めた場合にあつては、その期間。以下この項において同じ。）
を経過していないときは、当該日の六箇月前から当該組織変更
の効力発生日まで引き続き社員であつた者であつて、当該組
織変更の効力発生日から引き続き株式を有する株主とし、」
と、同条第二項中「引き続き」とあるのは「引き続き組織変更
後株式会社の株主であつた者（当該日が組織変更の効力発生日
から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては
、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないと
きは、当該日の六箇月前から当該組織変更の効力発生日まで引
き続いて社員であつた者であつて、当該組織変更の効力発生日
から引き続き株式を有する株主とし、」と、「効力が生じた
日において」とあるのは「効力が生じた日において組織変更後
株式会社の株主であつた者（）」と、同条第九項中「第五十五
条、第二百二条の二第二項、第二百三十三項、第二百二十条第五項、
第二百三十三条の二第二項、第二百八十六

条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項ただし書、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「第二百十三条の二第二項」と、「これらの規定」とあるのは「同項」と、「第八百四十七条の二第九項」とあるのは「保険業法第九十六条の四の二において読み替えて準用する第八百四十七条の二第九項」と、同法第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「責任追及等の訴え（適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るもの限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。）」とあるのは「保険業法第九十六条の四の二において読み替えて準用する第二百十三条の二第一項の支払又は給付を求める訴え（適格旧株主にあつては、同法第九十六条の四の二において準用する第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限る。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更株式交換）

第九十六条の五 組織変更をする相互会社は、組織変更の際して、組織変更株式交換（組織変更をする相互会社が組織変更をす

る）を含む。）、第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項ただし書、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「第二百十三条の二第二項」と、「これらの規定」とあるのは「同項」と、「第八百四十七条の二第九項」とあるのは「保険業法第九十六条の四の二において準用する第八百四十七条の二第九項」と、同法第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「責任追及等の訴え（適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るもの限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。）」とあるのは「保険業法第九十六条の四の二において準用する第二百十三条の二第一項の支払又は給付を求める訴え（適格旧株主にあつては、同法第九十六条の四の二において準用する第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限る。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更株式交換）

第九十六条の五 組織変更をする相互会社は、組織変更の際して、組織変更株式交換（組織変更をする相互会社が組織変更をす

ると同時に組織変更後株式会社の株式の全部を他の株式会社
に取得させることをいう。以下この款において同じ。）をする
ことができる。

2 組織変更株式交換をする場合には、組織変更をする相互会社
は、組織変更株式交換完全親会社（組織変更株式交換に際して
組織変更後株式会社の株式の全部を取得する株式会社をいう。
以下この款において同じ。）との間で、組織変更株式交換契約
を締結しなければならない。

3 会社法第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）
の規定は組織変更株式交換に際して資本金又は準備金として計
上すべき額について、同法第七百九十一条（第一項第一号及び
第三項を除く。）（吸収分割又は株式交換に関する書面等の備
置き及び閲覧等）の規定は組織変更株式交換を伴う組織変更を
する相互会社について、同法第三百九条第二項（各号を除く。）
（株主総会の決議）、第三百二十四条第二項（各号を除く。）
（種類株主総会の決議）及び第五編第五章第二節第二款第一
目（第七百九十五条第四項第一号及び第二号、第七百九十六条
第二項第一号ロ、第七百九十九条第一項第一号及び第二号、第
八百条並びに第八百一条第一項、第二項、第三項第一号及び第
二号並びに第五項を除く。）（株式会社の手続）の規定は組織
変更株式交換完全親会社について、同法第八百六十八条第一項

ると同時に組織変更後株式会社の株式の全部を他の株式会社
（以下この款において「組織変更株式交換完全親会社」という
。）に取得させることをいう。以下この款において同じ。）を
することができる。

2 組織変更株式交換をする場合には、組織変更をする相互会社
は、組織変更株式交換完全親会社との間で、組織変更株式交換
契約を締結しなければならない。

3 会社法第七百九十一条（第一項第一号及び第三項を除く。）
（吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等）
の規定は組織変更株式交換を伴う組織変更をする相互会社につ
いて、同法第三百九条第二項（各号を除く。）（株主総会の決
議）、第三百二十四条第二項（各号を除く。）（種類株主総会
の決議）及び第五編第五章第二節第二款第一目（第七百九十五
条第四項第一号及び第二号、第七百九十六条第二項第一号ロ、
第七百九十九条第一項第一号及び第二号、第八百条並びに第八
百一条第一項、第二項、第三項第一号及び第二号並びに第五項
を除く。）（株式会社の手続）の規定は組織変更株式交換完全
親会社について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄
）、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）（陳述
の聴取）、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）、第八

(非訟事件の管轄)、第八百七十条第二項(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十二条の二(抗告状の写しの送付等)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定はこの項において準用する同法第七百九十八条第二項の規定による申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組織変更株式交換に関し組織変更計画等に定めるべき事項)

第九十六条の七 組織変更株式交換をする場合には、組織変更計画及び組織変更株式交換契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 (略)

二 組織変更株式交換完全親会社が組織変更株式交換に際して組織変更をする相互会社の社員(第九十二条の規定により発行する株式の引受人を含む。以下この条において同じ。)に対して株式等(株式又は金銭をいう。以下この号及び次号において同じ。)を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十二条の二(抗告状の写しの送付等)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定はこの項において準用する同法第七百九十八条第二項の規定による申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組織変更株式交換に関し組織変更計画等に定めるべき事項)

第九十六条の七 組織変更株式交換をする場合には、組織変更計画及び組織変更株式交換契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 (同上)

二 組織変更株式交換完全親会社が組織変更株式交換に際して組織変更をする相互会社の社員(第九十二条の規定により発行する株式の引受人を含む。以下この条において同じ。)に対して株式等(株式又は金銭をいう。以下この節において同じ。)を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ・ロ (略)

三〇六 (略)

(組織変更株式移転)

第九十六条の八 組織変更をする相互会社は、組織変更の際して、組織変更株式移転（一又は二以上の組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に組織変更後株式会社（次条第一項第九号に規定する場合にあつては、同号の株式会社を含む。）の発行する株式の全部を新たに設立する株式会社）に取得させることをいう。）をすることができる。

2 第九十六条の六の規定は、組織変更株式移転の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「組織変更株式交換完全親会社」とあるのは「組織変更株式移転設立完全親会社（第九十六条の九第一項第一号に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。第三項において同じ。）」と、同条第二項中「第九十六条の六第一項」とあるのは「第九十六条の八第二項において読み替えて準用する第九十六条の六第一項」と、同条第三項中「組織変更株式交換完全親会社」とあるのは「組織変更株式移転設立完全親会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

イ・ロ (同上)

三〇六 (同上)

(組織変更株式移転)

第九十六条の八 組織変更をする相互会社は、組織変更の際して、組織変更株式移転（一又は二以上の組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に組織変更後株式会社（次条第一項第九号に規定する場合にあつては、同号の株式会社を含む。）の発行する株式の全部を新たに設立する株式会社（以下この款において「組織変更株式移転設立完全親会社」という。））に取得させることをいう。）をすることができる。

2 第九十六条の六の規定は、組織変更株式移転の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「組織変更株式交換完全親会社」とあるのは「組織変更株式移転設立完全親会社（と、同条第二項中「第九十六条の六第一項」とあるのは「第九十六条の八第二項において準用する第九十六条の六第一項」と、同条第三項中「組織変更株式交換完全親会社」とあるのは「組織変更株式移転設立完全親会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(組織変更株式移転に関し組織変更計画に定めるべき事項等)

第九十六条の九 組織変更株式移転をする場合には、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更株式移転設立完全親会社(組織変更株式移転に際して設立する株式会社をいう。以下この款において同じ。)の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二〇九 (略)

二〇四 (略)

5 会社法第四百四十五条第五項(資本金の額及び準備金の額)

の規定は組織変更株式移転に際して資本金又は準備金として計上すべき額について、同法第八十一条(第一項第一号を除く。)(新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等)の規定は組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社について、同法第二百十九条第一項(第八号に係る部分に限る。)(第二項(第六号に係る部分に限る。))及び第三項(株券の提出に関する公告等)、第二百二十条(株券の提出をすることができない場合)、第二百九十三条第一項(第七号に係る部分に限る。)(第二項(第八号に係る部分に限る。))、第三項及び第五項(新株予約権証券の提出に関する公告等)、第三百九条第二項(各号を除く。))及び第三項(第三号に係る部分に限る。)(株主総会の決議)、第三百二十四条第二項(各号を除く。))及び第三項(第二号に係る部分に限る。)(種類株主

(組織変更株式移転に関し組織変更計画に定めるべき事項等)

第九十六条の九 組織変更株式移転をする場合には、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更株式移転設立完全親会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二〇九 (同上)

二〇四 (同上)

5 会社法第八十一条(第一項第一号を除く。)(新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等)の規定は組織

変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社について、同法第二百十九条第一項(第八号に係る部分に限る。)(第二項(第六号に係る部分に限る。))及び第三項(株券の提出に関する公告等)、第二百二十条(株券の提出をすることができない場合)、第二百九十三条第一項(第七号に係る部分に限る。)(第二項(第八号に係る部分に限る。))、第三項及び第五項(新株予約権証券の提出に関する公告等)、第三百九条第二項(各号を除く。))及び第三項(第三号に係る部分に限る。)(株主総会の決議)、第三百二十四条第二項(各号を除く。))及び第三項(第二号に係る部分に限る。)(種類株主総会の決議)並びに第五編第五章第三節第一款第一目(第八百三条第一項第一号及び第二号、第八百五条、第八百八条第一項第一号及び第二号

総会の決議）並びに第五編第五章第三節第一款第一目（第八百三条第一項第一号及び第二号、第八百五条、第八百八条第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号、第八百十條第一項第一号及び第二号、第八百十一条第一項第一号及び第三項並びに第八百十二条を除く。）（株式会社の手続）の規定は第一項第九号の株式会社について、同法第八百十五条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第四項及び第六項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）の規定は組織変更株式移転設立完全親会社について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百十九條第二項第六号及び第二百九十三条第二項第八号中「第七百七十三條第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社」とあるのは「保険業法第九十六條の九第一項第一号に規定する組織変更株式移転設立完全親会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更株式交付）

第九十六條の九の二 組織変更をする相互会社は、組織変更の際して、組織変更株式交付（組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に株式会社をその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、内閣府令で定めるものに限る。次条第二項において同じ。）とするために当該株式会社の株式を譲

並びに第三項第一号及び第二号、第八百十條第一項第一号及び第二号、第八百十一条第一項第一号及び第三項並びに第八百十二条を除く。）（株式会社の手続）の規定は第一項第九号の株式会社について、同法第八百十五条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第四項及び第六項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）の規定は組織変更株式移転設立完全親会社について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百十九條第二項第六号及び第二百九十三条第二項第八号中「第七百七十三條第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社」とあるのは「保険業法第九十六條の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として組織変更後株式会社株式を交付することをいう。以下この款において同じ。）をすることができる。

2| 組織変更をする相互会社は、組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社（組織変更後株式会社）が組織変更株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下この款において同じ。）の株式及び新株予約権等（次条第一項第七号に規定する新株予約権等をいう。）の譲渡人に対して交付する金銭等（会社法第五十一条第一項（株式の質入れの効果）に規定する金銭等をいう。以下この款において同じ。）（組織変更後株式会社の株式を除く。）が組織変更後株式会社の株式に準ずるものとして内閣府令で定めるもののみである場合以外の場合には、第八十八条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項をも公告しなければならない。

一| 組織変更に際して組織変更株式交付をする旨

二| 組織変更株式交付子会社の商号及び住所

三| 組織変更をする相互会社及び組織変更株式交付子会社の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

3| 会社法第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）の規定は、組織変更株式交付に際して資本金又は準備金として計上すべき額について準用する。

(組織変更株式交付に関し組織変更計画に定めるべき事項)

第九十六条の九の三 組織変更株式交付をする場合には、組織変更

更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更株式交付子会社の商号及び住所

二 組織変更後株式会社組織変更株式交付に際して譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の数(組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)の下限

三 組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する組織変更後株式会社株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに当該組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

四 組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対する前号の組織変更後株式会社の株式の割当てに関する事項

五 組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等(組織変更後株式会社株式を除く。以下この号及び次号において同じ。)を交付するときは、当該金銭等について次に掲げる事項

イ 当該金銭等が組織変更後株式会社の社債(会社法第二条

(新設)

第二十三号(定義)に規定する社債をいう。以下この款において同じ。) (新株予約権付社債についてのものを除く。) であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

ニ 当該金銭等が組織変更後株式会社の社債及び新株予約権以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

六 前号に規定する場合には、組織変更株式会社株式の株式の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

七 組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式会社の子会社の株式と併せて組織変更株式会社の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債(以下「新株予約権等」と総称する。)を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法

- 八 前号に規定する場合において、組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
- イ 当該金銭等が組織変更後株式会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- ロ 当該金銭等が組織変更後株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- ハ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- ニ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項
- ホ 当該金銭等が組織変更後株式会社の株式等（会社法第七百七条第二項第二号ホ（株式の内容についての特別の定め）に規定する株式等をいう。）以外の財産であるときは、当

-
- 該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- 九 前号に規定する場合には、組織変更株式会社交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項
- 十 組織変更株式会社交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日
- 2| 前項に規定する場合には、同項第二号に掲げる事項についての定めは、組織変更株式会社交付子会社が効力発生日において組織変更株式会社の子会社となる数を内容とするものでなければならぬ。
- 3| 第一項に規定する場合において、組織変更株式会社交付子会社が種類株式発行会社であるときは、組織変更をする相互会社は、組織変更株式会社交付子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第四号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。
- 一 ある種類の株式の譲渡人に対して組織変更後株式会社の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類
- 二 前号に掲げる事項のほか、組織変更後株式会社の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容
- 4| 第一項に規定する場合には、同項第四号に掲げる事項について
-

ての定めは、組織変更株式会社交付子会社の株式の譲渡人（前項第一号の種類の株式の譲渡人を除く。）が組織変更後株式会社に譲り渡す組織変更株式会社交付子会社の株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて組織変更後株式会社の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

5| 前二項の規定は、第一項第六号に掲げる事項について準用する。この場合において、前二項中「組織変更後株式会社の株式」とあるのは、「金銭等（組織変更後株式会社の株式を除く。）」と読み替えるものとする。

（組織変更株式会社交付子会社の株式の譲渡しの申込み）

第九十六条の九の四 組織変更をする相互会社は、組織変更株式会社交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 組織変更後株式会社の商号
 - 二 組織変更計画の内容
 - 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 2| 組織変更株式会社交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、前条第一項第十号の期日までに、次に掲げる事項を記載した書面を組織変更をする相互会社に交付しなければならない。
- 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

（新設）

-
- 2| 譲り渡そうとする組織変更株式交付子会社の株式の数（組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）
 - 3| 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、組織変更をする相互会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができ。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。
 - 4| 組織変更をする相互会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この款において「申込者」という。）に通知しなければならない。
 - 5| 組織変更をする相互会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該相互会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）に宛てて発すれば足りる。
 - 6| 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
 - 7| 第十条の規定は、組織変更をする相互会社が第一項の規定による通知をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
-

〔組織変更をする相互会社が譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の割当て〕

第九十六条の九の五 組織変更をする相互会社は、申込者の中か

ら当該相互会社が組織変更株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる当該相互会社が譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の数（組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

この場合において、組織変更をする相互会社は、申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第九十六条の九の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 組織変更をする相互会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から当該相互会社が譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の数を通知しなければならない。

〔組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み及び組織変更をする相互会社が譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の割当てに関する特則〕

第九十六条の九の六 前二条の規定は、組織変更株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式

（新設）

（新設）

の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、適用しない。

（組織変更株式交付子会社の株式の譲渡し）

第九十六条の九の七 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める組織変更株式交付子会社の株式の数について組織変更株式交付における組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人となる。

一 申込者 第九十六条の九の五第二項の規定により通知を受けた組織変更株式交付子会社の株式の数

二 前条の契約により組織変更後株式会社組織変更株式交付に際して譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の総数を譲り渡すことを約した者 その者が譲り渡すことを約した組織変更株式交付子会社の株式の数

2 前項各号の規定により組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人となった者は、効力発生日に、それぞれ当該各号に定める数の組織変更株式交付子会社の株式を組織変更後株式会社に給付しなければならぬ。

（組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの無効又は取消しの制限）

第九十六条の九の八 民法第九十三条第一項ただし書（心裡留保）及び第九十四条第一項（虚偽表示）の規定は、第九十六条の九の四第二項の申込み、第九十六条の九の五第一項の規定によ

（新設）

（新設）

る割当て及び第九十六条の九の六の契約に係る意思表示については、適用しない。

2| 組織変更株式交付における組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人は、第九十六条の十三の二第二項の規定により組織変更後株式会社の株式の株主となった日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの取消しをすることができない。

1| (組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しに関する規定の準用)

第九十六条の九の九 第九十六条の九の四から前条までの規定は、第九十六条の九の三第一項第七号に規定する場合における組織変更株式交付子会社の新株予約権等の譲渡しについて準用する。この場合において、第九十六条の九の四第二項第二号中「数（組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）」とあるのは「内容及び数」と、第九十六条の九の五第一項中「数（組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。）」とあるのは「数の九の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該

(新設)

株式」とあるのは「当該新株予約権等」と、前条第二項中「第九十六条の十三の二第二項」とあるのは「第九十六条の十三の二第四項第一号」と読み替えるものとする。

（申込みがあった組織変更株式交付子会社の株式の数が下限の数に満たない場合）

第九十六条の九の十 第九十六条の九の五（前条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第九十六条の九の七（第一項第二号に係る部分を除く。）（前条において準用する場合を含む。）の規定は、第九十六条の九の三第一項第十号の期日において、申込者が譲渡しの申込みをした組織変更株式交付子会社の株式の総数が同項第二号の下限の数に満たない場合には、適用しない。この場合においては、組織変更をする相互会社は、申込者に対し、遅滞なく、組織変更株式交付をしない旨を通知しなければならない。

（組織変更の効力の発生等）

第九十六条の十一 （略）

2 （略）

3 前二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第八十八条の規定による手続が終了していない場合

（新設）

（組織変更の効力の発生等）

第九十六条の十一 （同上）

2 （同上）

3 前二項の規定は、第八十八条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

二 組織変更を中止した場合

三 組織変更をする相互会社が組織変更株式交付をする場合において、次のいずれかに該当するとき。

イ 効力発生日において組織変更後株式会社が第九十六条の九の七第二項の規定による給付を受けた組織変更株式交付子会社の株式の総数が第九十六条の九の三第一項第二号の下限の数に満たないとき。

ロ 効力発生日において第九十六条の十三の二第二項の規定により第九十六条の九の三第一項第三号の組織変更後株式会社の株式の株主となる者がいないとき。

第九十六条の十二 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、前条第三項第一号又は第二号に掲げる場合には、適用しない。

第九十六条の十三の二 組織変更をする相互会社が組織変更株式交付をする場合には、当該相互会社は、効力発生日に、第九十六条の九の七第二項（第九十六条の九の九において準用する場合を含む。）の規定による給付を受けた組織変更株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り受ける。

2 第九十六条の九の七第二項の規定による給付をした組織変更

第九十六条の十二 (同上)

2 (同上)

3 前二項の規定は、第八十八条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

(新設)

株式会社交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第九十六条の九の三第一項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号の組織変更後株式会社の株式の株主となる。

3| 次の各号に掲げる場合には、第九十六条の九の七第二項の規定による給付をした組織変更株式会社交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第九十六条の九の三第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一| 第九十六条の九の三第一項第五号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二| 第九十六条の九の三第一項第五号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三| 第九十六条の九の三第一項第五号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

4| 次の各号に掲げる場合には、第九十六条の九の九において準用する第九十六条の九の七第二項の規定による給付をした組織変更株式会社交付子会社の新株予約権等の譲渡人は、効力発生日に、第九十六条の九の三第一項第九号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一| 第九十六条の九の三第一項第八号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主

-
- 二 第九十六条の九の三第一項第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者
- 三 第九十六条の九の三第一項第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者
- 四 第九十六条の九の三第一項第八号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者
- 5 前各項の規定は、第九十六条の十一第三項各号に掲げる場合には、適用しない。
- 6 組織変更をする相互会社が組織変更株式交付をする場合において、第九十六条の十一第三項各号に掲げる場合に該当するときは、当該相互会社は、第九十六条の九の七第一項各号（第九十六条の九の九において準用する場合を含む。）に掲げる者に対し、遅滞なく、組織変更株式交付をしない旨を通知しなければならぬ。この場合において、第九十六条の九の七第二項（第九十六条の九の九において準用する場合を含む。）の規定による給付を受けた組織変更株式交付子会社の株式又は新株予約権等があるときは、当該相互会社は、遅滞なく、これらをその譲渡人に返還しなければならない。
- 7 会社法第二百三十四条（第一項各号及び第六項を除く。）（一に満たない端数の処理）、第八百六十八条第一項（非訟事件
-

の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、組織変更後株式会社に組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式又は新株予約権等を譲り渡した者に組織変更後株式会社の株式、社債又は新株予約権を交付する場合について準用する。この場合において、同法第二百三十四条第一項中「次の各号に掲げる行為」とあるのは「組織変更株式交付(保険業法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をいう。以下同じ。)」と、「当該各号に定める者」とあるのは「組織変更後株式会社(同法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。)」に組織変更株式交付子会社(同法第九十六条の九の二第二項に規定する組織変更株式交付子会社をいう。以下同じ。)(の株式又は新株予約権等(同項に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。))を譲り渡した者」と、同条第二項中「株式会社」とあるのは「組織変更をする相互会社」と、「取締役が二人以上あるときは、その」とあるのは「取締役の」と、同条第四項中「株式会社」とあるのは「組織変更をする相互会社」と、同項第一号中「数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)」とあるのは「数」と、同条第五項中「取締役会設置会社において

は、「前項各号」とあるのは「前項各号」と読み替えるものとする。

(登記)

第九十六条の十四 相互会社が組織変更をしたときは、組織変更の日から二週間以内に、その主たる事務所又は本店の所在地において、組織変更をする相互会社については解散の登記を、組織変更後株式会社については設立の登記をしなければならない。

2 商業登記法第八十九条（第一号から第四号までに係る部分に限る。）（株式交換の登記）の規定は組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について、会社法第九百二十五条（第二号及び第四号を除く。）（株式移転の登記）の規定及び商業登記法第九十条（株式移転の登記）の規定は組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 第一項の規定による設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第四十六条（添付書面の通則）に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(登記)

第九十六条の十四 相互会社が組織変更をしたときは、組織変更の日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更をする相互会社については解散の登記を、組織変更後株式会社については設立の登記をしなければならない。

2 商業登記法第八十九条（第一号から第四号までに係る部分に限る。）（株式交換の登記）の規定は組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について、会社法第九百二十五条（第二号及び第四号を除く。）（株式移転の登記）及び第九百三十条第一項（第四号に係る部分に限る。）（支店の所在地における登記）の規定並びに商業登記法第九十条（株式移転の登記）の規定は組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 第一項の規定による設立の登記の申請書には、第六十七条において準用する商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇十 (略)

十一 第九十六条の九の二第一項の規定により組織変更の際して組織変更株式交付をしたときは、次に掲げる書面

イ 組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み又は第九十六条の九の六の契約を証する書面

ロ 資本金の額が第九十六条の九の二第三項において準用する会社法第四百四十五条第五項の規定に従って計上されたことを証する書面

4 組織変更株式交換完全親会社とする組織変更株式交換による変更の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条並びに第二項において準用する同法第八十九条（第一号から第四号までに係る部分に限る。）に定める書類並びに前項各号に掲げる書類のほか、組織変更をする相互会社の登記事項証明書（当該登記所の管轄区域内に当該相互会社の主たる事務所がある場合を除く。）を添付しなければならない。

5 組織変更株式移転による設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条並びに第二項において準用する同法第九十条に定める書類並びに第三項各号に掲げる書類のほか、組織変更をする相互会社の登記事項証明書（当該登記所の管轄区域内に当該相互会社の主たる事務所がある場合を除く。）を添付しなければならない。

一〇十 (同上)

(新設)

4 組織変更株式交換完全親会社とする組織変更株式交換による変更の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書類）及び第四十六条（添付書類の通則）並びに第二項において準用する同法第八十九条（第一号から第四号までに係る部分に限る。）に定める書類並びに前項各号に掲げる書類のほか、相互会社の登記事項証明書（当該登記所の管轄区域内に相互会社の主たる事務所がある場合を除く。）を添付しなければならない。

5 組織変更株式移転による設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条並びに第二項において準用する同法第九十条に定める書類並びに第三項各号に掲げる書類のほか、相互会社の登記事項証明書（当該登記所の管轄区域内に相互会社の主たる事務所がある場合を除く。）を添付しなければならない。

6 商業登記法第七十六条及び第七十八条（組織変更の登記）の規定は第一項の場合について、同法第四十六条第三項の規定は第三項第三号、第四項及び前項（第三項第三号に掲げる書類に関する部分に限る。）の場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四十六条第三項中「会社法第三百十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）又は第三百七十条（同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十九条第一項又は保険業法第五十三条の十六若しくは第八十条の十五において準用する会社法第三百七十条」と、「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更の無効の訴え）

第九十六条の十六（略）

2 組織変更の無効の訴えは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

一・二（略）

三 組織変更株式交付を伴う組織変更の場合 効力発生日において組織変更をする相互会社の社員等であった者、組織変更株式交付に際して組織変更後株式会社組織変更株式交付子

6 商業登記法第七十六条及び第七十八条（組織変更の登記）の規定は第一項の場合について、第六十七条において準用する同法第四十六条第三項の規定は第三項第三号、第四項及び前項（第三項第三号に掲げる書面にに関する部分に限る。）の場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更の無効の訴え）

第九十六条の十六（同上）

2 組織変更の無効の訴えは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

一・二（同上）

（新設）

会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者又は組織変更後株式会社の株主等、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかつた債権者

四 前三号に掲げる場合以外の場合 効力発生日において組織変更をする相互会社の社員等であつた者又は組織変更後株式会社の株主等、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかつた債権者

3 組織変更の無効の訴えは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を被告とする。

一・二 (略)

三 前項第三号又は第四号に掲げる場合 組織変更後株式会社

4 会社法第八百三十五条第一項(訴えの管轄)、第八百三十六條から第八百三十九条まで(担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)及び第九百三十七条第三項(第一号に係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は組織変更の無効の訴えについて、同法第八百四十条(新株発行の無効判決の効力)の規定は第九十二条の規定による組織変更時発行株式の発行を伴う組織変更の無効判決について、同法第八百四十四条(株式交換又は株式移転の無効判決の効力)の規定は組織変更株式交換又は組織変更株式移転を伴う組織変更の無効判決について、同法第八

三 前二号に掲げる場合以外の場合 効力発生日において組織変更をする相互会社の社員等であつた者又は組織変更後株式会社の株主等、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかつた債権者

3 組織変更の無効の訴えは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を被告とする。

一・二 (同上)

三 前項第三号に掲げる場合 組織変更後株式会社

4 会社法第八百三十五条第一項(訴えの管轄)、第八百三十六條から第八百三十九条まで(担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七条第三項(第一号に係る部分に限る。)(及び第四項(裁判による登記の嘱託)の規定は組織変更の無効の訴えについて、同法第八百四十条(新株発行の無効判決の効力)の規定は第九十二条の規定による組織変更時発行株式の発行を伴う組織変更の無効判決について、同法第八百四十四条(株式交換又は株式移転の無効判決の効力)の規定は組織変更株式交換又は組織変更株式移転を伴う組織変更の無効判決につい

百四十四条の二（株式交付の無効判決の効力）の規定は組織変更株式交付を伴う組織変更の無効判決について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第二号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条から第八百七十七条まで（非訟事件手続法の規定の適用除外、最高裁判所規則、審問等の必要的併合）及び第八百七十八条第一項（裁判の効力）の規定はこの項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百三十六条第一項中「会社の組織に関する訴えであつて、株主又は設立時株主が提起することができるもの」とあるのは「組織変更の無効の訴え」と、「株主又は設立時株主に対し」とあるのは「社員であつた者若しくは株主であつた者又は株主に對し」と、「株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役であるとき」とあるのは「社員であつた者若しくは株主であつた者又は株主が取締役、監査役、執行役又は清算人であるとき」と、同条第二項中「株式交付に」とあるのは「組織変更株式交付（保険業法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をいう。）に」と、「株式交付親会社」とあるのは「組織変更をする相互会社」と、「株式交付子会社」とあるのは「組織変更株式交付子会社

て、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第二号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条から第八百七十七条まで（非訟事件手続法の規定の適用除外、最高裁判所規則、審問等の必要的併合）及び第八百七十八条第一項（裁判の効力）の規定はこの項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「株主」とあるのは「株主又は社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（同条第二項に規定する組織変更株式交付子会社をいう。以下同じ。）」と、「新株予約権等」とあるのは「新株予約権等」（同法第九十六条の九の三第一項第七号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）」と、同法第八百三十九条中「無効とされ、又は取り消された」とあるのは「無効とされた」と、同法第八百四十条第一項中「株式会社は、当該判決」とあるのは「組織変更後株式会社（保険業法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。）は、当該判決」と、「株式会社が」とあるのは「組織変更後株式会社が」と、「株式会社は、当該株主」とあるのは「組織変更後株式会社は当該株主」と、同条第二項、第五項及び第六項中「株式会社」とあるのは「組織変更後株式会社」と、同法第八百四十四条第一項中「株式会社の」とあるのは「相互会社の」と、「株式交換又は株式移転をする株式会社（以下この条において「旧完全子会社」という。）」とあるのは「組織変更後株式会社」と、「旧完全子会社の株式」とあるのは「組織変更後株式会社の株式」と、「旧完全子会社」とあるのは「組織変更後株式会社の株式」と、同条第三項から第五項までの規定中「旧完全子会社」とあるのは「組織変更後株式会社」と、同法第八百四十四条の二第一項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、「株式交付親会社」とあるのは「組織変更後株式会社」と、「旧株式交付親会社株式」とあるのは「旧組織変更後株式会社株式」と、「株式交付子会社」とあるのは「組織変更株式交付子会社」と

と、「旧株式交付子会社株式等」とあるのは「旧組織変更株式交付子会社株式等」と、同条第二項中「旧株式交付親会社株式」とあるのは「旧組織変更後株式会社株式」と、「旧株式交付子会社株式等」とあるのは「旧組織変更株式交付子会社株式等」と、同法第八百六十八条中「会社」とあるのは「組織変更後株式会社」と、同法第九百三十七条第三項第一号中「組織変更後の会社」とあるのは「組織変更後株式会社」と、「組織変更をする会社」とあるのは「組織変更をする相互会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

5 (略)

(保険会社の子会社の範囲等)

第百六条 (略)

2～6 (略)

7 保険会社は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十二号まで又は第十三号の二から第十五号までに掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。次項及び第九項並びに次条第四項第二号において「子会社対象保険会

5 (同上)

(保険会社の子会社の範囲等)

第百六条 (同上)

2～6 (同上)

7 保険会社は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十二号まで又は第十三号の二から第十五号までに掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。次項及び第九項並びに次条第四項第一号において「子会社対象保険会

社等」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十三号の二に掲げる会社にあつては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十項において同じ。))を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、第九十六条の第十項、第四百二十二条、第六百六十七条第一項又は第七百七十三条の六第一項の規定により組織変更(第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付を伴うものに限る。次条第四項第一号において同じ。)、事業の譲受け、合併又は会社分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

8～11 (略)

(保険会社等による議決権の取得等の制限)

第七百七条 (略)

2・3 (略)

4 保険会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、保険会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権

社等」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十三号の二に掲げる会社にあつては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十項において同じ。))を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、第四百二十二条、第六百六十七条第一項又は第七百七十三条の六第一項の規定により事業の譲受け、合併又は会社分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

8～11 (同上)

(保険会社等による議決権の取得等の制限)

第七百七条 (同上)

2・3 (同上)

4 保険会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、保険会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権

を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定する認可（第四号に該当する場合には、免許。次項において同じ。）をしてはならない。

一 当該保険会社が第九十六条の十第一項の認可を受けて組織変更をしたとき（内閣府令で定める場合に限る。）その組織変更をした日

二 前条第七項の認可を受けて当該保険会社が子会社対象保険会社等を子会社としたとき（内閣府令で定める場合に限る。）

一 その子会社とした日

三 当該保険会社が第四百四十二条の認可を受けて事業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限る。）その事業の譲受けをした日

四 第七十三条の六第一項の認可を受けて共同新設分割（法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。）により設立された会社が第三条第一項の免許を受けて当該保険会社になったとき その免許を受けた日

五 当該保険会社が第七十三条の六第一項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）その吸収分割をした日

六 第六十七条第一項の認可を受けて当該保険会社が合併により設立されたとき その設立された日

を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定する認可（第三号に該当する場合には、免許。次項において同じ。）をしてはならない。

（新設）

一 前条第七項の認可を受けて当該保険会社が子会社対象保険会社等を子会社としたとき（内閣府令で定める場合に限る。）

一 その子会社とした日

二 当該保険会社が第四百四十二条の認可を受けて事業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限る。）その事業の譲受けをした日

三 第七十三条の六第一項の認可を受けて共同新設分割（法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。）により設立された会社が第三条第一項の免許を受けて当該保険会社になったとき その免許を受けた日

四 当該保険会社が第七十三条の六第一項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）その吸収分割をした日

五 第六十七条第一項の認可を受けて当該保険会社が合併により設立されたとき その設立された日

七| 当該保險会社が第六十七條第一項の認可を受けて合併をしたとき（当該保險会社が存続する場合に限る。）その合併をした日

5～9 (略)

第六十五條の二十二 第二章第二節第二款（第二十三條（第一項第九号及び第四項を除く。）、第二十五條、第二十六條、第三十條の十第三項から第七項まで及び第九項並びに第三十條の十三第一項を除く。）の規定は、新設合併設立相互会社の設立については、適用しない。

2・3 (略)

(合併の登記)

第六十九條の五 (略)

2 (略)

(削る)

六| 当該保險会社が第六十七條第一項の認可を受けて合併をしたとき（当該保險会社が存続する場合に限る。）その合併をした日

5～9 (同上)

第六十五條の二十二 第二章第二節第二款（第二十三條（第一項第九号及び第四項を除く。）、第二十五條、第二十六條、第三十條の十第三項から第六項まで及び第八項並びに第三十條の十三第一項を除く。）の規定は、新設合併設立相互会社の設立については、適用しない。

2・3 (同上)

(合併の登記)

第六十九條の五 (同上)

2 (同上)

3| 前二項に規定する場合には、当該相互会社又は株式会社は、これらの規定に規定する日から三週間以内に、支店又は従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならぬ。ただし、第一項に規定する変更の登記は、会社法第九百三十條第二項各号（支店の所在地における登記）（第六十四條第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(合併の無効の訴え)

第七十一条 会社法第八十二条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄)、第八百三十六号から第八百三十九号まで(担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力)、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)(合併の無効判決の効力)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は第五十九条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第二項(第六号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二号(第五号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十二号の二(抗告状の写しの送付等)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定はこの条において準用する同法

(合併の無効の訴え)

第七十一条 会社法第八十二条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄)、第八百三十六号から第八百三十九号まで(担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力)、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)(合併の無効判決の効力)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(及び第四項(裁判による登記の嘱託)の規定は第五十九条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第二項(第六号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二号(第五号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十二号の二(抗告状の写しの送付等)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定はこの条において準

第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。
この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号及び第八号中「社員等」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役若しくは清算人（監査等委員会設置会社にあつては社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては社員、取締役又は清算人）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（内閣総理大臣による清算人の選任及び解任）

第七百七十四条（略）

254（略）

5 第八条の二第二項及び第十二条第二項の規定は、保険業を営む株式会社清算人について準用する。

6 保険業を営む株式会社に対する会社法第四百七十八条第八項において準用する同法第三百三十一条第一項第三号（取締役の資格等）の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「保険業法、この法律」とする。

7512（略）

用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号及び第八号中「社員等」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役若しくは清算人（監査等委員会設置会社にあつては社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては社員、取締役又は清算人）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（内閣総理大臣による清算人の選任及び解任）

第七百七十四条（同上）

254（同上）

5 第八条の二第二項の規定は、保険業を営む株式会社の清算人について準用する。

6 保険業を営む株式会社に対する会社法第四百七十八条第八項において準用する同法第三百三十一条第一項（取締役の資格等）の規定の適用については、同項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者」と、同項第三号中「この法律」とあるのは「保険業法、この法律」とする。

7512（同上）

(清算人の就任)

第百八十条の四 (略)

2・3 (略)

5 第八条の二第二項、第五十三條並びに第五十三條の二第一項及び第二項の規定は清算相互会社の清算人について、同条第五項の規定は清算人会設置相互会社(清算人会を置く清算相互会社をいう。以下この節において同じ。)における清算人について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(業務の執行)

第百八十条の八 (略)

2・3 (略)

4 会社法第三百五十三條から第三百五十六條まで(株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表、表見代表取締役、忠実義務、競業及び利益相反取引の制限)、第三百五十七條第一項及び第二項(取締役の報告義務)、第三百六十條第一項(株主による取締役の行為の差止め)並びに第三百六十一條第一項(第三号から第五号までを除く。)及び第四項(取締役の報酬等)の規定は、清算人(同条の規定については、第七十四條第一項、第四項又は第九項の規定により内閣総理大臣が選任したものを除く。)について準用する。この場合において、これ

(清算人の就任)

第百八十条の四 (同上)

2・3 (同上)

5 第八条の二第二項、第五十三條及び第五十三條の二第一項の規定は清算相互会社の清算人について、同条第四項の規定は清算人会設置相互会社(清算人会を置く清算相互会社をいう。以下この節において同じ。)における清算人について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(業務の執行)

第百八十条の八 (同上)

2・3 (同上)

4 会社法第三百五十三條から第三百五十六條まで(株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表、表見代表取締役、忠実義務、競業及び利益相反取引の制限)、第三百五十七條第一項及び第二項(取締役の報告義務)、第三百六十條第一項(株主による取締役の行為の差止め)並びに第三百六十一條第一項及び第四項(取締役の報酬等)の規定は、清算人(同条の規定については、第七十四條第一項、第四項又は第九項の規定により内閣総理大臣が選任したものを除く。)について準用する。この場合において、同法第三百五十三條中「第三百四十九條

らの規定（同法第三百六十一条第一項第六号を除く。）中「株式会社」とあるのは「清算相互会社」と、同法第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは「保険業法第八十条の九第五項において準用する第三百四十九条第四項」と、同法第三百五十四条中「代表取締役」とあるのは「代表清算人」と、同法第三百五十七条中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは「監査役」と、同条第二項中「監査役設置会社」とあるのは「監査役設置会社（保険業法第三十条の十第四項に規定する監査役設置会社をいう。）」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「社員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算事務の終了等）

第百八十三条（略）

2 会社法第九百二十八条（第二項を除く。）（清算人の登記）及び第九百二十九条（第一号に係る部分に限る。）（清算結了の登記）並びに商業登記法第七十三条から第七十五条まで（清算人の登記、清算人に関する変更の登記、清算結了の登記）の

第四項」とあるのは「保険業法第八十条の九第五項において準用する第三百四十九条第四項」と、同法第三百五十四条中「代表取締役」とあるのは「代表清算人」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「社員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算事務の終了等）

第百八十三条（同上）

2 会社法第九百二十八条（第二項を除く。）（清算人の登記）第九百二十九条（第一号に係る部分に限る。）（清算結了の登記）及び第九百三十二条本文（支店における変更の登記等）並びに商業登記法第七十三条から第七十五条まで（清算人の登

規定は、相互会社の清算に関する登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商業登記法の準用)

第二百六十六条 商業登記法第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第七條から第十九條の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十一條から第二十三條の二まで（受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認）、第二十四條（第十号及び第十一号を除く。）（申請の却下）、第二十五條から第二十七條まで（提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十三條（商号の登記の抹消）、第四十四條、第四十五條（会社の支配人の登記）、第五十一條、第五十二條（本店移転の登記）、第二百二十八條（申請人）、第二百二十九條（外国会社の登記）、第三百十條第一項及

記、清算人に関する変更の登記、清算終了の登記）の規定は、相互会社の清算に関する登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商業登記法の準用)

第二百六十六条 商業登記法第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第七條第一項、第二項及び第四項（登記申請の方式）、第十八條から第十九條の三まで（申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十條第一項及び第二項（印鑑の提出）、第二十一條から第二十三條の二まで（受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認）、第二十四條（第十一号及び第十二号を除く。）（申請の却下）、第二十五條から第二十七條まで（提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十三條（商号の登記の抹消）、第四十四條、第四十五條（会社の支配人の登記）、第五十一條、第五十二條（本店移転の登記

び第三項（変更の登記）、第三百三十二条から第三百三十七条まで（更正、抹消の申請、職権抹消）並びに第三百三十九条から第四百四十八条まで（行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、外国相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と、同法第十九条の三中「この法律」とあるのは「保険業法」と、同法第二百二十九条第一項中「会社法第九百三十三条第一項の規定による外国会社」とあるのは「外国相互会社の事務所の設置」と、同法第四百号中「会社法第九百三十九条第二項」とあるのは「保険業法第二百七条第一項」と、同法第三項中「日本における代表者を定めた旨又は日本に営業所」とあるのは「日本国内に事務所」と、同法第三百三十条第三項中「前二項の登記の」とあるのは「第一項の登記の」と、「既に前二項」とあるのは「既に同項」と、「前二項」とあるのは「同項」と、同法第四百六条の二中「商業登記法（）とあるのは「保険業法（平成七年法律第五号）第二百六条において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「保険業法第二百六条において準用する商業

（）、第二百二十八条（申請人）、第二百二十九条（外国会社の登記）（）、第三百十條第一項及び第三項（変更の登記）並びに第三百三十二条から第四百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、外国相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と、同法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「日本国内の事務所」と、同法第二百二十九条第一項中「会社法第九百三十三条第一項の規定による外国会社」とあるのは「外国相互会社の事務所の設置」と、同法第三項中「日本における代表者を定めた旨又は日本に営業所」とあるのは「日本国内に事務所」と、同法第三百三十条第三項中「前二項の登記の」とあるのは「第一項の登記の」と、「既に前二項」とあるのは「既に同項」と、「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

登記法第四百四十五条」と、同法第四百四十八条中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「外国相互会社に関する登記」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(保険持株会社の取締役等の適格性等)

第二百七十一条の十九の二 (略)

2 (略)

3| 第十二条第二項の規定は、保険持株会社の取締役、執行役又は監査役について準用する。

4| (略)

第二百七十二条の三十三 内閣総理大臣は、第二百七十二条の三十一第一項又は第二項ただし書の承認の申請があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承認しなければならない。

一 当該承認の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）が会社その他の法人である場合又は当該承認を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ (略)

ハ 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること

(保険持株会社の取締役等の適格性等)

第二百七十一条の十九の二 (同上)

2 (同上)

(新設)

3| (同上)

第二百七十二条の三十三 内閣総理大臣は、第二百七十二条の三十一第一項又は第二項ただし書の承認の申請があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承認しなければならない。

一 当該承認の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）が会社その他の法人である場合又は当該承認を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ (同上)

ハ 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること

。(1)・(2) (略)

(3) 役員のうちに心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者、第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一條第一項第三号（取締役の資格等）に掲げる者又は第二百七十二條の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者のある者

二 (略)

2 (略)

第二百七十二條の三十六 前条第一項又は第三項ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社（指名委員会等を置く株式会社をいう。）にあつては取締役及び執行役）の氏名

五 (略)

2 (略)

(過料に処すべき行為)

。(1)・(2) (同上)

(3) 役員のうちに第十二條第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一條第一項第二号若しくは第三号（取締役の資格等）に掲げる者又は第二百七十二條の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者のある者

二 (同上)

2 (同上)

第二百七十二條の三十六 前条第一項又は第三項ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 三 (同上)

四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名

五 (同上)

2 (同上)

(過料に処すべき行為)

第三百三十三条 保険会社等の発起人、設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、清算人、第四百四十四条第一項（第二百七十二條の三十第二項において準用する場合を含む。）に規定する受託会社、保険管理人、保険調査人、会社法第五百二十五条第一項（清算人代理）（第八十四条において準用する場合を含む。）の清算人代理、同法第五百二十七条第一項（監督委員の選任等）（第八十四条において準用する場合を含む。）の監督委員、同法第五百三十三条（調査委員の選任等）（第八十四条において準用する場合を含む。）の調査委員、民事保全法第五十六条（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託）に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行役、監査役若しくは清算人の職務を代行する者、第三百二十二条第一項第六号若しくは会社法第九百六十条第一項第五号（取締役等の特別背任罪）に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、第三百二十二条第二項第三号若しくは同法第九百六十条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百二十八条第一項第三号若しくは同法第九百六十七條第一項第三号（取締役等の贈収賄罪）に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、株主名簿管理人、社債原

第三百三十三条 保険会社等の発起人、設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、清算人、第四百四十四条第一項（第二百七十二條の三十第二項において準用する場合を含む。）に規定する受託会社、保険管理人、保険調査人、会社法第五百二十五条第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）の清算人代理、同法第五百二十七条第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）の監督委員、同法第五百三十三条（第八十四条において準用する場合を含む。）の調査委員、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行役、監査役若しくは清算人の職務を代行する者、第三百二十二条第一項第六号若しくは会社法第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、第三百二十二条第二項第三号若しくは同法第九百六十条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百二十八条第一項第三号若しくは同法第九百六十七條第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、代表社債権者、決議執行者若しくは支配人、外国保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百十一条において

簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、社債管理補助者、事務を承継する社債管理補助者、代表社債権者、決議執行者若しくは支配人、外国保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百一十一条において準用する第四百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人、保険調査人若しくは支配人、免許特定法人及び引受社員を日本において代表する者、外国保険会社等と第九十条第三項の契約を締結した者、免許特定法人と第二百二十三条第三項の契約を締結した者若しくは少額短期保険業者と第二百七十二条の五第三項の契約を締結した者、機構の役員、保険議決権大量保有者（保険議決権大量保有者が保険議決権大量保有者でなくなった場合における当該保険議決権大量保有者であった者を含み、保険議決権大量保有者が法人（第二条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第六十四号及び第七十号を除き、以下この項において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険主要株主若しくは少額短期保険主要株主（保険主要株主又は少額短期保険主要株主が保険主要株主又は少額短期保険主要株主でなくなった場合における当該保険主要株主又は少額短期保険主要株主であった者を含み、保険主要株主又は少額短期保険主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査

準用する第四百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人、保険調査人若しくは支配人、免許特定法人及び引受社員を日本において代表する者、外国保険会社等と第九十条第三項の契約を締結した者、免許特定法人と第二百二十三条第三項の契約を締結した者若しくは少額短期保険業者と第二百七十二条の五第三項の契約を締結した者、機構の役員、保険議決権大量保有者（保険議決権大量保有者が保険議決権大量保有者でなくなった場合における当該保険議決権大量保有者であった者を含み、保険議決権大量保有者が法人（第二条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第六十四号及び第七十号を除き、以下この項において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険主要株主若しくは少額短期保険主要株主（保険主要株主又は少額短期保険主要株主が保険主要株主又は少額短期保険主要株主でなくなった場合における当該保険主要株主又は少額短期保険主要株主であった者を含み、保険主要株主又は少額短期保険主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主若しくは特定少額短期主要株主（特定主要株主又は特定少額短期主要株主が保険会社等の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった場合

役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主若しくは特定少額短期主要株主（特定主要株主又は特定少額短期主要株主が保険会社等の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった場合における当該特定主要株主又は特定少額短期主要株主であった者を含み、特定主要株主又は特定少額短期主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険持株会社若しくは少額短期保険持株会社（保険持株会社又は少額短期保険持株会社が保険持株会社又は少額短期保険持株会社でなくなった場合における当該保険持株会社であった会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社又は特定少額短期持株会社（特定持株会社又は特定少額短期持株会社が保険会社等を子会社とする持株会社でなくなった場合における当該特定持株会社又は特定少額短期持株会社であった会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇五（略）

における当該特定主要株主又は特定少額短期主要株主であった者を含み、特定主要株主又は特定少額短期主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険持株会社若しくは少額短期保険持株会社（保険持株会社又は少額短期保険持株会社が保険持株会社又は少額短期保険持株会社でなくなった場合における当該保険持株会社又は少額短期保険持株会社であった会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社若しくは特定少額短期持株会社（特定持株会社又は特定少額短期持株会社が保険会社等を子会社とする持株会社でなくなった場合における当該特定持株会社又は特定少額短期持株会社であった会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇五（同上）

六 この法律又はこの法律において準用する会社法の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

七〇十七 (略)

十七の二 第四十一条第一項又は第四十九条第一項において準用する会社法第三百二十五条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置(第四十一条第一項及び第四十九条第一項において準用する同法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。)をとらなかつたとき。

十八 第五十一条の二の規定に違反して、社外取締役を選任しなかつたとき。

十八の二 第五十三条の二第六項の規定に違反して、社外取締役を監査等委員である取締役の過半数に選任しなかつたとき。

十八の三 (略)

十九 (略)

二十 第五十三条の十五において準用する会社法第三百六十五条第二項(第五十三条の三十二において準用する同法第四百

六 この法律又はこの法律において読み替えて準用する会社法の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

七〇十七 (同上)

(新設)

(新設)

十七の二 第五十三条の二第五項の規定に違反して、社外取締役を監査等委員である取締役の過半数に選任しなかつたとき。

十八 (同上)

十九 (同上)

二十 第五十三条の十五において準用する会社法第三百六十五条第二項(第五十三条の三十二において準用する同法第四百

十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三條の三十八において準用する同法第四百三十條の二第四項（第五十三條の三十八において準用する同法第四百三十條の二第二五項において準用する場合を含む。）の規定又は第八十條の規定に違反して、取締役会若しくは清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一～二十四（略）

二十五 第六十一條の六の規定に違反して社債（第六十一條に規定する社債をいう。）を發行し、又は第六十一條の七第八項において準用する会社法第七百十四條第一項（第六十一條の七の三第六項において準用する同法第七百十四條の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して事務を承継する社債管理者若しくは社債管理補助者を定めなかつたとき。

二十六～三十（略）

三十一 第一百條の四（第二百七十二條の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二百七十一條の十九の二第四項又は第二百七十二條の三十七の二第二項の規定に違反して、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となつたとき。

三十二～四十四（略）

四十五 第三百三十六條（第二百十條第一項（第二百七十條の四

十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定又は第八十條の十四第九項において準用する同法第三百六十五條第二項の規定に違反して、取締役会若しくは清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一～二十四（同上）

二十五 第六十一條の六の規定に違反して社債（第六十一條に規定する社債をいう。）を發行し、又は第六十一條の七第八項において準用する会社法第七百十四條第一項の規定に違反して事務を承継する社債管理者を定めなかつたとき。

二十六～三十（同上）

三十一 第一百條の四（第二百七十二條の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二百七十一條の十九の二第三項又は第二百七十二條の三十七の二第二項の規定に違反して、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となつたとき。

三十二～四十四（同上）

四十五 第三百三十六條（第二百十條第一項（第二百七十條の四

第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して保険契約の移転の手続をしたとき。

四十六〜七十五 (略)

2 (略)

附則

(特例会員に係る資金援助等に係る政府の補助)

第一条の二の十四 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員（平成十八年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第三項において「特例会員」という。）に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認める場合（政令で定める日における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に、当該生命保険契約者保護機構が

第九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して保険契約の移転の手続をしたとき。

四十六〜七十五 (同上)

2 (同上)

附則

(特例会員に係る資金援助等に係る政府の補助)

第一条の二の十四 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員（平成十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第三項において「特例会員」という。）に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認める場合（政令で定める日における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に、当該生命保険契約者保護機

当該費用を借入れにより賄うとした場合の当該借入れの額として政令で定める額を加えた額が当該生命保険契約者保護機構の長期的な収支を勘案して政令で定める額を超える場合に限る。
（）には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用（特定業務に要したものに限り、）の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

2
（略）

構が当該費用を借入れにより賄うとした場合の当該借入れの額として政令で定める額を加えた額が当該生命保険契約者保護機構の長期的な収支を勘案して政令で定める額を超える場合に限る。
（）には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用（特定業務に要したものに限り、）の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

2
（同上）

改正案	現行
<p>（理事等の報酬等）</p> <p>第四十三条 会社更生法第六十六条の規定は、更生協同組織金融機関の理事、監事及び清算人について準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第三百六十一条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五、信用金庫法第三十五条の六又は労働金庫法第三十七条の四において準用する会社法第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）」と、「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第二項中「会社法第三百六十一条第一項（同法第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。）」及び第三項、第三百七十九条第一項及び第二項、第三百八十七条第一項及び第二項並びに第四百四条第三項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五若しくは第六条の二第二項、信用金庫法第三十五条の六若しくは第六十四条又は労働金庫法第三十七条の四若しくは第六十八条において準用する会社法第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）」の規定並びに協同組合による金融事業に関する法律第五条の六、信用金庫</p>	<p>（理事等の報酬等）</p> <p>第四十三条 会社更生法第六十六条の規定は、更生協同組織金融機関の理事、監事及び清算人について準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第三百六十一条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五、信用金庫法第三十五条の六又は労働金庫法第三十七条の四において準用する会社法第三百六十一条第一項」と、「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第二項中「会社法第三百六十一条第一項（同法第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。）」及び第三項、第三百七十九条第一項及び第二項、第三百八十七条第一項及び第二項並びに第四百四条第三項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五若しくは第六条の二第二項、信用金庫法第三十五条の六若しくは第六十四条又は労働金庫法第三十七条の四若しくは第六十八条において準用する会社法第三百六十一条第一項の規定並びに協同組合による金融事業に関する法律第五条の六、信用金庫法第三十五条の七又は労働金庫法第三十七条の五において準用する会社</p>

法第三十五条の七又は労働金庫法第三十七条の五において準用する会社法第三百八十七条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

(更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等)

第六十二条 第五百九条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に更生協同組織金融機関、転換後協同組織金融機関又は更生計画の定めにより設立される協同組織金融機関について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

26 (略)

(更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止)

第九十七条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げる行為を行い、又は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の株式会社（以下この章において「組織変更

法第三百八十七条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

(更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等)

第六十二条 第五百九条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に更生協同組織金融機関、転換後協同組織金融機関又は更生計画の定めにより設立される協同組織金融機関について登記すべき事項が生じた場合について準用する。この場合において、中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号、信用金庫法第七十四条第二項各号又は労働金庫法第七十八条第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、第五百九条第一項中「主たる事務所」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

26 (同上)

(更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止)

第九十七条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げる行為を行い、又は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の株式会社（以下この章において「組織変更

後株式会社」という。)について会社更生法第四十五条第一項各号に掲げる行為を行うことができない。

一〇六 (略)

七 組織変更株式交換(保険業法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。以下この章において同じ。)

組織変更株式移転(同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。以下この章において同じ。)

組織変更株式交付(同法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をいう。以下この章において同じ。)

八〇十 (略)

2 (略)

(取締役等の報酬等)

第二百九条 会社更生法第六十六条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の取締役、会計参与、監査役、執行役及び清算人について準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第三百六十一条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の二十八第三項」と、「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第二項中「会社法第三百六十一条第一項(同法第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。)

及び第三項、第三百七十九条第一項及び第二項、第三百八十七条第一

後株式会社」という。)について会社更生法第四十五条第一項各号に掲げる行為を行うことができない。

一〇六 (同上)

七 組織変更株式交換(保険業法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。以下この章において同じ。)

又は組織変更株式移転(同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。以下この章において同じ。)

八〇十 (同上)

2 (同上)

(取締役等の報酬等)

第二百九条 会社更生法第六十六条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の取締役、会計参与、監査役、執行役及び清算人について準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第三百六十一条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の二十八第三項」と、「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第二項中「会社法第三百六十一条第一項(同法第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。)

及び第三項、第三百七十九条第一項及び第二項、第三百八十七条第一

項及び第二項並びに第四百四条第三項」とあるのは「保険業法第五十三条の十五及び第八十条の八第四項において読み替えて準用する会社法第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）、保険業法第五十三条の十五において準用する会社法第三百六十一条第三項、保険業法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十九条第一項及び第二項、保険業法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十七条第一項及び第二項並びに保険業法第五十三条の二十八第三項」と読み替えるものとする。

（社債管理者等の費用及び報酬）

第二百四十四条 会社更生法第三百十一条の規定は、相互会社の更生手続における社債管理者、社債管理補助者又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社について準用する。

（更生会社の取締役等）

第二百六十一条 次の各号に掲げる条項においては、当該各号に定める事項を定めなければならない。

一 （略）

二 更生会社が更生計画認可の決定の時にいて監査等委員会設置会社（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委

項及び第二項並びに第四百四条第三項」とあるのは「保険業法第五十三条の十五及び第八十条の八第四項において準用する会社法第三百六十一条第一項、保険業法第五十三条の十五において準用する会社法第三百六十一条第三項、保険業法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十九条第一項及び第二項、保険業法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十七条第一項及び第二項並びに保険業法第五十三条の二十八第三項」と読み替えるものとする。

（社債管理者等の費用及び報酬）

第二百四十四条 会社更生法第三百十一条の規定は、第九十六条において準用する同法第四十三条第一項第五号に規定する社債管理者等について準用する。

（更生会社の取締役等）

第二百六十一条 次の各号に掲げる条項においては、当該各号に定める事項を定めなければならない。

一 （同上）

二 更生会社が更生計画認可の決定の時にいて監査等委員会設置会社（保険業法第四条第一項第三号に規定する監査等委

員会設置会社をいう。第二百七十二条第七号、第八号二及び第九号、第二百九十九条第一項並びに第三百六十条第一項第二号及び第三号二において同じ。）となる場合における更生会社の取締役に関する条項 監査等委員（同法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。以下この章及び第三百六十条第一項第二号において同じ。）である取締役及びそれ以外の取締役並びに代表取締役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

三 更生会社が更生計画認可の決定の時にいて指名委員会等設置会社（保険業法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。第七号、第二百七十二条第八号ホ及び第三百六十条第一項第三号ホにおいて同じ。）となる場合における更生会社の取締役に関する条項 取締役及び各委員会（同法第五十三条の二十四第一項に規定する各委員会をいう。以下この章及び同号ホにおいて同じ。）の委員の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

四 更生会社が更生計画認可の決定の時にいて会計参与設置会社（保険業法第五十三条の十八第一項に規定する会計参与設置会社をいう。第二百七十二条第八号イ及び第三百六十条第一項第三号イにおいて同じ。）となる場合における更生会社の会計参与に関する条項 会計参与の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

員会設置会社をいう。以下この章において同じ。）となる場合における更生会社の取締役に関する条項 監査等委員（同法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。以下この章において同じ。）である取締役及びそれ以外の取締役並びに代表取締役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

三 更生会社が更生計画認可の決定の時にいて指名委員会等設置会社（保険業法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下この章において同じ。）となる場合における更生会社の取締役に関する条項 取締役及び各委員会（同法第五十三条の二十四第一項に規定する各委員会をいう。以下この章において同じ。）の委員の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

四 更生会社が更生計画認可の決定の時にいて会計参与設置会社（保険業法第八条の二第二項第二号に規定する会計参与設置会社をいう。以下この章において同じ。）となる場合における更生会社の会計参与に関する条項 会計参与の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

五 更生会社が更生計画認可の決定の時に監査役設置会社（保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。第二百七十二条第八号ロ及び第三百六十条第一項第三号ロにおいて同じ。）となる場合における更生会社の監査役に関する条項 監査役の氏名又はその選任の方法及び任期

六 更生会社が更生計画認可の決定の時に会計監査人設置会社（保険業法第五十三条の二十二第三項に規定する会計監査人設置会社をいう。第二百七十二条第八号ハ及び第三百六十条第一項第三号ハにおいて同じ。）となる場合における更生会社の会計監査人に関する条項 会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

七 (略)

2 (略)

(募集社債を引き受ける者の募集)

第二百六十四条 募集社債を引き受ける者の募集に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 (略)

二 募集社債が担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号

五 更生会社が更生計画認可の決定の時に監査役設置会社（保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。以下この章において同じ。）となる場合における更生会社の監査役に関する条項 監査役の氏名又はその選任の方法及び任期

六 更生会社が更生計画認可の決定の時に会計監査人設置会社（保険業法第五十三条の二十二第三項に規定する会計監査人設置会社をいう。以下この章において同じ。）となる場合における更生会社の会計監査人に関する条項 会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

七 (同上)

2 (同上)

(募集社債を引き受ける者の募集)

第二百六十四条 募集社債を引き受ける者の募集に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 (同上)

二 募集社債が担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号

三〇五 (略)

(更生債権者等又は社員の権利の消滅と引換えにする基金の拠出の割当て等)

第二百六十五条 (略)

2 更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部の消滅と引換えにする社債の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一〇四 (略)

五 保険業法第六十一条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

六〇七 (略)

(組織変更)

第二百六十六条 組織変更に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更計画において定めるべき事項(保険業法第八十六条第四項第三号及び第四号に掲げる事項並びに次条第一号及び第二百六十八条第一号に掲げる事項並びに第二百六十八条の二に規定する事項を除く。)

二 組織変更後株式会社取締役の氏名又はその選任の方法及び任期並びに組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社(

三〇五 (同上)

(更生債権者等又は社員の権利の消滅と引換えにする基金の拠出の割当て等)

第二百六十五条 (同上)

2 更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部の消滅と引換えにする社債の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一〇四 (同上)

五 保険業法第六十一条第五号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項

六〇七 (同上)

(組織変更)

第二百六十六条 組織変更に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更計画において定めるべき事項(保険業法第八十六条第四項第三号及び第四号に掲げる事項並びに次条第一号及び第二百六十八条第一号に掲げる事項を除く。)

二 組織変更後株式会社取締役の氏名又はその選任の方法及び任期並びに組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社で

保険業法第八十六条第六項に規定する監査等委員会設置会社をいう。次号二において同じ。）である場合には監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役のいずれであるかの別

三 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項

イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社（保険業法第八十六条第四項第四号イに規定する会計参与設置会社をいう。）である場合 会計参与の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社（保険業法第八十六条第四項第四号ロに規定する監査役設置会社をいう。）である場合 代表取締役及び監査役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社（保険業法第八十六条第四項第四号ハに規定する会計監査人設置会社をいう。）である場合 会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

ニ (略)

ホ 組織変更後株式会社が指名委員会等設置会社（保険業法第二百七十二条の三十六第一項第四号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）である場合 各委員会の委員、執行役及び代表執行役の氏名又はその選任若しくは選定の方

ある場合には監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役のいずれであるかの別

三 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項

イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 会計参与の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社である場合 代表取締役及び監査役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

ニ (同上)

ホ 組織変更後株式会社が指名委員会等設置会社である場合 各委員会の委員、執行役及び代表執行役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

法及び任期

四〇九 (略)

2 (略)

(組織変更株式交換)

第二百六十七条 組織変更株式交換に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 (略)

二 組織変更株式交換完全親会社（保険業法第九十六条の五第

二項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。以下この条において同じ。）が組織変更株式交換に際して更生債権者等に対して株式等を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ・ロ (略)

三〇五 (略)

(組織変更株式移転)

第二百六十八条 組織変更株式移転に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 (略)

二 組織変更株式移転設立完全親会社（保険業法第九十六条の九第一項第一号に規定する組織変更株式移転設立完全親会社

四〇九 (同上)

2 (同上)

(組織変更株式交換)

第二百六十七条 組織変更株式交換に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 (同上)

二 組織変更株式交換完全親会社（保険業法第九十六条の五第

二項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。以下この条において同じ。）が組織変更株式交換に際して更生債権者等に対して株式等を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ・ロ (同上)

三〇五 (同上)

(組織変更株式移転)

第二百六十八条 組織変更株式移転に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 (同上)

二 組織変更株式移転設立完全親会社（保険業法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう

をいう。以下この章において同じ。）が組織変更株式移転に際して更生債権者等に対して株式等を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ・ロ (略)

三〇五 (略)

(組織変更株式交付)

第二百六十八条の二 組織変更株式交付に関する条項においては、組織変更計画において定めるべき事項（組織変更株式交付に関するものに限る。）を定めなければならない。

(社債権者の議決権の行使に関する制限)

第二百八十三条 会社更生法第九十条の規定は、相互会社についての更生債権等である社債を有する社債権者について準用する。この場合において、同条第一項中「第四十三条第一項第五号」とあるのは「更生特例法第九十六条において読み替えて準用する第四十三条第一項第五号」と、同条第三項中「会社法第七百六条第一項若しくは第七百四十四条の四第三項」とあるのは「保険業法第六十一条の七第四項若しくは第六十一条の七の三第三項」と、「第七百六条第一項ただし書」とあるのは「第六十一条の七第四項ただし書」と読み替えるものとする。

。以下この章において同じ。）が組織変更株式移転に際して更生債権者等に対して株式等を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ・ロ (同上)

三〇五 (同上)

(新設)

(社債権者の議決権の行使に関する制限)

第二百八十三条 会社更生法第九十条の規定は、相互会社についての更生債権等である社債を有する社債権者について準用する。この場合において、同条第一項中「第四十三条第一項第五号」とあるのは「更生特例法第九十六条において準用する第四十三条第一項第五号」と、同条第三項中「会社法第七百六条第一項」とあるのは「保険業法第六十一条の七第四項」と読み替えるものとする。

(新相互会社又は新株式会社の設立に関する特例)

第三百十六条 第二百七十二条本文の規定又は第二百七十三條において読み替えて準用する会社更生法第八十三條本文の規定により更生計画において新相互会社又は新株式会社を設立することを定めた場合には、当該新相互会社又は新株式会社（以下この条において「新法人」という。）についての発起人の職務は、管財人が行う。

2 6 (略)

7 第三百八条第二項から第五項までの規定は更生債権者等又は社員に対して第二百七十三條において読み替えて準用する会社更生法第八十三條第五号の新株式会社の設立時募集株式(会社法第五十八條第一項に規定する設立時募集株式をいう。以下この章において同じ。)の割当てを受ける権利を与える場合について、第三百九条及び第三百十條の規定は新株式会社の募集新株予約権又は募集社債を引き受ける者の募集について、会社更生法第二百七条の二の規定は更生債権者等又は社員の権利の消滅と引換えにする新株式会社の設立時発行株式、新株予約権又は社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第三百八条第二項及び第四項、第三百九条第二項及び第四項並びに第三百十條第一項及び第三項中「組織変更後株式会社」とあるのは「新株式会社」と、第三百八条第二項第二号及び第三号、第四項並びに第五項中「第二百六十六條第二項にお

(新相互会社又は新株式会社の設立に関する特例)

第三百十六条 第二百七十二條本文の規定又は第二百七十三條において準用する会社更生法第八十三條本文の規定により更生計画において新相互会社又は新株式会社を設立することを定めた場合には、当該新相互会社又は新株式会社（以下この条において「新法人」という。）についての発起人の職務は、管財人が行う。

2 6 (同上)

7 第三百八条第二項から第五項までの規定は更生債権者等又は社員に対して第二百七十三條において準用する会社更生法第八十三條第五号の新株式会社の設立時募集株式(会社法第五十八條第一項に規定する設立時募集株式をいう。以下この章において同じ。)の割当てを受ける権利を与える場合について、第三百九条及び第三百十條の規定は新株式会社の募集新株予約権又は募集社債を引き受ける者の募集について、会社更生法第二百七条の二の規定は更生債権者等又は社員の権利の消滅と引換えにする新株式会社の設立時発行株式、新株予約権又は社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第三百八条第二項及び第四項、第三百九条第二項及び第四項並びに第三百十條第一項及び第三項中「組織変更後株式会社」とあるのは「新株式会社」と、第三百八条第二項第二号及び第三号、第四項並びに第五項中「第二百六十六條第二項において準用す

いて準用する会社更生法第七十五条第三号」とあるのは「第二百七十三条において読み替えて準用する会社更生法第八十条第五号」と、第三百九条第一項中「第二百六十六条第二項において準用する同法第七十六条」とあるのは「第二百七十三条において準用する同法第八十三条第十一号」と、同条第二項、第四項及び第五項中「第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号」とあり、並びに同条第六項中「第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十六条」とあるのは「第二百七十三条において準用する会社更生法第八十三条第十一号」と、第三百十條第一項、第三項及び第四項中「第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号」とあるのは「第二百七十三条において準用する会社更生法第八十三条第十二号」と、同法第二百七十七条の二第一項中「第二百七十七条の二第一項」及び「同項第三号」とあり、同条第二項中「第二百七十七条の二第二項」及び「同項第六号」とあり、並びに同条第三項中「第二百七十七条の二第三項」及び「同項第七号」とあるのは「更生特例法第二百七十三条において読み替えて準用する第八十三条第十三号」と、同条中「又は株主」とあるのは「又は社員」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「新株式会社（更生特例法第二百九十四条第一項第五号に規定する新株式会社をいう。）が成立した」と読み替えるものとする。

る会社更生法第七十五条第三号」とあるのは「第二百七十三条において準用する会社更生法第八十条第五号」と、第三百九条第一項中「第二百六十六条第二項において準用する同法第七十六条」とあるのは「第二百七十三条において準用する同法第八十三条第十一号」と、同条第二項、第四項及び第五項中「第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号」とあり、並びに同条第六項中「第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十六条」とあるのは「第二百七十三条において準用する会社更生法第八十三条第十一号」と、第三百十條第一項、第三項及び第四項中「第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号」とあるのは「第二百七十三条において準用する会社更生法第八十三条第十二号」と、同法第二百七十七条の二第一項中「第二百七十七条の二第一項」及び「同項第三号」とあり、同条第二項中「第二百七十七条の二第二項」及び「同項第六号」とあり、並びに同条第三項中「第二百七十七条の二第三項」及び「同項第七号」とあるのは「更生特例法第二百七十三条において準用する第八十三条第十三号」と、同条中「又は株主」とあるのは「又は社員」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「新株式会社（更生特例法第二百九十四条第一項第五号に規定する新株式会社をいう。）が成立した」と読み替えるものとする。

8 第一項に規定する場合において新相互会社を設立することを定めたときは、保険業法第二十二条第二項、第二十三条第一項第九号及び第四項、第二十四条第二項、第二十八条第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）及び第二号（同法第二十三条第一項第九号に係る部分に限る。）、第三十条の七第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）及び第二号（同法第二十三条第一項第九号に係る部分に限る。）、第三十条の八第一項、第三十条の十第一項及び第九項、第三十条の十一（同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第三十条の十四の規定は、適用しない。

9 (略)

(更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等)
第三百三十五条 第三百三十二条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に更生会社又は更生計画の定めにより設立される相互会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

8 第一項に規定する場合において新相互会社を設立することを定めたときは、保険業法第二十二条第二項、第二十三条第一項第九号及び第四項、第二十四条第二項、第二十八条第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）及び第二号（同法第二十三条第一項第九号に係る部分に限る。）、第三十条の七第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）及び第二号（同法第二十三条第一項第九号に係る部分に限る。）、第三十条の八第一項、第三十条の十第一項及び第八項、第三十条の十一（同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第三十条の十四の規定は、適用しない。

9 (同上)

(更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等)
第三百三十五条 第三百三十二条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に更生会社又は更生計画の定めにより設立される相互会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。この場合において、保険業法第六十四条第三項において準用する会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、第三百三十二条第一項中「主たる事務所」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

255 (略)

255 (同上)

(更生計画の遂行に関する登記の嘱託)

第三百五十五条 会社更生法第二百五十八条第一項の規定は、更生計画の遂行又は同法の規定若しくはこの節の規定により更生手続終了前に転換後信用金庫又は更生計画の定めにより設立される協同組織金融機関について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

2

(略)

(保険業を営む株式会社についての会社更生法の規定の適用)

第三百五十八条 保険業を営む株式会社についての会社更生法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第四十五条第	持分会社	持分会社若しくは相互会

(更生計画の遂行に関する登記の嘱託)

第三百五十五条 会社更生法第二百五十八条第一項の規定は、更生計画の遂行又は同法の規定若しくはこの節の規定により更生手続終了前に転換後信用金庫又は更生計画の定めにより設立される協同組織金融機関について登記すべき事項が生じた場合について準用する。この場合において、中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号、信用金庫法第七十四条第二項各号又は労働金庫法第七十八条第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、会社更生法第二百五十八条第一項中「本店(外国に本店があるときは、日本における営業所。第四項及び次条第一項において同じ。)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

2

(同上)

(保険業を営む株式会社についての会社更生法の規定の適用)

第三百五十八条 保険業を営む株式会社についての会社更生法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(同上)	(同上)	(同上)
第四十五条第	持分会社	持分会社若しくは相互会

(略)	一 項 第 七 号
(略)	株式交換、株式移転若しくは株式交付
(略)	社 株式交換（保険業法（平成七年法律第五号）第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）、株式移転（相互会社と共にする同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転を含む。）、株式交付（同法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付を含む。）若しくは保険契約の移転（同法第三百三十五条第一項（同法第二百七十二條の二十九において読み替えて準用する場合を含む。）の保険契約の移転をいう。以下同じ。）

(同上)	一 項 第 七 号
(同上)	株式交換若しくは株式移転
(同上)	社 株式交換（保険業法（平成七年法律第五号）第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）、株式移転（相互会社と共にする同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転を含む。）若しくは保険契約の移転（同法第三百三十五条第一項（同法第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）の保険契約の移転をいう。以下同じ。）

(組織変更)

第三百六十条 組織変更（保険業法第六十八条第三項に規定する組織変更をいう。以下この節において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 (略)

二 組織変更後の相互会社（以下この節において「組織変更後相互会社」という。）の取締役の氏名又はその選任の方法及び任期並びに組織変更後相互会社が監査等委員会設置会社である場合には監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役のいずれであるかの別

三 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項

イ 組織変更後相互会社が会計参与設置会社である場合 会計参与の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

ロ 組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合 代表取締役及び監査役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

(組織変更)

第三百六十条 組織変更（保険業法第六十八条第三項に規定する組織変更をいう。以下この節において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 (同上)

二 組織変更後の相互会社（以下この節において「組織変更後相互会社」という。）の取締役の氏名又はその選任の方法及び任期並びに組織変更後相互会社が監査等委員会設置会社（保険業法第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。次号二において同じ。）である場合には監査等委員（同法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。）である取締役又はそれ以外の取締役のいずれであるかの別

三 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項

イ 組織変更後相互会社が会計参与設置会社（保険業法第八条の二第一項第二号に規定する会計参与設置会社をいう。）である場合 会計参与の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

ロ 組織変更後相互会社が監査役設置会社（保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。）である場合 代表取締役及び監査役の氏名又はその選任若しくは

ハ 組織変更後相互会社が会計監査人設置会社である場合
会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任
期

ニ (略)

ホ 組織変更後相互会社が指名委員会等設置会社である場合
各委員会の委員、執行役及び代表執行役の氏名又はその
選任若しくは選定の方法及び任期

四・五 (略)

2 (略)

(新相互会社の設立に関する特例)

第三百七十二条 (略)

2 〃 4 (略)

5 第二百九十九条第一項から第三項までの規定は第一項に規定
する場合における新相互会社の設立時取締役等(第三百六十三
条において準用する第二百七十二条第九号に規定する設立時取
締役等をいう。以下この項において同じ。)の選任又は選定に
ついて、第二百九十九条第六項の規定は新相互会社の設立時取

は選定の方法及び任期

ハ 組織変更後相互会社が会計監査人設置会社(保険業法第
五十三條の二十二第三項に規定する会計監査人設置会社を
いう。)である場合 会計監査人の氏名若しくは名称又は
その選任の方法及び任期

ニ (同上)

ホ 組織変更後相互会社が指名委員会等設置会社(保険業法
第四條第一項第三号に規定する指名委員会等設置会社をい
う。)である場合 各委員会(同法第五十三條の二十四第
一項に規定する各委員会をいう。)の委員、執行役及び代
表執行役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

四・五 (同上)

2 (同上)

(新相互会社の設立に関する特例)

第三百七十二条 (同上)

2 〃 4 (同上)

5 第二百九十九条第一項から第三項までの規定は第一項に規定
する場合における新相互会社の設立時取締役等(第三百六十三
条において準用する第二百七十二条第九号に規定する設立時取
締役等をいう。以下この項において同じ。)の選任又は選定に
ついて、第二百九十九条第六項の規定は新相互会社の設立時取

締役等が新相互会社の成立後において新相互会社取締役等（同号に規定する新相互会社取締役等をいう。以下この項において同じ。）となった場合における当該新相互会社取締役等の任期について、第三百三条の規定は更生債権者等又は株主に対して新相互会社の基金の拠出の割当てを受ける権利を与える場合について、第三百四条の規定は新相互会社の募集社債を引き受ける者の募集について、第三百五条の規定は更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換えにする新相互会社の設立時の基金の拠出の割当て又は社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第二百九十九条第一項及び第二項中「第二百六十一条」とあるのは「第三百六十三条において準用する第二百七十二条第七号又は第八号」と、同条第一項中「更生計画認可の決定の」とあるのは「新相互会社が成立した」と、同条第三項中「第二百六十一条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号又は第二項第二号」とあるのは「第三百六十三条において準用する第二百七十二条第八号ロ、ニ又はホ」と、第三百三条第一項、第三項及び第四項中「第二百六十三条第三号」とあるのは「第三百六十三条において読み替えて準用する第二百七十二条第四号」と、同条第一項及び第三項並びに第三百四条第一項及び第三項中「更生会社」とあるのは「新相互会社」と、第三百三条第一項及び第三百四条第一項中「無記名式の」とあるのは「無記名式の新株予約権証券若しくは無記名式の」と、

締役等が新相互会社の成立後において新相互会社取締役等（同号に規定する新相互会社取締役等をいう。以下この項において同じ。）となった場合における当該新相互会社取締役等の任期について、第三百三条の規定は更生債権者等又は株主に対して新相互会社の基金の拠出の割当てを受ける権利を与える場合について、第三百四条の規定は新相互会社の募集社債を引き受ける者の募集について、第三百五条の規定は更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換えにする新相互会社の設立時の基金の拠出の割当て又は社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第二百九十九条第一項及び第二項中「第二百六十一条」とあるのは「第三百六十三条において準用する第二百七十二条第七号又は第八号」と、同条第一項中「更生計画認可の決定の」とあるのは「新相互会社が成立した」と、同条第三項中「第二百六十一条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号又は第二項第二号」とあるのは「第三百六十三条において準用する第二百七十二条第八号ロ、ニ又はホ」と、第三百三条第一項、第三項及び第四項中「第二百六十三条第三号」とあるのは「第三百六十三条において準用する第二百七十二条第四号」と、同条第一項及び第三項並びに第三百四条第一項及び第三項中「更生会社」とあるのは「新相互会社」と、第三百三条第一項及び第三百四条第一項中「無記名式の」とあるのは「無記名式の新株予約権証券若しくは無記名式の」と、「第一百七

第百七十七条において準用する同法第四章」とあるのは「第四章」と、第三百三条第一項第一号及び第四項、第三百四条第一項及び第四項並びに第三百五条中「社員」とあるのは「株主」と、第三百四条第一項、第三項及び第四項中「第二百六十四条第四号」とあるのは「第三百六十三条において準用する第二百七十二号第十号」と、第三百五条中「更生計画認可の決定の」とあるのは「新相互会社が成立した」と、同条第一項中「第二百六十五条第一項」とあり、及び同条第二項中「第二百六十五条第二項」とあるのは「第三百六十三条において読み替えて準用する第二百七十二号第十一号」と、同条第一項中「同項第三号」とあり、及び同条第二項中「同項第七号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

- 6 第一項に規定する場合には、保険業法第二十二条第二項、第二十三条第一項第九号及び第四項、第二十四条第二項、第二十八条第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）及び第二号（同法第二十三条第一項第九号に係る部分に限る。）、第三十条の七第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）及び第二号（同法第二十三条第一項第九号に係る部分に限る。）、第三十条の八第一項、第三十条の十第一項及び第九項、第三十条の十一（同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第三十条の十四の規定は、適用しない。

において準用する同法第四章」とあるのは「第四章」と、第三百三条第一項第一号及び第四項、第三百四条第一項及び第四項並びに第三百五条中「社員」とあるのは「株主」と、第三百四条第一項、第三項及び第四項中「第二百六十四条第四号」とあるのは「第三百六十三条において準用する第二百七十二号第十号」と、第三百五条中「更生計画認可の決定の」とあるのは「新相互会社が成立した」と、同条第一項中「第二百六十五条第一項」とあり、及び同条第二項中「第二百六十五条第二項」とあるのは「第三百六十三条において準用する第二百七十二号第十一号」と、同条第一項中「同項第三号」とあり、及び同条第二項中「同項第七号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

- 6 第一項に規定する場合には、保険業法第二十二条第二項、第二十三条第一項第九号及び第四項、第二十四条第二項、第二十八条第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）及び第二号（同法第二十三条第一項第九号に係る部分に限る。）、第三十条の七第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）、及び第二号（同法第二十三条第一項第九号に係る部分に限る。）、第三十条の八第一項、第三十条の十第一項及び第八項、第三十条の十一（同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第三十条の十四の規定は、適用しない。

7
(略)

(更生計画の遂行に関する登記の嘱託)

第三百七十四条 会社更生法第二百五十八条第一項の規定は、更生計画の遂行又は同法の規定若しくはこの節の規定により更生手続終了前に組織変更後相互会社又は更生計画の定めにより設立される相互会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。この場合において、同項中「本店（外国に本店があるときは、日本における営業所。第四項及び次条第一項において同じ。）」とあるのは、「主たる事務所」と読み替えるものとする。

7
(同上)

(更生計画の遂行に関する登記の嘱託)

第三百七十四条 会社更生法第二百五十八条第一項の規定は、更生計画の遂行又は同法の規定若しくはこの節の規定により更生手続終了前に組織変更後相互会社又は更生計画の定めにより設立される相互会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。この場合において、保険業法第六十四条第三項において準用する会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、会社更生法第二百五十八条第一項中「本店（外国に本店があるときは、日本における営業所。第四項及び次条第一項において同じ。）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>(設立の登記等) 第二十二条 (略)</p> <p>2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>七の二 第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置（同条に規定する電子提供措置をいう。第三百十六条第一項第十七号の二において同じ。）をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め</p> <p>八〇十六 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(設立の登記等) 第二十二条 (同上)</p> <p>2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。</p> <p>一〇七 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>八〇十六 (同上)</p> <p>3 (同上)</p> <p>4 会社法第九百三十条第一項（第一号及び第五号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項（支店の所在地における登記）、第九百三十一条（他の登記所の管轄区域内への支店の移転の登記）並びに第九百三十二条本文（支店における変更の登記等）の規定は、特定目的会社の支店の所在地における登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>

(会社法等の準用)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百四十九條の二、第八百五十一條並びに第八百五十三條第一項第二号及び第三号を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定は、発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七條第一項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き株式を有する株主(第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「特定社員又は六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き優先出資を有する優先出資社員(資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員をいう。)」と、同条第三項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七條の

(会社法等の準用)

第二十五条 (同上)

2・3 (同上)

4 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一條並びに第八百五十三條第一項第二号及び第三号を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定は、発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七條第一項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き株式を有する株主(第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「特定社員又は六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き優先出資を有する優先出資社員(資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員をいう。)」と、同条第三項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七條の四第二項中「株主等(

四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（募集特定出資の発行等）

第三十六条（略）

2～4（略）

5 会社法第二百二条から第二百十三条の三まで（第二百二条第三項、第二百二条の二、第二百五条第三項から第五項まで、第二百六条の二、第二百七条第九項第三号及び第五号、第二百九条第四項並びに第二百十三条第一項第三号を除く。）（株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合、募集株式の申込み、募集株式の割当て、募集株式の申込み及び割当てに関する特則

株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（募集特定出資の発行等）

第三十六条（同上）

2～4（同上）

5 会社法第二百二条から第二百十三条の三まで（第二百二条第三項、第二百六条の二、第二百七条第九項第三号及び第五号並びに第二百十三条第一項第三号を除く。）（株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合、募集株式の申込み、募集株式の割当て、募集株式の申込み及び割当てに関する特則、募集株式の引受け、金銭以外の財産の出資、出資の履行、株主となる時

、募集株式の引受け、金銭以外の財産の出資、出資の履行、株主となる時期等、募集株式の発行等をやめることの請求、引受けの無効又は取消しの制限、不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任、出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任、出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任、出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第一項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、第一項の特定目的会社の募集特定出資について準用する。この場合において、これらの規定（同法第二百十三條の二第二項を除く。）中「株主」とあるのは「特定社員」と、「株式」とあるのは「特定出資」と、「数」とあるのは「口数」と、「第九百九十九条第一項第三号」とあるのは「資産流動化法第三十六條第一項第三号」と、「第九百九十九条第一項第四号」とあるのは「資産流動化法第三十六條第一項第四号」と、同法第二百二條第一項中「募集事項」とあるのは「社員総会の決議により、募集事項」と、同条第二項中「一株」とあるのは「一口」と、同条第五項中「第九百九十九条第二項から第四項まで及

期等、募集株式の発行等をやめることの請求、引受けの無効又は取消しの制限、不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任、出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任、出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任、出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任）、第八百六十八條第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第一項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、第一項の特定目的会社の募集特定出資について準用する。この場合において、これらの規定（同法第二百十三條の二第二項を除く。）中「株主」とあるのは「特定社員」と、「株式」とあるのは「特定出資」と、「数」とあるのは「口数」と、「第九百九十九条第一項第三号」とあるのは「資産流動化法第三十六條第一項第三号」と、「第九百九十九条第一項第四号」とあるのは「資産流動化法第三十六條第一項第四号」と、同法第二百二條第一項中「募集事項」とあるのは「社員総会の決議により、募集事項」と、同条第二項中「一株」とあるのは「一口」と、同条第五項中「第九百九十九条第二項から第四項まで及び前二條」とあるのは「資産流動化法第三十六條第二項及び第三項」と、

び前二条」とあるのは「資産流動化法第三十六条第二項及び第三項」と、同法第二百四十二条第二項及び第二百五条第二項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第二百七条第九項第一号中「発行済株式の総数」とあるのは「特定出資の総口数」と、同法第二百十条中「自己株式」とあるのは「自己特定出資（資産流動化法第五十九条第二項に規定する自己特定出資をいう。）」と、同条第一号中「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と、同法第二百十三条第一項第一号中「業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役。以下この号において同じ。）その他当該業務執行取締役」とあるのは「取締役その他当該取締役」と、同項第二号中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第二百十三条の二第二項中「総株主」とあるのは「総社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

6～8 (略)

9 会社法第八百二十九条（第一号に係る部分に限る。）（新株発行等の不存在の確認の訴え）、第八百三十四条（第十三号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條から第八百三十八條まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲）及び第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号ホに係る部分に限る

同法第二百四十二条第二項及び第二百五条第二項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第二百七条第九項第一号中「発行済株式の総数」とあるのは「特定出資の総口数」と、同法第二百十条中「自己株式」とあるのは「自己特定出資（資産流動化法第五十九条第二項に規定する自己特定出資をいう。）」と、同条第一号中「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と、同法第二百十三条第一項第一号中「業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役。以下この号において同じ。）その他当該業務執行取締役」とあるのは「取締役その他当該取締役」と、同項第二号中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第二百十三条の二第二項中「総株主」とあるのは「総社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

6～8 (同上)

9 会社法第八百二十九条（第一号に係る部分に限る。）（新株発行等の不存在の確認の訴え）、第八百三十四条（第十三号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條から第八百三十八條まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲）及び第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号ホに係る部分に限る

。)(裁判による登記の嘱託)の規定は、特定目的会社の成立後における特定出資の発行の不存在の確認の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「社員」と、同項ただし書中「当該株主」とあるのは「当該社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百四十九條の二、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定は第五項において準用する同法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴え、第五項において準用する同法第二百十三條第一項の規定による同項に規定する取締役等の責任を追及する訴え、第五項において準用する同法第二百十三條の二第一項の規定による支払又は給付を求める訴え及び第五項において準用する同法第二百十三條の三第一項の規定による同項に規定する取締役の責任を追及する訴えについて、第九十七條第四項の規定は第五項において準用する同法第二百十三條第一項の規定による同項に規定する取締役等の責任を追及する訴え及び第五項において準用する同法第二百十三條の三第一項の規定による同項に規定する取締役の責任を追及する訴えに

。)(裁判による登記の嘱託)の規定は、特定目的会社の成立後における特定出資の発行の不存在の確認の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定は、第五項において準用する同法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴え、第五項において準用する同法第二百十三條第一項の規定による同項に規定する取締役等の責任を追及する訴え、第五項において準用する同法第二百十三條の二第一項の規定による支払又は給付を求める訴え及び第五項において準用する同法第二百十三條の三第一項の規定による同項に規定する取締役の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七條第一項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き株式を有する株主(第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあ

ついで、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読

るのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

替えは、政令で定める。

(優先出資の発行の登記、優先出資社員となる時期等)

第四十二条 (略)

256 (略)

7 会社法第八百二十九条(第一号に係る部分に限る。)(新株発行等の不存在の確認の訴え)、第八百三十四条(第十三号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條から第八百三十八条まで(担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)及び第九百三十七条第一項(第一号ホに係る部分に限る。)

(裁判による登記の嘱託)の規定は、特定目的会社の優先出資の発行の不存在の確認の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十六條第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「社員」と、同項ただし書中「当該株主」とあるのは「当該社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百四十九條の二、第八百五十一條並びに第八百五十三條第一

(優先出資の発行の登記、優先出資社員となる時期等)

第四十二条 (同上)

256 (同上)

7 会社法第八百二十九条(第一号に係る部分に限る。)(新株発行等の不存在の確認の訴え)、第八百三十四条(第十三号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條から第八百三十八条まで(担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)及び第九百三十七条第一項(第一号ホに係る部分に限る。)

(裁判による登記の嘱託)の規定は、特定目的会社の優先出資の発行の不存在の確認の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一條並びに第八百五十三條第一項第二号及び第三号を

項第二号及び第三号を除く。) (株式会社における責任追及等の訴え)の規定は、第五項において準用する同法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き株式を有する株主(第八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未滿株主を除く。)」とあるのは「特定社員又は六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特

除く。) (株式会社における責任追及等の訴え)の規定は、第五項において準用する同法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き株式を有する株主(第八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未滿株主を除く。)」とあるのは「特定社員又は六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社

定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 (略)

(社員提案権)

第五十七条 (略)

2 第二種特定目的会社の特定社員又は優先出資社員は、社員総会において、社員総会の目的である有議決権事項につき議案を提出することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該議案が法令、資産流動化計画又は定款に違反する場合
二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合

三 当該議案の提出により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員(当該議案について議決権を行使することができない社員を除く。)
()の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場

員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 (同上)

(社員提案権)

第五十七条 (同上)

2 第二種特定目的会社の特定社員又は優先出資社員は、社員総会において、社員総会の目的である有議決権事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員(当該議案につき議決権を行使することができない社員を除く。)
()の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

合にあつては、その割合) 以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

3 社員は、取締役に対し、社員総会の日の八週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、社員総会の目的である有議決権事項につき当該社員が提出しようとする議案の要領を社員に通知すること(第五十五条第二項又は第三項(前条第三項において準用する場合を含む。))の通知をする場合にあつては、その通知に記載し、又は記録すること)を請求することができる。

4 社員が前項の規定による請求をする場合において、当該社員が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、同項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該社員が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人(次号において

3 社員は、取締役に対し、社員総会の日の八週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、社員総会の目的である有議決権事項につき当該社員が提出しようとする議案の要領を社員に通知すること(第五十五条第二項又は第三項(前条第三項において準用する場合を含む。))の通知をする場合にあつては、その通知に記載し、又は記録すること)を請求することができる。ただし、当該議案が法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員(当該議案につき議決権を行使することができない社員を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

(新設)

「役員等」という。)の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

5| 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第三項の規定による請求をした社員が当該請求と併せて当該社員が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

6| 第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第三項の議案が法令、資産流動化計画又は定款に違反する場合

二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第三項の規定による請求をする場合

三 第三項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員（当該

(新設)

(新設)

議案について議決権を行使することができない社員を除く。

〔の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合〕

7| 前各項の規定は、特定社員が社員総会において一定の事項（無議決権事項に限る。）を会議の目的とすることを請求し、又は当該事項につき議案を提出することを妨げるものと解してはならない。

8| 前各項の規定は、取締役の選任又は解任に係る事項について、定款で別段の定めをすることを妨げない。

（優先出資社員の書面による議決権の行使）

第六十一条 会社法第三百十一条（書面による議決権の行使）の規定は、特定目的会社の優先出資社員の書面による議決権の行使について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」「とあるのは「優先出資社員」と、同条第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第四項及び第五項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

（会社法の準用）

第六十五条 会社法第三百条本文（招集手続の省略）の規定は第五十六条第一項の社員総会（第五十二条第一項に規定する計

4| 前三項の規定は、特定社員が社員総会において一定の事項（無議決権事項に限る。）を会議の目的とすることを請求し、又は当該事項につき議案を提出することを妨げるものと解してはならない。

5| 前各項の規定は、取締役の選任又は解任に係る事項について、定款で別段の定めをすることを妨げない。

（優先出資社員の書面による議決権の行使）

第六十一条 会社法第三百十一条（書面による議決権の行使）の規定は、特定目的会社の優先出資社員の書面による議決権の行使について準用する。この場合において、同条第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

（会社法の準用）

第六十五条 会社法第三百条本文（招集手続の省略）の規定は第五十六条第一項の社員総会（第五十二条第一項に規定する計

画変更決議を行う社員総会を除く。)について、同法第三百十条(議決権の代理行使)並びに第三百十三条第一項及び第三項(議決権の不統一行使)の規定は特定目的会社の社員の議決権の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百条本文中「前条」とあるのは「資産流動化法第五十六条第一項及び第二項」と、「株主」とあるのは「社員(当該社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない社員を除く。)」と、同法第三百十条第二項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第四十五項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第三項(資産流動化法第五十六条第三項において準用する場合を含む。)」と、同法第五項から第七項までの規定中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第三百十三条第三項中「株式」とあるのは「特定出資又は優先出資」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第三百十一条(書面による議決権の行使)の規定は第五十四条第一項第三号に掲げる事項の定めをした特定目的会社の社員総会について、同法第三百十二条(電磁的方法による議決権の行使)の規定は第五十四条第一項第四号に掲げる事項の定めをした特定目的会社の社員総会について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百十一条第二項中「株主」とあるのは「特定社員」と、同法第四項及び第五項中「株主」と

画変更決議を行う社員総会を除く。)について、同法第三百十条(議決権の代理行使)並びに第三百十三条第一項及び第三項(議決権の不統一行使)の規定は特定目的会社の社員の議決権の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百条中「株主」とあるのは「社員(当該社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない社員を除く。)」と、同法第三百十条第二項及び第五項から第七項までの規定中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第三項(資産流動化法第五十六条第三項において準用する場合を含む。)」と、同法第三百十三条第三項中「株式」とあるのは「特定出資又は優先出資」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第三百十一条(書面による議決権の行使)の規定は第五十四条第一項第三号に掲げる事項の定めをした特定目的会社の社員総会について、同法第三百十二条(電磁的方法による議決権の行使)の規定は第五十四条第一項第四号に掲げる事項の定めをした特定目的会社の社員総会について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百十一条第二項中「株主」とあるのは「特定社員」と、同法第四項並びに同法第三百十二条

あるのは「社員」と、同法第三百十二条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、「第二百九十九条第三項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第三項（資産流動化法第五十六条第三項において準用する場合を含む。）」と、同条第三項、第五項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

3 会社法第三百十四条から第三百十七条まで（取締役等の説明義務、議長の権限、株主総会に提出された資料等の調査、延期又は続行の決議）、第三百十八条第一項から第四項まで（議事録）、第三百二十五条の二（第四号を除く。）（電子提供措置をとる旨の定款の定め）及び第三百二十五条の三から第三百二十五条の六まで（電子提供措置、株主総会の招集の通知等の特別、書面交付請求、電子提供措置の中断）の規定は、特定目的会社の社員総会について準用する。この場合において、これらの規定（同法第三百二十五条の二を除く。）中「株主」とあるのは「社員」と、これらの規定中「株主総会参考書類等」とあるのは「社員総会参考書類等」と、「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類」と、同法第三百十六条第二項中「第二百九十七条」とあるのは「資産流動化法第五十三条」と、同法第三百十七条中「第二百九十八条及び第二百九十九条」とあるのは「資産流動化法第五十四条から第五十六条まで（第五十五条第五項を除く。）」と、同法第三百二十五条の二中「株

第二項、第三項及び第五項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第三項（資産流動化法第五十六条第三項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

3 会社法第三百十四条から第三百十七条まで（取締役等の説明義務、議長の権限、株主総会に提出された資料等の調査、延期又は続行の決議）及び第三百十八条第一項から第四項まで（議事録）の規定は、特定目的会社の社員総会について準用する。この場合において、同法第三百十四条中「株主から」とあるのは「社員から」と、同法第三百十六条第二項中「第二百九十七条」とあるのは「資産流動化法第五十三条」と、同法第三百十七条中「第二百九十八条及び第二百九十九条」とあるのは「資産流動化法第五十四条から第五十六条まで（第五十五条第五項を除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

主（種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。）とあるのは「社員」と、同条第三号中「第四百三十七条の計算書類及び事業報告」とあるのは「資産流動化法第百三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の計算書類、事業報告及び利益処分案並びに監査報告及び会計監査報告」と、同法第三百二十五条の三第一項中「第二百九十九条第二項各号に掲げる場合」とあるのは「資産流動化法第五十条第二項に規定する場合又は有議決権事項（資産流動化法第五十一条第一項第四号に規定する有議決権事項をいう。第二号において同じ。）を会議の目的に含む社員総会の場合」と、「同条第一項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第一項又は第五十六条第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「資産流動化法第五十四条第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項に規定する場合」とあるのは「資産流動化法第五十四条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合又は有議決権事項を会議の目的に含む社員総会の場合」と、同項第三号中「第三百二条第一項に規定する場合」とあるのは「資産流動化法第五十四条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合」と、同項第四号中「第三百五条第一項」とあるのは「資産流動化法第五十七条第三項」と、同項第五号中「取締役会設置会社である場合」とあるのは「会計監査人設置会社でない場合」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、

「第四百三十七条の計算書類及び事業報告」とあるのは「資産流動化法第百三条第二項において準用する同条第一項の計算書類、事業報告、利益処分案及び監査報告」と、同項第六号中「会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）」とあるのは「会計監査人設置会社」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、「第四百四十四条第六項の連結計算書類」とあるのは「資産流動化法第百三条第一項の計算書類、事業報告及び利益処分案並びに監査報告及び会計監査報告」と、同条第二項中「第二百九十九条第一項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第一項又は第五十六条第一項」と、同条第三項中「第二十四条第一項の規定によりその発行する株式」とあるのは「第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定によりその発行する優先出資」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第三百二十五条の四第一項中「第二百九十九条第一項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第一項」と、「ときを除き、公開会社でない株式会社」とあるのは「場合以外の場合」と、「当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを」とあるのは「これを」と、同条第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第四項及び第五十六条第二項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第二項若しくは第三項（資産流動化法第五十六条第三項

において準用する場合を含む。)又は第五十六条第一項」と、「第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「資産流動化法第五十四条第一項第五号」と、同条第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第六項及び第五十六条第三項においてそれぞれ準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項並びに資産流動化法第百三条」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第一項又は第五十六条第一項」と、「第百二十四条第一項」とあるのは「資産流動化法第二十八条第二項及び第四十三条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4
(略)

4
(同上)

(取締役の報酬等)

第八十四条 (略)

2 会社法第三百六十一条第四項(取締役の報酬等)の規定は、前項の決議について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項各号」とあるのは、「資産流動化法第八十四条第一項第二号又は第三号」と読み替えるものとする。

(会社法の準用)

第九十六条の二 会社法第四百三十条の二(第四項及び第五項を除く。)(補償契約)及び第四百三十条の三(役員等のために締結される保険契約)の規定は、特定目的会社の役員等について準用する。この場合において、これらの規定中「株主総会」(取締役会設置会社にあつては、取締役会)とあるのは「社員総会」と、同法第四百三十条の二第二項第二号中「第四百二十三条第一項」とあるのは「資産流動化法第九十四条第一項」と、同条第六項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項」(これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四百二十三条第三項並びに第四百二十八条第一項とあるのは「資産流動化法第八十条第一項並びに第九十条第三項及び第五項」と、同法第四百三十条の三第二項中「

(取締役の報酬等)

第八十四条 (同上)

2 会社法第三百六十一条第四項(取締役の報酬等)の規定は、前項の決議について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項第二号」とあるのは「資産流動化法第八十四条第一項第二号」と、「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

(新設)

第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四百二十三条第三項」とあるのは「資産流動化法第八十条第一項及び第九十四条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（責任追及の訴え）

第九十七条 （略）

2 会社法第八百四十七条第三項から第五項まで（株主による責任追及等の訴え）、第八百四十七条の四（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）及び第八百四十八条から第八百五十三条まで（第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一项まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（訴えの管轄、訴訟参加、和解、費用等の請求、再審の訴え）の規定は、特定目的会社における責任追及の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第三項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特

（責任追及の訴え）

第九十七条 （同上）

2 会社法第八百四十七条第三項から第五項まで（株主による責任追及等の訴え）、第八百四十七条の四（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）及び第八百四十八条から第八百五十三条まで（第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一项まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（訴えの管轄、訴訟参加、和解、費用等の請求、再審の訴え）の規定は、特定目的会社における責任追及の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第三項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社

定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「公告し、又は株主」とあるのは「特定社員に通知し、かつ第二種特定目的会社にあつては、その旨を公告し、又は優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (略)

4 特定目的会社が、取締役若しくは清算人又はこれらの者であつた者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、特定社員の全員の同意を得なければならない。

(取締役の責任等についての会社法の準用)

第百十九条 (略)

2 第九十七条第三項及び第四項並びに会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条並びに第八百

員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「公告し、又は株主」とあるのは「特定社員に通知し、かつ第二種特定目的会社にあつては、その旨を公告し、又は優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (同上)

(新設)

(取締役の責任等についての会社法の準用)

第百十九条 (同上)

2 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を

五十三条第一項第二号及び第三号を除く。) (株式会社における責任追及等の訴え)の規定は、第百十七条の規定による同条に規定する特定目的会社の取締役の責任を追及する訴え並びに前条の規定及び前項において準用する同法第四百六十四条の規定による特定目的会社の取締役の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き株式を有する株主(第百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「特定社員又は六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等(株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株

除く。) (株式会社における責任追及等の訴え)の規定は、第百十七条の規定による同条に規定する特定目的会社の取締役の責任を追及する訴え並びに前条の規定及び前項において準用する同法第四百六十四条の規定による特定目的会社の取締役の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き株式を有する株主(第百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「特定社員又は六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等(株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員及び優先

主」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(社員等の権利の行使に関する利益の供与)

第二百二十条 (略)

255 (略)

6 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百四十九條の二、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定は、第三項の利益の返還を求める訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七條第一項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き株式を有する株主(第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「特定社員又は六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から

出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(社員等の権利の行使に関する利益の供与)

第二百二十条 (同上)

255 (同上)

6 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定は、第三項の利益の返還を求める訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七條第一項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き株式を有する株主(第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「特定社員又は六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き優先出資を

ら引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七條の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九條第一項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十條第三項及び第八百五十二條中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三條第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（募集特定社債の申込み）

第二百二十二條 特定目的会社は、前条第一項の募集に応じて募集特定社債（当該募集に応じて当該特定社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる特定社債をいう。以下この節にお

有する優先出資社員」と、同条第三項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七條の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九條第一項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十條第三項及び第八百五十二條中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三條第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（募集特定社債の申込み）

第二百二十二條 特定目的会社は、前条第一項の募集に応じて募集特定社債（当該募集に応じて当該特定社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる特定社債をいう。以下この節にお

て同じ。)の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一〇十 (略)

十の二 特定社債管理者を定めないこととするときは、その旨

十一 (略)

十一の二 特定社債管理補助者を定めることとするときは、その旨

十二〇二十三 (略)

2〇10 (略)

(会社法の準用)

第二百二十五条 会社法第六百八十条から第七百一条まで(第六百八十四条第四項及び第五項を除く。)(募集社債の社債権者、社債原簿、社債原簿記載事項を記載した書面の交付等、社債原簿管理人、社債原簿の備置き及び閲覧等、社債権者に対する通知等、共有者による権利の行使、社債券を発行する場合の社債の譲渡、社債の譲渡の對抗要件、権利の推定等、社債権者の請求によらない社債原簿記載事項の記載又は記録、社債権者の請求による社債原簿記載事項の記載又は記録、社債券を発行する場合の社債の質入れ、社債の質入れの對抗要件、質権に関する社債原簿の記載等、質権に関する社債原簿の記載事項を記載した書面の交付等、信託財産に属する社債についての對抗要件等

て同じ。)の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一〇十 (同上)

(新設)

十一 (同上)

(新設)

十二〇二十三 (同上)

2〇10 (同上)

(会社法の準用)

第二百二十五条 会社法第六百八十条から第七百一条まで(第六百八十四条第四項及び第五項を除く。)(募集社債の社債権者、社債原簿、社債原簿記載事項を記載した書面の交付等、社債原簿管理人、社債原簿の備置き及び閲覧等、社債権者に対する通知等、共有者による権利の行使、社債券を発行する場合の社債の譲渡、社債の譲渡の對抗要件、権利の推定等、社債権者の請求によらない社債原簿記載事項の記載又は記録、社債権者の請求による社債原簿記載事項の記載又は記録、社債券を発行する場合の社債の質入れ、社債の質入れの對抗要件、質権に関する社債原簿の記載等、質権に関する社債原簿の記載事項を記載した書面の交付等、信託財産に属する社債についての對抗要件等

、社債券の発行、社債券の記載事項、記名式と無記名式との間の転換、社債券の喪失、利札が欠けている場合における社債券の償還、社債券の償還請求権等の消滅時効)の規定は、特定目的会社が特定社債券を発行する場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券又は特定社債原簿について準用する。この場合において、これらの規定中「社債原簿記載事項」、「社債発行会社」及び「無記名社債」とあるのは、それぞれ「特定社債原簿記載事項」、「特定社債発行会社」及び「無記名特定社債」と、同法第六百八十条中「募集社債」とあるのは「募集特定社債」と、同法第二号中「前条」とあるのは「資産流動化法第二百一十四条」と、同法第六百八十一条第一号中「第六百七十六条第三号から第八号の二まで」とあるのは「資産流動化法第二百一十二条第一項第六号から第十一号の二まで」と、同法第六百八十三条及び第六百八十四条第一項中「社債原簿管理人」とあるのは「特定社債原簿管理人」と、同法第六百八十五条第五項中「第七百二十条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百二十九条第二項において準用する第七百二十条第一項」と、同法第六百九十八条中「第六百七十六条第七号」とあるのは「資産流動化法第二百一十二条第一項第十号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(特定社債管理者の権限等)

、社債券の発行、社債券の記載事項、記名式と無記名式との間の転換、社債券の喪失、利札が欠けている場合における社債券の償還、社債券の償還請求権等の消滅時効)の規定は、特定目的会社が発行する場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券又は特定社債原簿について準用する。この場合において、これらの規定中「社債原簿記載事項」、「社債発行会社」及び「無記名社債」とあるのは、それぞれ「特定社債原簿記載事項」、「特定社債発行会社」及び「無記名特定社債」と、同法第六百八十条中「募集社債」とあるのは「募集特定社債」と、同法第二号中「前条」とあるのは「資産流動化法第二百一十四条」と、同法第六百八十一条第一号中「第六百七十六条第三号から第八号まで」とあるのは「資産流動化法第二百一十二条第一項第六号から第十一号まで」と、同法第六百八十三条及び第六百八十四条第一項中「社債原簿管理人」とあるのは「特定社債原簿管理人」と、同法第六百八十五条第五項中「第七百二十条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百二十九条第二項において準用する第七百二十条第一項」と、同法第六百九十八条中「第六百七十六条第七号」とあるのは「資産流動化法第二百一十二条第一項第十号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(特定社債管理者の権限等)

第二百二十七条 (略)

2・3 (略)

4 特定社債管理者は、特定社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第二百二十二条第一項の規定により同項第十一号に掲げる事項を通知した場合は、この限りでない。

一 当該特定社債の全部についてその支払の猶予、その債務若しくはその債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解(次号に掲げる行為を除く。)

二 (略)

5・8 (略)

(特定社債管理補助者)

第二百二十七条の二 特定目的会社は、第二百二十六条ただし書に規定する場合には、特定社債管理補助者を定め、特定社債権者のために、特定社債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該特定社債が担保付社債である場合は、この限りでない。

2 会社法第七百十四条の三から第七百十四条の七まで(社債管理補助者の資格、社債管理補助者の権限等、二以上の社債管理補助者がある場合の特則、社債管理者等との関係、社債管理者に関する規定の準用)、第八百六十八条第四項(非訟事件の管

第二百二十七条 (同上)

2・3 (同上)

4 特定社債管理者は、特定社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第二百二十二条第一項の規定により同項第十一号に掲げる事項を通知した場合は、この限りでない。

一 当該特定社債の全部についてその支払の猶予、その債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解(次号に掲げる行為を除く。)

二 (同上)

5・8 (同上)

(新設)

轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十条第一項(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、特定社債管理補助者について準用する。この場合において、これらの規定(同法第七百十四条の七を除く。)(中「社債権者」とあるのは「特定社債権者」と、「社債」とあるのは「特定社債」と、同法第七百十四条の四第二項中「第七百十四条の二」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条の二第一項」と、同項第二号中「第七百五条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第一項」と、同項第三号中「第七百六条第一項各号」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第四項各号」と、同項第四号中「社債発行会社」とあるのは「特定社債発行会社」と、同条第三項中「社債権者集会」とあるのは「特定社債権者集会」と、同条第四項中「第七百十四条の二」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条の二第一項」と、同条第五項中「第七百五条第二項及び第三項」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第二項及び第三項」と、同法第七百十四条の六中「第七百二条」とあるのは「資産流動化法第二百二十六条」と、「第七百十四条の二」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条

の二第一項」と、同法第七百十四条の七中「第七百四条中」とあるのは「これらの規定（同項を除く。）中「社債権者」とあるのは「特定社債権者」と、これらの規定中「社債権者集会」とあるのは「特定社債権者集会」と、「社債発行会社」とあるのは「特定社債発行会社」と、第七百四条中」と、「社債の管理の補助」とあるのは「特定社債の管理の補助」と、「同項中」とあるのは「同項中「この法律」とあるのは「資産流動化法」と、「と」、「社債権者に対し」とあるのは「特定社債権者に対し」と、「第七百十四条の二」とあるのは「資産流動化法第七百二十七条の二第一項」と、「又は解散した」とあるのは「又は解散した」と、同条第二項中「社債」とあるのは「特定社債」と」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定社債権者集会）

第二百二十九条 （略）

2 会社法第四編第三章（第七百十五条を除く。）（社債権者集会）、第七編第二章第七節（社債発行会社の弁済等の取消しの訴え）、第八百六十八条第四項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条第一項（第七号から第九号までに係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即

（特定社債権者集会）

第二百二十九条 （同上）

2 会社法第四編第三章（第七百十五条を除く。）（社債権者集会）、第七編第二章第七節（社債発行会社の弁済等の取消しの訴え）、第八百六十八条第四項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条第一項（第七号から第九号までに係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即

時抗告)、第八百七十三条(原裁判の執行停止)、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債管理補助者、特定社債原簿又は特定社債権者集会について準用する。この場合において、これらの規定中「社債発行会社」とあるのは「特定社債発行会社」と、「無記名社債」とあるのは「無記名特定社債」と、「代表社債権者」とあるのは「代表特定社債権者」と、同法第七百十六条中「この法律」とあるのは「資産流動化法又は資産流動化計画」と、同法第七百二十条第五項中「電子公告」とあるのは「電子公告(資産流動化法第九十四条第一項第三号に規定する電子公告をいう。)」と、同法第七百二十一条中「社債権者集会参考書類」とあるのは「特定社債権者集会参考書類」と、同法第七百二十四条第二項第一号中「第七百六条第一項各号」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第四項各号」と、同項第二号中「第七百六条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第四項」と、同法第七百三十三条第一号中「第六百七十六条」とあるのは「資産流動化法第二百二十二条第一項」と、同法第七百三十七条第二項中「第七百五条第一項から第三項まで、第七百八条及び第七百九条」とあるのは「資産流動化法第

時抗告)、第八百七十三条(原裁判の執行停止)、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債原簿又は特定社債権者集会について準用する。この場合において、これらの規定中「社債発行会社」とあるのは「特定社債発行会社」と、「無記名社債」とあるのは「無記名特定社債」と、「代表社債権者」とあるのは「代表特定社債権者」と、同法第七百十六条中「この法律」とあるのは「資産流動化法又は資産流動化計画」と、同法第七百二十条第五項中「電子公告」とあるのは「電子公告(資産流動化法第九十四条第一項第三号に規定する電子公告をいう。)」と、同法第七百二十一条中「社債権者集会参考書類」とあるのは「特定社債権者集会参考書類」と、同法第七百二十四条第二項第一号中「第七百六条第一項各号」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第四項各号」と、同項第二号中「第七百六条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第四項」と、同法第七百二十九条第一項中「第七百七条」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百七条」と、同法第七百三十三条第一号中「第六百七十六条」とあるのは「資産流動化法第二百二十二条第一項」と、同法第七百三十七条

百二十七条第一項から第三項まで並びに同条第八項において準用する第七百八条及び第七百九条」と、同法第七百四十条第一項中「第四百四十九条、第六百二十七条、第六百三十五条、第六百七十条、第七百七十九条（第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九条（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九条（第八百二条第二項において準用する場合を含む。）、第八百十条（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第八百十六条の八」とあるのは「資産流動化法第百十一条」と、同条第二項中「第七百二条」とあるのは「資産流動化法第百二十六条」と、同条第三項中「第四百四十九条第二項、第六百二十七条第二項、第六百三十五条第二項、第六百七十条第二項、第七百七十九条第二項（第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七百八十九条第二項（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七百九十九条第二項（第八百二条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八百十条第二項（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八百十六条の八第二項」とあるのは「資産流動化法第百十一条第二項」と、「第四百四十九条第二項、第六百二十七条第二項、第六百三十五条第二項、第六百七十条第二項、第七百七十九条第二項

第二項中「第七百五条第一項から第三項まで、第七百八条及び第七百九条」とあるのは「資産流動化法第百二十七条第一項から第三項まで並びに同条第八項において準用する第七百八条及び第七百九条」と、同法第七百四十条第一項中「第四百四十九条」とあるのは「資産流動化法第百十一条」と、同条第二項中「第七百二条」とあるのは「資産流動化法第百二十六条」と、同法第七百四十一条第三項中「第七百五条第一項（第七百三十七条第二項）」とあるのは「資産流動化法第百二十七条第一項（資産流動化法第百二十九条第二項において準用する第七百三十七条第二項）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

、第七百九十九条第二項及び第八百十六条の八第二項」とあるのは「同項」と、同法第七百四十一条第三項中「第七百五条第一項（第七百三十七条第二項）」とあるのは「資産流動化法第二百七条第一項（資産流動化法第二百二十九条第二項）において準用する第七百三十七条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法等の準用）

第三百三十八条（略）

2 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は、前項において準用する同法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き優先出

（会社法等の準用）

第三百三十八条（同上）

2 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は、前項において準用する同法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社

資を有する優先出資社員」と、同条第三項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法等の準用)

第四百四十七条 (略)

2 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第

員」と、同条第三項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七條の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法等の準用)

第四百四十七条 (同上)

2 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第

八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は、前項において準用する同法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八百四十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主

八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は、前項において準用する同法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八百四十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「特定社員

「とあるのは「特定社員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商業登記法等の準用)

第八百八十三条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十一条から第二十七条まで（受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第三十四条（会社の商号の登記）、第四十四条

員及び優先出資社員」と、同法第八百五十条第三項及び第八百五十二条中「株主等」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と、同法第八百五十三条第一項第一号中「株主」とあるのは「特定社員若しくは優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商業登記法等の準用)

第八百八十三条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第三十四条（会社の商号の登記）、第四十四条、第四十五条（会社の支

、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十六条（第四項及び第五項を除く。）（添付書面の通則）、第四十七条第一項（設立の登記）、第五十一条から第五十五条まで（本店移転の登記、取締役等の変更の登記、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記）、第六十四条（株主名簿管理人の設置による変更の登記）、第七十一条（解散の登記）、第七十三条から第七十五条まで（清算人の登記、清算人に関する変更の登記、清算終了の登記）、第三百三十二条から第三百三十七条まで（更正、抹消の申請、職権抹消）及び第四百三十九条から第四百四十八条まで（行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、特定目的会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第十五条中「第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条第二項及び第三項、第八十三条、第八十七条第一項及び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条、第三百三十二条並びに」とあるのは「第三百三十二条及び」と、同法第三十四条第一項中「会社の登記簿」とあるのは「特定目的会社登記簿」と、同法第四十六条第一項中「株主全員若しくは種類株主全員」とあるのは「社員全員」と、同法第二項中「株主総会若しくは種類株主総会

配人の登記）、第四十六条（第四項及び第五項を除く。）（添付書面の通則）、第四十七条第一項（設立の登記）、第四十八条から第五十五条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記、取締役等の変更の登記、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記）、第六十四条（株主名簿管理人の設置による変更の登記）、第七十一条（解散の登記）、第七十三条から第七十五条まで（清算人の登記、清算人に関する変更の登記、清算終了の登記）及び第三百三十二条から第四百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、特定目的会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第十五条中「第五十条まで（第九十五条、第一百一条及び第一百八条において準用する場合を含む。）とあるのは「第五十条まで」と、「第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条第二項及び第三項、第八十三条、第八十七条第一項及び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条、第三百三十二条並びに」とあるのは「第三百三十二条及び」と、同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面

「取締役会又は清算人会」とあるのは「社員総会」と、同条第三項中「会社法第三百十九條第一項（同法第三百二十五條において準用する場合を含む。）又は第三百七十條（同法第四百九十條第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第六十三條第一項」と、「株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会」とあるのは「社員総会」と、同法第五十四條第二項第三号中「会社法第三百三十三條第一項」とあるのは「資産流動化法第七十一條第一項」と、「同法第三百三十七條第一項」とあるのは「資産流動化法第七十三條第一項」と、同法第五十五條第一項中「会社法第三百四十六條第四項」とあるのは「資産流動化法第七十六條第四項」と、同法第六十四條中「株主名簿管理人」とあるのは「特定社員名簿管理人又は優先出資社員名簿管理人」と、同法第七十一條第三項中「会社法第四百七十八條第一項第一号」とあるのは「資産流動化法第六十七條第一号」と、「同法第四百八十三條第四項」とあるのは「資産流動化法第七十一條第四項」と、同法第七十三條第二項中「会社法第四百七十八條第一項第二号又は第三号」とあるのは「資産流動化法第六十七條第一項第二号又は第三号」と、同条第三項及び同法第七十四條第一項中「会社法第九百二十八條第一項第二号」とあるのは「資産流動化法第七十九條第一項において準用する会社法第

」と、同法第三十四條第一項中「会社の登記簿」とあるのは「特定目的会社登記簿」と、同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）第二十二條第四項において準用する会社法第九百三十條第二項各号」と、同法第五十四條第一項中「取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役、代表取締役又は特別取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）、執行役又は代表執行役）」とあるのは「取締役、監査役又は代表取締役」と、同条第二項第三号中「会社法第三百三十三條第一項」とあるのは「資産流動化法第七十一條第一項」と、「同法第三百三十七條第一項」とあるのは「資産流動化法第七十三條第一項」と、同法第五十五條第一項中「会社法第三百四十六條第四項」とあるのは「資産流動化法第七十六條第四項」と、同法第七十一條第三項中「会社法第四百七十八條第一項第一号」とあるのは「資産流動化法第六十七條第一項第一号」と、「同法第四百八十三條第四項」とあるのは「資産流動化法第七十一條第四項」と、同法第七十三條第二項中「会社法第四百七十八條第一項第二号又は第三号」とあるのは「資産流動化法第六十七條第一項第二号又は第三号」と、同条第三項及び同法第七十四條第一項中「会

九百二十八条第一項第二号」と、同法第七十五条中「会社法第五百七条第三項」とあるのは「資産流動化法第七十九条第一項において準用する会社法第五百七条第三項」と、同法第四百十六條の二中「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第八十三条第一項において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第八十三条第一項において準用する商業登記法第四百四十五条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 (略)

(招集権者)

第二百四十二条 (略)

2~4 (略)

5 信託法第八十条（受益者集会の招集の決定）及び第九十一条（第五項を除く。）（受益者に対する通知等）並びに会社法第七百十八条第一項及び第三項（社債権者による招集の請求）の規定は、権利者集会の招集について準用する。この場合において、信託法第八十条第三号中「受益者が」とあるのは「受益証券の権利者が」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第四号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第九十一条第一項中「受益証券発行信託の受託者が受益者に

社法第九百二十八条第一項第二号」とあるのは「資産流動化法第七十九条第一項において準用する会社法第九百二十八条第一項第二号」と、同法第七十五条中「会社法第五百七条第三項」とあるのは「資産流動化法第七十九条第一項において準用する会社法第五百七条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 (同上)

(招集権者)

第二百四十二条 (同上)

2~4 (同上)

5 信託法第八十条（受益者集会の招集の決定）及び第九十一条（第五項を除く。）（受益者に対する通知等）並びに会社法第七百十八条第一項及び第三項（社債権者による招集の請求）の規定は、権利者集会の招集について準用する。この場合において、同法第七百十八条第一項中「ある種類の社債の総額（償還済みの金額を除く。）」とあるのは「総元本持分」と、「社債発行会社又は社債管理者」とあるのは「受託信託会社等、代表権利者又は特定信託管理者」と読み替えるものとするほか、

対してする通知又は催告」とあるのは「受託信託会社等が資産流動化法第二百四十二条第二項又は第三項の規定により各受益証券の権利者（議決権を有する者に限る。）に対して発する通知」と、「受益権原簿」とあるのは「権利者名簿」と、「当該受益者」とあるのは「当該権利者」と、「通知又は催告を」とあるのは「通知を」と、「当該受託者」とあるのは「当該受託信託会社等」と、同条第二項中「通知又は催告」とあるのは「受益証券」と、「受益証券発行信託の受託者」とあるのは「受託信託会社等」と、「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「通知又は催告」とあるのは「通知」と、「当該受託者」とあるのは「当該受託信託会社等」と、同条第四項中「受益証券発行信託の受託者」とあるのは「受託信託会社等」と、「受益権」とあるのは「受益証券」と、「通知又は催告」とあるのは「通知」と、会社法第七百十八条第一項中「ある種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）」とあるのは「総元本持分」と、「社債を」とあるのは「特定目的信託の受益権を」と、「社債権者は」とあるのは「受益証券の権利者は」と、「社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者」とあるのは「受託信託会社等、代表権利者又は特定信託管理者」と、同条第三項中「社債権者は」とあるのは「受益証券の権利者は」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定

必要な技術的読替えは、政令で定める。

める。

6 (略)

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第二百四十五条 (略)

2 信託法第一百十条第一項及び第二項(受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等)、第百十五条第二項及び第三項(書面による議決権の行使)並びに第百十六条(電磁的方法による議決権の行使)並びに会社法第三百十一条第三項から第五項まで(書面による議決権の行使)及び第三百十二条第四項から第六項まで(電磁的方法による議決権の行使)の規定は、前項の書面による議決権の行使について準用する。この場合において、信託法第一百十条第一項中「招集者は、前条第一項」とあるのは「特定目的信託にあつては、招集者は、権利者集会の招集」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「知れている受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「受益者集会参考書類」とあるのは「権利者集会参考書類」と、「受益者が」とあるのは「受益証券の権利者が」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条第三項」と、「受益者に」とあるのは「受益証券の権利者に」と、「受益者集会参考書類」とあるのは「権利者集会参考書類」と、「受益者の」とあるのは「受益証券の権利者の」と、同法第百十五条第

6 (同上)

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第二百四十五条 (同上)

2 信託法第一百十条第一項及び第二項(受益者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等)、第百十五条第二項及び第三項(書面による議決権の行使)並びに第百十六条(電磁的方法による議決権の行使)並びに会社法第三百十一条第三項及び第四項(書面による議決権の行使)の規定は、前項の書面による議決権の行使について準用する。この場合において、信託法第一百十条第一項中「招集者は、前条第一項」とあるのは「特定目的信託にあつては、招集者は、権利者集会の招集」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

二項及び第一百六条第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「第九十九条第二項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条第三項」と、会社法第三百十一条第三項中「株主総会」とあるのは「権利者集会」と、「第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十五条第二項において準用する信託法第一百五十条第二項」と、同法第三百十二条第四項中「株主総会」とあるのは「権利者集会」と、「第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十五条第二項において準用する信託法第一百五十条第二項」と、同条第五項及び第六項中「株主」とあるのは「受益証券の権利者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(権利者集会に関する信託法及び会社法の準用)

第二百四十九条 信託法第一百四十四条（議決権の代理行使）、第一百七十七条（議決権の不統一行使）、第一百八条第二項（受託者の出席等）、第一百十九条（延期又は続行の決議）及び第二百二十条（議事録）並びに会社法第三百十四条（取締役等の説明義務）、第三百十五条（議長の権限）、第七百三十一条（第一項を除

(権利者集会に関する信託法及び会社法の準用)

第二百四十九条 信託法第一百四十四条（議決権の代理行使）、第一百七十七条（議決権の不統一行使）、第一百八条第二項（受託者の出席等）、第一百十九条（延期又は続行の決議）及び第二百二十条（議事録）並びに会社法第三百十四条（取締役等の説明義務）、第三百十五条（議長の権限）、第七百三十一条（第一項を除

く。(議事録)、第七百三十二条から第七百三十五条の二まで(社債権者集会の決議の認可の申立て、社債権者集会の決議の不認可、社債権者集会の決議の効力、社債権者集会の決議の認可又は不認可の決定の公告、社債権者集会の決議の省略)及び第七百三十八条(代表社債権者等の解任等)の規定は、権利者集会について準用する。この場合において、信託法第百十四条第一項及び第三項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、同条第四項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「第九百九条第二項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条第三項」と、同法第百十七條第一項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、同条第二項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「受益権」とあるのは「特定目的信託の受益権」と、同法第百十八條第二項中「受託者」とあるのは「受託信託会社等」と、「その出席」とあるのは「代表者又は代理人の出席」と、同法第百十九條中「第八百八条及び第九百九条」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条」と、同法第百二十條中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、会社法第百三十四條中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「受託信託会社等」と、「株主から」とあるのは「受益証券の権利者から」と、「株主の」とあるのは「受益証券の権利者の」と、同法第七百三十一條第二項中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同条第三項中「社債管

く。(議事録)、第七百三十二条から第七百三十五条まで(社債権者集会の決議の認可の申立て、社債権者集会の決議の不認可、社債権者集会の決議の効力、社債権者集会の決議の認可又は不認可の決定の公告)及び第七百三十八条(代表社債権者等の解任等)の規定は、権利者集会について準用する。この場合において、信託法第百十九條中「第八百八条及び第九百九条」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条」と、会社法第百三十四條中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十一條第二項中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同条第三項中「社債管理者及び社債権者」とあるのは「代表権利者、特定信託管理者及び各受益証券の権利者」と、「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十三條第一号中「第六百七十六條の募集」とあるのは「受益証券の募集」と、「当該社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十五條中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第百三十八條中「代表社債権者若しくは決議執行者」とあるのは「資産流動化法第二百四十六條第一項の決議により定めた者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

理者、社債管理補助者及び社債権者」とあるのは「代表権利者、特定信託管理者及び各受益証券の権利者」と、「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十三条第一号中「第六百七十六条の募集」とあるのは「受益証券の募集」と、「当該社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同条第四号中「社債権者」とあるのは「受益証券の権利者」と、同法第七百三十四条第二項中「当該種類の社債」とあるのは「特定目的信託の受益権」と、「社債権者に」とあるのは「受益証券の権利者に」と、同法第七百三十五条中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十五条の二第一項中「社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について（社債管理補助者にあつては、第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意をすることについて）提案をした場合において、当該提案」とあるのは「決議の目的たる事項」と、「議決権者」とあるのは「受益証券の権利者（議決権を有する者に限る。）」と、「当該提案を」とあるのは「当該事項を」と、同条第二項中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同条第三項中「社債管理者、社債管理補助者及び社債権者」とあるのは「代表権利者、特定信託管理者及び各受益証券の権利者」と、「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十八条中「代表社債権者若し

くは決議執行者」とあるのは「資産流動化法第二百四十六条第一項の決議により定めた者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(書面による決議)

第二百五十条 (略)

2 (略)

3 権利者集会に関する規定(第二百四十三条第三項及び第二百四十五条を除く。)は、書面による決議を行う場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (同上)

(書面による決議)

第二百五十条 (同上)

2 (同上)

3 第六十三条第一項から第三項までの規定及び権利者集会に関する規定(第二百四十三条第三項及び第二百四十五条を除く。)は、書面による決議を行う場合について準用する。この場合において、第六十三条第一項中「取締役又は特定社員が社員総会の目的である事項のうち無議決権事項について提案をした場合において、当該提案」とあるのは「決議の目的たる事項」と、「当該提案を」とあるのは「当該事項を」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(過料に処すべき行為)

第三百十六条 特定目的会社の発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、

(過料に処すべき行為)

第三百十六条 特定目的会社の発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、

清算人代理、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役若しくは清算人の職務を代行する者、第三百二条第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役若しくは代表取締役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百八条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、特定社員名簿管理人若しくは優先出資社員名簿管理人、特定社債原簿管理人、特定社債管理者、事務を承継する特定社債管理者、特定社債管理補助者、事務を承継する特定社債管理補助者、代表特定社債権者若しくは決議執行者、特定目的信託の受託者、権利者集会の代表権利者若しくは特定信託管理者又は第二百四十六条第一項の規定に基づき権利者集会の決議により定められた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇七 (略)

八 第六十三条第二項、第二百五条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第二百六十四条第三項若しくは第四項、第二百七十五条第三項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百八十三条第一項若しくは第二項又は第十六条第六項において準

清算人代理、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役若しくは清算人の職務を代行する者、第三百二条第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役若しくは代表取締役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百八条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、特定社員名簿管理人若しくは優先出資社員名簿管理人、特定社債原簿管理人、特定社債管理者、事務を承継する特定社債管理者、代表特定社債権者若しくは決議執行者、特定目的信託の受託者、権利者集会の代表権利者若しくは特定信託管理者又は第二百四十六条第一項の規定に基づき権利者集会の決議により定められた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇七 (同上)

八 第六十三条第二項、第二百五条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第二百六十四条第三項若しくは第四項、第二百七十五条第三項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百八十三条第一項若しくは第二項又は第十六条第六項において準

用する会社法第三十一条第一項、第二十八条第三項若しくは第四十三条第三項において準用する同法第二百二十五条第一項、第三十八条において準用する同法第八十二条の二第一項若しくは第八十二条の六第二項、第五十条第一項において準用する同法第八十二条の二第一項若しくは第八十二条の六第二項、第六十一条、第六十五条第二項若しくは第二四十五条第二項（第二五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一条第三項、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第六十五条第二項若しくは第二百四十五条第二項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十二条第四項、第六十五条第三項、第六十五条第二項若しくは第二百四十九条（第二五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一条第二項、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第一項若しくは第二百二十五条において準用する同法第六百八十四条第一項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

九〇十七 （略）

十七の二 第六十五条第三項において準用する会社法第三百二

用する会社法第三十一条第一項、第二十八条第三項若しくは第四十三条第三項において準用する同法第二百二十五条第一項、第三十八条において準用する同法第八十二条の二第一項若しくは第八十二条の六第二項、第五十条第一項において準用する同法第八十二条の二第一項若しくは第八十二条の六第二項、第六十一条、第六十五条第二項若しくは第二四十五条第二項（第二五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一条第三項、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第六十五条第二項において準用する同法第三百十二条第四項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八条第二項若しくは第三項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第一項、第二百二十九条第二項若しくは第二百四十九条（第二五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一条第二項、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第一項若しくは第二百二十五条において準用する同法第六百八十四条第一項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

九〇十七 （同上）

（新設）

十五条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらな
かったとき。

十八〜二十一 (略)

二十二 第二百二十六条の規定に違反して特定社債を発行し、又
は第二百二十七条第八項の規定若しくは第二百二十七条の第二
項において準用する会社法第七百十四条の七の規定において
準用する同法第七百十四条第一項の規定に違反して事務を承
継する特定社債管理者若しくは特定社債管理補助者を定めな
かったとき。

二十三〜三十 (略)

2
(略)

十八〜二十一 (同上)

二十二 第二百二十六条の規定に違反して特定社債を発行し、又
は第二百二十七条第八項において準用する会社法第七百十四条
第一項の規定に違反して事務を承継する特定社債管理者を定
めなかったとき。

二十三〜三十 (同上)

2
(同上)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（特定保険業を行っていた一般社団法人等に関する特例）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>257 （略）</p> <p>8 認可特定保険業者に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第六十五条第一項第三号（同法第七十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「<u>保険業法</u>（平成七年法律第五五号）、<u>保険業法</u>等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）、<u>保険業法</u>等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）、この法律」とする。</p> <p>9 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者と</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（特定保険業を行っていた一般社団法人等に関する特例）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>257 （同上）</p> <p>8 認可特定保険業者に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第六十五条第一項（同法第七十七条において準用する場合を含む。）附則第三十四条の二第二項において同じ。）の規定の適用については、同法第六十五条第一項第二号中「<u>成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</u>」とあるのは「<u>心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者</u>」と、同項第三号中「この法律」とあるのは「<u>保険業法</u>（平成七年法律第五五号）、<u>保険業法</u>等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）、<u>保険業法</u>等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）、この法律」とする。</p> <p>（新設）</p>

して主務省令で定める者は、認可特定保険業者の理事又は監事となることができない。

10| (略)

11| 附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第百三十三条又は第二百七十二条の二十七の規定により第一項の認可を取り消された者（次項及び第十三項において「認可取消業者」という。）は、当該認可を取り消された日から起算して一年を経過する日までの間に、その業務及び財産の管理を行う保険契約について、保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）、少額短期保険業者若しくは認可特定保険業者との契約により当該保険契約を移転し、又は保険会社、少額短期保険業者若しくは認可特定保険業者との契約により当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならない。

12| 14| (略)

(認可特定保険業者等に対する保険業法の規定の準用)

第四条 (略)

2 前項の規定により保険業法の規定を認可特定保険業者について準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

9| (同上)

10| 附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第百三十三条又は第二百七十二条の二十七の規定により第一項の認可を取り消された者（次項及び第十二項において「認可取消業者」という。）は、当該認可を取り消された日から起算して一年を経過する日までの間に、その業務及び財産の管理を行う保険契約について、保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）、少額短期保険業者若しくは認可特定保険業者との契約により当該保険契約を移転し、又は保険会社、少額短期保険業者若しくは認可特定保険業者との契約により当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならない。

11| 13| (同上)

(認可特定保険業者等に対する保険業法の規定の準用)

第四条 (同上)

2 前項の規定により保険業法の規定を認可特定保険業者について準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第三百三十三条第一項第四十一号	第二百七条において	第二百七条及び平成十七年改正法附則第四条第一項において
(略)	(略)	(略)

3
16 (略)

17 保険業法第五十二条第一項、第五十三条(第二項第一号を除く。)、第五十四条、第六十五条の二十三から第六十七条(第二項第二号及び第三項を除く。)まで、第七十条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)、第七十四条(第二項及び第四項を除く。)及び第七十五条から第七十九条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第七十四条第三項	会社法第四百七十八条第二項	一般社団法人及び一般財団法人に關

(同上)	(同上)	(同上)
第三百三十三条第一項第四十一号	第二百二十三条第二項(第二百七条において	第二百二十三条第二項(第二百七条及び平成十七年改正法附則第四条第一項において
(同上)	(同上)	(同上)

3
16 (同上)

17 保険業法第五十二条第一項、第五十三条(第二項第一号を除く。)、第五十四条、第六十五条の二十三から第六十七条(第二項第二号及び第三項を除く。)まで、第七十条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)、第七十四条(第二項及び第四項を除く。)及び第七十五条から第七十九条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)

第百七十四条第五項	第十二条第二項	する法律第二百九条第二項
(略)	(略)	(略)

18
 ～
 22 (略)

(特定保険業者であつた少額短期保険業者等に関する経過措置)

第十六条 特定保険業者（平成二十二年改正法による改正前の附則第二条第三項に規定する特定保険業者（認可特定保険業者となつた者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）であつた少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者（施行日から起算して二年を経過する日までの間に平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者に限る。）は、令和五年三月三十一日までの間は、保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、保険金額が同法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超え、かつ、保険契約の締結の時

(新設)	(新設)	(新設)
(同上)	(同上)	(同上)

18
 ～
 22 (同上)

(特定保険業者であつた少額短期保険業者等に関する経過措置)

第十六条 特定保険業者（平成二十二年改正法による改正前の附則第二条第三項に規定する特定保険業者（認可特定保険業者となつた者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）であつた少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者（施行日から起算して二年を経過する日までの間に平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者に限る。）は、平成三十五年三月三十一日までの間は、保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、保険金額が同法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超え、かつ、保険契約の締結

<p>点及び保険の種類に応じて政令で定める金額以下である保険の引受けを行うことができる。</p> <p>2～18 (略)</p> <p>(行政庁等)</p> <p>第三十四条の二 (略)</p> <p>2 この附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法における主務省令は、内閣総理大臣及び前項第一号に掲げる法人の業務の監督に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令とする。</p>	<p>の時点及び保険の種類に応じて政令で定める金額以下である保険の引受けを行うことができる。</p> <p>2～18 (同上)</p> <p>(行政庁等)</p> <p>第三十四条の二 (同上)</p> <p>2 この附則、この附則において読み替えて準用する保険業法及び附則第二条第八項の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第六十五条第一項における主務省令は、内閣総理大臣及び前項第一号に掲げる法人の業務の監督に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令とする。</p>
--	--

第四章 総務省関係

一 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)

改正案	現行
<p>(行政書士法人の入会及び退会) 第十六条の六 (略)</p> <p>2 行政書士法人は、その事務所の所在地の属する都道府県の区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地(従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地)においてその旨の登記をした時に、当該事務所(従たる事務所)の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。</p> <p>3 行政書士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域内に事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地(従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地)においてその旨の登記をした時に、当該都道府県の区域に設立されている行政書士会を退会する。</p> <p>4 5 6 (略)</p>	<p>(行政書士法人の入会及び退会) 第十六条の六 (同上)</p> <p>2 行政書士法人は、その事務所の所在地の属する都道府県の区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。</p> <p>3 行政書士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域内に事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該都道府県の区域に設立されている行政書士会を退会する。</p> <p>4 5 6 (同上)</p>

改正案

現行

<p>(株式) 第四条 (略)</p> <p>2 会社は、その発行する株式を引き受ける者の募集（以下「新株募集」という。）をしようとするとき又は株式交換若しくは株式交付に際して株式（会社が有する自己の株式（以下「自己株式」という。）を除く。）の交付をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものに限る。次条第二項及び第二十三条第三号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をしようとするとき又は株式交換若しくは株式交付に際して新株予約権付社債（会社が有する自己の新株予約権付社債（同号において「自己新株予約権付社債」という。）を除く。）の交付をしようとするときも、同様とする。</p> <p>第二十三条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社又は地域会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員</p>	<p>(株式) 第四条 (同上)</p> <p>2 会社は、その発行する株式を引き受ける者の募集（以下「新株募集」という。）をしようとするとき又は株式交換に際して株式（会社が有する自己の株式（以下「自己株式」という。）を除く。）の交付をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものに限る。次条第二項及び第二十三条第三号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をしようとするとき又は株式交換に際して新株予約権付社債（会社が有する自己の新株予約権付社債（第二十三条第三号において「自己新株予約権付社債」という。）を除く。）の交付をしようとするときも、同様とする。</p> <p>第二十三条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社又は地域会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員</p>
--	---

）又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第四条第二項又は第五条第二項の規定に違反して、新株募集をしたとき若しくは株式交換若しくは株式交付に際して株式（自己株式を除く。）の交付をしたとき又は募集新株予約権を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換若しくは株式交付に際して新株予約権付社債（自己新株予約権付社債を除く。）の交付をしたとき。

四〇九 (略)

附則

(会社の新株募集等の認可の特例)

第十四条 会社は、当分の間、新株募集又は株式交換若しくは株式交付に際しての株式（自己株式を除く。）の交付による株式の増加数が総務省令で定める株式の数に達するまでは、第四条第二項の認可を受けなくても、新株募集又は株式交換若しくは株式交付に際しての株式（自己株式を除く。）の交付をすることができる。この場合において、会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を総務大臣に届け出なければならない。

）又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (同上)

三 第四条第二項又は第五条第二項の規定に違反して、新株募集をしたとき若しくは株式交換に際して株式（自己株式を除く。）の交付をしたとき又は募集新株予約権を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換に際して新株予約権付社債（自己新株予約権付社債を除く。）の交付をしたとき。

四〇九 (同上)

附則

(会社の新株募集等の認可の特例)

第十四条 会社は、当分の間、新株募集又は株式交換に際しての株式（自己株式を除く。）の交付による株式の増加数が総務省令で定める株式の数に達するまでは、第四条第二項の認可を受けなくても、新株募集又は株式交換に際しての株式（自己株式を除く。）の交付をすることができる。この場合において、会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2

(略)

2

(同上)

三 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）

改正案	現行
<p>(商業登記法の準用)</p> <p>第十五条の三 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三、第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十二号、第十四号及び第十五号を除く。）、第二十六条、第四十七条第一項、第五十一条から第三十九条から第四十八条までの規定は、法人である政党等に関する登記について準用する。この場合において、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあり、同法第十二条の二第五項中「営業所（会社にあつては、本店）」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号、第五十一条第一項及び第五十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同号並びに同法第二十一条第一項及び第二十四条第十三号中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。</p>	<p>(商業登記法の準用)</p> <p>第十五条の三 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三、第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条（第三項を除く。）、第十八条、第十九条の二、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十三号、第十五号及び第十六号を除く。）、第二十六条、第四十七条第一項、第五十一条から第五十三条まで、第三十二条から第三十七条まで並びに第三十九条から第四十八条までの規定は、法人である政党等に関する登記について準用する。この場合において、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号、第五十一条第一項及び第五十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第十七条第二項第一号、第二十一条第一項及び第二十四条第十四号中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。</p>

四 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）

改正案	現行
<p>（株式、社債及び借入金の認可等）</p> <p>第五条 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定する募集株式（第四十五条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第三十五条及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（株式等の譲渡その他の処分等）</p> <p>第二十七条 （略）</p> <p>2 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、令和十八年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金</p>	<p>（株式、社債及び借入金の認可等）</p> <p>第五条 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定する募集株式（第四十五条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第三十五条及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2・3 （同上）</p> <p>（株式等の譲渡その他の処分等）</p> <p>第二十七条 （同上）</p> <p>2 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、平成四十八年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金</p>

の償還期限は、令和十八年三月三十一日まででなければならない。

(財務大臣との協議)

第三十五条 総務大臣は、第五条第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第十条第二項、第二十二條、第二十三條第二項、第三十條第一項、第三十一條又は第三十八條の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二〇八 (略)

の償還期限は、平成四十八年三月三十一日まででなければならない。

(財務大臣との協議)

第三十五条 総務大臣は、第五条第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第十条第二項、第二十二條、第二十三條第二項、第三十條第一項、第三十一條又は第三十八條の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二〇八 (同上)

第五章 財務省関係

一 会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）

改正案	現行
<p>第三条 会社は、<u>第一条第一項第一号ただし書の指定若しくは認可又は同項第二号の指定を受けたときは、二週間以内に、本店の所在地において、登記をしなければならない。</u></p> <p>② (略)</p> <p>第十七条 特別経理会社は、命令で定める場合を除くほか、取締役その他当該会社の業務を執行する役員のうちから二人、及び当該会社の旧債権を有する者（法人である場合においては、その代表者）のうちから二人の特別管理人を選任しなければならない。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第一項の規定による最初の特別管理人の全員が選任されたときは、<u>二週間以内に、特別経理会社は、本店の所在地において、特別管理人の住所及び氏名並びに当該会社との関係を登記しなければならない。</u></p>	<p>第三条 会社は、<u>第一条第一項第一号但書の指定若しくは認可又は同項第二号の指定を受けたときには、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。</u></p> <p>② (同上)</p> <p>第十七条 特別経理会社は、命令で定める場合を除くの外、取締役その他当該会社の業務を執行する役員のうちから二人、及び当該会社の旧債権を有する者（法人である場合においては、その代表者）のうちから二人の特別管理人を選任しなければならない。</p> <p>② (同上)</p> <p>③ 第一項の規定による最初の特別管理人の全員が選任されたときには、<u>特別経理会社は、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、特別管理人の住所及び氏名並びに当該会社との関係を登記しなければならない。</u></p>

④ 前項の規定により登記した事項に変更を生じたときは、二週間以内に、本店の所在地において、変更の登記をしなければならぬ。

⑤ (略)

④ 前項の規定により登記した事項に変更を生じたときは、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

⑤ (同上)

改正案

現行

第三十七条 特別經理株式会社は、旧勘定及び新勘定の併合があったときは、遅滞なくその旨を公告し、二週間以内に、本店の所在地において、旧勘定及び新勘定の併合の登記をし、かつ、会社經理応急措置法第八条第六項の規定による登記又は登録を抹消しなければならない。

第三十七条 特別經理株式会社は、旧勘定及び新勘定の併合があったときには、遅滞なくその旨を公告し、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、旧勘定及び新勘定の併合の登記をなし、且つ会社經理応急措置法第八条第六項の規定による登記又は登録を抹消しなければならない。

② (略)

② (同上)

第四十二条 会社經理応急措置法は、第三十六条第一項第一号の特別經理株式会社については前条第一項の規定による決定整備計画の実行を終つた日から、その他の特別經理株式会社については旧勘定及び新勘定の併合の日からこれを適用しない。ただし、その日までにした行為に対する罰則については、この限りでない。

第四十二条 会社經理応急措置法は、第三十六条第一項第一号の特別經理株式会社については前条第一項の規定による決定整備計画の実行を終つた日から、其の他の特別經理株式会社については旧勘定及び新勘定の併合の日からこれを適用しない。但し、その日までにした行為に対する罰則については、この限りでない。

② 特別經理株式会社は、前項に規定する日から二週間以内に、本店の所在地において、会社經理応急措置法第十七条第三項の登記を抹消し、資本金が二十万円未満の特別經理株式会社は、同法第三条第一項の登記を抹消しなければならない。

② 特別經理株式会社は、前項に規定する日から、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、会社經理応急措置法第十七条第三項の登記を抹消し、資本金が二十万円未満の特別經理株式会社は、同法第三条第一項の

登記を抹消しなければならない。

改正案	現行
<p>(減額社債等の公告)</p> <p>第二条 減額社債等を発行している社債発行特別経理会社は、整備法第十五条第一項から第三項までの規定（同法第二十条第二項、第二十一条第二項及び合名会社等再建整備令（昭和二十二年政令第七十五号）第二条において準用する場合を含む。以下同じ。）による認可のあつた後、遅滞なく、次の事項を公告しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 社債等登録法の適用を受ける減額社債等（決定整備計画において存続することを定めた社債発行特別経理会社の発行する減額社債等であつて償還期限が整備法第十五条第一項から第三項までの規定による認可があつた日から三箇月を経過した日以前に到来することが確定しているものを除く。第三号、第四号及び第三条中以下同じ。）について社債の登録をしていない社債権者であつて社債の登録をしようとするものは、一定期日までに社債の登録をすべきこと。</p> <p>三 前号に該当する社債権者であつて社債の登録をしようとするもの、社債等登録法の適用を受けない減額社債等の社債</p>	<p>(減額社債等の公告)</p> <p>第二条 減額社債等を発行している社債発行特別経理会社は、整備法第十五条第一項から第三項までの規定（同法第二十条第二項、第二十一条第二項及び合名会社等再建整備令（昭和二十二年政令第七十五号）第二条において準用する場合を含む。以下同じ。）による認可のあつた後、遅滞なく、次の事項を公告しなければならない。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 社債等登録法の適用を受ける減額社債等（決定整備計画において存続することを定めた社債発行特別経理会社の発行する減額社債等であつて償還期限が整備法第十五条第一項から第三項までの規定による認可があつた日から三箇月を経過した日以前に到来することが確定しているものを除く。第三号、第四号及び第三条中以下同じ。）について社債の登録をしていない社債権者であつて社債の登録をしようとするものは、一定期日までに社債の登録をなすべきこと。</p> <p>三 前号に該当する社債権者であつて社債の登録をしようとするもの、社債等登録法の適用を受けない減額社債等の社債</p>

<p>4 (略)</p>	<p>権者及び減額社債等の質権者は、一定期日までに、その有する債券を社債発行特別経理会社、第二会社、社債管理者、社債管理補助者又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（第三項において「受託会社」という。）に提出すべきこと。</p> <p>四 減額社債等について社債の登録をしている社債権者及び当該社債の質権者は、一定期日までに、当該社債の登録済証を登録機関に提出すべきこと。</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社債発行特別経理会社は、減額社債等につき、社債管理者、社債管理補助者又は受託会社があるときは、これらの会社とともに、第一項の公告をしなければならない。この場合において、公告の費用は、社債発行特別経理会社の負担とする。</p>
<p>4 (同上)</p>	<p>権者及び減額社債等の質権者は、一定期日までに、その有する債券を社債発行特別経理会社、第二会社、社債管理者又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（第三項において「受託会社」という。）に提出すべきこと</p> <p>四 減額社債等について社債の登録をしている社債権者及び当該社債の質権者は、一定期日までに、当該社債の登録済証を登録機関に提出すべきこと</p> <p>五 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 社債発行特別経理会社は、減額社債等につき、社債管理者又は受託会社があるときは、これらの会社とともに、第一項の公告をしなければならない。この場合には、公告の費用は、社債発行特別経理会社の負担とする。</p>

四 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）

改正案	現行
<p>（入会及び退会等） 第四十九条の六（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 税理士法人は、主たる事務所以外に事務所を設け、又は税理士法人の各事務所を各所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に移転したときは、税理士法人の事務所の新所在地（主たる事務所以外の事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地）においてその旨を登記した時に、当然、当該事務所（主たる事務所以外の事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該主たる事務所以外の事務所）の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。</p> <p>5 税理士法人は、その事務所の移転又は廃止により、所属税理士会の区域内に税理士法人の事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地（主たる事務所以外の事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地）においてその旨を登記した時に、当然、当該税理士会を退会する。</p> <p>6～9（略）</p>	<p>（入会及び退会等） 第四十九条の六（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 税理士法人は、主たる事務所以外に事務所を設け、又は税理士法人の各事務所を各所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に移転したときは、税理士法人の事務所の新所在地においてその旨を登記した時に、当然、当該事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。</p> <p>5 税理士法人は、その事務所の移転又は廃止により、所属税理士会の区域内に税理士法人の事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨を登記した時に、当然、当該税理士会を退会する。</p> <p>6～9（同上）</p>

改正案	現行
<p>（創立総会等についての会社法等の準用）</p> <p>第二十二条 第三十五条の規定は第十八条第一項の創立総会について、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は第十八条第一項の創立総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、同法第五十三条（発起人等の損害賠償責任）、第五十五条（責任の免除）及び第五十六条（株式会社不成立の場合の責任）の規定は発起人について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から</p>	<p>（創立総会等についての会社法等の準用）</p> <p>第二十二条 第三十五条の規定は第十八条第一項の創立総会について、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は第十八条第一項の創立総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、同法第五十三条（発起人等の損害賠償責任）、第五十五条（責任の免除）、第五十六条（株式会社不成立の場合の責任）及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一</p>

第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は発起人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項及び第八百三十六条第一項中「設立時株主」とあるのは「創立総会の会日までに発起人に対して設立の同意を申し出た者」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「財務省令」とあるのは「財務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員についての会社法等の準用）

第三十三条 会社法第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第四項（取締役の報酬等）、第四百三十条（役員等の連帯責任）、第四百三十条の二第一項から第四項まで（補償契約）並びに第四百三十条の三第一項（役員等のために締結される保険契約）の規定は理事及び監事について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項及び第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は理事及び監事の

条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は発起人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項及び第八百三十六条第一項中「設立時株主」とあるのは「創立総会の会日までに発起人に対して設立の同意を申し出た者」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「財務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第九百三十七条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員についての会社法等の準用）

第三十三条 会社法第三百六十一条第一項及び第四項（取締役の報酬等）、第四百三十条（役員等の連帯責任）並びに第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は理事及び監事について、同法第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）の規定は理事について、第三十条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百三十条中「役員

責任を追及する訴えについて、同法第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）の規定は理事について、同法第八百四十九条第三項（第一号に係る部分に限る。）（訴訟参加）及び第八百四十九条の二（第一号に係る部分に限る。）（和解）の規定は理事の責任を追及する訴えについて、第三十条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第四百三十条の二第二項第二号中「第四百二十三条第一項の」とあるのは「その任務を怠ったことによつて生じた損害を賠償する」と、同法第四百三十条の三第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「財務省令」とあるのは「財務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについての会社法の準用）

第三十九条 会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八

等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「財務省令」とあるのは「財務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについての会社法の準用）

第三十九条 会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八

条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十六条（略）

25（略）

6 第十八条第二項、第三項、第五項から第七項まで、第十項及び第十一項並びに第三十五条の規定は第二項の創立總會について、会社法第八百三十条（株主總會等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主總會等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は

条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同項中「第九百三十一条第二項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十六条（同上）

25（同上）

6 第十八条第二項、第三項、第五項から第七項まで、第十項及び第十一項並びに第三十五条の規定は第二項の創立總會について、会社法第八百三十条（株主總會等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主總會等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は

第二項の創立総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(合併の無効の訴え等についての会社法の準用)

第五十七条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲及び無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併又は会社分割の無効判決の効力）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は酒類業組合の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第二項（第六号に係る部分に限る。）（

第二項の創立総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(合併の無効の訴え等についての会社法の準用)

第五十七条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲及び無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併又は会社分割の無効判決の効力）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項（裁判による登記の嘱託）の規定は酒類業組合の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第二項（第六号に係る部分に

陳述の聴取)、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十二条の二(抗告状の写しの送付等)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定はこの条において準用する会社法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算等についての会社法等の準用)
第五十八条 (略)

2 第二十三条の二、第二十四条の二から第三十条まで、第三十一条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条(第四項を除く。)、第三十八条の三、第四十条並びに第四十一条並びに会社法第三百六十条第一項(株主による取締役の行為の差止め)並びに第三百六十一条第一項(第三号から第五号までを除く。)[及び第四項(取締役の報酬等)]の規定は酒類業組合の清算人について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、

限る。)(陳述の聴取)、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十二条の二(抗告状の写しの送付等)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定はこの条において準用する会社法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第四項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算等についての会社法等の準用)
第五十八条 (同上)

2 第二十三条の二、第二十四条の二から第三十条まで、第三十一条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条(第四項を除く。)、第三十八条の三、第四十条並びに第四十一条並びに会社法第三百六十条第一項(株主による取締役の行為の差止め)並びに第三百六十一条第一項及び第四項(取締役の報酬等)並びに第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第

第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は酒類業組合の清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「財務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (略)

第六十七条から第六十九条まで 削除

二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は、酒類業組合の清算人について準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「財務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (同上)

(従たる事務所の所在地における登記)

第六十七条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 酒類業組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する酒類業組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合 第五十四条第四項において準用する第十九

条第一項の認可があつた日から三週間以内

三 酒類業組合の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域への従たる事務所の移転の登記）

第六十八条 酒類業組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に

掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所
の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所
を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる
事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第六十九条 第六十五条及び第六十六条に規定する場合には、こ
れらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所在所
在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。
ただし、合併後存続する酒類業組合についての変更の
登記は、第六十七条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場
合に限り、するものとする。

（商業登記法の準用）

第七十八条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第一
条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登
記官及び登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人
等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等
の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載
した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作
成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者
申請主義及び嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで

（商業登記法の準用）

第七十八条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第一
条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登
記官及び登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人
等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等
の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載
した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作
成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者
申請主義及び嘱託による登記）、第十七条から第十九条の三ま

で（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録及び添付書面の特例）、第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十四号及び第十五号を除く。）（受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更及び同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第五十一条から第五十三条まで（本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条（合併の登記）、第八十二条（合併の登記）、第八十三条（合併の登記）、第三章第十節（登記の更正及び抹消）並びに第四章（雑則）の規定は、酒類業組合の登記について準用する。この場合において、同項中「会社法第四百七十八条第一項第一号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十八条第一項において準用する会社法第四百七十八条第一項第一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（準用）

第八十三条 第四条、第五条、第六条（第三項を除く。）、第八条、第十条、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第十五条

（第二十四条第十五号及び第十六号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更及び同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記及び本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条（合併の登記）、第八十二条（合併の登記）、第八十三条（合併の登記）、第三章第十節（登記の更正及び抹消）並びに第四章（雑則）の規定は、酒類業組合の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と、同法第七十一条第三項中「会社法第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十八条第一項において準用する会社法第四百七十八条第一項第一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（準用）

第八十三条 第四条、第五条、第六条（第三項を除く。）、第八条、第十条、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第十五条

から第二十八条まで、第二十九条（第一項第二号及び第三号を除く。）、第三十条から第三十四条まで、第三十五条（第一項を除く。）、第三十六条から第三十九条まで、第四十条、第四十一条、第四十三条（中央会については、第一項ただし書及び第三項を除く。）、第四十五条から第四十九条まで、第五十一条から第六十六条まで及び第七十条から第七十八条までの規定は、連合会及び中央会について準用する。この場合において、第十五条中「その組合員になろうとする者三人以上」とあるのは、連合会については「その会員になろうとする酒類業組合二以上」と、中央会については「その会員になろうとする連合会又は酒類業組合二以上」と、第十八条第一項及び第十九条第二項第三号中「第十四条」とあるのは、連合会については「第七十九条第三項」と、中央会については「第八十条第四項」と、第三十四条第五項中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第三十八条第一項中「総組合員の半数以上」とあるのは「総会員の半数以上でその議決権の数が議決権の総数の半数以上に当たる会員」と、「議決」とあるのは「議決（これらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多数の場合の議決に限る。）」と、同条第二項中「出席組合員の三分の二以上の多数による議決」とあるのは「出席会員の議決権の三分の二以上の多数による議決でこれらの多数の議決権を有する会

から第二十八条まで、第二十九条（第一項第二号及び第三号を除く。）、第三十条から第三十四条まで、第三十五条（第一項を除く。）、第三十六条から第三十九条まで、第四十条、第四十一条、第四十三条（中央会については、第一項ただし書及び第三項を除く。）、第四十五条から第四十九条まで、第五十一条から第七十八条までの規定は、連合会及び中央会について準用する。この場合において、第十五条中「その組合員になろうとする者三人以上」とあるのは、連合会については「その会員になろうとする酒類業組合二以上」と、中央会については「その会員になろうとする連合会又は酒類業組合二以上」と、第十八条第一項及び第十九条第二項第三号中「第十四条」とあるのは、連合会については「第七十九条第三項」と、中央会については「第八十条第四項」と、第三十四条第五項中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第三十八条第一項中「総組合員の半数以上」とあるのは「総会員の半数以上でその議決権の数が議決権の総数の半数以上に当たる会員」と、「議決」とあるのは「議決（これらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多数の場合の議決に限る。）」と、同条第二項中「出席組合員の三分の二以上の多数による議決」とあるのは「出席会員の議決権の三分の二以上の多数による議決でこれらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多

員の数が出席会員の半数以上の多数に当たるもの」と、「これらの多数の者」とあるのは、連合会については「これらの多数の会員たる酒造組合の組合員」と、中央会については「これらの多数の会員たる酒造組合の組合員又は会員たる連合会の構成員たる酒造組合の組合員」と、「総組合員」とあるのは、連合会については「会員たる酒造組合の総組合員」と、中央会については「会員たる酒造組合の総組合員及び会員たる連合会の構成員たる酒造組合の総組合員」と、第四十一条中「総組合員の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第四十三条第一項中「前条第五号の規定による規制」とあるのは、連合会については「第八十二条第一項第三号の事業」と、中央会については「第八十二条第二項において準用する同条第一項第三号の事業」と、「規制の内容」とあるのは「総合調整計画の内容」と、第七十条中「酒類業組合登記簿」とあるのは、連合会については「酒類業組合連合会登記簿」と、中央会については「酒類業組合中央会登記簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、酒類業組合等の発起人、理事、監事若しくは清算人又は酒類製造業者若しくは酒類販売業者は、十万円以下の過料に処する。

数に当たるもの」と、「これらの多数の者」とあるのは、連合会については「これらの多数の会員たる酒造組合の組合員」と、中央会については「これらの多数の会員たる酒造組合の組合員又は会員たる連合会の構成員たる酒造組合の組合員」とあるのは、連合会については「会員たる酒造組合の総組合員」と、中央会については「会員たる酒造組合の総組合員及び会員たる連合会の構成員たる酒造組合の総組合員」と、第四十一条中「総組合員の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第四十三条第一項中「前条第五号の規定による規制」とあるのは、連合会については「第八十二条第一項第三号の事業」と、中央会については「第八十二条第二項において準用する同条第一項第三号の事業」と、「規制の内容」とあるのは「総合調整計画の内容」と、第七十条中「酒類業組合登記簿」とあるのは、連合会については「酒類業組合連合会登記簿」と、中央会については「酒類業組合中央会登記簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、酒類業組合等の発起人、理事、監事若しくは清算人又は酒類製造業者若しくは酒類販売業者は、十万円以下の過料に処する。

<p>一〇九 (略)</p> <p>九の二 第三十三条(第八十三条において準用する場合を含む。) ()において準用する会社法第四百三十条の二第四項(補償契約)の規定に違反して理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>十〇十八 (略)</p>	<p>一〇九 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>十〇十八 (同上)</p>
---	--

六 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

改正案

現行

<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>課税標準</p> <p>税率</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>課税標準</p> <p>税率</p>
<p>一〇二十三 （略）</p> <p>二十四 会社又は外国会社の商業登記（保険業法の規定によつてする相互会社及び外国相互会社の登記並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定によつてする一般社団法人（公益社団法人を除く。以下この号において同じ。）及び一般財団法人（公益財団法人を除く。以下この号において同じ。）の登記を含む。）</p>	<p>一〇二十三 （同上）</p> <p>二十四 会社又は外国会社の商業登記（保険業法の規定によつてする相互会社及び外国相互会社の登記並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定によつてする一般社団法人（公益社団法人を除く。以下この号において同じ。）及び一般財団法人（公益財団法人を除く。以下この号において同じ。）の登記を含む。）</p>
<p>(-) 会社又は相互会社若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人（以下この号において「一般社団法人等」という。）の登記</p>	<p>(-) 会社又は相互会社若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人（以下この号において「一般社団法人等」という。）につき</p>

げる登記を除く。)	額
ホ 新設合併又は組織変更若しくは種類の変更による株式会社又は合同会社の設立の登記	(これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円)
資本金の千分の一・五(新設合併により消滅した会社又は組織変更若しくは種類の変更をした会社の当該新設の合併又は組織変更若しくは種類の変更の直前における資本金の額として財務省	五(新設合併により消滅した会社又は組織変更若しくは種類の変更をした会社の当該新設の合併又は組織変更若しくは種類の変更の直前における資本金の額として財務省
ホ (同上)	(同上)
(同上)	(同上)

へ 吸収合併による株式会社又は
合同会社の資本金の増加の登記

額	増加した千分の一・ 五（吸収合 併により消 滅した会社 の当該吸収 合併の直前 における資 本金の額と して財務省 令で定める	（これによつて計算し た税額が三万円に満た ないときは、申請件数 一件につき三万円）	令で定める ものを超え る資本金の 額に対応す る部分につ いては、千 分の七）
---	--	---	--

へ
（同上）

（同上）

（同上）

ものを超える 資本金の 額に対応す る部分につ いては、千 分の七	ト 新設分割による株式会社又は 合同会社の設立の登記 額 (これによつて計算し た税額が三万円に満た ないときは、申請件数 一件につき三万円) 資本金の千分の七	チ 吸収分割による株式会社又は 合同会社の資本金の増加の登記 額 (これによつて計算し た税額が三万円に満た ないときは、申請件数 一件につき三万円) 増加した千分の七 資本金の	(これによつて計算し た税額が三万円に満た
	ト (同上)	チ (同上)	
	(同上) (同上)	(同上) (同上)	(同上)

<p>等をいう。以下(-)において同じ。)又は理事会に関する事項の変更の登記</p>	<p>カ 取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役、会計監査人、指名委員会等の委員、執行役若しくは代表執行役若しくは社員又は理事、監事、代表理事若しくは評議員に関する事項の変更(会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の代表に関する事項の変更を含む。)の登記</p>	<p>ヨ 支配人の選任の登記又はその代理権の消滅の登記</p>	<p>タ 取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役若しくは指名委員会等の委員、執行役若しくは代表執行役の職務執行の停止若しくは</p>
<p>申請件数</p>	<p>申請件数</p>	<p>申請件数</p>	<p>申請件数</p>
<p>一件につき 三万円(資本金の額が一億円以下の会社又は一般社団法人等については、一万円)</p>	<p>一件につき 三万円</p>	<p>一件につき 三万円</p>	<p>一件につき 三万円</p>
<p>カ (同上)</p>	<p>ヨ (同上)</p>	<p>タ (同上)</p>	
<p>(同上)</p>	<p>(同上)</p>	<p>(同上)</p>	
<p>(同上)</p>	<p>(同上)</p>	<p>(同上)</p>	

<p>は職務代行者の選任、社員の業務執行権の消滅、職務執行の停止若しくは職務代行者の選任又は理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任の登記</p>	<p>レ 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の解散の登記</p>	<p>ソ 会社若しくは一般社団法人等の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社若しくは一般社団法人等の回復の登記又は会社若しくは相互会社若しくは一般社団法人等の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記</p>	<p>ツ 登記事項の変更、消滅又は廃止の登記（これらの登記の</p>
申請件数	申請件数	申請件数	申請件数
一件につき 三万円	一件につき 三万円	一件につき 三万円	一件につき 三万円
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

<p>(二) 外国会社又は外国相互会社の登記(三)に掲げる登記を除く。</p>	<p>イ 営業所の設置の登記(ロに掲げる登記を除く。)</p> <p>ロ 営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記</p>	<p>営業所の 申請件数</p> <p>一箇所につき 九万円</p> <p>一件につき 六万円</p>	<p>ロ 登記の更正の登記又は登記の抹消</p> <p>(三) 外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする登記(四)に掲げる登記を除く。</p>	<p>(同上)</p> <p>(同上)</p> <p>(同上)</p>	<p>(同上)</p> <p>(同上)</p> <p>(同上)</p>	<p>申請件数</p> <p>一件につき 六千円</p>	<p>円以下の会社又は一般社団法人等の申請に係るものである場合には(六千円)</p>
---	--	---	--	-------------------------------------	-------------------------------------	----------------------------------	--

ハ イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき 九千円	ニ 登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき 六千円
(三) 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の清算に係る登記(外国会社又は外国相互会社の清算に係る登記を含む。)					
イ 清算人又は代表清算人の登記	申請件数	一件につき 九千円	ロ 清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記	申請件数	一件につき 六千円
(四) 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等につきその本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記(外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする清算に係る登記を含む。)					
ハ (同上)	(同上)	(同上)	ニ (同上)	(同上)	(同上)
イ (同上)	(同上)	(同上)	ロ (同上)	(同上)	(同上)

<p>ハ 清算の結了の登記</p> <p>ニ 登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうちロに掲げるものを除く。）、登記の更正の登記又は登記の抹消</p>	申請件数	一件につき
	申請件数	二千元
<p>二十五 特定目的会社の登記</p> <p>(一) 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社の設立の登記</p> <p>(二) (一)及び(三)に掲げる登記以外の登記</p> <p>(三) 登記の抹消</p>	申請件数	一件につき
	申請件数	三万円
<p>(三) 登記の抹消</p>	申請件数	一件につき
	申請件数	一万円

<p>ハ (同上)</p> <p>ニ (同上)</p>	申請件数	(同上)
	申請件数	(同上)
<p>二十五 特定目的会社の登記</p> <p>(一) 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社（以下この号において「特定目的会社」という。）につきその本店の所在地においてする登記</p> <p>イ 特定目的会社の設立の登記</p> <p>ロ イ及びハに掲げる登記以外の登記</p> <p>ハ 登記の抹消</p>	申請件数	一件につき
	申請件数	三万円
<p>イ 特定目的会社の設立の登記</p>	申請件数	一件につき
	申請件数	一万円
<p>ロ イ及びハに掲げる登記以外の登記</p>	申請件数	一件につき
	申請件数	一万五千元
<p>ハ 登記の抹消</p>	申請件数	一件につき
	申請件数	一万円

<p>(一) 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十</p>	<p>二十七 有限責任事業組合契約の登記</p>	<p>(一) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人の設立の登記</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき 三万円</p>
		<p>(二) (一)及び(三)に掲げる登記以外の登記</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき 一万五千元</p>
		<p>(三) 登記の抹消</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき 一万円</p>

<p>(一) 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十</p>	<p>二十七 有限責任事業組合契約の登記</p>	<p>(一) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人につきその本店の所在地においてする設立の登記</p>	<p>二十六 投資法人の登記</p>	<p>(二) 特定目的会社につきその支店の所在地においてする登記</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき 六千元</p>
				<p>イ (一)イ及びロに掲げる登記</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき 六千元</p>
				<p>ロ 登記の抹消</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき 六千元</p>

<p>号) 第三条第一項(有限責任事業組合契約)に規定する有限責任事業組合契約(以下この号において「組合契約」という。)の登記(二)に掲げる登記を除く。)</p>		<p>号) 第三条第一項(有限責任事業組合契約)に規定する有限責任事業組合契約(以下この号において「組合契約」という。)につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記(三)に掲げる登記を除く。)</p>	
<p>イ 組合契約の効力の発生の登記</p>	<p>申請件数 一件につき 六万円</p>	<p>イ (同上)</p>	<p>(同上)</p>
<p>ロ 従たる事務所の設置の登記</p>	<p>申請件数 一件につき 六万円</p>	<p>ロ (同上)</p>	<p>(同上)</p>
<p>ハ 主たる事務所又は従たる事務所の移転の登記</p>	<p>申請件数 一件につき 三万円</p>	<p>ハ (同上)</p>	<p>(同上)</p>
<p>ニ 組合員に関する事項の変更の登記</p>	<p>申請件数 一件につき 一万円</p>	<p>ニ (同上)</p>	<p>(同上)</p>
<p>ホ 組合員の業務執行の停止又は業務代行者の選任の登記</p>	<p>申請件数 一件につき 三万円</p>	<p>ホ (同上)</p>	<p>(同上)</p>
<p>ヘ イからホまで、ト及びチに掲げる登記以外の登記</p>	<p>申請件数 一件につき 三万円</p>	<p>ヘ (同上)</p>	<p>(同上)</p>
<p>ト 登記の更正の登記</p>	<p>申請件数 一件につき 二万円</p>	<p>ト (同上)</p>	<p>(同上)</p>

チ	登記の抹消 (削る)	申請件数 一件につき 二万円
イ	清算人の登記	申請件数 一件につき 六千円
ロ	イ、ハ及びニに掲げる登記 以外の登記	申請件数 一件につき 六千円
ハ	清算結了の登記	申請件数 一件につき 二千円
ニ	登記の更正の登記又は登記	申請件数 一件につき
チ	(同上)	(同上)
イ	(同上)	(同上)
ロ	(同上)	(同上)
ハ	(同上)	(同上)
ニ	(同上)	(同上)
イ	イからへまでに掲げる登 記	申請件数 一件につき 六千円
ロ	登記の更正の登記又は登記 の抹消	申請件数 一件につき 六千円
イ	組合契約につきその組合の主 たる事務所又は従たる事務所 所在地においてする清算に係る 登記	申請件数 一件につき 六千円
ロ	(同上)	(同上)
ハ	(同上)	(同上)
ニ	(同上)	(同上)

	の抹消	二十八	投資事業有限責任組合契約の登記	六千円
(削る)		(一)	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約（以下この号において「組合契約」という。）の登記（二）に掲げる登記を除く。）	
		イ	組合契約の効力の発生の登記	申請件数 一件につき 三万円
		ロ	イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記	申請件数 一件につき 一万五千円
		ハ	登記の更正の登記	申請件数 一件につき 一万円
		ニ	登記の抹消	申請件数 一件につき 一万円
		(二)	組合契約につきその組合の従	
		(一)	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約（以下この号において「組合契約」という。）につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記（三）に掲げる登記を除く。）	
		イ	(同上)	(同上)
		ロ	(同上)	(同上)
		ハ	(同上)	(同上)
		ニ	(同上)	(同上)

二十八の二〜百六十 (略)	(二) 組合契約の清算に係る登記		
	イ 清算人の登記	申請件数	一件につき 六千円
	ロ イ、ハ及びニに掲げる登記 以外の登記	申請件数	一件につき 六千円
	ハ 清算結了の登記	申請件数	一件につき 二千円
	ニ 登記の更正の登記又は登記 の抹消	申請件数	一件につき 六千円

二十八の二〜百六十 (同上)	(三) たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする登記(三)に掲げる登記を除く。		
	イ (一)イ及びロに掲げる登記	申請件数	一件につき 六千円
	ロ 登記の更正の登記又は登記 の抹消	申請件数	一件につき 六千円
	(三) 組合契約につきその組合の主 たる事務所又は従たる事務所の 所在地においてする清算に係る 登記		
	イ (同上)	申請件数	一件につき (同上)
	ロ (同上)	申請件数	一件につき (同上)
	ハ (同上)	申請件数	一件につき (同上)
	ニ (同上)	申請件数	一件につき (同上)

改正案

現行

<p>(株式、社債及び借入金)</p> <p>第十二条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百九十九条第一項（募集事項の決定）に規定するその発行する株式（第二十七条第二号において「新株」という。）、同法第二百三十八条第一項（募集事項の決定）に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条（募集社債に関する事項の決定）に規定する募集社債（同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(株式、社債及び借入金)</p> <p>第十二条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百九十九条第一項（募集事項の決定）に規定するその発行する株式（第二十七条第二号において「新株」という。）、同法第二百三十八条第一項（募集事項の決定）に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条（募集社債に関する事項の決定）に規定する募集社債（同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 (同上)</p> <p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 (同上)</p>
---	---

二 第十二条第一項の規定に違反して、新株、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

三〇七 (略)

二 第十二条第一項の規定に違反して、新株、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

三〇七 (同上)

改正案	現行
<p>(株式) 第二条 (略)</p> <p>2 会社は、次に掲げる場合には、財務大臣の認可を受けなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 株式交換又は株式交付に際して株式（会社が有する自己の株式を除く。第十七条第一号において同じ。）を交付しようとする場合</p> <p>三 (略)</p> <p>四 株式交換又は株式交付に際して新株予約権（会社が有する自己の新株予約権を除く。第十七条第一号において同じ。）又は新株予約権付社債（会社が有する自己の新株予約権付社債を除く。同号において同じ。）を交付しようとする場合</p> <p>第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第二条第二項の規定に違反して、株式を引き受ける者の募</p>	<p>(株式) 第二条 (同上)</p> <p>2 会社は、次に掲げる場合には、財務大臣の認可を受けなければならぬ。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 株式交換に際して株式（会社が有する自己の株式を除く。第十七条第一号において同じ。）を交付しようとする場合</p> <p>三 (同上)</p> <p>四 株式交換に際して新株予約権（会社が有する自己の新株予約権を除く。第十七条第一号において同じ。）又は新株予約権付社債（会社が有する自己の新株予約権付社債を除く。同号において同じ。）を交付しようとする場合</p> <p>第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第二条第二項の規定に違反して、株式を引き受ける者の募</p>

集をしたとき若しくは株式交換若しくは株式交付に際して株式を交付したとき、又は新株予約権を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換若しくは株式交付に際して新株予約権若しくは新株予約権付社債を交付したとき。

二〇六 (略)

集をしたとき若しくは株式交換に際して株式を交付したとき、又は新株予約権を引き受ける者の募集をしたとき若しくは株式交換に際して新株予約権若しくは新株予約権付社債を交付したとき。

二〇六 (同上)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（登記印紙の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第三百八十二条 附則第二百六十条の規定による改正後の民法施行法第八条第二項、附則第二百六十二条の規定による改正後の抵当証券法第三条第五項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）、商業登記法第十三条第二項本文（他の法令において準用する場合を含む。）、附則第三百十一条の規定による改正後の電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第三条第四項本文、附則第三百三十五条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第二十一条第二項本文、附則第三百四十条の規定による改正後の後見登記等に関する法律第十一条第二項本文又は附則第三百七十二条の規定による改正後の不動産登記法第一百九条第四項本文（同法第二百二十条第三項、第二百一十条第三項及び第四百四十九条第三項並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもってするこ</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（登記印紙の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第三百八十二条 附則第二百六十条の規定による改正後の民法施行法第八条第二項、附則第二百六十二条の規定による改正後の抵当証券法第三条第五項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）、附則第二百九十六条の規定による改正後の商業登記法第十三条第二項本文（同法第四十九条第七項（同法第九十五条、第一百十一条及び第一百八条において準用する場合を含む。）及び他の法令において準用する場合を含む。）、附則第三百十一条の規定による改正後の電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第三条第四項本文、附則第三百三十五条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第二十一条第二項本文、附則第三百四十条の規定による改正後の後見登記等に関する法律第十一条第二項本文又は附則第三百七十二条の規定による改正後の不動産登記法第一百九条第四項本文（同法第二百二十条第三項、第二百一十条第三項及び第四百四十九条第三</p>

とができる。

項並びに他の法令において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当分の間、手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもつてすることができる。

改正案	現行
<p>（合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の譲渡及び譲受け並びに解散）</p> <p>第六十二条 公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章、第四章第一節及び第四章の二の規定にかかわらず、別に法律で定める。</p>	<p>（合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散）</p> <p>第六十二条 公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第三条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。</p> <p>一 一十七 （略）</p> <p>十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。</p> <p>十九 一 二十一 （略）</p> <p>二 一 七 （略）</p> <p>（株式）</p> <p>第十二条 会社は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式（第三十四条第四号において「募集株式」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第三条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。</p> <p>一 一十七 （同上）</p> <p>十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。</p> <p>十九 一 二十一 （同上）</p> <p>二 一 七 （同上）</p> <p>（株式）</p> <p>第十二条 会社は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式（第三十四条第四号において「募集株式」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。</p>

<p>2 (略)</p> <p>第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 第十二条第一項の規定に違反して、募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。</p> <p>五 十四 (略)</p>	<p>2 (同上)</p> <p>第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 三 (同上)</p> <p>四 第十二条第一項の規定に違反して、募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。</p> <p>五 十四 (同上)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の譲渡及び譲受け並びに解散）</p> <p>第四十二条 会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに会社の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章、第四章第一節及び第四章の二の規定にかかわらず、別に法律で定める。</p>	<p>（合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散）</p> <p>第四十二条 会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに会社の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。</p>

第六章 文部科学省関係

一 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 (略)</p> <p>第一款・第二款 (略)</p> <p>第三款 役員の損害賠償責任等(第四十四条の二―第四十 四条の五)</p> <p>第四款・第五款 (略)</p> <p>第四節・第五節 (略)</p> <p>第四章・第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(評議員会)</p> <p>第四十一条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 第七項の規定にかかわらず、<u>第四十四条の五</u>において読み替</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (同上)</p> <p>第三章 (同上)</p> <p>第一節・第二節 (同上)</p> <p>第三節 (同上)</p> <p>第一款・第二款 (同上)</p> <p>第三款 役員の損害賠償責任(第四十四条の二―第四十 四の四)</p> <p>第四款・第五款 (同上)</p> <p>第四節・第五節 (同上)</p> <p>第四章・第五章 (同上)</p> <p>附則</p> <p>(評議員会)</p> <p>第四十一条 (同上)</p> <p>2～8 (同上)</p> <p>9 第七項の規定にかかわらず、<u>第四十四条の二</u>第四項において</p>

えて準用する一般社団・財団法人法第百十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて決する。

10 (略)

第三款 役員¹の損害賠償責任等

(役員¹の学校法人に対する損害賠償責任)

第四十四条の二 (略)

2・3 (略)

(削る)

読み替えて準用する一般社団・財団法人法第百十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて決する。

10 (同上)

第三款 役員¹の損害賠償責任

(役員¹の学校法人に対する損害賠償責任)

第四十四条の二 (同上)

2・3 (同上)

4 | 「一般社団・財団法人法第百十二条から第百十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十三	理事会の決議によって	寄附行為の定めるとし
------	------------	------------

条第一項 第二号	一般社団法人の業務を執行する	ろにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十四 条第一項	理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）	理事会の決議
第百十四 条第二項	同項 限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除	及び同項 限る。）
第百十四 条第三項	同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）	理事会の決議
第百十四 条第四項	社員 議決権を有する社員	評議員 評議員
第百十五 条第一項	理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十四条の五 一般社団・財団法人法第百十二条から第百十六条までの規定は第四十四条の二第一項の責任について、一般社団・財団法人法第二章第三節第九款の規定は学校法人について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等の」とあるのは「役員」と、「役員等が」とあるのは「役員が」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「役員等に」とあるのは「役員に」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に

第百十五 条第四項	第百十一条第一項	限る。）、	掌理する
第百十六 条第一項	第八十四条第一項第二 号	限る。）又は	私立学校法第四十四条 の二第一項
			私立学校法第四十条の 五において準用する第 八十四条第一項第二号

(新設)

読み替えるものとする。

<p>第百十三 条</p>	<p>社員総会</p>	<p>評議員会</p>
<p>第百十三 条第一項 第二号ロ</p>	<p>理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する</p>	<p>寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する</p>
<p>第百十四 条第一項</p>	<p>理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）</p>	<p>理事会の決議</p>
<p>第百十四 条第二項</p>	<p>社員総会 、同項</p>	<p>評議員会 及び同項</p>
<p>第百十四 条第三項</p>	<p>限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除</p>	<p>限る。） 理事会の決議</p>

第百十八 条の二第	社員総会（理事会設置一般社団法人にあ	理事会	第百十五 条第三項 及び第四 項	社員総会	限る。） 務を執行する	第百十五 条第一項	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	第百十四 条第四項	役員等 議決権を有する社員	社員 は、理事会の決議
第百十六 条第一項	第八十四条第一項第二号	私立学校法第四十条の五において準用する第八十条第一項第二号	第百十五 条第四項第 三号	評議員会	限る。）又は	第百十五 条第一項	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する	第百十四 条第四項	役員等 評議員	評議員

一 項	第百十八 条の二第 二項第二 号	第百十八 条の二第 二項第二 号	第百十八 条の二第 二項第二 号	第百十八 条の二第 二項第二 号	第百十八 条の二第 二項第二 号
第百十八 条の二第 五項	第百十八 条の二第 五項	第百十八 条の二第 五項	第百十八 条の三第 一項	第百十八 条の三第 一項	第百十八 条の三第 一項
第百十八 条の三第 二項	第百十八 条の三第 二項	第百十八 条の三第 二項	第百十八 条の三第 二項	第百十八 条の三第 二項	第百十八 条の三第 二項
第百十八 条の三第 二項	第百十八 条の三第 二項	第百十八 条の三第 二項	第百十八 条の三第 二項	第百十八 条の三第 二項	第百十八 条の三第 二項

<p>第百十八 条の三第 三項た だし書</p>	<p>役員等賠償責任保 険契 約</p>	<p>項 及び第百十一 条第三</p>	<p>役員賠償責任保 険契 約</p>	<p>四 条の二第三 項 の規 定並 びに 同法 第四 十</p>
--------------------------------------	------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---

第五十九条から第六十一条まで 削除

（従たる事務所の所在地における登記）

第五十九条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 宗教法法人の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に規定する場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する宗教法法人が合併に際して従たる事務所を設けた場合 当該合併に関する認証書の交付を受けた日から三週間以内

三 宗教法法人の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならぬ。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第六十条 宗教法人がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第六十一条 第五十六条及び第五十八条に規定する場合には、こ

(商業登記法の準用)

第六十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十四号及び第十五号を除く。）、第二十六条、第二十七条（登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一商号の登記の禁止）、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条（株式会社の登記）、第三章第十節（登記の更正及び抹消）並びに第四章（雑則）の規定は、この章の規定による登記について準用する。この場合において、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「宗教法人法第四十九条第一項の規定によ

これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならぬ。ただし、合併後存続する宗教法人についての変更の登記は、第五十九条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(商業登記法の準用)

第六十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十六条、第二十七条（登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一商号の登記の禁止）、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条（株式会社の登記）並びに第三百三十二条から第三百四十八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定は、この章の規定による登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「宗教法人法第五十九条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定によ

る清算人」と、同法第四百四十六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第六十条において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法第四百四十五条」と読み替えるものとする。

（認証の取消し）

第八十条（略）

2～5（略）

6 所轄庁は、第一項の規定による認証の取消しをしたときは、当該宗教法人の主たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

（解散命令）

第八十一条（略）

2～5（略）

6 裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

7（略）

り清算株式会社代表清算人となつたもの）」とあるのは「宗教法人法第四十九条第一項の規定による清算人」と読み替えるものとする。

（認証の取消し）

第八十条（同上）

2～5（同上）

6 所轄庁は、第一項の規定による認証の取消しをしたときは、当該宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

（解散命令）

第八十一条（同上）

2～5（同上）

6 裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

7（同上）

第七章 厚生労働省関係

一 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）

改正案	現行
<p>(役員の職務及び権限等)</p> <p>第三十条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項(第三号から第五号までを除く。)及び第四項の規定を、監事については同法第三百四十三條第一項及び第二項、第三百四十五條第一項から第三項まで、第三百八十一条(第一項を除く。)、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第三百八十七条並びに第三百八十八条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五條第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」とあるのは「金銭でないもの」と、同条</p>	<p>(役員の職務及び権限等)</p> <p>第三十条の三 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項及び第四項の規定を、監事については同法第三百四十三條第一項及び第二項、第三百四十五條第一項から第三項まで、第三百八十一条(第一項を除く。)、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第三百八十七条並びに第三百八十八条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五條第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあっては、取締役会)」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百八十</p>

第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項（第三号から第五号までを除く。）」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社（監査役監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（役員 of 第三者に対する損害賠償責任）

第三十一条の四 （略）

2 （略）

一 （略）

イ 第三十一条の九第一項及び第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ・ハ （略）

二 （略）

（補償契約）

第三十一条の六 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部

八条中「監査役設置会社（監査役 of 監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（役員 of 第三者に対する損害賠償責任）

第三十一条の四 （同上）

2 （同上）

一 （同上）

イ 第三十一条の七第一項及び第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ・ハ （同上）

二 （同上）

（新設）

又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三十一条の三第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3| 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4| 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5| 第三十一条の二第一項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6| 民法第八十条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

第三十一条の七 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定を

(新設)

するには、理事会の決議によらなければならない。

2| 第三十一条の二第一項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3| 民法第八十条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

(役員を責任を追及する訴え)

第三十一条の八 役員を責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二各号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百四十九条の二中「次の各号に掲げる株式会社」の区分に応じ、当該各号に定める者」とあ

(役員を責任を追及する訴え)

第三十一条の六 役員を責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二

るのは「各監事」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「消費生活協同組合法第三十一条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（決算関係書類等の作成等）

第三十一条の九（略）

第三十一条の十（略）

2・3（略）

4 会計監査人の責任については、第三十一条の三から第三十一条の五まで、第三十一条の六第一項から第三項まで及び第三十一条の七第一項の規定を準用する。この場合において、第三十一条の三第四項第三号及び第三十一条の四第二項第二号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、同号中「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、第三十一条の五並びに第三十一条の六第一項及び第二項中「役員」とあるの

項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「消費生活協同組合法第三十一条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（決算関係書類等の作成等）

第三十一条の七（同上）

第三十一条の八（同上）

2・3（同上）

4 会計監査人の責任については、第三十一条の三から第三十一条の五までの規定を準用する。この場合において、第三十一条の三第四項第三号及び第三十一条の四第二項第二号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、同号中「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、第三十一条の五中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

は「役員又は会計監査人」と、同条第三項中「役員が」とあるのは「役員若しくは会計監査人が」と、「役員に」とあるのは「役員又は会計監査人に」と、第三十一条の七第一項中「役員が」とあるのは「役員又は会計監査人が」と、「役員を」とあるのは「役員又は会計監査人を」と、「役員の」とあるのは「役員又は会計監査人の」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会計監査人の責任を追及する訴えについては、第三十一条の八の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十一条の十一 (略)

(総会の特別議決方法)

第四十二条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一～四 (略)

五 第三十一条の三第四項(第三十一条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定による責任の免除

(会社法等の準用)

第七十三条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十

5 会計監査人の責任を追及する訴えについては、第三十一条の六の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十一条の九 (同上)

(総会の特別議決方法)

第四十二条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一～四 (同上)

五 第三十一条の三第四項(第三十一条の八第四項において準用する場合を含む。)の規定による責任の免除

(会社法等の準用)

第七十三条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十

五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、組合の清算人については、第二十九条の二、第二十九条の三、第三十条の二、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四から第三十一条の二まで（第三十条の七第二項を除く。）、第三十一条の三第一項から第三項まで、第三十一条の四第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十一条の五、第三十一条の九（第一項及び第十項を除く。）、第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条、第三十七条第二項、第四十三条並びに第四十五条第二項から第四項まで並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第四百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条

五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、組合の清算人については、第二十九条の二、第二十九条の三、第三十条の二、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四から第三十一条の二まで（第三十条の七第二項を除く。）、第三十一条の三第一項から第三項まで、第三十一条の四第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十一条の五、第三十一条の七（第一項及び第十項を除く。）、第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条、第三十七条第二項、第四十三条並びに第四十五条第二項から第四項まで並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項及び第四項、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第

第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二各号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十一条の九第二項中「貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項及び第五項から第八項までの規定中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第九項中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項（第三号から第五号までを除く。）」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」

第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十一条の七第二項中「貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項及び第五項から第八項までの規定中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第九項中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「消費生活協同組合法第六十二条第一項第四号」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げ

とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「消費生活協同組合法第六十二条第一項第四号」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百九十二条第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百四十九条の二中「次の各号に掲げる株式会社との区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「各監事」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「消費生活協同組合法

る株主」とあるのは「総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百九十二条第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十三条において準用する同法第三十一条の第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三条において準用する同法第三十一条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十一条から第八十三条まで 削除

(従たる事務所の所在地における登記)

第八十一条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 新設合併設立組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合 第七十八条の二に規定する日から三週間以内

三 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならぬ。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第八十二条 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第八十三条 第七十八条、第七十八条の二及び第八十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従

(登記の嘱託)

第九十条 (略)

2・3 (略)

4 組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(商業登記法の準用)

第九十二条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十四号及び第十五号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条から第四百八条までの規定を準用する。この

たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならぬ。ただし、吸収合併存続組合についての変更の登記は、第八十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(登記の嘱託)

第九十条 (同上)

2・3 (同上)

4 組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(商業登記法の準用)

第九十二条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第三百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は行政庁に

場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「訴えについてはその主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に、行政庁に対する請求については当該行政庁」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社

の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社

の代表清算人となつたもの）」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条本文の規定による清算人」と、同法第四百四十六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十二条において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第四百四十五条」と読み替えるものとする。

（決算関係書類等の提出）

第九十二条の二（略）

2 第三十一条の十第一項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しな

対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「訴えについてはその主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に、行政庁に対する請求については当該行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第八十一条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条本文の規定による清算人」と読み替えるものとする。

（決算関係書類等の提出）

第九十二条の二（同上）

2 第三十一条の八第一項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しな

なければならない。

3 (略)

第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事、清算人又は会計監査人は、二十万円以下の過料に処する。

一〜四 (略)

五 第二十五条の二第二項、第二十六条の五第一項、第三十条の七第一項若しくは第二項、第三十一条の九第九項（第七十条において準用する場合を含む。）若しくは第十項、第四十五条第二項若しくは第三項、第四十九条第一項（第五十条の二第四項、第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）、第五十三条の九第一項、第六十八条第一項、第六十八条の二第二項若しくは第九項、第六十八条の三第一項又は第六十八条の四第七項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第二十五条の二第三項、第二十六条の五第二項、第三十条の七第三項、第三十一条の九第十一項、第三十二条第三項、第四十五条第四項、第四十九条第二項、第五十三条の九第二項、第六十八条第二項、第六十八条の二第二項、第六十八条

なければならない。

3 (同上)

第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事、清算人又は会計監査人は、二十万円以下の過料に処する。

一〜四 (同上)

五 第二十五条の二第二項、第二十六条の五第一項、第三十条の七第一項若しくは第二項、第三十一条の七第九項（第七十条において準用する場合を含む。）若しくは第十項、第四十五条第二項若しくは第三項、第四十九条第一項（第五十条の二第四項、第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）、第五十三条の九第一項、第六十八条第一項、第六十八条の二第二項若しくは第九項、第六十八条の三第一項又は第六十八条の四第七項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第二十五条の二第三項、第二十六条の五第二項、第三十条の七第三項、第三十一条の七第十一項、第三十二条第三項、第四十五条第四項、第四十九条第二項、第五十三条の九第二項、第六十八条第二項、第六十八条の二第二項、第六十八条

の三第二項又は第六十八条の四第八項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

七十三 (略)

十四 第三十条の五第三項、第三十一条の九第一項、第三十二条第一項、第四十五条第一項若しくは第五十六条第四項の規定又は第七十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項若しくは第五百七条第一項に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不正の記載をしたとき。

十五・十六 (略)

十七 第三十一条の二第三項(第七十三条において準用する場合を含む。)又は第三十一条の六第四項の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十八 第三十一条の十第三項又は第三十一条の十一第二項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十九 第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書

の三第二項又は第六十八条の四第八項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

七十三 (同上)

十四 第三十条の五第三項、第三十一条の七第一項、第三十二条第一項、第四十五条第一項若しくは第五十六条第四項の規定又は第七十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項若しくは第五百七条第一項に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不正の記載をしたとき。

十五・十六 (同上)

十七 第三十一条の二第三項(第七十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十八 第三十一条の八第三項又は第三十一条の九第二項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十九 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書

面又は電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

二十 第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

二十一 第三十一条の十一第一項の規定に違反したとき。

二十二～四十四 (略)

2・3 (略)

面又は電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

二十 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

二十一 第三十一条の九第一項の規定に違反したとき。

二十二～四十四 (同上)

2・3 (同上)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第一款～第七款（略）</p> <p>第八款 役員等の損害賠償責任（第四十七条―第四十九条の三）</p> <p>第九款 補償契約及び役員のために締結される保険契約（第四十九条の四）</p> <p>第四節～第九節（略）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第四十六条の三の六 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四十七条の二（各号列記以外の部分に限る。）</p> <p>第四十七条の三第一項（各号列記以外の部分に限る。）</p> <p>第四十七条の四第三項、第四十七条の五、第</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（同上）</p> <p>第六章（同上）</p> <p>第一節・第二節（同上）</p> <p>第三節（同上）</p> <p>第一款～第七款（同上）</p> <p>第八款 役員等の損害賠償責任（第四十七条―第四十九条の三）</p> <p>（新設）</p> <p>第四節～第九節（同上）</p> <p>第七章～第九章（同上）</p> <p>附則</p> <p>第四十六条の三の六 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第五十七条の規定は、医療法人の社員総会について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚</p>

四十七条の六及び第五十七条の規定は、医療法人の社員総会について準用する。この場合において、同法第四十七条の二中「次に掲げる資料（第四十七条の四第三項において「社員総会参考書類等」という。）」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十一条の二第一項の事業報告書等」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四十七条の三第一項中「次に掲げる」とあり、及び同法第四十七条の五第一項中「第四十七条の三第一項各号に掲げる」とあるのは「医療法第五十一条の二第一項の事業報告書等に記載され、又は記録された事項並びに当該事項を修正したときは、その旨及び修正前の」と、同法第四十七条の六中「同項第六号」とあるのは「医療法第四十六条の三の六において読み替えて準用する同項」と、同法第五十七条第一項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十九条の二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第六章第二節第二款の規定は、社団たる医療法人について準用する。この場合において、同法第二百七十八条第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「設立時社員、設立時理事、役員等（第百十一条第一項に規定する役員等をいう。第三項において同じ。）又は清算人」とあるのは「理事又は監事」

生労働省令」と読み替えるものとする。

第四十九条の二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第六章第二節第二款の規定は、社団たる医療法人について準用する。この場合において、同法第二百七十八条第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「設立時社員、設立時理事、役員等（第百十一条第一項に規定する役員等をいう。第三項において同じ。）又は清算人」とあるのは「理事又は監事」

と、同条第三項中「設立時社員、設立時理事、役員等若しくは清算人」とあるのは「理事又は監事」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第二百八十条第二項及び第二百八十条の二中「清算人並びにこれらの者」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第九款 補償契約及び役員のために締結される保険契約

第四十九条の四 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二章第三節第九款の規定は、社団たる医療法人及び財団たる医療法人について準用する。この場合において、これらの規定（同法第一百八十条の三第一項及び第三項を除く。）中「役員等」とあるのは「役員」と、同条第一項中「役員等が」とあるのは「役員が」と、「役員等を」とあるのは「役員を」と、「役員等の」とあるのは「役員の」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同項及び同条第三項中「役員等賠償責任保険契約」とあるのは「役員賠償責任保険契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十一条の三 医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。次項

と、同条第三項中「設立時社員、設立時理事、役員等若しくは清算人」とあるのは「理事又は監事」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第二百八十条第二項中「清算人並びにこれらの者」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

第五十一条の三 医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）は

において同じ。)は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第三項の承認をした社員総会又は同条第五項において読み替えて準用する同条第三項の承認をした評議員会の終結後遅滞なく、同項(同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の承認を受けた事業報告書等(貸借対照表及び損益計算書に限る。)を公告しなければならない。

2| 前項の規定にかかわらず、その公告方法が厚生労働省令で定める方法である医療法人は、同項に規定する事業報告書等の要旨を公告すること足りる。

第五十四条の三 社会医療法人は、その発行する社会医療法人債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社会医療法人債(当該募集に応じて当該社会医療法人債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社会医療法人債をいう。以下同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。

一〇八 (略)

八の二 社会医療法人債管理者を定めないこととするときは、その旨

九 (略)

九の二 社会医療法人債管理補助者を定めることとするときは、その旨

、厚生労働省令で定めるところにより、前条第三項(同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の承認を受けた事業報告書等(貸借対照表及び損益計算書に限る。)を公告しなければならない。

(新設)

第五十四条の三 社会医療法人は、その発行する社会医療法人債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社会医療法人債(当該募集に応じて当該社会医療法人債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社会医療法人債をいう。以下同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。

一〇八 (同上)

(新設)

九 (同上)

(新設)

十〇十三 (略)

2 (略)

第五十四条の四 社会医療法人は、社会医療法人債を発行した日以後遅滞なく、社会医療法人債原簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 前条第一項第四号から第九号の二までに掲げる事項その他の社会医療法人債の内容を特定するものとして厚生労働省令で定める事項（以下「種類」という。）

二〇七 (略)

第五十四条の五の二 社会医療法人は、前条ただし書に規定する

場合には、社会医療法人債管理補助者を定め、社会医療法人債権者のために、社会医療法人債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該社会医療法人債が担保付社会医療法人債である場合は、この限りでない。

第五十四条の七 会社法第六百七十七条から第六百八十条まで、第六百八十二条、第六百八十三条、第六百八十四条（第四項及び第五項を除く。）、第六百八十五条から第七百一条まで、第七百三条から第七百十四条まで、第七百十四条の三から第七百

十〇十三 (同上)

2 (同上)

第五十四条の四 社会医療法人は、社会医療法人債を発行した日以後遅滞なく、社会医療法人債原簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 前条第一項第四号から第九号までに掲げる事項その他の社会医療法人債の内容を特定するものとして厚生労働省令で定める事項（以下「種類」という。）

二〇七 (同上)

(新設)

第五十四条の七 会社法第六百七十七条から第六百八十条まで、第六百八十二条、第六百八十三条、第六百八十四条（第四項及び第五項を除く。）、第六百八十五条から第七百一条まで、第七百三条から第七百十四条まで、第七百七十七条から第七百四十

十四条の七まで、第七百七十七条から第七百四十二条まで、第七編第二章第七節、第八百六十八条第四項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第二号及び第七号から第九号までに係る部分に限る。）、第八百七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三号、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、社会医療法人が社会医療法人債を発行する場合における社会医療法人債、募集社会医療法人債、社会医療法人債券、社会医療法人債権者、社会医療法人債管理者、社会医療法人債管理補助者、社会医療法人債権者集会又は社会医療法人債原簿について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十条の十四 前章第四節（第五十条、第五十条の二、第五十条の二第五項及び第五十一条の四第一項を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、第五十一条第一項中「関する報告書」とあるのは「関する報告書、第七十条第二項第三号の支援及び第七十条の八第二項の出資の状況に関する報告書」と、同条第二項中「医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）」とあり、同条第五項中「第二項の医療法人」とあり、及び第五十一条の三第一項中「

二条まで、第七編第二章第七節、第八百六十八条第四項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第二号及び第七号から第九号までに係る部分に限る。）、第八百七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三号、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、社会医療法人が社会医療法人債を発行する場合における社会医療法人債、募集社会医療法人債、社会医療法人債券、社会医療法人債権者、社会医療法人債管理者、社会医療法人債権者集会又は社会医療法人債原簿について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十条の十四 前章第四節（第五十条、第五十条の二、第五十条の二第五項及び第五十一条の四第一項を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、第五十一条第一項中「関する報告書」とあるのは「関する報告書、第七十条第二項第三号の支援及び第七十条の八第二項の出資の状況に関する報告書」と、同条第二項中「医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）」とあり、同条第五項中「第二項の医療法人」とあり、及び第五十一条の三「医療法

医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。次項において同じ。）
「とあるのは「地域医療連携推進法人」と、同項中「社員総会又は同条第五項において読み替えて準用する同条第三項の承認をした評議員会の終結後遅滞なく、同項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「社員総会の終結後遅滞なく、同項」と、第五十一条の四第二項中「社会医療法人及び第五十一条第二項の医療法人（社会医療法人を除く。）」とあるのは「地域医療連携推進法人」と、「書類（第二号に掲げる書類にあつては、第五十一条第二項の医療法人に限る。）」とあるのは「書類」と、同項第一号中「前項各号に掲げる書類」とあるのは「事業報告書等、第四十六条の八第三号の監査報告書及び定款」と、同条第三項中「監事の監査報告書」とあるのは「第四十六条の八第三号の監査報告書」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、第五十二条第一項第二号中「監事の監査報告書」とあるのは「第四十六条の八第三号の監査報告書」と、同項第三号中「第五十一条第二項の医療法人にあつては、公認会計士等」とあるのは「公認会計士等」と読み替えるものとする。

第七十条の二十一（略）

人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）
「とあるのは「地域医療連携推進法人」と、同条中「前条第三項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「前条第三項」と、第五十一条の四第二項中「社会医療法人及び第五十一条第二項の医療法人（社会医療法人を除く。）」とあるのは「地域医療連携推進法人」と、「書類（第二号に掲げる書類にあつては、第五十一条第二項の医療法人に限る。）」とあるのは「書類」と、同項第一号中「前項各号に掲げる書類」とあるのは「事業報告書等、第四十六条の八第三号の監査報告書及び定款」と、同条第三項中「監事の監査報告書」とあるのは「第四十六条の八第三号の監査報告書」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、第五十二条第一項第二号中「監事の監査報告書」とあるのは「第四十六条の八第三号の監査報告書」と、同項第三号中「第五十一条第二項の医療法人にあつては、公認会計士等」とあるのは「公認会計士等」と読み替えるものとする。

第七十条の二十一（同上）

255 (略)

6 認定都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該地域医療連携推進法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該地域医療連携推進法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。

7 (略)

第九十一条 社会医療法人の役員、社会医療法人債原簿管理人（第五十四条の七において準用する会社法第六百八十三条に規定する者をいう。）、社会医療法人債管理者、事務を承継する社会医療法人債管理者（第五十四条の七において準用する会社法第七百十一条第一項又は第七百十四条第一項若しくは第三項の規定により社会医療法人債管理者の事務を承継する社会医療法人債管理者をいう。）、社会医療法人債管理補助者、事務を承継する社会医療法人債管理補助者（第五十四条の七において準用する会社法第七百十四条の七において準用する同法第七百十一条第一項又は第七百十四条第一項若しくは第三項の規定により社会医療法人債管理補助者の事務を承継する社会医療法人債管理補助者をいう。）、代表社会医療法人債権者又は決議執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の

255 (同上)

6 認定都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該地域医療連携推進法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該地域医療連携推進法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。

7 (同上)

第九十一条 社会医療法人の役員、社会医療法人債原簿管理人（第五十四条の七において準用する会社法第六百八十三条に規定する者をいう。）、社会医療法人債管理者、事務を承継する社会医療法人債管理者（第五十四条の七において準用する会社法第七百十一条第一項又は第七百十四条第一項若しくは第三項の規定により社会医療法人債管理者の事務を承継する社会医療法人債管理者をいう。）、代表社会医療法人債権者又は決議執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇三 (略)

四 社会医療法人債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

五〇九 (略)

十 第五十四条の五の規定に違反して社会医療法人債を発行し、又は第五十四条の七において準用する会社法第七百十一条第一項(第五十四条の七において準用する同法第七百十四条の七において準用する場合を含む。)の規定に違反して事務を承継する社会医療法人債管理者若しくは社会医療法人債管理補助者を定めなかつたとき。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、医療法人の理事、監事若しくは清算人又は地域医療連携推進法人の理事、監事若しくは清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇二 (略)

三 第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十七条の三第一項の

一〇三 (同上)

四 社会医療法人債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

五〇九 (同上)

十 第五十四条の五の規定に違反して社会医療法人債を発行し、又は第五十四条の七において準用する会社法第七百十一条第一項の規定に違反して事務を承継する社会医療法人債管理者を定めなかつたとき。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、医療法人の理事、監事若しくは清算人又は地域医療連携推進法人の理事、監事若しくは清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇二 (同上)

(新設)

規定に違反して、電子提供措置（電磁的方法により社員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。）をとらなかつたとき。

四 (略)

五 第五十一条の三第一項（第七十条の十四において準用する場合を含む。）の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

六〇十四 (略)

三 (同上)

四 第五十一条の三（第七十条の十四において準用する場合を含む。）の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

五〇十三 (同上)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第一款～第六款（略）</p> <p>第七款 役員等の損害賠償責任等（第四十五条の二十一） 第四十五条の二十二の二</p> <p>第四節～第八節（略）</p> <p>第七章～第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（評議員会の運営）</p> <p>第四十五条の九（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（同上）</p> <p>第六章（同上）</p> <p>第一節・第二節（同上）</p> <p>第三節（同上）</p> <p>第一款～第六款（同上）</p> <p>第七款 役員等の損害賠償責任（第四十五条の二十一） 第十五条の二十二</p> <p>第四節～第八節（同上）</p> <p>第七章～第十二章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（評議員会の運営）</p> <p>第四十五条の九（同上）</p> <p>2～6（同上）</p> <p>7（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>二 第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及</p>

び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の評議員会
三〇五 (略)

8〇10 (略)

(理事会の権限等)

第四十五条の十三 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一〇五 (略)

六 第四十五条の二十二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十五条の二十第一項の責任の免除
5 (略)

第七款 役員等の損害賠償責任等

(役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任)

第四十五条の二十 (略)

2・3 (略)

(削る)

び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の評議員会
三〇五 (同上)

8〇10 (同上)

(理事会の権限等)

第四十五条の十三 (同上)

2・3 (同上)

4 (同上)

一〇五 (同上)

六 第四十五条の二十四において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十五条の二十第一項の責任の免除
5 (同上)

第七款 役員等の損害賠償責任

(役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任)

第四十五条の二十 (同上)

2・3 (同上)

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十二条から第百十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、同法第百十二条中「総社員」とあるのは「総

「評議員」と、同法第百十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百十四条第二項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「限る。」についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除とあるのは「限る。」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第百十五条第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

（準用規定）

第四十五条の二十二の二、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十二条から第百十六条までの規定は第四十五条の二十第一項の責任について、同法第百十八条の二及び第百十八条の三の規定は社会福祉法人について、それぞれ準用する。この

場合において、同法第百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第百十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百十四条第二項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「限る。」と、同条第三項中「社員」とあるのは「限る。」についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除とあるのは「限る。」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第百十五条第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百十八条の二第一項中「社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）」とあるのは「理事会」と、同法第百十八条の三第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）」とあるのは「理事会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案

現行

（補償契約）

第三十四条の二 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

（新設）

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して前条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3| 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4| 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5| 第三十三条の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6| 民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員のために締結される保険契約）

第三十四条の三 組合が、保険者との間で締結する保険契約のう

（新設）

ち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を
保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者
とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者であ
る役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがない
ものとして厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書
において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定を
するには、理事会の決議によらなければならない。

2| 第三十三条の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契
約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該
責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある
損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被
保険者とするものの締結については、適用しない。

3| 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、
適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約で
ある場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたと
きに限る。

(組合を代表する理事)

第三十四条の四 (略)

2、4 (略)

5 組合を代表する理事については、第三十条の二、一般社団法

(組合を代表する理事)

第三十四条の二 (同上)

2、4 (同上)

5 組合を代表する理事については、第三十条の二、一般社団法

人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条並びに会社法第三百五十三条、第三百五十四条及び第三百六十四条の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第六十四号）第三十四条の四第二項」と読み替えるものとする。

（会社法等の準用）

第三十九条 理事及び監事については会社法第四百三十条及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を、理事については同法第三百六十条第一項の規定を、監事については第三十四条並びに同法第三百八十九条第四項（第二号を除く。）及び第五項（子会社に係る部分を除く。）の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十

人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条並びに会社法第三百五十三条、第三百五十四条及び第三百六十四条の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第六十四号）第三十四条の二第二項」と読み替えるものとする。

（会社法等の準用）

第三十九条 理事及び監事については会社法第四百三十条及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を、理事については同法第三百六十条第一項の規定を、監事については第三十四条並びに同法第三百八十九条第四項（第二号を除く。）及び第五項（子会社に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第百

五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第三十四條第五項」と読み替えるものとする。

（会社法等の準用）

第五十二条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、組合の清算人については第二十九条の二、第三十条の二から第三十七条まで

二十条第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第三十四條第五項」と読み替えるものとする。

（会社法等の準用）

第五十二条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、組合の清算人については第二十九条の二、第三十条の二から第三十七条まで

、第四十一条第二項、第四十二条及び第四十二条の二並びに同法第三百六十条第一項及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第三十六条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十一条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限

、第四十一条第二項、第四十二条及び第四十二条の二並びに同法第三百六十条第一項及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十一条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条

る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十二条において準用する同法第三十四条第五項」と読み替えるものとする。

第二項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十二条において準用する同法第三十四条第五項」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>(入会及び退会) 第二十五条の二十九 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 社会保険労務士法人は、社会保険労務士法人の主たる事務所 の所在地の社会保険労務士会以外の社会保険労務士会が設立さ れている都道府県の区域に事務所を設け、又は社会保険労務士 法人の各事務所を各所属社会保険労務士会以外の社会保険労務 士会が設立されている都道府県の区域に移転したときは、社会 保険労務士法人の事務所の新所在地（従たる事務所を設け、又 は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地）において その旨を登記した時に、当然、当該事務所（従たる事務所を設 け、又は移転したときにあつては、当該従たる事務所）の所在 地の属する都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会 の会員となる。</p> <p>5 社会保険労務士法人は、その事務所の移転又は廃止により、 所属社会保険労務士会が設立されている都道府県の区域内に社 会保険労務士法人の事務所を有しないこととなつたときは、旧 所在地（従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては</p>	<p>(入会及び退会) 第二十五条の二十九 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4 社会保険労務士法人は、社会保険労務士法人の主たる事務所 の所在地の社会保険労務士会以外の社会保険労務士会が設立さ れている都道府県の区域に事務所を設け、又は社会保険労務士 法人の各事務所を各所属社会保険労務士会以外の社会保険労務 士会が設立されている都道府県の区域に移転したときは、社会 保険労務士法人の事務所の新所在地においてその旨を登記した 時に、当然、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域に設 立されている社会保険労務士会の会員となる。</p> <p>5 社会保険労務士法人は、その事務所の移転又は廃止により、 所属社会保険労務士会が設立されている都道府県の区域内に社 会保険労務士法人の事務所を有しないこととなつたときは、旧 所在地においてその旨を登記した時に、当然、当該社会保険労</p>

<p>6・7 (略)</p>	<p>、主たる事務所の所在地)においてその旨を登記した時に、当然、当該社会保険労務士会を退会する。</p>
<p>6・7 (同上)</p>	<p>務士会を退会する。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（療養病床に係る既存の病床数の算定に関する措置）</p> <p>第二十八条 都道府県知事が、医療法第七条の二第一項から第三項までの場合又は第七条の規定による改正後の医療法（次条において「新医療法」という。）第三十条の十二第一項において読み替えて準用する医療法第七条の二第三項の場合において、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める同条第二項第十二号に規定する区域における既存の病床数を算定するに当たっては、新介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数については、令和六年三月三十一日までの間、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例で定めるところにより、既存の療養病床（同法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。）の病床数とみなす。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（療養病床に係る既存の病床数の算定に関する措置）</p> <p>第二十八条 都道府県知事が、医療法第七条の二第一項から第三項までの場合又は第七条の規定による改正後の医療法（次条において「新医療法」という。）第三十条の十二第一項において読み替えて準用する医療法第七条の二第三項の場合において、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める同条第二項第十二号に規定する区域における既存の病床数を算定するに当たっては、新介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例で定めるところにより、既存の療養病床（同法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。）の病床数とみなす。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第三条及び第五条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定 令和二年四月一日</p> <p>第五条 この法律の施行の日（以下この項及び第三項において「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の医療法第三十条の四の規定により定められ、又は同法第三十条の六の規定により変更された医療計画（医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下この条において同じ。）は、施行日から令和二年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の医療法（以下この条において「平成三十一年新医療法」という。）第三十条の四の規定により定められ、又は平成三</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 第三条及び第五条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定 平成三十二年四月一日</p> <p>第五条 この法律の施行の日（以下この項及び第三項において「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の医療法第三十条の四の規定により定められ、又は同法第三十条の六の規定により変更された医療計画（医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下この条において同じ。）は、施行日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の医療法（以下この条において「平成三十一年新医療法」という。）第三十条の四の規定により定められ、又は平</p>

十一年新医療法第三十条の六の規定により変更された医療計画とみなす。

2 令和二年三月三十一日までの間は、平成三十一年新医療法第十二条第二項、第三十条の二十一第三項、第三十条の二十三第一項から第三項まで、第三十条の二十四、第三十条の二十五第一項、第三十条の二十七及び第三十一条の規定の適用については、なお従前の例によることとし、平成三十一年新医療法第三十条の四第六項及び第七項並びに第三十条の十八の二の規定は、適用しない。

3・4 (略)

成三十一年新医療法第三十条の六の規定により変更された医療計画とみなす。

2 平成三十二年三月三十一日までの間は、平成三十一年新医療法第十二条第二項、第三十条の二十一第三項、第三十条の二十三第一項から第三項まで、第三十条の二十四、第三十条の二十五第一項、第三十条の二十七及び第三十一条の規定の適用については、なお従前の例によることとし、平成三十一年新医療法第三十条の四第六項及び第七項並びに第三十条の十八の二の規定は、適用しない。

3・4 (同上)

第八章 農林水産省関係

一 農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）

改正案	現行
<p>第二十四条 産業組合法第三条、第四条、第七条、第二十三条、第二十五条乃至第三十一条ノ二、第三十二条乃至第三十八条、第三十九条、第四十九条、第六十条第一項（清算ニ関スル規定ヲ除ク）、第六十条ノ二、第六十一条（清算ニ関スル規定ヲ除ク）、第六十二条、第六十五条、第六十八条、第六十九条、第七十四条ノ二第一項及第九十三条ノ二並ニ商業登記法第一条の三乃至第五条、第七条乃至第十五条、第十七条、第十八条乃至第十九条の二、第二十一条乃至第二十三条の二、第二十四条（第十四号及第十五号ヲ除ク）、第二十六条、第二十七条、第五十一条乃至第五十三条、第三百三十二条乃至第三百三十七条及第三百三十九条乃至第四百八条ノ規定ハ負債整理組合ニ之ヲ準用ス但シ産業組合法第九十三条ノ二中三百円トアルハ二百円トス</p> <p>② (略)</p>	<p>第二十四条 産業組合法第三条、第四条、第七条、第二十三条、第二十五条乃至第三十一条ノ二、第三十二条乃至第三十八条、第三十九条、第四十九条、第六十条第一項（清算ニ関スル規定ヲ除ク）、第六十条ノ二、第六十一条（清算ニ関スル規定ヲ除ク）、第六十二条、第六十五条、第六十八条、第六十九条、第七十四条ノ二第一項及第九十三条ノ二並ニ商業登記法第一条の三乃至第五条、第七条乃至第十五条、第十七条（第三項ヲ除ク）、第十八条乃至第十九条の二、第二十条（第三項ヲ除ク）、第二十一条乃至第二十三条の二、第二十四条（第十五号及第十六号ヲ除ク）、第二十六条、第二十七条、第五十一条乃至第五十三条、第三百三十二条乃至第三百三十七条及第三百三十九条乃至第四百八条ノ規定ハ負債整理組合ニ之ヲ準用ス但シ産業組合法第九十三条ノ二中三百円トアルハ二百円トス</p> <p>② (同上)</p>

改正案

第十六条（略）

②⑦（略）

⑧ 代理人による議決権等の行使については会社法第三百十條（第一項及び第五項を除く。）の規定を、書面による議決権等の行使については同法第三百十一條（第二項を除く。）の規定を、電磁的方法による議決権の行使については同法第三百十二條（第三項を除く。）の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百十條第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第十六條第三項」と、同條第三項中「第一項」とあるのは「農業協同組合法第十六條第七項」と、同條第四項中「第二百九十九條第三項」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第二項」と、同條第七項第二号並びに第八項第三号及び第九号並びに同法第三百十一條第一項並びに第三百十二條第一項、第五項並びに第六項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同條第二項中「第二百九十九條第三項」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

現行

第十六条（同上）

②⑦（同上）

⑧ 代理人による議決権等の行使については会社法第三百十條（第一項及び第五項を除く。）の規定を、書面による議決権等の行使については同法第三百十一條（第二項を除く。）の規定を、電磁的方法による議決権の行使については同法第三百十二條（第三項を除く。）の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百十條第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第十六條第三項」と、同條第三項中「第一項」とあるのは「農業協同組合法第十六條第七項」と、同條第四項中「第二百九十九條第三項」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第二項」と、同條第七項第二号並びに同法第三百十一條第一項並びに第三百十二條第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同條第二項中「第二百九十九條第三項」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十五条の四 理事及び経営管理委員については会社法第三百五十七条第一項並びに第三百六十一条第一項(第三号から第五号までを除く。)及び第四項の規定を、理事については同法第三百六十条第一項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百六十一条第四項中「取締役」とあるのは「理事(農業協同組合法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

② (略)

第三十五条の六 (略)

②⑧ (略)

⑨ 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第三十六条第一項又は第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

第三十五条の四 理事及び経営管理委員については会社法第三百五十七条第一項並びに第三百六十一条第一項及び第四項の規定を、理事については同法第三百六十条第一項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百六十一条第四項中「取締役」とあるのは「理事(農業協同組合法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

② (同上)

第三十五条の六 (同上)

②⑧ (同上)

⑨ 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 次条第一項又は第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ・ハ (略)

二 (略)

⑩ (略)

第三十五条の七 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会。第四項において同じ。）の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

② 組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

ロ・ハ (同上)

二 (同上)

⑩ (同上)

(新設)

- 二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
 - 三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部
- ③ 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。
- ④ 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事（経営管理委員設置組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。）は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
- ⑤ 第三十五条の二第二項及び第四項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。
- ⑥ 民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

第三十五条の八 組合が、保険者との間で締結する保険契約のう

（新設）

ち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を
保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者
とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者であ
る役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがない
ものとして農林水産省令で定めるものを除く。第三項ただし書
において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定を
するには、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管
理委員会）の決議によらなければならない。

② 第三十五条の二第二項及び第四項の規定は、組合が保険者と
の間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責
任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによ
つて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するも
のであつて、理事（経営管理委員設置組合にあつては、理事及
び経営管理委員）を被保険者とするものの締結については、適
用しない。

③ 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、
適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である
場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに
限る。

第三十六条 (略)

②③⑥ (略)

⑦ 理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）は、通常総会の招集の通知に際して、農林水産省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けたもの（監査報告（第三十七条の二第三項に規定する会計監査人設置組合にあつては、監査報告及び会計監査報告）を含む。以下この条及び第四十三条の六の二において「決算関係書類」という。）を提供しなければならない。

⑧⑩⑬ (略)

第三十七条の三 (略)

② 会計監査人の責任については、第三十五条の六、第三十五条の七第一項から第三項まで及び第三十五条の八第一項の規定を準用する。この場合において、第三十五条の六第一項及び第四項中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と、同項第二号ハ中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、同条第七項及び第八項中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と、同条第九項第二号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、同条第十項及び第三十五条の七第一項から第三項まで

第三十六条 (同上)

②③⑥ (同上)

⑦ 理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）は、通常総会の招集の通知に際して、農林水産省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けたもの（監査報告（第三十七条の二第三項に規定する会計監査人設置組合にあつては、監査報告及び会計監査報告）を含む。以下この条において「決算関係書類」という。）を提供しなければならない。

⑧⑩⑬ (同上)

第三十七条の三 (同上)

② 会計監査人の責任については、第三十五条の六の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第四項中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と、同項第二号ハ中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、同条第七項及び第八項中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と、同条第九項第二号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、同条第十項中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と読み替えるものとする。

の規定中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と、第三十五条の八第一項中「役員が」とあるのは「役員又は会計監査人が」と、「役員を」とあるのは「役員又は会計監査人を」と、「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と読み替えるものとする。

第四十一条 役員又は会計監査人の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農業協同組合法第三十五条の六

第四十一条 役員又は会計監査人の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農業協同組合法第三十五条の六第三項」と読み替えるものとするほか、

第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十三条の六の二 組合が行う総会参考書類（前条第五項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する書類をいう。）、「議決権行使書面（同項に規定する書面をいう。）及び決算関係書類の内容である情報についての電子提供措置（電磁的方法により組合員が情報の提供を受けられることができる状態に置く措置であつて、農林水産省令で定めるものをいう。）」第一百一条第一項第四十号の二において同じ。）については、同法第二編第四章第一節第三款（第三百二十五条の二第四号、第三百二十五条の三第一項第四号及び第六号並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百二十五条の二中「取締役」とあるのは「総会招集者（農業協同組合法第四十三条の五第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。）」と、「電磁的方法により株主（種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの」とあるのは「同法第四十三条の六の二に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五条の三第一

必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

「取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項」とあるのは「総会招集者は、総会の日の二週間前の日又は農業協同組合法第四十三条の六第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の五第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第五項において読み替えて準用する第三百二条第一項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「総会招集者」と、同条第二項中「取締役が第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者が農業協同組合法第四十三条の六第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「同法第四十三条の六第一項又は第二項の通知には、同法第四十三条の五第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号中「とつて」とあるときは、その旨」とあるのは「とつて」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十

五条の四第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第七項並びに同法第四十三条の六第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「取締役は、第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者は、同法第四十三条の六第一項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第二項」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「総会招集者」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第一項」と、「株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあつては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。）」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

第四十三条の七（略）

②（略）

③ 前二項の規定は、第四十三条の六第一項の通知に際して組合員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方

第四十三条の七（同上）

②（同上）

③ 前二項の規定は、前条第一項の通知に際して組合員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提

法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

第五十八条 (略)

②⑥ (略)

⑦ 創立総会については、第十六条第一項及び第四項から第七項まで、第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条の二から第四十六条の四まで並びに会社法第三百十条第二項、第三項及び第六項から第八項まで、第三百十一条(第二項を除く。)並びに第三百十二条第一項及び第四項から第六項までの規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、同法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第十六条第四項中「前項」とあるのは「第五十八条第六項」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「第五十八条第六項又は前項」と、第四十六条の二中「役員」とあるのは「発起人及び定款作成委員」と、第四十六

供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

第五十八条 (同上)

②⑥ (同上)

⑦ 創立総会については、第十六条第一項及び第四項から第七項まで、第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条の二から第四十六条の四まで並びに会社法第三百十条第二項、第三項、第六項及び第七項、第三百十一条(第二項を除く。)並びに第三百十二条第一項、第四項及び第五項の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、同法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第十六条第四項中「前項」とあるのは「第五十八条第六項」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「第五十八条第六項又は前項」と、第四十六条の二中「役員」とあるのは「発起人及び定款作成委員」と、第四十六

条の三中「第四十三条の五及び第四十三条の六」とあるのは「第五十八条第一項及び第二項」と、同法第三百十条第七項第二号並びに第八項第三号及び第四号、第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項、第五項並びに第六項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百三十一条第一項中「株主等、」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人、」と、「設立時取締役又は設立時監査役」とあり、及び「設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役」とあるのは「発起人又は定款作成委員」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と、「設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは「発起人若しくは定款作成委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十二条の三 組合の清算については、会社法第四百七十五条（第三号に係る部分を除く。）、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条までの規定を、組合の清算人については、第二十七条、第二十九条の二、第三十条の三、第三十条の四、第三十条の五第二項及び第三項、第三十二条、第三十三条、

第四十三条の五及び第四十三条の六」とあるのは「第五十八条第一項及び第二項」と、同法第三百十条第七項第二号、第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百三十一条第一項中「株主等、」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人、」と、「設立時取締役又は設立時監査役」とあり、及び「設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役」とあるのは「発起人又は定款作成委員」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と、「設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは「発起人若しくは定款作成委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十二条の三 組合の清算については、会社法第四百七十五条（第三号に係る部分を除く。）、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条までの規定を、組合の清算人については、第二十七条、第二十九条の二、第三十条の三、第三十条の四、第三十条の五第二項及び第三項、第三十二条、第三十三条、

第三十四条第五項及び第六項、第三十五条（第二項を除く。）
、第三十五条の二、第三十五条の三第二項及び第三項、第三十
五条の四、第三十五条の五第一項から第三項まで、第三十五条
の六第一項から第三項まで、第八項、第九項（第一号に係る部
分に限る。）及び第十項、第三十六条（第一項及び第十項を除
く。）、第三十九条第一項、第四十三条の三第二項から第四項
まで、第四十三条の四、第四十三条の五第二項、第四十六条の
二並びに第四十六条の四第二項から第四項まで並びに同法第三
百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、
第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に
限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）
、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及
び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三条第
四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八
十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二
節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十
七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並
びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び
第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及
び第三号を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条
、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。
）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限

第三十四条第五項及び第六項、第三十五条（第二項を除く。）
、第三十五条の二、第三十五条の三第二項及び第三項、第三十
五条の四、第三十五条の五第一項から第三項まで、第三十五条
の六第一項から第三項まで、第八項、第九項（第一号に係る部
分に限る。）及び第十項、第三十六条（第一項及び第十項を除
く。）、第三十九条第一項、第四十三条の三第二項から第四項
まで、第四十三条の四、第四十三条の五第二項、第四十六条の
二並びに第四十六条の四第二項から第四項まで並びに同法第三
百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、
第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に
限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）
、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及
び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三条第
四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八
十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二
節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十
七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並
びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五
十三条第一項第二号及び第三号を除く。）、第八百六十八条第
一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二
号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（
第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第

る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第三十五条の第六十項中「役員」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十六条第二項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの（以下「計算書類」という。）並びに」とあるのは「貸借対照表及び」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、同法第三百八十四条並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員（准組合員を除く。）」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と、同法第八百五十条第四項中「

四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第三十五条の第六十項中「役員」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十六条第二項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの（以下「計算書類」という。）並びに」とあるのは「貸借対照表及び」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百八十四条並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員（准組合員を除く。）」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第百

第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農業協同組合法第七十二条の三において準用する同法第三十五条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百条 次に掲げる場合には、組合若しくは農事組合法人の役員、清算人若しくは第三十七条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇三十一（略）

三条第三項、第二百十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農業協同組合法第七十二条の三において準用する同法第三十五条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百条 次に掲げる場合には、組合若しくは農事組合法人の役員、清算人若しくは第三十七条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇三十一（同上）

三十一の二 第三十五条の二第四項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）又は第三十五条の七第四項の規定に違反して、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会）に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

三十二〜四十 （略）

四十の二 第四十三条の六の二において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の三第一項（第四号及び第六号を除く。）の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

四十一 （略）

四十二 第四十九条第二項又は第五十条第二項（これらの規定を第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第五十四条の五第三項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）

）、第六十五条第四項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第七十条の三第五項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、信用事業の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは譲り受け、共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転し、非出資組合若しくは非出資農事組合法人に移行し、合併をし、第七十条第一項の規定による権利義務の承継をし、又は新設分割をしたとき。

四十三〜五十六 （略）

（新設）

三十二〜四十 （同上）

（新設）

四十一 （同上）

四十二 第四十九条第二項又は第五十条第二項（これらの規定を第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第五十四条の五第三項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）

）、第六十五条第四項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第七十条の三第五項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、信用事業の全部若しくは一部を譲渡し若しくは譲り受け、共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転し、非出資組合若しくは非出資農事組合法人に移行し、合併をし、第七十条第一項の規定による権利義務の承継をし、又は新設分割をしたとき。

四十三〜五十六 （同上）

②
③
(略)

②
③
(同上)

改正案

現行

<p>(議決権及び選挙権) 第二十一条 (略)</p> <p>2 5 6 (略)</p> <p>7 会社法第三百十条（第一項及び第五項を除く。）の規定は代理人による議決権等の行使について、同法第三百十一条（第二項を除く。）の規定は書面による議決権等の行使について、同法第三百十二条（第三項を除く。）の規定は電磁的方法による議決権の行使について準用する。この場合において、同法第三百十条第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一条第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二十一条第六項」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第二項」と、同条第七項第二号並びに第八項第三号及び第四号並びに同法第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項、第五項並びに第六項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>	<p>(議決権及び選挙権) 第二十一条 (同上)</p> <p>2 5 6 (同上)</p> <p>7 会社法第三百十条（第一項及び第五項を除く。）の規定は代理人による議決権等の行使について、同法第三百十一条（第二項を除く。）の規定は書面による議決権等の行使について、同法第三百十二条（第三項を除く。）の規定は電磁的方法による議決権の行使について準用する。この場合において、同法第三百十条第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一条第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二十一条第六項」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第二項」と、同条第七項第二号並びに同法第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>
--	---

(理事及び経営管理委員に関する会社法の準用)

第三十九条の四 会社法第三百五十七条第一項並びに第三百六十一条第一項(第三号から第五号までを除く。)及び第四項の規定は理事及び経営管理委員について、同法第三百六十条第一項の規定は理事について準用する。この場合において、同項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百六十一条第四項中「取締役」とあるのは「理事(水産業協同組合法第三十四条の二第四項に規定する経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(役員組合に対する損害賠償責任等)

第三十九条の六 (略)

2～8 (略)

9 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることに注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第四十条第一項又は第二項の規定により作成すべきもの

(理事及び経営管理委員に関する会社法の準用)

第三十九条の四 会社法第三百五十七条第一項並びに第三百六十一条第一項及び第四項の規定は理事及び経営管理委員について、同法第三百六十条第一項の規定は理事について準用する。この場合において、同項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百六十一条第四項中「取締役」とあるのは「理事(水産業協同組合法第三十四条の二第四項に規定する経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (同上)

(役員組合に対する損害賠償責任等)

第三十九条の六 (同上)

2～8 (同上)

9 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることに注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 次条第一項又は第二項の規定により作成すべきものに記

に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ・ハ (略)

二 (略)

10 (略)

(補償契約)

第三十九条の七 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会。第四項において同じ。）の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償

載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ・ハ (同上)

二 (同上)

10 (同上)

(新設)

-
- 契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。
- 一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分
 - 二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
 - 三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部
- 3| 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。
- 4| 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事（経営管理委員設置組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。）は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
- 5| 第三十九条の二第二項及び第四項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。
- 6| 民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。
-

（役員のために締結される保険契約）

第三十九条の八 組合が、保険者との間で締結する保険契約のう

ち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の

追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を

保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者

とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者であ

る役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがない

ものとして農林水産省令で定めるものを除く。第三項ただし書

において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定を

するには、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管

理委員会）の決議によらなければならない。

2| 第三十九条の二第二項及び第四項の規定は、組合が保険者と

の間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責

任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによ

つて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するも

のであつて、理事（経営管理委員設置組合にあつては、理事及

び経営管理委員）を被保険者とするものの締結については、適

用しない。

3| 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、

適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約で

ある場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたと

（新設）

きに限る。

(決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等)

第四十条 (略)

2～6 (略)

7 理事(経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員)は、通常総会の招集の通知に際して、農林水産省令で定めるところにより、組合員に対し前項の承認を受けたもの(監査報告(第四十一条の二第三項に規定する会計監査人設置組合にあつては、監査報告及び会計監査報告)を含む。以下この条及び第四十七条の五の二において「決算関係書類」という。)を提供しなければならぬ。

8～13 (略)

(会計監査人に関する会社法等の準用)

第四十一条の三 (略)

2 第三十九条の六(第九項第一号を除く。)、第三十九条の七第一項から第三項まで及び第三十九条の八第一項の規定は、会計監査人の責任について準用する。この場合において、第三十九条の六第四項第二号中「次のイからハまでに掲げる役員」の区分に応じ、当該イからハまでに定める数」とあるのは「二」と、同条第九項第二号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査

(決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等)

第四十条 (同上)

2～6 (同上)

7 理事(経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員)は、通常総会の招集の通知に際して、農林水産省令で定めるところにより、組合員に対し前項の承認を受けたもの(監査報告(第四十一条の二第三項に規定する会計監査人設置組合にあつては、監査報告及び会計監査報告)を含む。以下この条において「決算関係書類」という。)を提供しなければならぬ。

8～13 (同上)

(会計監査人に関する会社法等の準用)

第四十一条の三 (同上)

2 第三十九条の六(第九項第一号を除く。)の規定は、会計監査人の責任について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「次のイからハまでに掲げる役員」の区分に応じ、当該イからハまでに定める数」とあるのは「二」と、同条第九項第二号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、同条第十

人」と、「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、同条第十項中「他の役員」とあるのは「役員又は他の会計監査人」と読み替えるものとする。

(役員等の責任を追及する訴えに関する会社法の準用)

第四十四条 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は、役員又は会計監査人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三十三項、第二百二十条第五項、第二百三十三條の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第三十九条の六第三項(同法第四十一条の三第二項において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は

項中「他の役員」とあるのは「役員又は他の会計監査人」と読み替えるものとする。

(役員等の責任を追及する訴えに関する会社法の準用)

第四十四条 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は、役員又は会計監査人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三十三項、第二百二十条第五項、第二百三十三條の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第三十九条の六第三項(同法第四十一条の三第二項において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

、政令で定める。

(電子提供措置に関する会社法の準用)

第四十七条の五の二 組合が行う総会参考書類(前条第五項にお

いて読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する書類をいう。)、議決権行使書面(同項に規定する書面をいう。)

(及び決算関係書類の内容である情報についての電子提供措置(電磁的方法により組合員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、農林水産省令で定めるものをいう。)

()については、同法第二編第四章第一節第三款(第三百二十五条の二第四号、第三百二十五条の三第一項第四号及び第六号並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。)の規定を準用する。

この場合において、同法第三百二十五条の二中「取締役」とあるのは「総会招集者(水産業協同組合法第四十七条の四第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。)」と、「電磁的方法により株主(種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。)が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの」とあるのは「同法第四十七条の五の二に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五条の三第一項中「取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第

(新設)

「一項」とあるのは「総会招集者は、総会の日の二週間前の日又は水産業協同組合法第四十七条の五第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の四第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百二条第一項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「総会招集者」と、同条第二項中「取締役が第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者が水産業協同組合法第四十七条の五第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「同法第四十七条の五第一項又は第二項の通知には、同法第四十七条の四第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号中「とっているときは、その旨」とあるのは「とっている旨」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の四第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十

四條第六項」とあるのは「水産業協同組合法第四十條第七項並びに同法第四十七條の五第五項において読み替えて準用する第三百一條第一項及び第三百二條第一項」と、「取締役は、第二百九十九條第一項」とあるのは「總會招集者は、同法第四十七條の五第一項」と、同法第三百二十五條の五第一項中「第二百九十九條第三項（第三百二十五條において準用する場合を含む。）」とあるのは「水産業協同組合法第四十七條の五第二項」と、同條第二項中「取締役」とあるのは「總會招集者」と、「第二百九十九條第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七條の五第一項」と、「株主（当該株主總會において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第二百二十四條第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあっては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。）」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

（清算に関する会社法等の準用）

第七十七條 会社法第四百七十五條（第三号に係る部分を除く。）、第四百七十六條及び第四百九十九條から第五百三條までの規定は組合の清算について、第三十一條の二、第三十三條の二、第三十四條の三、第三十四條の四、第三十四條の五第四項及び第五項、第三十六條、第三十七條、第三十八條第五項及び第六項、第三十九條（第二項を除く。）、第三十九條の二、第三

（清算に関する会社法等の準用）

第七十七條 会社法第四百七十五條（第三号に係る部分を除く。）、第四百七十六條及び第四百九十九條から第五百三條までの規定は組合の清算について、第三十一條の二、第三十三條の二、第三十四條の三、第三十四條の四、第三十四條の五第四項及び第五項、第三十六條、第三十七條、第三十八條第五項及び第六項、第三十九條（第二項を除く。）、第三十九條の二、第三

十九条の三第二項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項から第三項まで、第三十九条の六第一項から第三項まで、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項、第四十条（第一項及び第十項を除く。）、第四十二条の二第一項、第四十七条の二第二項から第四項まで、第四十七条の三、第四十七条の四第二項、第五十条の二並びに第五十条の四第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並び

十九条の三第二項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項から第三項まで、第三十九条の六第一項から第三項まで、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項、第四十条（第一項及び第十項を除く。）、第四十二条の二第一項、第四十七条の二第二項から第四項まで、第四十七条の三、第四十七条の四第二項、第五十条の二並びに第五十条の四第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は組合の清算人

に第八百七十六条の規定は組合の清算人について準用する。この場合において、第三十九条の六第十項中「役員」とあるのは「役員又は清算人」と、第四十条第二項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの（以下「計算書類」という。）並びに」とあるのは「貸借対照表及び」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百八十四条並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員（准組合員を除く。）」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二

について準用する。この場合において、第三十九条の六第十項中「役員」とあるのは「役員又は清算人」と、第四十条第二項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの（以下「計算書類」という。）並びに」とあるのは「貸借対照表及び」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百八十四条並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員（准組合員を除く。）」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、

二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第七十七条において準用する同法第三十九条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（準用規定）

第八十六条（略）

2 第三十三条、第三十三条の二、第三十四条第四項本文、第五項から第七項まで及び第九項、第三十四条の三、第三十五条第一項、第三十九条の二第一項、第三十九条の六（第二項を除く。）、第四十条第十三項、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十二条の二第一項前段、第四十三条第一項及び第二項、第四十五条、第四十六条、第四十七条の二第二項から第四項まで、第四十七条の三第一項及び第二項、第四十七条の四第一項、第四十七条の五、第四十七条の六、第四十九条、第五十条の三、第五十条の四、第五十三条、第五十四条第一項及び第二項、第五十四条の五、第五十四条の六、第五十五条第一項から第六項まで、第五十七条並びに第五十八条第一項、会社

第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第七十七条において準用する同法第三十九条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（準用規定）

第八十六条（同上）

2 第三十三条、第三十三条の二、第三十四条第四項本文、第五項から第七項まで及び第九項、第三十四条の三、第三十五条第一項、第三十九条の二第一項、第三十九条の六（第二項を除く。）、第四十条第十三項、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十二条の二第一項前段、第四十三条第一項及び第二項、第四十五条、第四十六条、第四十七条の二第二項から第四項まで、第四十七条の三第一項及び第二項、第四十七条の四第一項、第四十七条の五、第四十七条の六、第四十九条、第五十条の三、第五十条の四、第五十三条、第五十四条第一項及び第二項、第五十四条の五、第五十四条の六、第五十五条第一項から第六項まで、第五十七条並びに第五十八条第一項並びに

法第二編第四章第一節第三款（第三百二十五条の二第三号及び第四号、第三百二十五条の三第一項第四号から第六号まで及び第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の規定は、組合の管理について準用する。この場合において、第三十九条の六第六項中「理事」とあるのは「第八十四条の三第四項に規定する監事設置組合の理事」と、「各監事」とあるのは「監事（監事が二人以上いる場合にあつては、各監事）」と、同条第九項第一号イ中「次条第一項又は第二項」とあるのは「第八十四条の三第一項」と、第四十二条第一項中「五分の一」とあるのは「三分の一」と、第四十五条第二項中「参事」とあるのは「理事が二人以上ある場合において、参事」と、「理事会の決議」とあるのは「理事の過半数」と、第四十六条第一項中「十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第三項及び第四十七条の二第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、第四十七条の三第二項中「理事の」とあるのは「第八十四条の三第四項に規定する監事設置組合においては、理事の」と、第五十三条第二項第二号中「計算書類」とあるのは「貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」と、会社法第三百二十五条の二中「取締役」とあるのは「総会招集者（水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の四第一項に規定する

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の規定は、組合の管理について準用する。この場合において、第三十九条の六第六項中「理事」とあるのは「第八十四条の三第四項に規定する監事設置組合の理事」と、「各監事」とあるのは「監事（監事が二人以上いる場合にあつては、各監事）」と、同条第九項第一号イ中「次条第一項又は第二項」とあるのは「第八十四条の三第一項」と、第四十二条第一項中「五分の一」とあるのは「三分の一」と、第四十五条第二項中「参事」とあるのは「理事が二人以上ある場合において、参事」と、「理事会の決議」とあるのは「理事の過半数」と、第四十六条第一項中「十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第三項及び第四十七条の二第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、第四十七条の三第二項中「理事の」とあるのは「第八十四条の三第四項に規定する監事設置組合においては、理事の」と、第五十三条第二項第二号中「計算書類」とあるのは「貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

総会招集者をいう。以下同じ。）」と、「株主（種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。）」とあるのは「組合員」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の三第一項中「取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項」とあるのは「総会招集者は、総会の日の二週間前の日又は水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七号の四第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百二条第一項」と、同条第二項中「取締役が第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者が水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百

九十八条第一項第五号」とあるのは「同法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第一項又は第二項の通知には、同法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の四第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号中「とついているときは、その旨」とあるのは「とついている旨」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の四第三項中「第三百一条第一項、第三百一条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「取締役は、第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者は、同法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第一項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第二項」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「総会招集者」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第一項」と、「株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第二百二十四条第一項に規

定する基準日をいう。)を定めた場合にあっては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。)とあるのは「組合員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3・4 (略)

第三百三十条 次に掲げる場合には、組合の役員、清算人若しくは第四十一条の二第三項(第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代理業者若しくは電子決済等代理業者(特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代理業者又は電子決済等代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇二十八 (略)

二十八の二 第三十九条の二第四項(第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三

3・4 (同上)

第三百三十条 次に掲げる場合には、組合の役員、清算人若しくは第四十一条の二第三項(第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代理業者若しくは電子決済等代理業者(特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代理業者又は電子決済等代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇二十八 (同上)
(新設)

項において準用する場合を含む。)又は第三十九条の七第四項(第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会(経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会)に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十九～三十八 (略)

三十八の二 第四十七条の五の二(第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の三第一項(第四号及び第六号を除く。)又は第八十六条第二項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の三第一項(第四号から第六号までを除く。)の規定に違反して、電子提供措置(第四十七条の五の二に規定する電子提供措置又は第八十六条第二項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。)をとらなかつたとき。

三十九～五十八 (略)

2～4 (略)

二十九～三十八 (同上)

(新設)

三十九～五十八 (同上)

2～4 (同上)

第七十一条から第七十三条まで 削除

<p>（従たる事務所の所在地における登記）</p>	<p>第七十一条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。</p>
<p>一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内</p>	<p>二 合併によつて設立する組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合 第五十二条第二項の認可があつた日から三週間以内</p>
<p>三 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内</p>	<p>2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。</p>

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならぬ。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第七十二条 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第七十三条 第六十八条及び第七十条に規定する場合には、これ

(商業登記法の準用)

第八十三条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十四号及び第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十五条、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条から第四百八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「漁

らの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならぬ。ただし、合併後存続する組合についての変更の登記は、第七十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(商業登記法の準用)

第八十三条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十五条、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第四百八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「漁船損害等補償法第七十一条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社

船損害等補償法第五十八条本文の規定により清算人となつたもの」と、同法第四百十六條の二中「商業登記法（）」とあるのは「漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第八十三条において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第四百五条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第四百五条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

の代表清算人となつたもの）」とあるのは「漁船損害等補償法第五十八条本文の規定により清算人となつたもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

改正案

（議決権及び選挙権）

第三十一条（略）

257（略）

8 会社法第三百十条（第一項及び第五項を除く。）の規定は代理人による議決権等の行使について、同法第三百十一条（第二項を除く。）の規定は書面による議決権等の行使について、同法第三百十二条（第三項を除く。）の規定は電磁的方法による議決権の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百十条第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第三十一条第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「森林組合法第三十一条第七項」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第二項」と、同条第七項第二号並びに第八項第三号及び第四号並びに同法第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項、第五項並びに第六項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

現行

（議決権及び選挙権）

第三十一条（同上）

257（同上）

8 会社法第三百十条（第一項及び第五項を除く。）の規定は代理人による議決権等の行使について、同法第三百十一条（第二項を除く。）の規定は書面による議決権等の行使について、同法第三百十二条（第三項を除く。）の規定は電磁的方法による議決権の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百十条第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第三十一条第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「森林組合法第三十一条第七項」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第二項」と、同条第七項第二号並びに同法第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事についての会社法の準用)

第四十九条 会社法第三百五十七条第一項、第三百六十条第一項並びに第三百六十一条第一項(第三号から第五号までを除く。)及び第四項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第三百六十条第一項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(役員組合に対する賠償責任等)

第四十九条の三 (略)

2~8 (略)

9 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第五十条第一項又は第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ・ハ (略)

(理事についての会社法の準用)

第四十九条 会社法第三百五十七条第一項、第三百六十条第一項並びに第三百六十一条第一項及び第四項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第三百六十条第一項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (同上)

(役員組合に対する賠償責任等)

第四十九条の三 (同上)

2~8 (同上)

9 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 次条第一項又は第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ・ハ (同上)

二 (略)

10 (略)

(補償契約)

第四十九条の四 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員

二 (同上)

10 (同上)

(新設)

が当該組合に対して前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3| 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4| 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5| 第四十七条第二項及び第四項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6| 民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

第四十九条の五 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を

(新設)

保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2| 第四十七条第二項及び第四項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3| 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

（決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等）

第五十条 （略）

2～6 （略）

7 理事は、通常総会の招集の通知に際して、農林水産省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けたもの（

（決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等）

第五十条 （同上）

2～6 （同上）

7 理事は、通常総会の招集の通知に際して、農林水産省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けたもの（

監事の監査報告を含む。以下この条及び第六十条の三の二において「決算関係書類」という。）を提供しなければならない。

8
13 (略)

(役員を追及する訴えについての会社法の準用)

第五十四条 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、役員を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十一条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「森林組合法第四十九条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

監事の監査報告を含む。以下この条において「決算関係書類」という。）を提供しなければならない。

8
13 (同上)

(役員を追及する訴えについての会社法の準用)

第五十四条 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、役員を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十一条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「森林組合法第四十九条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔総会参考書類等の内容である情報についての電子提供措置に関する会社法の準用〕

第六十条の三の二 組合が行う総会参考書類（前条第五項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する書類をいう。）、「議決権行使書面（同項に規定する書面をいう。）」及び決算関係書類の内容である情報についての電子提供措置（電磁的方法により組合員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、農林水産省令で定めるものをいう。）については、同法第二編第四章第一節第三款（第三百二十五条の二第四号、第三百二十五条の三第一項第四号及び第六号並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百二十五条の二中「取締役」とあるのは「総会招集者（森林組合法第六十条の二第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。）」と、「電磁的方法により株主（種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの」とあるのは「同法第六十条の三の二に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五条の三第一項中「取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日前三週間前の日又は同条第一項」とあるのは「総会招集者は、総会の日前三週間前の日又は森林組合法

（新設）

第六十条の三第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「森林組合法第六十条の二第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第五項において読み替えて準用する第三百二条第一項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「総会招集者」と、同条第二項中「取締役が第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者が森林組合法第六十条の三第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「同法第六十条の三第一項又は第二項の通知には、同法第六十条の二第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号中「とつているときは、その旨」とあるのは「とつている旨」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の四第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「森林組合法第五十条第七項並びに同法第六十条の三第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項及

ひ第三百二条第一項」と、「取締役は、第二百九十九条第一項
「とあるのは「総会招集者は、同法第六十条の三第一項」と、
同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項（第
三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「
森林組合法第六十条の三第二項」と、同条第二項中「取締役」
とあるのは「総会招集者」と、「第二百九十九条第一項」とあ
るのは「森林組合法第六十条の三第一項」と、「株主（当該株
主総会において議決権を行使することができる者を定めるため
の基準日（第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）を
定めた場合にあつては、当該基準日までに書面交付請求をした
者に限る。）」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする
。」

（組合員に対する通知）

第六十条の四（略）

2（略）

3 前二項の規定は、第六十条の三第一項の通知に際して組合員
に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法
により提供する場合について準用する。この場合において、前
項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該
事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるもの
とする。

（組合員に対する通知）

第六十条の四（同上）

2（同上）

3 前二項の規定は、前条第一項の通知に際して組合員に書面を
交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提
供する場合について準用する。この場合において、前項中「到
達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電
磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

(創立総会)

第七十七条 (略)

257 (略)

8 第三十一条(第三項及び第八項を除く。)、第六十二条第二項及び第三項並びに第六十三条の二から第六十三条の四まで並びに会社法第三百十条第二項、第三項及び第六項から第八項まで、第三百十一条(第二項を除く。)並びに第三百十二条第一項及び第四項から第六項までの規定は創立総会について、同法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第三十一条第四項中「前項」とあるのは「第七十七条第七項」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「第七十七条第七項又は前項」と、第六十三条の二中「役員」とあるのは「発起人及び定款作成委員」と、第六十三条の三中「第六十条の二及び第六十条の三」とあるのは「第七十七条第一項及び第二項」と、同法第三百十条第七項第二号並びに第八項第三号及び第四号、第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項、第五項並びに第六項第三号及び第四号中「法務省令

(創立総会)

第七十七条 (同上)

257 (同上)

8 第三十一条(第三項及び第八項を除く。)、第六十二条第二項及び第三項並びに第六十三条の二から第六十三条の四まで並びに会社法第三百十条第二項、第三項、第六項及び第七項、第三百十一条(第二項を除く。)並びに第三百十二条第一項、第四項及び第五項の規定は創立総会について、同法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第三十一条第四項中「前項」とあるのは「第七十七条第七項」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「第七十七条第七項又は前項」と、第六十三条の二中「役員」とあるのは「発起人及び定款作成委員」と、第六十三条の三中「第六十条の二及び第六十条の三」とあるのは「第七十七条第一項及び第二項」と、同法第三百十条第七項第二号、第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百三十一条第一項中「設立時

「とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百三十一条第一項中「設立時取締役又は設立時監査役」とあり、及び「設立時取締役（設立しようとする株式会社）が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役」又は設立時監査役」とあるのは「発起人又は定款作成委員」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは「発起人若しくは定款作成委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算についての会社法等の準用）

第九十二条 会社法第四百七十五条（第三号に係る部分を除く。）、第四百七十六条、第四百九十九条から第五百三条まで及び第五百七条の規定は組合の清算について、第四十一条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十四条の三、第四十六条、第四十六条の二、第四十六条の三（第二項を除く。）、第四十七条、第四十八条第二項及び第三項、第四十九条、第四十九条の二第一項から第三項まで、第四十九条の三第一項から第三項まで、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項、第五十条（第一項及び第十項を除く。）、第五十二条の二、第五十七条、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条

取締役又は設立時監査役」とあり、及び「設立時取締役（設立しようとする株式会社）が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役」又は設立時監査役」とあるのは「発起人又は定款作成委員」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは「発起人若しくは定款作成委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算についての会社法等の準用）

第九十二条 会社法第四百七十五条（第三号に係る部分を除く。）、第四百七十六条、第四百九十九条から第五百三条まで及び第五百七条の規定は組合の清算について、第四十一条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十四条の三、第四十六条、第四十六条の二、第四十六条の三（第二項を除く。）、第四十七条、第四十八条第二項及び第三項、第四十九条、第四十九条の二第一項から第三項まで、第四十九条の三第一項から第三項まで、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項、第五十条（第一項及び第十項を除く。）、第五十二条の二、第五十七条、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条

、第六十条の二第二項、第六十三条の二並びに第六十三条の四第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。））、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。））、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。））、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。））、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。））、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。））、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条の第三十項中「役員」とあるのは「清算人又は監事」と、第五十条第二項中「事業報告を」とあるのは「事務報告を」と、「計算法類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財

、第六十条の二第二項、第六十三条の二並びに第六十三条の四第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。））、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。））、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。））、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。））、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。））、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条の第三十項中「役員」とあるのは「清算人又は監事」と、第五十条第二項中「事業報告を」とあるのは「事務報告を」と、「計算法類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ

産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるものをいう。第八項において同じ。）及び事業報告」とあるのは「貸借対照表及び事務報告」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第八項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「計算書類」とあるのは「貸借対照表」と、同条第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百八十四条、第五百七条第一項並びに第四百七十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第八十九条第一項」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員（准組合員を除く。）」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「森林組合法第八十九条第一項」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第三百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項

適当なものとして農林水産省令で定めるものをいう。第八項において同じ。）及び事業報告」とあるのは「貸借対照表及び事務報告」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第八項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「計算書類」とあるのは「貸借対照表」と、同条第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百八十四条、第五百七条第一項並びに第四百七十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第八十九条第一項」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員（准組合員を除く。）」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「森林組合法第八十九条第一項」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第三百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えな

ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「森林組合法第九十二条において準用する同法第四十九条の第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用規定)

第百条 (略)

2 第四十二条第二項及び第三項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第三項から第八項まで、第四十五条、第五十二条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条から第六十条の三まで、第六十条の四、第六十一条(第一項第四号を除く。)、第六十二条、第六十三条(第四号に係る部分を除く。)、第六十三条の三、第六十三条の四、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条第一項から第三項まで、第七十条、第七十二条並びに第七十三条並びに会社法第二編第四章第一節第三款(第三百二十五条の二第三号及び第四号、第三百二十五条の三第一項第四号から第六号まで及び第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。)、第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第

い部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「森林組合法第九十二条において準用する同法第四十九条の第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用規定)

第百条 (同上)

2 第四十二条第二項及び第三項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第三項から第八項まで、第四十五条、第五十二条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条から第六十条の四まで、第六十一条(第一項第四号を除く。)、第六十二条、第六十三条(第四号に係る部分を除く。)、第六十三条の三、第六十三条の四、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条第一項から第三項まで、第七十条、第七十二条並びに第七十三条並びに会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定(これらの規定(これらの規定において準用する同法の規定を含む。))中監査役に関する部分を除く。))は組合の管理について、第四十四条の二、第四十七条第

一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定（これらの規定において準用する同法の規定を含む。）中監査役に関する部分を除く。）は組合の管理について、第四十四條の二、第四十七條第一項、第四十九條の三第一項、第八項及び第十項並びに第五十二條の二前段の規定は理事及び監事について、第四十九條の三第九項（第一号に係る部分に限る。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八條の規定は理事について、第四十四條の三第二項の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、第五十二條の二前段中「次條第一項の一時役員」とあるのは「第九十八條の六の一時理事」と、第五十五條第二項中「理事会の議決により」とあるのは「理事の過半数で」と、第五十六條第三項及び第五十九條第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、第五十七條中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」と、第六十條の二第二項中「理事会の決議によらなければ」とあるのは「理事の過半数で決しなければ」と、第六十一條第一項第六号中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合若しくは森林組合連合会」と、同項第七号中「組合」とあるのは「森林組合」と、第六十五條第六項中「選挙」とあるのは「選挙及び解散、合併又は第百條の三第一項、第百條の十五第一項若しくは第百條の二十第一項に規定する組織変更の議決」と、第七十二條中「第二十條から第二十

一項、第四十九條の三第一項、第八項及び第十項並びに第五十二條の二前段の規定は理事及び監事について、第四十九條の三第九項（第一号に係る部分に限る。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八條の規定は理事について、第四十四條の三第二項の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、第五十二條の二前段中「次條第一項の一時役員」とあるのは「第九十八條の六の一時理事」と、第五十五條第二項中「理事会の議決により」とあるのは「理事の過半数で」と、第五十六條第三項及び第五十九條第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、第五十七條中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」と、第六十條の二第二項中「理事会の決議によらなければ」とあるのは「理事の過半数で決しなければ」と、第六十一條第一項第六号中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合若しくは森林組合連合会」と、同項第七号中「組合」とあるのは「森林組合」と、第六十五條第六項中「選挙」とあるのは「選挙及び解散、合併又は第百條の三第一項、第百條の十五第一項若しくは第百條の二十第一項に規定する組織変更の議決」と、第七十二條中「第二十條から第二十二條まで及び第六十七條の二から前条まで」とあるのは「第九十九條並びに第百條第二項において準用する第六十八條第一項から第三項まで及び第七十條」と、会社法第八百三十一條第一項中「第三百四十六條第一項（第四百七十九條第四項

二条まで及び第六十七條の二から前条まで」とあるのは「第九十九條並びに第百條第二項において準用する第六十八條第一項から第三項まで及び第七十條」と、会社法第三百二十五條の二中「取締役」とあるのは「総会招集者（森林組合法第百條第二項において準用する同法第六十條の二第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。）」と、「株主（種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。）」とあるのは「組合員」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五條の三第一項中「取締役は、第二百九十九條第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日前三週間前の日又は同條第一項」とあるのは「総会招集者は、総会の日前二週間前の日又は森林組合法第百條第二項において準用する同法第六十條の三第一項」と、同項第一号中「第二百九十八條第一項各号」とあるのは「森林組合法第百條第二項において準用する同法第六十條の二第一項各号」と、同項第二号中「第三百一條第一項」とあるのは「森林組合法第百條第二項において準用する同法第六十條の三第五項において読み替えて準用する第三百一條第一項」と、同項第三号中「第三百二條第一項」とあるのは「森林組合法第百條第二項において準用する同法第六十條の三第五項において読み替えて準用する第三百二條第一項」と、同條第二項中「取締役が第二百九十九條第一項」とあるのは「総会招集者が森林組合法第百條第二項において準用する同法第六

において準用する場合を含む。）」とあるのは「森林組合法第百條第二項において準用する同法第五十二條の二前段」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

十条の三第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「森林組合法第百条第二項において準用する同法第六十条の三第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「同法第百条第二項において準用する同法第六十条の三第一項又は第二項の通知には、同法第百条第二項において準用する同法第六十条の二第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号中「とつているときは、その旨」とあるのは「とつている旨」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の四第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「森林組合法第百条第二項において準用する同法第六十条の三第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「取締役は、第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者は、同法第百条第二項において準用する同法第六十条の三第一項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「森林組合法第百条第二項において準用する同法第六十条の三第二項」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「総会招集者」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「森林組合法第百条第二

項において準用する同法第六十条の三第一項」と、「株主(当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日(第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。)

を定めた場合にあっては、当該基準日まで~~に書面交付請求をした者に限る。~~」とあるのは「組合員」と、同法第八百三十一条第一項中「第三百四十六条第一項(第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「森林組合法第百条第二項において準用する同法第五十二条の二前段」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 第三十一条第一項本文及び第四項から第七項まで、第六十二条第二項及び第三項、第六十三条の三、第六十三条の四、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条第一項から第七項まで並びに第七十八条から第八十二条まで並びに会社法第三百十条第二項、第三項及び第六項から第八項まで、第三百十一条(第二項を除く。)、第三百十二条第一項及び第四項から第六項まで、第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)は、組合の設立について準用する。この場合において、第三十一条第四項中「前項」とあるのは「第

3 第三十一条第一項本文及び第四項から第七項まで、第六十二条第二項及び第三項、第六十三条の三、第六十三条の四、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条第一項から第七項まで並びに第七十八条から第八十二条まで並びに会社法第三百十条第二項、第三項、第六項及び第七項、第三百十一条(第二項を除く。)、第三百十二条第一項、第四項及び第五項、第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)は、組合の設立について準用する。この場合において、第三十一条第四項中「前項」とあるのは「第百条第三項に

百条第三項において準用する第七十七条第七項」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「第百条第三項において準用する第七十七条第七項又は前項」と、第六十三条の三中「第六十条の二及び第六十条の三」とあるのは「第百条第三項において準用する第七十七条第一項及び第二項」と、第七十四条及び第七十六条第二項中「十人」とあるのは「五人」と、同法第三百十条第七項第二号並びに第八項第三号及び第四号、第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項、第五項並びに第六項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百三十一条第一項中「、設立時取締役」とあるのは「、発起人」と、同項中「設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」とあり、及び同法第八百三十六条第一項ただし書中「設立時取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 (略)

第二百二十二条 次に掲げる場合には、組合の役員又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇九 (略)

において準用する第七十七条第七項」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「第百条第三項において準用する第七十七条第七項又は前項」と、第六十三条の三中「第六十条の二及び第六十条の三」とあるのは「第百条第三項において準用する第七十七条第一項及び第二項」と、第七十四条及び第七十六条第二項中「十人」とあるのは「五人」と、同法第三百十条第七項第二号、第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百三十一条第一項中「、設立時取締役」とあるのは「、発起人」と、同項中「設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」とあり、及び同法第八百三十六条第一項ただし書中「設立時取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 (同上)

第二百二十二条 次に掲げる場合には、組合の役員又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇九 (同上)

<p>九の二 第四十七条第四項（第九十二条及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。）又は第四十九条の四第四項（第九十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>十～十二 （略）</p> <p>十二の二 第六十条の三の二（第九十九条第三項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の三第一項（第四号及び第六号を除く。）又は第九十九条第二項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の三第一項（第四号から第六号までを除く。）の規定に違反して、電子提供措置（第六十条の三の二に規定する電子提供措置又は第九十九条第二項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。）をとらなかつたとき。</p> <p>十三～二十二 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>十～十二 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>十三～二十二 （同上）</p> <p>2～4 （同上）</p>
---	---

改正案

現行

<p>（会社法の準用） 第二十二条（略） 2 会社法第九百三十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、信用農水産業協同組合連合会に係る前項の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合の登記について準用する。</p>	<p>（会社法の準用） 第二十二条（同上） 2 会社法第九百三十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、信用農水産業協同組合連合会に係る前項の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合の登記について準用する。</p>
<p>附則 （特定承継会社に係る農林中央金庫法等の特例） 第二十六条 農林中央金庫は、令和八年三月三十一日までを限り、農林中央金庫法第七十二条の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、特定承継会社（特定農業協同組合等の信用事業の全部又は一部を譲り受け、暫定的に維持継続し、これを農林中央金庫に引き継がせることを主たる目的として、銀行法第十条及び第十一条に規定する業務を営む会社をいう。以下同じ。）を子会社（農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とすることができる。</p>	<p>附則 （特定承継会社に係る農林中央金庫法等の特例） 第二十六条 農林中央金庫は、平成三十八年三月三十一日までを限り、農林中央金庫法第七十二条の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、特定承継会社（特定農業協同組合等の信用事業の全部又は一部を譲り受け、暫定的に維持継続し、これを農林中央金庫に引き継がせることを主たる目的として、銀行法第十条及び第十一条に規定する業務を営む会社をいう。以下同じ。）を子会社（農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とすることができる。</p>

2

(略)

2

(同上)

改正案

現行

<p>(議決権) 第十一条 (略) 256 (略) 7 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十条（第一項及び第五項を除く。）の規定は代理人による議決権の行使について、同法第三百十一条（第二項を除く。）の規定は書面による議決権の行使について、同法第三百十二条（第三項を除く。）の規定は電磁的方法による議決権の行使について準用する。この場合において、同法第三百十条第二項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第十一条第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「農林中央金庫法第十一条第六項」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と、同条第七項第二号並びに第八項第三号及び第四号並びに同法第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項、第五項並びに第六項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で</p>	<p>(議決権) 第十一条 (同上) 256 (同上) 7 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十条（第一項及び第五項を除く。）の規定は代理人による議決権の行使について、同法第三百十一条（第二項を除く。）の規定は書面による議決権の行使について、同法第三百十二条（第三項を除く。）の規定は電磁的方法による議決権の行使について準用する。この場合において、同法第三百十条第二項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第十一条第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「農林中央金庫法第十一条第六項」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と、同条第七項第二号並びに同法第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
--	---

定める。

(理事及び経営管理委員についての会社法の準用)

第三十一条 会社法第三百五十七条第一項並びに第三百六十一条第一項(第三号から第五号までを除く。)及び第四項の規定は理事及び経営管理委員について、同法第三百六十条第一項の規定は理事について準用する。この場合において、同法第三百五十七條第一項中「株主(監査役設置会社にあつては、監査役)」とあるのは「監事会」と、同法第三百六十条第一項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百六十一条第四項中「取締役」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員等の農林中央金庫に対する損害賠償責任等)

第三十四条 (略)

2510 (略)

11 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることに注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

(理事及び経営管理委員についての会社法の準用)

第三十一条 会社法第三百五十七条第一項並びに第三百六十一条第一項及び第四項の規定は理事及び経営管理委員について、同法第三百六十条第一項の規定は理事について準用する。この場合において、同法第三百五十七條第一項中「株主(監査役設置会社にあつては、監査役)」とあるのは「監事会」と、同法第三百六十条第一項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百六十一条第四項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員等の農林中央金庫に対する損害賠償責任等)

第三十四条 (同上)

2510 (同上)

11 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることに注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第三十五条第一項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ・ハ (略)

二・三 (略)

12 (略)

(補償契約)

第三十四条の二 農林中央金庫が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を農林中央金庫が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、経営管理委員会の決議によらなければならない。

一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 農林中央金庫は、補償契約を締結している場合であっても、

イ 次条第一項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ・ハ (同上)

二・三 (同上)

12 (同上)

(新設)

- 当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができ
ない。
- 一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超え
る部分
 - 二 農林中央金庫が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該
役員等が農林中央金庫に対して前条第一項の責任を負う場合
には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
 - 三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつ
たことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げ
る損失の全部
- 3| 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した農林
中央金庫が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を
図り、又は農林中央金庫に損害を加える目的で同号の職務を執
行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額
に相当する金銭を返還することを請求することができる。
- 4| 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事
又は経営管理委員は、遅滞なく、当該補償についての重要な事
実を経営管理委員会に報告しなければならない。
- 5| 第三十条第二項及び第四項並びに前条第二項及び第八項の規
定は、農林中央金庫と理事又は経営管理委員との間の補償契約
については、適用しない。
- 6| 民法第八八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定

められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員等のために締結される保険契約)

第三十四条の三 農林中央金庫が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、経営管理委員会の決議によらなければならない。

2| 第三十条第二項及び第四項並びに第三十四条第二項の規定は、農林中央金庫が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事又は経営管理委員を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3| 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたとき

(新設)

に限る。

(役員等の責任を追及する訴えについての会社法の準用)

第四十条の二 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一项まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は、役員等の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十四条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第三十四条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(総会参考書類等の内容である情報についての電子提供措置に関する会社法の準用)

(役員等の責任を追及する訴えについての会社法の準用)

第四十条の二 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一项まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は、役員等の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第三十四条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十六条の四 会社法第二編第四章第一節第三款(第三百二十

(新設)

五条の二第四号、第三百二十五条の三第一項第四号及び第六号並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。)の規定は、農林中央金庫が行う総会参考書類(前条第四項において読み替えて準用する同法第三百一条第一項に規定する書類をいう。)、議決権行使書面(同項に規定する書面をいう。))及び決算関係書類の内容である情報についての電子提供措置(電磁的方法により会員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、主務省令で定めるものをいう。第百条第一項第十六号の二において同じ。))について準用する。この場合において、同法第三百二十五条の二中「取締役」とあるのは「総会招集者(農林中央金庫法第四十六条の二第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。))」と、「電磁的方法により株主(種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。))が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの」とあるのは「同法第四十六条の四に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五条の三第一項中「取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日前三週間前の日又は同条第一項」とあるのは「総会招集者は、総会の日前三週間前の日又は農林中央金庫法第四十六条の三第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」と

あるのは「農林中央金庫法第四十六条の二第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第四項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第四項において読み替えて準用する第三百二条第一項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「総会招集者」と、同条第二項中「取締役が第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者が農林中央金庫法第四十六条の三第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「同法第四十六条の三第一項又は第二項の通知には、同法第四十六条の二第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号中「とついているときは、その旨」とあるのは「とついている旨」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百二十五条の四第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「農林中央金庫法第三十五條第六項並びに同法第四十六条の三第四項において読み替えて準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「取

締役は、第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者は、同法第四十六条の三第一項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「総会招集者」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第一項」と、「株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあつては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。）」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

（会員に対する通知又は催告）

第四十七条 （略）

2 （略）

3 前二項の規定は、第四十六条の三第一項の通知に際して会員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

（会員に対する通知又は催告）

第四十七条 （同上）

2 （同上）

3 前二項の規定は、前条第一項の通知に際して会員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

(清算に関する会社法等の準用)

第九十五条 会社法第四百七十五条（第一号に係る部分に限る。）
）、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条までの規定は農林中央金庫の清算について、第十九条の二、第二十条の二、第二十二条第四項から第六項まで、第二十四条の三、第二十四条の四、第二十四条の五第二項、第二十七条から第二十七条の三まで、第二十八条第六項及び第七項、第二十八条の二、第二十九条の二から第三十一条まで、第三十二条第一項から第三項まで、第三十四条第一項から第三項まで、第八項、第十項、第十一項（第一号に係る部分に限る。）及び第十二項、第三十五条、第三十六条（第二項を除く。）、第三十九条第一項、第四十二条、第四十六条第三項、第四十六条の二第二項、第四十九条の二並びに第四十九条の四第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第四百七十八条第二項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二

(清算に関する会社法等の準用)

第九十五条 会社法第四百七十五条（第一号に係る部分に限る。）
）、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条までの規定は農林中央金庫の清算について、第十九条の二、第二十条の二、第二十二条第四項から第六項まで、第二十四条の三、第二十四条の四、第二十四条の五第二項、第二十七条から第二十七条の三まで、第二十八条第六項及び第七項、第二十八条の二、第二十九条の二から第三十一条まで、第三十二条第一項から第三項まで、第三十四条第一項から第三項まで、第八項、第十項、第十一項（第一号に係る部分に限る。）及び第十二項、第三十五条、第三十六条（第二項を除く。）、第三十九条第一項、第四十二条、第四十六条第三項、第四十六条の二第二項、第四十九条の二並びに第四十九条の四第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第四百七十八条第二項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二

節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九條の二第二号及び第三号、第八百五十一條並びに第八百五十三條第一項第二号及び第三号を除く。）、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は農林中央金庫の清算人について準用する。この場合において、第三十四條第十二項中「役員等」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十五條第一項中「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他農林中央金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして主務省令で定めるもの」とあるのは「貸借対照表」と、同項並びに同條第四項第二号及び第七項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、第三十六條第一項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百八十四條並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第九十二條」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは

節（第八百四十七條第二項、第八百四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一條並びに第八百五十三條第一項第二号及び第三号を除く。）、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は農林中央金庫の清算人について準用する。この場合において、第三十四條第十二項中「役員等」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十五條第一項中「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他農林中央金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして主務省令で定めるもの」とあるのは「貸借対照表」と、同項並びに同條第四項第二号及び第七項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、第三十六條第一項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百八十四條並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第九十二條」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一（これを下回る割合

「総会員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得た会員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十二条」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三十三條第三項、第二百一十條第五項、第二百一十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条において準用する同法第三十四條第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定農

を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得た会員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十二条」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三十三條第三項、第二百一十條第五項、第二百一十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条において準用する同法第三十四條第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定農

林中央金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十三 (略)

十三の二 第三十条第四項(第九十五条において準用する場合を含む。)又は第三十四条の二第四項の規定に違反して、経

営管理委員会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十四〇十六 (略)

十六の二 第四十六条の四において読み替えて準用する会社法

第三百二十五条の三第一項(第四号及び第六号を除く。)の

規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

十七〇三十五 (略)

2 (略)

林中央金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十三 (同上)

(新設)

十四〇十六 (同上)

(新設)

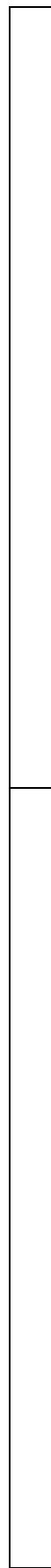
十七〇三十五 (同上)

2 (同上)

改正案

現行

<p>(株式) 第三条 (略)</p> <p>2 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定する募集株式（第四十八条第一号において「募集株式」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第三条第二項の規定に違反して、募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を発行したとき。</p> <p>二、九 (略)</p>	<p>(株式) 第三条 (同上)</p> <p>2 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定する募集株式（第四十八条第一号において「募集株式」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>3 (同上)</p> <p>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第三条第二項の規定に違反して、募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行したとき。</p> <p>二、九 (同上)</p>
---	--



第九章 経済産業省関係

一 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章 (略)</p> <p>第四章 登記</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 組合及び中央会の登記（第八十四条―第九十五条）</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第三節・第四節 (略)</p> <p>第五章〜第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(役員の職務及び権限等)</p> <p>第三十六条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章 (同上)</p> <p>第四章 登記</p> <p>第一節 (同上)</p> <p>第二節 組合及び中央会の登記</p> <p>第一款 主たる事務所の所在地における登記（第八十四条―第九十二条）</p> <p>第二款 従たる事務所の所在地における登記（第九十三条―第九十五条）</p> <p>第三節・第四節 (同上)</p> <p>第五章〜第七章 (同上)</p> <p>附則</p> <p>(役員の職務及び権限等)</p> <p>第三十六条の三 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六</p>

十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第四項の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条（第一項を除く。）、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社（監査役）の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 6 (略)

(補償契約)

第三十八条の五 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部

十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項及び第四項の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条（第一項を除く。）、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社（監査役）の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 6 (同上)

(新設)

又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三十八条の二第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

- 3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。
 - 4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
 - 5 第三十八条第一項及び第三項並びに第三十八条の二第二項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。
 - 6 民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。
- (役員のために締結される保険契約)
- 第三十八条の六 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。第三項ただし書にお

(新設)

いて「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2| 第三十八条第一項及び第三項並びに第三十八条の二第二項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3| 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたと^きに限る。

(役員を賠償責任を追及する訴え)

第三十九条 役員を賠償責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省

(役員を賠償責任を追及する訴え)

第三十九条 役員を賠償責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要

令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十条の二 (略)

2・3 (略)

4 会計監査人の責任については、第三十八条の二から第三十八条の四まで、第三十八条の五第一項から第三項まで及び第三十八条の六第一項の規定を準用する。この場合において、第三十八条の二第五項第三号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、第三十八条の三第二項第二号中「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、第三十八条の四中「役員が」とあるのは「会計監査人が」と、「他の役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と、第三十八条の六第一項中「役員が」とあるのは「会計監査人が」と、「役員を」とあるのは「会計監査人を」と、「役員の」とあるのは「会計監査人の」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 (略)

(会社法等の準用)

第六十九条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五條（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六條、第四百

な技術的読替えは、政令で定める。

第四十条の二 (同上)

2・3 (同上)

4 会計監査人の責任については、第三十八条の二から第三十八条の四までの規定を準用する。この場合において、第三十八条の二第五項第三号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、第三十八条の三第二項第二号中「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、第三十八条の四中「役員が」とあるのは「会計監査人が」と、「他の役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 (同上)

(会社法等の準用)

第六十九条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五條（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六條、第四百

七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。））、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条（株式会社の清算）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。））、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。））、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。））、第八百七十五条並びに第八百七十六条（非訟）の規定を、組合の清算人については、第三十五条の三、第三十五条の四、第三十六条の二、第三十六条の三第一項及び第二項、第三十六条の五から第三十八条の四まで（第三十六条の七第四項を除く。））、第四十条（第一項、第十一項及び第十三項を除く。））、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条並びに第五十三条の二並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。））及び第四項、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。））及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。））並びに

七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。））、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条（株式会社の清算）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。））、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。））、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。））、第八百七十五条並びに第八百七十六条（非訟）の規定を、組合の清算人については、第三十五条の三、第三十五条の四、第三十六条の二、第三十六条の三第一項及び第二項、第三十六条の五から第三十八条の四まで（第三十六条の七第四項を除く。））、第四十条（第一項、第十一項及び第十三項を除く。））、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条並びに第五十三条の二並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項及び第四項、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。））及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。））並びに第五百八条の規定を、組合の清算人

第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、監査権限定組合の清算人については、同法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を準用する。この場合において、第四十条第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項、第五項から第十項まで並びに第十二項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と

の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、監査権限定組合の清算人については、同法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を準用する。この場合において、第四十条第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項、第五項から第十項まで並びに第十二項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百七十九条各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(削る)

(削る)

第九十三条から第九十五条まで 削除

第一款 主たる事務所の所在地における登記

第二款 従たる事務所の所在地における登記

(従たる事務所の所在地における登記)

第九十三条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に掲げる場合を除く。)
主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 新設合併により設立する組合が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合
第九十条に規定する日から三週間以内

三 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合
従たる事務所を設けた日から三週間以内

2) 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在

地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3) 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならぬ。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第九十四条 組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

第九十六条 (略)

2・3 (略)

4 組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

5 (略)

(管轄登記所及び登記簿)

第九十七条 組合等の登記については、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所を管轄登記所とする。

2 (略)

(従たる事務所における変更の登記等)

第九十五条 第八十九条、第九十条及び第九十二条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならぬ。ただし、第八十九条に規定する変更の登記は、第九十三条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第九十六条 (同上)

2・3 (同上)

4 組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

5 (同上)

(管轄登記所及び登記簿)

第九十七条 組合等の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所を管轄登記所とする。

2 (同上)

(商業登記法の準用)

第三百三条 組合等の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十四号及び第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで（登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項（株式会社の登記）、第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条から第四百八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を、組合の登記については、同法第二十四条（第十四号に係る部分に限る。）（申請の却下）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第七十九条、第八十二条及び第八十三条（合併の登記）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの」（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは、中央会については、「中小企業等協同組合法第八十二条

(商業登記法の準用)

第三百三条 組合等の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで（登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項（株式会社の登記）並びに第三百三十二条から第四百八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を、組合の登記については、同法第二十四条（第十五号に係る部分に限る。）（申請の却下）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第七十九条、第八十二条及び第八十三条（合併の登記）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの」（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは、中央会につ

の十四本文の規定による清算人」と読み替えるものとする。

第百十五条 次に掲げる場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 十九 (略)

二十 第三十八条第三項(第六十九条、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。)又は第三十八条の五第四項の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一 三十二 (略)

2 (略)

いては、「中小企業等協同組合法第八十二条の十四本文の規定による清算人」と読み替えるものとする。

第百十五条 次に掲げる場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 十九 (同上)

二十 第三十八条第三項(第六十九条、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一 三十二 (同上)

2 (同上)

改正案	現行
<p>（合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の譲渡及び譲受け並びに解散）</p> <p>第三十四条 会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに会社の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章、第四章第一節及び第四章の二の規定にかかわらず、別に法律で定める。</p>	<p>（合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散）</p> <p>第三十四条 会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに会社の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。</p>

改正案

現行

<p>(創立総会) 第十三条 (略) 257 (略)</p> <p>8 第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項の規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。</p>	<p>(創立総会) 第十三条 (同上) 257 (同上)</p> <p>8 第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項の規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「会社の本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「<u>会員商品取引所の主たる事務所（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて商品先物取引法第二十四条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及</u></p>
--	---

(会社法の準用)

第十八条 (略)

2 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は、会員商品取引所の発起人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (略)

第二十四条 削除

「び当該登記に係る従たる事務所」と読み替えるものとする。

(会社法の準用)

第十八条 (同上)

2 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は、会員商品取引所の発起人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (同上)

(従たる事務所の所在地における登記)

第二十四条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 会員商品取引所の設立に際して従たる事務所を設けた場合

(削る)

- (次号に規定する場合を除く。) 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内
- 二 新設合併により設立する会員商品取引所が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合 第四百四十七条の二第一項に規定する日から三週間以内
- 三 会員商品取引所の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内
- 2| 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。
- 一 名称
- 二 主たる事務所の所在場所
- 三 従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。)の所在場所
- 3| 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。
- (他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)
- 第二十四条の二 会員商品取引所がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の

(管轄登記所及び登記簿)

第二十五条 会員商品取引所の登記に関する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 (略)

(設立の無効の登記の手續)

第二十八条 会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、会員商品取引所の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。)においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(管轄登記所及び登記簿)

第二十五条 会員商品取引所の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 (同上)

(設立の無効の登記の手續)

第二十八条 会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、会員商品取引所の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事

(商業登記法の準用)

第二十九条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十四号及び第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第三百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三十九条から第四百零八条までの規定は、会員商品取引所の登記について準用する。

(会社法等の準用)

第五十八条 会社法第四百二十四条及び第四百三十条の規定は理事長、理事及び監事について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号

項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所」と読み替えるものとする。

(商業登記法の準用)

第二十九条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで及び第三百三十二条から第四百零八条までの規定は、会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「商品先物取引法第二十四条第二項各号」と読み替えるものとする。

(会社法等の準用)

第五十八条 会社法第四百二十四条及び第四百三十条の規定は理事長、理事及び監事について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は理事長、理事及び監

を除く。)の規定は理事長、理事及び監事の責任を追及する訴えについて、同法第三百四十九条第四項及び第五項、第三百五十条、第三百五十四条並びに第三百六十一条第一項(第三号から第五号までを除く。)及び第四項の規定は理事長及び理事について、第五十三条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品先物取引法第五十三条第一項」と、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事長又は理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第六十三条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定は、会員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。

事の責任を追及する訴えについて、同法第三百四十九条第四項及び第五項、第三百五十条、第三百五十四条並びに第三百六十一条第一項及び第四項の規定は理事長及び理事について、第五十三条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品先物取引法第五十三条第一項」と、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事長又は理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第六十三条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定は、会員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各

(清算結了の登記)

第七十三条 清算が結了したときは、第七十七条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならぬ。

(会社法等の準用等)

第七十七条 (略)

2 第四十八条第二項及び第三項、第五十条の二、第五十三条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条、第六十二条の三並びに第六十六条から第六十八条の三まで並びに会社法第三百六十一条第一項(第三号から第五号までを除く。)及び第四百六十一条第二十四条、第四百三十条、第五百九十九条並びに第六百条の規定は会員商品取引所の清算人について、同法第七編第

号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該登記に係る支店)とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて商品先物取引法第二十四条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所)」と読み替えるものとする。

(清算結了の登記)

第七十三条 清算が結了したときは、第七十七条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならぬ。

(会社法等の準用等)

第七十七条 (同上)

2 第四十八条第二項及び第三項、第五十条の二、第五十三条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条、第六十二条の三並びに第六十六条から第六十八条の三まで並びに会社法第三百六十一条第一項及び第四項、第四百二十四条、第四百三十条、第五百九十九条並びに第六百条の規定は会員商品取引所の清算人について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項

第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は会員商品取引所の清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第六十六条第一項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」と、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品先物取引法第五十条第一項」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

355 (略)

(登記)

第三百三十四条 会員商品取引所が組織変更をしたときは、組織変更の効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、組織変更をする会員商品取引所については解散の登記をし、組織変更後株式会社商品取引所については設立の登記をしなければならない。

、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は会員商品取引所の清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第六十六条第一項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」と、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品先物取引法第五十条第一項」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

355 (同上)

(登記)

第三百三十四条 会員商品取引所が組織変更をしたときは、組織変更の効力が生じた日から、その主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更をする会員商品取引所については解散の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の本店については設立の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の支店

2・3 (略)

(組織変更の無効の訴え)

第三百三十七条 会社法第八百二十八条第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十六條並びに第九百三十七條第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、同項中「各会社の本店」とあるのは、「株式会社商品取引所の本店及び会員商品取引所の主たる事務所」と読み替えるものとする。

(債権者の異議)

第四百四十四條の十一 (略)

2 吸収合併存続株式会社商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者(社債管理者(会社法第七百二条の社債管理者をいう。以下この条において同じ。)又は社債管理補助者(会社法第七百四十四條の二の社債管理補助者をいう。以下この項において同じ。)がある場合にあつては、当

については会社法第九百三十條第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならぬ。

2・3 (同上)

(組織変更の無効の訴え)

第三百三十七条 会社法第八百二十八条第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十六條並びに第九百三十七條第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、同項中「各会社の本店」とあるのは、「株式会社商品取引所の本店及び支店並びに会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(債権者の異議)

第四百四十四條の十一 (同上)

2 吸収合併存続株式会社商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者(社債管理者(会社法第七百二条の社債管理者をいう。以下この条において同じ。)がある場合にあつては、当該社債管理者を含む。)には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月

該社債管理者又は社債管理補助者を含む。)には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一〇四 (略)

三〇九 (略)

(吸収合併の登記)

第四百七条 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併存続商品取引所が会員商品取引所であるときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。

2 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併存続商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。

を下ることができない。

一〇四 (同上)

三〇九 (同上)

(吸収合併の登記)

第四百七条 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併存続商品取引所が会員商品取引所であるときは、その効力が生じた日から、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。ただし、従たる事務所の所在地における変更の登記は、吸収合併存続商品取引所について、第二十四条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合限り、するものとする。

2 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併存続商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、その効力が生じた日から、その主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。

(新設合併の登記)

第四百七条の二 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が会員商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。この場合における第二十条第二項の適用については、同項中「前項」とあるのは、「新設合併設立商品取引所についての設立」とする。

一〇四 (略)

2 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。

ればならない。ただし、支店の所在地における変更の登記は、吸収合併存続商品取引所について、会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする⁹⁾

(新設合併の登記)

第四百七条の二 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が会員商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。この場合における第二十条第二項の適用については、同項中「前項」とあるのは、「新設合併設立商品取引所についての設立」とする。

一〇四 (同上)

2 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から、その主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設

一〇五 (略)

(商業登記法の準用)

第五百五十二条 商業登記法第七十九条、第八十条(第二号、第六号、第九号及び第十号を除く。)、第八十一条(第三号、第六号、第九号及び第十号を除く。)、第八十二条及び第八十三条の規定は、第三百三十九条第二項第一号に掲げる場合における合併による会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第八十条第四号中「資本金の額」とあるのは「出資の総額」と、同法第五号及び同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同法第八十条第七号中「吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併をする会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十一条中「次の書面」とあるのは「次の書面及び代表権を有する者の資格を証する書面」と、同法第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員商品取引所の合併会員

立の登記をしなければならない。

一〇五 (同上)

(商業登記法の準用)

第五百五十二条 商業登記法第七十九条、第八十条(第二号、第六号、第九号及び第十号を除く。)、第八十一条(第三号、第六号、第九号及び第十号を除く。)、第八十二条及び第八十三条の規定は、第三百三十九条第二項第一号に掲げる場合における合併による会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第八十条第四号中「資本金の額」とあるのは「出資の総額」と、同法第五号及び同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同法第八十条第七号中「吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併をする会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十一条中「次の書面」とあるのは「次の書面及び代表権を有する者の資格を証する書面」と、同法第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員商品取引所の合併会員

総会の議事録」と、同法第八十二条第二項及び第八十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(合併の無効の訴え)

第百五十三条 会社法第八十二条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は第百三十九条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第三項中「各会社の本店」とあるのは、「各株式会社商品取引所の本店又は各会員商品取引所の主たる事務所」

総会の議事録」と、同法第八十二条第二項から第四項まで及び第八十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (同上)

(合併の無効の訴え)

第百五十三条 会社法第八十二条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は第百三十九条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合においては、同法第九百三十七条第三項中「各会社の本店」とあるのは「各株式会社商品取引所の本店又は各会員商品取引所の主たる

と読み替えるものとする。

事務所」と、同条第四項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「第九百三十条第二項各号又は商品先物取引法第二十四条第二項各号」と、「各会社の支店」とあるのは「各株式会社商品取引所の支店又は各会員商品取引所の従たる事務所」と読み替えるものとする。

改正案

現行

<p>(準用)</p> <p>第十九条 中小企業等協同組合法第四条第二項（住所）、第九条の第二第三項（事業協同組合及び事業協同小組合）、第十条の二から第十四条まで、第十九条（第一項第四号を除く。）（組合員）、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十二条（設立）、第三十四条（規約）、第三十四条の二（定款の備置き及び閲覧等）、第三十五条（第五項を除く。）、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十六条の五から第三十六条の八まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで、第四十一条から第四十五条まで（役員等）、第四十六条から第五十二条まで、第五十三条（第五号を除く。）、第五十三条の二から第五十五条まで（総会及び総代会）、第五十七条の五（余裕金運用の制限）、第五十七条の六（会計の原則）、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十三条の三まで、第六十三条の四第三項、第六十三条の五第三項本文、第六十三条の六第三項、第六十四条第一項から第五項まで、第六十五条から第六十七条まで、第六十八条第一項、第六十九条（解散及び清算並びに合併）、第八十三条から第九十二条まで（第八十四条第</p>	<p>(準用)</p> <p>第十九条 中小企業等協同組合法第四条第二項（住所）、第九条の第二第三項（事業協同組合及び事業協同小組合）、第十条の二から第十四条まで、第十九条（第一項第四号を除く。）（組合員）、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十二条（設立）、第三十四条（規約）、第三十四条の二（定款の備置き及び閲覧等）、第三十五条（第五項を除く。）、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十六条の五から第三十六条の八まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで、第四十一条から第四十五条まで（役員等）、第四十六条から第五十二条まで、第五十三条（第五号を除く。）、第五十三条の二から第五十五条まで（総会及び総代会）、第五十七条の五（余裕金運用の制限）、第五十七条の六（会計の原則）、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十三条の三まで、第六十三条の四第三項、第六十三条の五第三項本文、第六十三条の六第三項、第六十四条第一項から第五項まで、第六十五条から第六十七条まで、第六十八条第一項、第六十九条（解散及び清算並びに合併）、第八十三条から第百三条まで（第八十四条第二</p>
---	---

二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項、第八十五条第二項、第八十六条第二号、第八十七条第二号並びに第九十二条第二号を除く。）、第九十六条から第九十九条まで（第九十六条第二項、第九十八条第二項第二号及び第九十九条第二項を除く。）（登記）並びに第四百四条、第四百五条、第四百五条の三第二項、第四百五条の四第一項、第六項及び第七項並びに第四百六条第一項（雑則）の規定は、輸出組合について準用する。この場合において、同法第十条の二第三項第二号、第十一条第三項、第二十七号第七項、第三十四条の二第二項第二号及び第三項、第三十六条の三第二項、第三項及び第五項、第三十六条の七第一項、第二項、第四項及び第五項第二号、第三十八条の二第五項及び第八項、第三十八条の六、第三十九条、第四十条第一項、第二項、第五項、第七項、第十一項及び第十二項第三号、第四十一条第一項及び第三項第二号、第四十七条第四項、第五十一条第四項、第五十三条の二、第五十三条の四第一項、第三項及び第四項第二号、第五十七条の五、第六十三号の二第六号、第六十三号の三第五号並びに第六十九条中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第二十八条中「前条第一項」とあるのは「輸出入取引法第十四条第一項」と、同法第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の五、第六十二条第二項、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の三第二項、第四百五条の

第三号及び第五号、第三項並びに第四項、第八十五条第二項、第八十六条第二号、第八十七条第二号、第九十二条第二号、第九十六条第二項、第九十八条第二項第二号並びに第九十九条第二項を除く。）（登記）並びに第四百四条、第四百五条、第四百五条の三第二項、第四百五条の四第一項、第六項及び第七項並びに第四百六条第一項（雑則）の規定は、輸出組合について準用する。この場合において、同法第十条の二第三項第二号、第十一条第三項、第二十七号第七項、第三十四条の二第二項第二号及び第三項、第三十六条の三第二項、第三項及び第五項、第三十六条の七第一項、第二項、第四項及び第五項第二号、第三十八条の二第五項及び第八項、第三十九条、第四十条第一項、第二項、第五項、第七項、第十一項及び第十二項第三号、第四十一条第一項及び第三項第二号、第四十七条第四項、第五十一条第四項、第五十三条の二、第五十三条の四第一項、第三項及び第四項第二号、第五十七条の五、第六十三号の二第六号、第六十三号の三第五号並びに第六十九条中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第二十八条中「前条第一項」とあるのは「輸出入取引法第十四条第一項」と、同法第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の五、第六十二条第二項、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の三第二項、第四百五条の四第一項及び第四百六条第一項中「行政庁」とあるのは「経済産業

四第一項及び第六百六条第一項中「行政庁」とあるのは「経済産業大臣」と、同法第五十一条第一項中「二 規約及び共済規程又は火災共済規程の設定、変更又は廃止」とあるのは
「二 規約
一 二の二
約の設定、変更又は廃止

輸出入取引法第十一条第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止

と、同法第五十三条第四号中「事業の全部の譲渡」とあるのは「輸出入取引法第十一条第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」と、同法第五十五条第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同条第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、「千人」とあるのは「五百人」と、同条第七項中「第二号若しくは第四号」とあるのは「第二号」と、同法第六十二条第一項第五号及び第九十六条第五項中「第六百六条第二項」とあるのは「輸出入取引法第十八条」と、同法第八十四条第一項中「第二十九条の規定による出資の払込み」とあるのは非出資輸出組合にあつては「輸出入取引法第十四条第一項の認可」と、同法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、同法第九十八条第二項第一号中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定

大臣」と、同法第五十一条第一項中「二 規約及び共済規程又は火災共済規程の設定、変更又は廃止」とあるのは
「二 規約
一 二の二
の設定、変更又は廃止

輸出入取引法第十一条第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止

と、同法第五十三条第四号中「事業の全部の譲渡」とあるのは「輸出入取引法第十一条第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」と、同法第五十五条第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同条第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、「千人」とあるのは「五百人」と、同条第七項中「第二号若しくは第四号」とあるのは「第二号」と、同法第六十二条第一項第五号及び第九十六条第五項中「第六百六条第二項」とあるのは「輸出入取引法第十八条」と、同法第八十四条第一項中「第二十九条の規定による出資の払込み」とあるのは非出資輸出組合にあつては「輸出入取引法第十四条第一項の認可」と、同法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、同法第九十八条第二項第一号中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは非出

による出資の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは非
出資輸出組合にあつては「書面」と読み替えるものとするほか
、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

第五十条 次に掲げる場合には、輸出組合又は輸入組合の発起人
、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 一五 (略)

十六 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法
第三十八条第三項（第十九条第一項において準用する同法第
六十九条において準用する場合を含む。）又は第三十八条の
五第四項の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の
報告をしたとき。

2 (略)
十七 二十三 (略)

資輸出組合にあつては「書面」と読み替えるものとするほか、
必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (同上)

第五十条 次に掲げる場合には、輸出組合又は輸入組合の発起人
、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 一五 (同上)

十六 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法
第三十八条第三項（第十九条第一項において準用する同法第
六十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して
、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 (同上)
十七 二十三 (同上)

改正案	現行
<p>(準用)</p> <p>第五條の二十三 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 協業組合の登記については、協同組合法第八十三條から第九十二條まで（第八十四條第二項第三号、第三項及び第四項、第八十六條第二号、第八十七條第二号並びに第九十二條第二号を除く。）及び第九十六條から第一百三條まで（第九十八條第二項第二号を除く。）（登記）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第九十六條第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第九十七條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体の中央会登記簿」とあるのは「協業組合登記簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>6 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第五十四條 組合の登記については、協同組合法第八十三條、第</p>	<p>(準用)</p> <p>第五條の二十三 (同上)</p> <p>2 3 4 (同上)</p> <p>5 協業組合の登記については、協同組合法第八十三條から第一百三條まで（第八十四條第二項第三号、第三項及び第四項、第八十六條第二号、第八十七條第二号、第九十二條第二号並びに第九十八條第二項第二号を除く。）（登記）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第九十六條第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第九十七條第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体の中央会登記簿」とあるのは「協業組合登記簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>6 (同上)</p> <p>(準用)</p> <p>第五十四條 組合の登記については、協同組合法第八十三條、第</p>

八十五条から第九十二条まで（第八十五条第二項を除く。）及び第九十六条から第三百三条まで（第九十六条第二項、第九十八条及び第九十九条第二項を除く。）（登記）の規定を、出資組合の登記については、協同組合法第八十五条第二項、第九十六条第二項及び第九十九条第二項（変更の登記等）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第八十五条第一項中「前条第二項各号又は第四項各号」とあり、協同組合法第八十六条第一号中「第八十四条第二項各号」とあり、協同組合法第九十九条第一項中「第八十四条第二項各号若しくは第四項各号」とあり、及び協同組合法第二百二条中「第八十四条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項各号（非出資組合にあつては、同項第五号に掲げる事項を除く。）」と、協同組合法第八十五条第二項中「前条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、協同組合法第九十六条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、「第百六条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項から第三項まで」と、協同組合法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「商工組合登記簿及び商工組合連合会登記簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政

八十五条から第三百三条まで（第八十五条第二項、第九十六条第二項、第九十八条及び第九十九条第二項を除く。）（登記）の規定を、出資組合の登記については、協同組合法第八十五条第二項、第九十六条第二項及び第九十九条第二項（変更の登記等）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第八十五条第一項中「前条第二項各号又は第四項各号」とあり、協同組合法第八十六条第一号中「第八十四条第二項各号」とあり、協同組合法第九十九条第一項中「第八十四条第二項各号若しくは第四項各号」とあり、及び協同組合法第二百二条中「第八十四条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項各号（非出資組合にあつては、同項第五号に掲げる事項を除く。）」と、協同組合法第八十五条第二項中「前条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項第五号」と、協同組合法第九十六条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、「第百六条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項から第三項まで」と、協同組合法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「商工組合登記簿及び商工組合連合会登記簿」と、協同組合法第三百三条中「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の

令で定める。

(組織変更の登記)

第九十八条の二 事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合は、第九十五条第四項の認可があつた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合については協同組合法第九十一条の登記を、協業組合については第五条の二十三第五項において準用する協同組合法第八十四条第二項（同項第三号を除く。）に規定する登記をしなければならない。

2 (略)

第九十九条 商工組合は、第九十六条第五項の認可があつた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、商工組合については第五十四条において準用する協同組合法第九十一条の登記を、事業協同組合については協同組合法第八十四条第二項に規定する登記をしなければならない。

2 (略)

組織に関する法律第五十四条において準用する中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組織変更の登記)

第九十八条の二 事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合は、第九十五条第四項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合については協同組合法第九十一条の登記を、協業組合については第五条の二十三第五項において準用する協同組合法第八十四条第二項（同項第三号を除く。）に規定する登記をしなければならない。

2 (同上)

第九十九条 商工組合は、第九十六条第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、商工組合については第五十四条において準用する協同組合法第九十一条の登記を、事業協同組合については協同組合法第八十四条第二項に規定する登記をしなければならない。

2 (同上)

第百条 事業協同組合は、第九十七条第二項において準用する第九十六条第五項の認可があつた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、事業協同組合については協同組合法第九十一条の登記を、商工組合については第四十八条第二項に規定する登記をしなければならぬ。

2 (略)

(組織変更の無効の訴え)

第百条の十三 会社法第八百二十八条第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十六條並びに第九百三十七條第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、組合の組織変更の無効の訴えについて準用する。

第百十三条 次に掲げる場合には、協業組合、商工組合又は商工組合連合会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一〇十二 (略)

第百条 事業協同組合は、第九十七条第二項において準用する第九十六条第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合については協同組合法第九十一条の登記を、商工組合については第四十八条第二項に規定する登記をしなければならぬ。

2 (同上)

(組織変更の無効の訴え)

第百条の十三 会社法第八百二十八条第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十六條並びに第九百三十七條第三項(第一号に係る部分に限る。)及び第四項の規定は、組合の組織変更の無効の訴えについて準用する。

第百十三条 次に掲げる場合には、協業組合、商工組合又は商工組合連合会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一〇十二 (同上)

十三 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十八条第三項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）又は第三十八条の五第四項の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十四～二十六 （略）

2
（略）

十三 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十八条第三項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十四～二十六 （同上）

2
（同上）

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章〜第七章 (略)</p> <p>第八章 登記</p> <p>第二節 組合の登記（第四百四十五条―第五百五十五条）</p> <p>第三節 削除</p> <p>第四節・第五節 (略)</p> <p>第九章・第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(役員の職務及び権限等)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第四項の規定は理事について、同法第三百四十三条第一項及び第二項、第</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第七章 (同上)</p> <p>第八章 登記</p> <p>第二節 主たる事務所又は本店の所在地における登記（第四百四十五条―第五百五十五条）</p> <p>第三節 従たる事務所又は支店の所在地における登記（第四百五十六条―第五百五十八条）</p> <p>第四節・第五節 (同上)</p> <p>第九章・第十章 (同上)</p> <p>附則</p> <p>(役員の職務及び権限等)</p> <p>第二十七条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項及び第四項の規定は理事について、同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで</p>
---	--

三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条（第一項を除く。）、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事會」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社（監査役

4・5 (略)

(補償契約)

第三十六条の二 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事會の決議によらなければならない。

、第三百八十一条（第一項を除く。）、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事會」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社（監査役

4・5 (同上)

(新設)

-
- 一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用
 - 二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
 - イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失
 - ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失
- 2| 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。
- 一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分
 - 二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三十四条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
 - 三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部
- 3| 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知
-

つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第三十三条第一項及び第三項並びに第三十四条第二項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

第三十六条の三 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第三十三条第一項及び第三項並びに第三十四条第二項及び第

(新設)

三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたと
きに限り。

(役員を追究する訴え)

第三十七条 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は、役員を追究する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法等の準用)

(役員を追究する訴え)

第三十七条 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は、役員を追究する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法等の準用)

第六十条 会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）
、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）
、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）
、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）
、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）
、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は組合の解散及び清算について、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条から第三十六条まで（第三十条第四項を除く。）
、第三十八条（第十項を除く。）
、第四十五条第二項から第四項まで、第四十六条並びに第五十二条並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）
及び第四項、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）
及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）
並び

第六十条 会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）
、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）
、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）
、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）
、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）
、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は組合の解散及び清算について、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条から第三十六条まで（第三十条第四項を除く。）
、第三十八条（第十項を除く。）
、第四十五条第二項から第四項まで、第四十六条並びに第五十二条並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項及び第四項、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）
及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）
並びに第五百八条の規定は組合の清算人

に第五百八条の規定は組合の清算人について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）の規定は組合の清算人の責任を追及する訴えについて、同法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定は監査権限定組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条第一項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第二項、第四項から第九項まで並びに第十一項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替える

について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）の規定は組合の清算人の責任を追及する訴えについて、同法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定は監査権限定組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条第一項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第二項、第四項から第九項まで並びに第十一項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

ものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二節 組合の登記

第三節 削除

第百五十六条から第百五十八条まで 削除

第二節 主たる事務所又は本店の所在地における登記

第三節 従たる事務所又は支店の所在地における登記

(従たる事務所又は支店の所在地における登記)

第百五十六条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所又は支店が主たる事務所又は本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所又は支店の所在地において、従たる事務所又は支店の所在地における登記をしなければならない。

一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 新設合併設立組合が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合 第百五十四条各号に掲げる日のいずれか遅い日から三週間以内

三 新設分割設立組合が第百九条第二項に規定する新設分割に際して従たる事務所を設けた場合 前条第一号に定める日から三週間以内

- 四 新設分割設立株式会社又は新設分割設立合同会社が第一百零八条第二項又は第三百三十六条第二項に規定する新設分割に際して支店を設けた場合 前条第二号又は第三号に定める日から三週間以内
- 五 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内
- 2| 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。
 - 一 名称
 - 二 主たる事務所の所在場所
 - 三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所
- 3| 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第一百五十七条 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週

間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第五百五十八条 第五百五十一条から第五百五十五条までに規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならぬ。ただし、第五百五十三条及び第五百五十五条に規定する変更の登記は、第五百五十六条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第五百五十九条 （同上）

2 （同上）

3 会社法第九百三十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五百五十九条 （略）

2 （略）

3 会社法第九百三十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第九百三十七条第三項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定は、吸収合併の無効の訴え又は新設合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会社法第九百三十七条第三項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、第九十九条第二項に規定する新設分割、第一百八条第二項に規定する新設分割又は第三百三十六条第二項に規定する新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 (略)

(管轄登記所及び登記簿)

第六十条 組合の登記については、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所を管轄登記所とする。

2 (略)

(商業登記法の準用)

第六十八条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から

4 会社法第九百三十七条第三項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、吸収合併の無効の訴え又は新設合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会社法第九百三十七条第三項（第五号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、第九十九条第二項に規定する新設分割、第一百八条第二項に規定する新設分割又は第三百三十六条第二項に規定する新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 (同上)

(管轄登記所及び登記簿)

第六十条 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所を管轄登記所とする。

2 (同上)

(商業登記法の準用)

第六十八条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から

第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十五条、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条から第八十四条まで、第八十七条、第八十八条、第三十二條から第三十七條まで並びに第三百三十九條から第四百八條までの規定は、組合の登記について準用する。この場合において、同法第五十二条第一項及び第八十三条第一項中「第二十四条各号」とあるのは「技術研究組合法第六十八條において準用する第二十四条第一号から第十四号まで」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八條第一項第一号」とあるのは「技術研究組合法第五十九條」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十九條 次に掲げる場合には、組合の設立時組合員、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一〇十四 (略)

十五 第三十三條第三項（第六十條において準用する場合を含む。）又は第三十六條の二第四項の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十六〇二十五 (略)

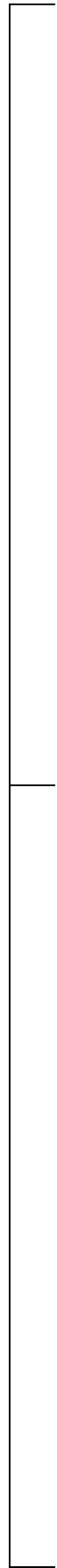
第二十三條の二まで、第二十四條（第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十五条、第四十八條から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条から第八十四条まで、第八十七条、第八十八条並びに第三十二條から第四十八條までの規定は、組合の登記について準用する。この場合において、同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第九百五十六條第二項各号」と、同法第五十條第一項、第五十二条第一項及び第八十三条第一項中「第二十四条各号」とあるのは「技術研究組合法第六十八條において準用する第二十四条第一号から第十五号まで」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八條第一項第一号」とあるのは「技術研究組合法第五十九條」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十九條 次に掲げる場合には、組合の設立時組合員、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一〇十四 (同上)

十五 第三十三條第三項（第六十條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十六〇二十五 (同上)



改正案	現行
<p>(指定の基準)</p> <p>第三十五条の五 経済産業大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある者</p> <p>イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>ニ (略)</p>	<p>(指定の基準)</p> <p>第三十五条の五 経済産業大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。</p> <p>一〜六 (同上)</p> <p>七 役員のうち次に次のいずれかに該当する者のある者 (新設)</p> <p>イ (同上)</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>ハ (同上)</p>

改正案	現行
<p>(役員の職務及び権限等) 第四十六条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項(第三号から第五号までを除く。) 及び第四項の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条(第一項を除く。)、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。) 及び第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第三百八十七条並びに第三百八十八条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社(</p>	<p>(役員の職務及び権限等) 第四十六条の三 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項及び第四項の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条(第一項を除く。)、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限る。) 及び第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第三百八十七条並びに第三百八十八条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関する</p>

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4・5 (略)

(役員の場合に対する損害賠償責任)

第五十一条 (略)

2・3 4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として経済産業省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 第五十一条の七第一項に規定する組合を代表する理事 六

二・三 (略)

6・9 (略)

(補償契約)

ものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4・5 (同上)

(役員の場合に対する損害賠償責任)

第五十一条 (同上)

2・3 4 (同上)

5 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として経済産業省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 第五十一条の五第一項に規定する組合を代表する理事 六

二・三 (同上)

6・9 (同上)

第五十一条の四 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部

又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第五十一条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる

（新設）

損失の全部

3| 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4| 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5| 第五十条第一項及び第三項並びに第五十一条第二項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6| 民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

第五十一条の五 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがない

(新設)

ものとして経済産業省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2| 第五十条第一項及び第三項並びに第五十一条第二項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とす
るものの締結については、適用しない。

3| 民法第八十条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたと
きに限り。

(役員³の責任を追及する訴え)

第五十一条の六 役員³の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九條の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を準用する。この場合において、同法第

(役員³の責任を追及する訴え)

第五十一条の四 役員³の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務

八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組合を代表する理事)

第五十一条の七 (略)

2～4 (略)

5 組合を代表する理事については、第四十六条の二、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条(代表者の行為についての損害賠償責任)並びに会社法第三百五十三条(株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)、第三百五十四条(表見代表取締役)及び第三百六十四条(取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは、「商店街振興組合法第五十一条の七第二項」と読み替えるものとする。

(会社法等の準用)

第七十八条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十一条、第四百八十

省令」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組合を代表する理事)

第五十一条の五 (同上)

2～4 (同上)

5 組合を代表する理事については、第四十六条の二、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条(代表者の行為についての損害賠償責任)並びに会社法第三百五十三条(株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)、第三百五十四条(表見代表取締役)及び第三百六十四条(取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表)の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは、「商店街振興組合法第五十一条の五第二項」と読み替えるものとする。

(会社法等の準用)

第七十八条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十一条、第四百八十

三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条（株式会社の清算）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条（非訟）の規定を、組合の清算人については第四十五条の二、第四十五条の三、第四十六条の二、第四十六条の三第一項及び第二項、第四十七条から第五十一条の三まで、第五十一条の五、第五十二条、第五十三条（第一項及び第十一項を除く。）、第五十四条（会計帳簿等の作成等）、第五十八条第二項から第四項まで、第五十九条、第五十九条の二並びに第六十四条の二並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第四項、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては同法第七編第二章第二

三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条（株式会社の清算）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条（非訟）の規定を、組合の清算人については第四十五条の二、第四十五条の三、第四十六条の二、第四十六条の三第一項及び第二項、第四十七条から第五十一条の三まで、第五十一条の五、第五十二条、第五十三条（第一項及び第十一項を除く。）、第五十四条（会計帳簿等の作成等）、第五十八条第二項から第四項まで、第五十九条、第五十九条の二並びに第六十四条の二並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項及び第二項、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百

節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九條の二第二号及び第三号、第八百五十一條並びに第八百五十三條第一項第二号及び第三号を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、監査権限定組合の清算人については同法第三百五十三條、第三百六十條第一項及び第三百六十四條の規定を準用する。

この場合において、同法第三百八十四條、第四百九十二條第一項、第五百七條第一項並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「經濟産業省令」と、第五十三條第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項、第五項から第十項まで並びに第十二項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二條中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「商店街振興組合法第七十七條」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読

四十七條の二、第八百四十七條の三、第八百四十九條第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一條並びに第八百五十三條第一項第二号及び第三号を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。

（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、監査権限定組合の清算人については同法第三百五十三條、第三百六十條第一項及び第三百六十四條の規定を準用する。この場合において、同法第三百八十四條、第四百九十二條第一項、第五百七條第一項並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「經濟産業省令」と、第五十三條第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項、第五項から第十項まで並びに第十二項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二條中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「商店街振興組合法第七十七條」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十三条 次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 十三 (略)

十四 第五十条第三項(第七十八条において準用する場合を含む)又は第五十一条の四第四項の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

2
十五 二十九 (略)

第九十三条 次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 十三 (同上)

十四 第五十条第三項(第七十八条において準用する場合を含む)の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

2
十五 二十九 (同上)

第二十四条 削除

（従たる事務所の所在地における登記）

第二十四条 従たる事務所を設けたとき（当該従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）は、当該従たる事務所を設けた日から三週間以内に、その所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(削る)

(削る)

2
(略)

(管轄登記所及び登記簿)
第二十五条 組合契約の登記に関する事務は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第二十四条の二 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。)においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(従たる事務所の所在地における清算結了の登記)

第二十四条の三 清算が結了したときは、清算結了の日から三週間以内に、その従たる事務所の所在地においても、清算結了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第二十五条 組合契約の登記に関する事務は、組合の事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2
(同上)

(登記の申請)

第二十六条 第十七条から第十九条までの規定による登記は無限責任組合員の申請によって、第二十一条から第二十三条までの規定による登記は清算人の申請によってする。

2 (略)

(商業登記法等の準用)

第三十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条(登記簿等及び登記手続の通則)、第二十七条(同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項(株式会社の登記)、第三百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三十九条から第四百八条まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)並びに民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、同条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」

(登記の申請)

第二十六条 第十七条から第十九条まで、第二十四条及び第二十四条の二の規定による登記は無限責任組合員の申請によって、第二十一条から第二十三条まで及び第二十四条の三の規定による登記は清算人の申請によってする。

2 (同上)

(商業登記法等の準用)

第三十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十四条まで、第二十六条(登記簿等及び登記手続の通則)、第二十七条(同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項(株式会社の登記)及び第三百三十二条から第三百三十七条まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)並びに民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二十四条第二項各号」と、民事

と、「法人の本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあつては、各事務所の所在地）」とあるのは「投資事業有限責任組合の主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあつては、各事務所の所在地）」とあるのは「投資事業有限責任組合の主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2 〵 11 (略)</p> <p>12 この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の方法であつて、現に有する経営資源又は次に掲げるいずれかの措置（以下「事業承継等」という。）により他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用するものを導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。</p> <p>一〵六 (略)</p> <p>六の二 株式交付（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社及び同号に規定する株式交付子会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該株式交付親会社となり、当該株式交付子会社の株式を譲り受けること。</p> <p>七〵九 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (同上) 2 〵 11 (同上)</p> <p>12 この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の方法であつて、現に有する経営資源又は次に掲げるいずれかの措置（以下「事業承継等」という。）により他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用するものを導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。</p> <p>一〵六 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>七〵九 (同上)</p>

13
5
20

(略)

13
5
20

(同上)

改正案	現行
<p>（株式、社債及び借入金）</p> <p>第四条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定するその発行する株式（第十七条第二号において「新株」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第十七条第二号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第十七条第二号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第四条第一項の規定に違反して、新株、募集新株予約券若</p>	<p>（株式、社債及び借入金）</p> <p>第四条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定するその発行する株式（第十七条第二号において「新株」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第十七条第二号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第十七条第二号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （同上）</p> <p>第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 第四条第一項の規定に違反して、新株、募集新株予約券若</p>

しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

三〇七 (略)

しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

三〇七 (同上)

改正案	現行
<p>（株式、社債及び借入金の認可等）</p> <p>第四条 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百九十九条第一項に規定する募集株式（第四十四条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第三十四条及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（財務大臣との協議）</p> <p>第三十四条 経済産業大臣は、第四条第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を發行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第九十条第二項、第二十一条、第二十二条第二項、第二十九条第一項、第三十条又は第三十七条の認可をしようとするときは、財務</p>	<p>（株式、社債及び借入金の認可等）</p> <p>第四条 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百九十九条第一項に規定する募集株式（第四十四条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第三十四条及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を發行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2・3 （同上）</p> <p>（財務大臣との協議）</p> <p>第三十四条 経済産業大臣は、第四条第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を發行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第九十条第二項、第二十一条、第二十二条第二項、第二十九条第一項、第三十条又は第三十七条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなけ</p>

大臣に協議しなければならない。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を發行し、又は資金を借り入れたとき。

二〇八 (略)

なければならない。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を發行し、又は資金を借り入れたとき。

二〇八 (同上)

第六十四条 削除

（従たる事務所の所在地における登記）

第六十四条 従たる事務所を設けたとき（当該従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）は、当該従たる事務所を設けた日から三週間以内に、その所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(削る)

(削る)

2
(略)

(管轄登記所及び登記簿)
第六十五条 組合契約の登記に関する事務は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第六十四条の二 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。)においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(従たる事務所の所在地における清算結了の登記)

第六十四条の三 清算が結了したときは、第五十一条の承認の日から三週間以内に、その従たる事務所の所在地においても、清算結了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第六十五条 組合契約の登記に関する事務は、組合の事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2
(同上)

(登記の申請)

第六十六条 第五十七条から第五十九条までの規定による登記は組合員の申請によって、第六十一条から第六十三条までの規定による登記は清算人の申請によつてする。

(商業登記法及び民事保全法の準用)

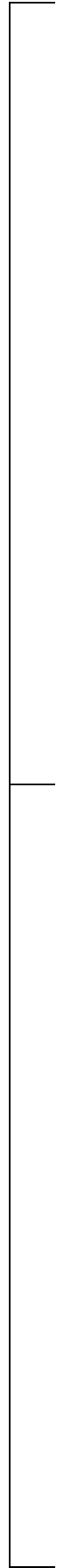
第七十三条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第一百三十二条から第三十七条まで及び第三百三十九条から第四百八条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「有限責任事業組合の組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあつては、各事務所の所在地）」とあるのは「有限責任事業組合の主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

(登記の申請)

第六十六条 第五十七条から第五十九条まで、第六十四条及び第六十四条の二の規定による登記は組合員の申請によつて、第六十一条から第六十三条まで及び第六十四条の三の規定による登記は清算人の申請によつてする。

(商業登記法及び民事保全法の準用)

第七十三条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第一百三十二条から第四百八条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「有限責任事業組合契約に関する法律第六十四条第二項各号」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「有限責任事業組合の組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあつては、各事務所の所在地）」とあるのは「有限責任事業組合の主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。



改正案	現行
<p>（取締役等の適格性等）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 次に掲げる者は、商工組合中央金庫の取締役、執行役又は監査役となることができない。</p> <p>一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 外国の法令上前号に掲げる者と同様に取り扱われている者</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（取締役等の適格性等）</p> <p>第十九条 （同上）</p> <p>2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者は、商工組合中央金庫の取締役、執行役又は監査役となることができない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>3・4 （同上）</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 10 (略)</p> <p>11 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。</p> <p>イ 1 ニ (略)</p> <p>ホ 1 株式会社交付</p> <p>ヘ 1 カ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>12 この法律において「特別事業再編」とは、事業再編のうち、事業者が、当該事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせる一体的に活用して、その事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>2 10 (同上)</p> <p>11 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。</p> <p>イ 1 ニ (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>ホ 1 カ (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>12 この法律において「特別事業再編」とは、事業再編のうち、事業者が、当該事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせる一体的に活用して、その事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p>

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行うもの（当該事業者（株式会社に限る。）がその株式のみを対価として他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを取得する場合であつて、当該対価の額が当該事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回るときに限る。）であること。

イ 株式交付

ロ・ハ（略）

二 新事業活動であつて、次に掲げる事業活動のいずれかを行うことにより、当該事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓するものであること。

イ 前号イからハまでに掲げる措置により関係事業者となる他の会社又は外国関係法人となる外国法人（ロ及びハにおいて「関係事業者等」という。）の革新的な技術又は事業の実施の方式（商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。）を活用して行う事業活動であつて、第二十二条第二項第五号に規定する事業分野におけるもの

ロ（略）

ハ 関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であつて、前号イからハまでに掲げる措置により中核的事业（当

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行うもの（当該事業者（株式会社に限る。）がその株式のみを対価として他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを取得する場合であつて、当該対価の額が当該事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回るときに限る。）であること。

（新設）

イ・ロ（同上）

二 新事業活動であつて、次に掲げる事業活動のいずれかを行うことにより、当該事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓するものであること。

イ 前号イ又はロに掲げる措置により関係事業者となる他の会社又は外国関係法人となる外国法人（ロ及びハにおいて「関係事業者等」という。）の革新的な技術又は事業の実施の方式（商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。）を活用して行う事業活動であつて、第二十二条第二項第五号に規定する事業分野におけるもの

ロ（同上）

ハ 関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であつて、前号イ又はロに掲げる措置により中核的事业（当該事

該事業者が行う他の事業に比して現に生産性が高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業をいう。)の売上高その他の経済産業省令で定める指標(以下このハにおいて「売上高等」という。)の当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額に対する割合が相当程度増加すると見込まれる場合における当該中核的事業に係るもの

13
30 (略)

(株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例)

第三十二条 (略)

2
4 (略)

5 社債、株式等の振替に関する法律第五十五条(第八項を除く。)の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等(同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等という。第四項において同じ。)、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約、株式移転又は株式交付をしようとする場合」とあるのは「産業競争力強化法第三十二条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をしようとする場合」と、同条第四項中「会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第

業者が行う他の事業に比して現に生産性が高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業をいう。)の売上高その他の経済産業省令で定める指標(以下このハにおいて「売上高等」という。)の当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額に対する割合が相当程度増加すると見込まれる場合における当該中核的事業に係るもの

13
30 (同上)

(株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例)

第三十二条 (同上)

2
4 (同上)

5 社債、株式等の振替に関する法律第五十五条(第八項を除く。)の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等(同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等という。第四項において同じ。)、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約又は株式移転をしようとする場合」とあるのは「産業競争力強化法第三十二条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をしようとする場合」と、同条第四項中「会社法第百十六条第一項各号の行為、同法第百八十二条の二第一項に規定

一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸収合併、吸収分割、株式交換若しくは株式交付がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日」とあるのは「産業競争力強化法第三十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(株式、社債及び借入金金の認可等)

第八十三条 機構は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式（第六十条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第二百二十二条及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を發行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

(財務大臣との協議)

第二百二十二条 経済産業大臣は、第八十三条第一項（募集社債を

する株式の併合、事業譲渡等、吸収合併、吸収分割若しくは株式交換がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日」とあるのは「産業競争力強化法第三十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(株式、社債及び借入金金の認可等)

第八十三条 機構は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式（第六十条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第二百二十二条及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を發行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 (同上)

(財務大臣との協議)

第二百二十二条 経済産業大臣は、第八十三条第一項（募集社債を

引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第八十八条第二項、第一百条、第一百一条第三項、第一百三十二条第二項、第一百五十五条第一項、第一百六十四条第一項、第一百六十六条第一項、第一百七十七条若しくは第二百二十五条の認可をしようとするとき、第二百二条第一項の規定により投資基準を定めるとき、又は同条第五項若しくは第一百六条第四項の規定により投資基準を変更するときは、財務大臣に協議するものとする。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第八十三条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二〇十一（略）

引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第八十八条第二項、第一百条、第一百一条第三項、第一百三十二条第二項、第一百四十四条第一項、第一百六十六条第一項、第一百七十七条若しくは第二百二十五条の認可をしようとするとき、第二百二条第一項の規定により投資基準を定めるとき、又は同条第五項若しくは第一百六条第四項の規定により投資基準を変更するときは、財務大臣に協議するものとする。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第八十三条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二〇十一（同上）

第十章 国土交通省関係

一 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）

改正案	現行
<p>(登録の申請)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 役員の履歴書並びにその者が第六条第一項第五号及び第六号の規定に該当しないことを誓約する書面</p> <p>三 (略)</p> <p>四 その他国土交通省令で定める書類</p> <p>3 (略)</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するものであると認められるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者に通知し</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第四条 (同上)</p> <p>2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 役員の履歴書及びその者が第六条第一項第五号の規定に該当しないことを誓約する書面</p> <p>三 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (同上)</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するものであると認められるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者に通知し</p>

て意見の聴取を行った後、その登録を拒否しなければならない。

一〇四 (略)

五 役員のうち、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁錮以上の刑若しくはこの法律により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった後若しくは執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者又は第二十条第二項の規定により登録を取り消された会社の役員で、当該処分があつた日以前三十日以内にその職にあつたものであり、かつ、当該処分があつた日から五年を経過しないものがあること。

六 役員のうち、心身の故障により前払金保証事業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるものがあること。

255 (略)

(申請による登録の変更)

第七条 (略)

2 前項の場合においては、その変更を証する書面を登録変更申請書に添付しなければならない。ただし、その変更が政令で定める営業に使用する場所の名称及び所在地に関するもの並びに

て意見の聴取を行った後、その登録を拒否しなければならない。

一〇四 (同上)

五 役員のうち、破産者で復権を得ない者、禁錮以上の刑若しくはこの法律により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった後若しくは執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者又は第二十条第二項の規定により登録を取り消された会社の役員で、当該処分があつた日以前三十日以内にその職にあつたものであり、かつ、当該処分があつた日から五年を経過しないものがあること。

(新設)

255 (同上)

(申請による登録の変更)

第七条 (同上)

2 前項の場合においては、その変更を証する書面を登録変更申請書に添付しなければならない。但し、その変更が政令で定める営業に使用する場所の名称及び所在地に関するもの並びに事

事業方法書に関するものであるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による登録の変更の申請が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、その者が前条第一項第五号及び第六号の規定に該当しないことを誓約する書面その他国土交通省令で定める書類を登録変更申請書に添付しなければならぬ。

4 前二条の規定は、第一項の規定による登録の変更の申請について準用する。この場合において、第五条第一項及び前条第一項中「登録の申請」とあるのは「登録の変更の申請」と、第五条第一項中「前条第一項各号に掲げる事項」とあるのは「登録の変更の申請に係る事項」と、第五条第二項並びに前条第一項、第二項及び第五項中「登録申請者」とあるのは「保証事業会社」と読み替えるものとする。

(違反行為等に対する処分)

第二十二条 国土交通大臣は、保証事業会社又はその役員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反していると認めるときは、当該保証事業会社又は役員に対して、違反是正のための必要な指示をし、又は違反是正のための適当な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、保証事業会社又はその役員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、中央建設業審議会の意見を

業方法書に関するものであるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による登録の変更の申請が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及びその者が前条第一項第五号の規定に該当しないことを誓約する書面を登録変更申請書に添付しなければならない。

4 前二条の規定は、第一項の規定による登録の変更の申請について準用する。この場合において、第五条第一項及び第六条第一項中「登録の申請」とあるのは「登録の変更の申請」と、第五条第一項中「前条第一項各号に掲げる事項」とあるのは「登録の変更の申請に係る事項」と、第五条第二項並びに第六条第一項、第二項及び第五項中「登録申請者」とあるのは「保証事業会社」と読み替えるものとする。

(違反行為等に対する処分)

第二十二条 国土交通大臣は、保証事業会社又はその役員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反していると認めるときは、当該保証事業会社又は役員に対して、違反是正のための必要な指示をし、又は違反是正のための適当な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、保証事業会社又はその役員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、中央建設業審議会の意見を聴いた

<p>聴いた上で、当該保証事業会社に対して、その登録を取り消し、若しくは六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は役員を命じることができ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第六条第一項第一号、第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>上で、当該保証事業会社に対して、その登録を取り消し、若しくは六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は役員を命じることができ。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 第六条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に該当することとなつたとき。</p> <p>三 (同上)</p> <p>3 (同上)</p>
---	---

改正案

現行

（会社法の準用）

第四十一条 理事及び監事については、会社法第四百三十条、第二編第四章第十二節（第四百三十条の二第五項を除く。）及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号並びに監査役に係る部分を除く。）の規定を、理事については、同法第三百五十三条、第三百六十四条第一項及び第三百六十四条の規定を、監事については、同法第三百八十九条第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項の規定を準用する。この場合において、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第四百三十条の二第二項第二号中「第四百二十三条第一項」とあるのは「内航海運組合法第三十五条第一項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」と、同条第六項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九條第二項において準

（会社法等の準用）

第四十一条 理事及び監事については、会社法第四百三十条及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号並びに監査役に係る部分を除く。）の規定を、理事については、同法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を、監事については、同法第三百八十九条第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項の規定を準用する。この場合において、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第八百五十條第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百十條第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない

用する場合を含む。)、第四百二十三条第三項並びに第四百二十八条第一項」とあり、及び同法第四百三十条の三第二項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項(これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。)、並びに第四百二十三条第三項」とあるのは「内航海運組合法第三十条の三第一項及び第三項」と、同条第一項並びに同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「内航海運組合法第三十五条第五項(同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

(会社法等の準用)

第五十五条 解散及び清算については、会社法第四百七十五条(第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十一条、第四百八十三条第

部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「内航海運組合法第三十五条第五項」と読み替えるものとする。

(会社法等の準用)

第五十五条 解散及び清算については、会社法第四百七十五条(第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十一条、第四百八十三条第

四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）
、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）
、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）
、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、清算人については、第三十二条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十三条第二項及び第四十四条並びに同法第三百五十三条、第三百六十条第一項、第三百六十四条並びに第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号並びに監査役に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十八条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるの

四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）
、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）
、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）
、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、清算人については、第三十二条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十三条第二項及び第四十四条並びに同法第三百五十三条、第三百六十条第一項、第三百六十四条並びに第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号並びに監査役に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十八条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四百九十

は「国土交通省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「内航海運組合法第五十五条において準用する同法第三十五条第五項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした海運組合又は連合会の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて海運組合又は連合会が行うことができる事業以外の事業を当該の海運組合又は連合会の事業として行つたとき。

二 第七条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。

）の規定に基づく政令による登記を怠つたとき。

三十一 （略）

十一の二 第三十四条の三第三項（第五十五条（第五十八条に

九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「内航海運組合法第五十五条において準用する同法第三十五条第五項」と読み替えるものとする。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした海運組合又は連合会の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて海運組合又は連合会が行うことができる事業以外の事業を当該の海運組合又は連合会の事業として行つたとき。

二 第七条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。

）の規定に基づく政令による登記を怠つたとき。

三十一 （同上）

十一の二 第三十四条の三第三項（第五十五条（第五十八条に

において準用する場合を含む。)及び第五十八条において準用する場合を含む。)又は第四十一条(第五十八条において準用する場合を含む。)において準用する会社法第四百三十条の二第四項の規定に違反して理事会若しくは清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十二ノ十八 (略)

において準用する場合を含む。)及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して理事会若しくは清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十二ノ十八 (同上)

三 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）

改正案

現行

（新株、社債及び借入金）

第五条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定するその発行する株式（第十五条及び第二十条第二号において「新株」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第十五条及び同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十条第二号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十条第二号において同じ。）若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2・3 （略）

（財務大臣との協議）

（新株、社債及び借入金）

第五条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定するその発行する株式（第十五条及び第二十条第二号において「新株」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第十五条及び第二十条第二号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十条第二号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十条第二号において同じ。）若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2・3 （同上）

（財務大臣との協議）

第十五条 国土交通大臣は、第五条第一項（新株及び募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）を引き受ける者の募集並びに株式交換又は株式交付に際して行う株式及び新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）の發行に係るものを除く。）、第七条、第八条若しくは第九条（定款の変更の決議に係るものを除く。）の認可又は第十二条第三項ただし書の承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならぬ。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第五条第一項の規定に違反して、新株、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を發行し、又は資金を借り入れたとき。

三〇八 (略)

第十五条 国土交通大臣は、第五条第一項（新株及び募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）を引き受ける者の募集並びに株式交換に際して行う株式及び新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）の發行に係るものを除く。）、第七条、第八条若しくは第九条（定款の変更の決議に係るものを除く。）の認可又は第十二条第三項ただし書の承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならぬ。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 (同上)

二 第五条第一項の規定に違反して、新株、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を發行し、又は資金を借り入れたとき。

三〇八 (同上)

四 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）

改正案	現行
<p>（政府及び地方公共団体の出資）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 指定会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十七条第一号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>（社債及び借入金）</p> <p>第十五条 指定会社は、会社法第六百七十六条に規定する募集社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第五号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債（社債、株式</p>	<p>（政府及び地方公共団体の出資）</p> <p>第五条（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 指定会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十七条第一号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第二十七条第一号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>5（同上）</p> <p>（社債及び借入金）</p> <p>第十五条 指定会社は、会社法第六百七十六条に規定する募集社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第五号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債（社債、株式等の振替に関する</p>

等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第五号において同じ。)を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第四項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を発行したとき。

二 四 (略)

五 第十五条第一項の規定に違反して、募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を発行し、又は資金を借り入れたとき。

六 八 (略)

法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第五号において同じ。)を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 (同上)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第四項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行したとき。

二 四 (同上)

五 第十五条第一項の規定に違反して、募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れたとき。

六 八 (同上)

（株式）

第四条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九條第一項に規定するその発行する株式（第十六條第一号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八條第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を發行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 （略）

第十六條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第四條第一項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を發行したとき。

（株式）

第四条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九條第一項に規定するその発行する株式（第十六條第一号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八條第一項に規定する募集新株予約権（第十六條第一号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を發行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 （同上）

第十六條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第四條第一項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を發行したとき。

二
五
(略)

二
五
(同上)

改正案

現行

（新株、社債及び借入金）

第九条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十二条第二号において「新株」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二条第二号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二条第二号において同じ。）若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2・3 （略）

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務

（新株、社債及び借入金）

第九条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十二条第二号において「新株」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第二十二条第二号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二条第二号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二条第二号において同じ。）若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2・3 （同上）

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務

を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第九条第一項の規定に違反して、新株、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

三〇七 (略)

を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 (同上)

二 第九条第一項の規定に違反して、新株、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

三〇七 (同上)

改正案	現行
<p>(株式)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十二条第一号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を發行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(社債及び借入金)</p> <p>第十一条 会社は、会社法第六百七十六条に規定する募集社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二条第六号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債（社債、株式等の</p>	<p>(株式)</p> <p>第三条 (同上)</p> <p>2 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十二条第一号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第二十二条第一号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を發行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>3・4 (同上)</p> <p>(社債及び借入金)</p> <p>第十一条 会社は、会社法第六百七十六条に規定する募集社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二条第六号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債（社債、株式等の振替に関する法律</p>

振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。
。第二十二條第六号において同じ。)を發行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、會計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三条第二項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を發行したとき。

二 五 (略)

六 第十一条第一項の規定に違反して、募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を發行し、又は資金を借り入れたとき。

七 十 (略)

第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二條第六号において同じ。)を發行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 (同上)

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、會計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三条第二項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を發行したとき。

二 五 (同上)

六 第十一条第一項の規定に違反して、募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を發行し、又は資金を借り入れたとき。

七 十 (同上)

改正案

現行

<p>(社債及び借入金)</p> <p>第二十三条 会社は、会社法第六百七十六条に規定する募集社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三項並びに第四十一条第一項第三号及び第二項第四号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三項並びに第四十一条第一項第三号及び第二項第四号において同じ。）を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、指定会社が募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとする場合について準用する。</p>	<p>(社債及び借入金)</p> <p>第二十三条 会社は、会社法第六百七十六条に規定する募集社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三項並びに第四十一条第一項第三号及び第二項第四号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三項並びに第四十一条第一項第三号及び第二項第四号において同じ。）を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 前二項の規定は、指定会社が募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとする場合について準用する。</p>
--	---

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第二十三条第一項の規定に違反して、募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を發行し、又は資金を借り入れたとき。

四・九 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一・三 (略)

四 第二十三条第三項において準用する同条第一項の規定に違反して、募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を發行し、又は資金を借り入れたとき。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一・二 (同上)

三 第二十三条第一項の規定に違反して、募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を發行し、又は資金を借り入れたとき。

四・九 (同上)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一・三 (同上)

四 第二十三条第三項において準用する同条第一項の規定に違反して、募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を發行し、又は資金を借り入れたとき。

改正案	現行
<p>（株式、社債及び借入金の認可等）</p> <p>第五条 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九條第一項に規定する募集株式（第四十五條第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八條第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六條に規定する募集社債（第三十五條及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を發行し、又は資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（財務大臣との協議）</p> <p>第三十五條 国土交通大臣は、第五條第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を發行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第十條第二項、第二十二條、第二十三條第二項、第三十條第一項、第三十一條又は第三十八條の認可をしようとするときは、財務</p>	<p>（株式、社債及び借入金の認可等）</p> <p>第五条 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九條第一項に規定する募集株式（第四十五條第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八條第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六條に規定する募集社債（第三十五條及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を發行し、又は資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2・3 （同上）</p> <p>（財務大臣との協議）</p> <p>第三十五條 国土交通大臣は、第五條第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を發行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第十條第二項、第二十二條、第二十三條第二項、第三十條第一項、第三十一條又は第三十八條の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなけ</p>

大臣に協議しなければならない。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を發行し、又は資金を借り入れたとき。

二 八 (略)

ればならない。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を發行し、又は資金を借り入れたとき。

二 八 (同上)